

令和 8 年 2 月 定例会 会議録

令和 8 年 2 月 20 日 開会
令和 8 年 3 月 19 日 閉会

宮 崎 県 議 会

令和八年二月定例会会議録

宮崎県議会

令和 8 年 2 月宮崎県議会定例会会議録 目 次

2 月 20 日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 議席の一部変更	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
日高博之議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第 1 号から第80号まで、報告第 1 号及び第 2 号上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自 2 月 21 日（土曜日）

休 会

至 2 月 26 日（木曜日）

2 月 27 日（金曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 代表質問	16
坂口博美議員質問（宮崎県議会自由民主党）	16

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 本県への人の呼び込みについて
- ・ 東九州自動車道について
- ・ 県立病院の運営について
- ・ 日本一挑戦プロジェクトについて（総仕上げ・次に向けて）
- ・ 人口減少社会への適応について
- ・ 文化振興について
- ・ 事業者支援について
- ・ 医療・介護について
- ・ 安全・安心な暮らしづくりについて
- ・ 防災・減災対策について

安田厚生議員質問（宮崎県議会自由民主党）	44
・ 知事の政治姿勢について	
・ 宮崎国スポ・障スポについて	
・ 県森林・林業長期計画について	
・ 会計事務について	

- ・農畜産行政について
- ・環境森林行政について
- ・水産行政について
- ・企業局の経営状況について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

自 2 月 28 日（土曜日）
至 3 月 1 日（日曜日）
3 月 2 日（月曜日）

休 会

1. 出席議員	73
1. 地方自治法第121条による出席者	73
1. 代表質問	74
工藤隆久議員質問（公明党宮崎県議団）	74
・乳幼児の目について	
・D X ・ I C T 化について	
・競技力向上について	
・中山間地域について	
・林業行政について	
・県土行政について	
・大工の育成について	
・観光行政について	
・教育行政、福祉行政について	
・医療的ケア児者問題について	
・ひきこもり問題について	
松本哲也議員質問（県民連合立憲）	92
・平和行政について	
・令和 8 年度重点施策について	
・地方財政対策について	
・総合計画改定について	
・グリーン成長について	
・農業・農村振興について	
・福祉・医療について	
・生涯学習、社会教育について	
・衆議院議員総選挙について	
・特殊詐欺について	

3月3日（火曜日）

1. 出席議員	113
1. 地方自治法第121条による出席者	113
1. 一般質問	114
野崎幸士議員質問	114
・財政運営について	
・未来みやざき成長基金について	
・中小企業と各地域の商工会の振興について	
・稲作について	
・児童生徒の教育について	
永山敏郎議員質問	127
・知事の政治姿勢について	
・新田原基地について	
・若者の県内就職支援について	
・学校司書について	
・高齢者虐待について	
・成年後見制度について	
・ギャンブル等依存症対策について	
・警察犬について	
内田理佐議員質問	140
・知事の政治理念について	
・消費税減税について	
・広報の可能性について	
・皇室の訪問について	
・神楽について	
・宮崎国スポ・障スポの推進について	
・医師確保計画について	
・感染症について	
・営業許可申請について	
・沖田圃場整備事業に伴う県道整備について	
・九州中央自動車道の整備について	
・県指定伝統工芸品「のぼり猿」について	
関師博規議員質問	154
・プノンペンの奇跡への参入について	
・フィルム・コミッション事業について	

- ・オルタナティブ教育の実践について
- ・地域振興事業一ツ瀬川県民ゴルフ場の行方について
- ・献血推進について
- ・入院者訪問支援事業について
- ・高次脳機能障がい者支援について

3月4日（水曜日）

1. 出席議員	-----	169
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	169
1. 一般質問	-----	170
荒神 稔議員質問	-----	170
・知事の政治姿勢について		
・県営住宅について		
・中山間地域への農業人材の呼び込みについて		
・笹サイレージ推進について		
・特定外来生物指定の効果について		
・鳥獣被害対策について		
・スポーツランドみやざきについて		
・保育士不足解消への取組について		
・薬務感染症対策について		
・本県の教育行政について		
坂本康郎議員質問	-----	181
・県の平和行政について		
・県の南海トラフ対策について		
・県内企業優先発注について		
・I C T活用事業について		
本田利弘議員質問	-----	193
・知事の政治姿勢及び所信について		
・首都圏との連携について		
・宮崎県の農地バンクについて		
・林業政策について		
・地域交通への対応について		
・宮崎港の整備及び活用推進について		
・教育行政職確保と採用について		
・高齢介護状況について		
・宮崎国スポ・障スポ開催の進捗について		

- ・外国人材確保・雇用対策について
- ・移住・U I J ターンの取組について

3月5日（木曜日）

1. 出席議員	211
1. 地方自治法第121条による出席者	211
1. 議案第81号追加上程	212
1. 知事提案理由説明	212
1. 一般質問	212
齊藤了介議員質問	212
・宮崎県の教育と人材育成について	
・幼児教育の課題について	
・通信機器、SNSの危険性について	
・タブレット授業の問題点について	
・読書教育の推進について	
・心と体の健康について	
・県立高校について	
・特別支援学校の課題について	
・路線バスの維持について	
渡辺正剛議員質問	225
・知事の県政マネジメントについて	
・農業振興に資する取組について	
・観光開発に資する取組について	
・産業廃棄物処理業に関する許認可について	
・県南地区の医療体制について	
・ダムの貯水状況について	
・国富スマートインターチェンジ周辺地域の開発について	
山下博三議員質問	237
・知事の政治姿勢について	
・狩猟行政について	
・高校無償化への公立高校の取組について	
・農政問題について	
・宮崎カーフェリーの現状と課題について	
・福祉行政について	
1. 議案に対する質疑	253
前屋敷恵美議員	253

1. 議案第1号から第81号まで、報告第1号及び第2号並びに請願委員会付託 -----	257
3月6日（金曜日） 常任委員会（補正）	
自3月7日（土曜日） 休 会	
至3月8日（日曜日）	
3月9日（月曜日） 常任委員会（補正）	
3月10日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	261
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	261
1. 常任委員長審査結果報告（議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号） ----	262
佐藤雅洋総務政策常任委員長 -----	262
重松幸次郎厚生常任委員長 -----	263
内田理佐商工建設常任委員長 -----	264
川添 博環境農林水産常任委員長 -----	265
荒神 稔文教警察企業常任委員長 -----	266
1. 議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号採決 -----	267
自3月11日（水曜日） 常任委員会（当初）	
至3月13日（金曜日）	
自3月14日（土曜日） 休 会	
至3月15日（日曜日）	
3月16日（月曜日） 常任委員会（当初）	
3月17日（火曜日） 特別委員会	
3月18日（水曜日） 休 会	
3月19日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	271
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	271
1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第44号まで及び請願） -----	272
佐藤雅洋総務政策常任委員長 -----	272
重松幸次郎厚生常任委員長 -----	273
内田理佐商工建設常任委員長 -----	275
川添 博環境農林水産常任委員長 -----	276
荒神 稔文教警察企業常任委員長 -----	277
1. 討 論 -----	279
前屋敷恵美議員 -----	279
1. 議案第1号採決 -----	281
1. 議案第33号採決 -----	281

1. 議案第4号、第20号及び第30号採決	281
1. 議案第2号、第3号、第5号から第19号まで、第21号から第29号まで、第31号、第32号 及び第34号から第44号まで採決	282
1. 請願第19号採決	282
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	282
1. 特別委員長調査結果報告	282
福田新一南海トラフ対策特別委員長	282
本田利弘外国人材確保・雇用対策特別委員長	284
1. 議員発議案送付の通知	286
1. 議員発議案第1号から第3号まで追加上程、採決	286
1. 閉 会	287
1. 資 料	289
令和8年2月定例会日程	291
議案送付文書	292
代表質問時間割	296
一般質問時間割	297
議案委員会審査結果表	298
議案・請願委員会審査結果表	300
閉会中の継続審査・調査申出一覧	302
1. 議案議決件名一覧表	303
1. 議員発議案等	309
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	311
脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書	312
非核三原則の堅持を求める意見書	313
1. 請願一覧表	315
1. 議事経過	319

2月20日（金）

令和 8 年 2 月 20 日（金曜日）

午前10時0分開会

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

欠席議員（1名）

32番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
公安委員長	松山昭
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 開 会

○外山 衛議長 これより令和8年2月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○外山 衛議長 ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○外山 衛議長 会議録署名議員に、中野一則議員、坂本康郎議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山 衛議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る2月13日の議会運営委員会において、本日招集されました令和8年2月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計82件、その内訳は、当初予算20件、補正予算19件、条例20件、予算・条例以外23件であります。このほか2件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から3月19日までの28日間とすることに決定いたしま

した。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、2月27日から2日間の日程で代表質問、3月3日から3日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。

付託された議案のうち、補正関連議案については、3月6日から2日間の日程で開催する各常任委員会で審査し、3月10日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

当初関連議案等については、3月11日から4日間の日程で開催する各常任委員会で審査し、3月19日、最終日の本会議で、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。

また、同じく最終日には、今年度設置しております2つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）
〔降壇〕

○外山 衛議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山 衛議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの28

日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第80号まで、
報告第1号及び第2号上程

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第80号まで、報告第1号及び第2号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。

〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和8年2月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ちまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し述べます。

先月23日に衆議院が解散され、今月8日投開票の日程により衆議院議員総選挙が行われました。選挙の結果については御案内のとおりであります。来年度予算及び関連法案の審議が例年より遅れ、年度内成立が困難な状況にあることが指摘されているほか、与野党の主張する消費税減税について、社会保障制度や国・地方の財政運営に与える影響が強く懸念されております。加えて、ガソリン暫定税率廃止等の代替となる安定財源の確保や、偏在性の小さい地方税体系の構築など、今年は地方税財政にとって極

めて重要な議論が行われていくことが想定されます。

地方自治体がその実情に応じた行政サービスを担っていくためには、安定的な財政基盤が必要不可欠であります。引き続き、私は全国知事会地方税財政常任委員長として地方を代表し、十分な地方税財源の確保と将来世代の負担にも配慮した丁寧な議論を強く求めるなど、地方税財源の充実・確保に努めてまいります。

昨年の本県を振り返りますと、スポーツをはじめとする様々な分野において、次なる成長に向けた基盤づくりが力強く前進する一年となりました。

まず、陸上競技場「KUROKIRI STADIUM」やプール「パーソルアクアパーク宮崎」など、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」の主要会場となる施設が次々と完成し、サッカー、ラグビーの公式戦や、代表チームの合宿など、新たな利活用が着々と進んでおります。

今年は、体育館「アスリートタウン延岡アリーナ」と庭球場「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」が全面完成するとともに、国スポ・障スポを来年に控え、競技別リハーサル大会が全県的に実施されます。引き続き、施設整備や開催準備、競技力向上など、大会の成功に向けた準備を着実に進めます。

また、現在行われ、大変にぎわっております侍ジャパンの事前合宿のほか、3年前に引き続きチェコ共和国も合宿で参ります。また、テニスの様々な国際大会、ツール・ド・九州の開催も予定されております。世界基準の施設や長年培ってきた受入れノウハウ等を最大限に生かし、これまで以上の大会誘致や観光誘客、そして地域経済の活性化につなげることにより、

「スポーツランドみやざき」をさらなる高みへと進化・発展させてまいります。

さらに、本県が全国に呼びかけて進めてきた「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録について、我が国からユネスコへの提案が決定され、夢の実現に向けて大きな一歩を踏み出すことができました。2028年のユネスコ無形文化遺産への登録に向け、国や関係機関と連携し、「神楽」の文化的・歴史的価値の磨き上げと国内外への魅力発信に取り組めます。

このほか、都城志布志道路の全線開通や東九州自動車道宮崎パーキングエリアー清武インターチェンジの4車線化をはじめ、細島港16号岸壁の完成や国際定期便「宮崎ー台北線」の増便など、陸海空の交通ネットワークが強化され、本県経済のさらなる活性化や国土強靱化、国内外との交流促進につながる基盤整備が着実に進んでおります。

一方、全国で加速する少子高齢化・人口減少をはじめ、長引く物価高や国際情勢の不確実性の高まりなど、本県を取り巻く環境は厳しさを増しております。来年には、本県人口は100万人を割り込むことが見込まれ、現在の人口構造を踏まえると、その後も長期にわたって減少が続く見通しとなっております。

県としましては、こうした現状を正面から受け止め、引き続き、自然減・社会減両面から人口減少の「緩和」に取り組むとともに、今後縮小する人口規模への「適応」という考え方の下、日常生活に不可欠な医療・福祉や交通・物流等の維持充実、企業の生産性向上や産業人材の確保等を強化するなど、持続可能で安全・安心な暮らし、高付加価値型の稼ぐ産業づくりを進めます。

加えて、長引く物価高から県民生活を守るた

め、国の重点支援地方交付金を活用し、生活者や事業者に対するきめ細かな支援を実施します。

また、2033年の「置県150年」という大きな節目を見据え、県民が本県の将来に夢や希望を持てるよう、新たな発展につながる取組にも着手します。

「積土成山」、少しの土でも積み重ねていけばやがて大きな山になる。将来の強固な基盤や大きな成果を築き上げるために、地道な努力や準備をためまず積み重ねることの大切さを説いた言葉であります。

本格的な人口減少社会を迎えるとともに、生成AIをはじめデジタル技術の飛躍的進展や国際化など、今、時代は大きな転換期にあります。安心と希望あふれる将来の揺るぎない基盤を築いていくため、これまでの積み重ねを確かな成果へと結びつけ、そしてさらなる成長に向けて、未来を切り開く歩みを着実に進めていく必要があります。

令和8年度は、「県総合計画アクションプラン」及び「3つの日本一挑戦プロジェクト」が最終年度を迎えます。コロナ禍からの再生、そして3つの日本一への挑戦など、これまで積み上げてきた取組を具体的な成果として結実させ、県民の皆様が「確かな前進」を実感できる一年にしなければなりません。

私たちが臨んでおりますこの議場も、LED照明に替えられたことによって随分明るくなりました。県民の皆様にとりまして、安心や希望の光あふれる県政が実現するよう、しっかりと議論してまいりたいと考えております。

4期目の任期最後の年を迎え、私は、基本姿勢としている「徹底した現場主義」と「対話と協働」を念頭に、常に県民の皆様の声に真摯に

耳を傾け、これまで以上に強い使命感を持って、目標達成に向けて先頭に立ち、全身全霊で取り組んでまいります。

県議会の皆様をはじめ、県民の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、県政に関して2点御報告を申し上げます。

1点目は、「県有スポーツ施設を活用したイベント誘致」についてであります。

今月10日、アイドルグループ日向坂46による音楽イベント「ひなたフェス2026」が、今年9月5日、6日の2日間、ひなたサンマリスタジアム宮崎にて開催されることが主催者より発表されました。

これまで築いてきた日向坂46との御縁を大切にしたいとの思いから、関係者と連携しながら、私自身も主催者への要望活動やメンバーへ応援メッセージを送るなど様々な働きかけを行う中で、2回目となる「ひなたフェス」の開催が決定したことについて、大変うれしく受け止めております。

前回を上回る、さらに多くの来県者が見込まれるとともに、本県の魅力発信も大いに期待されますので、県としても盛り上げを後押しし、主催者や市町村、関係機関と緊密に連携しながら、安全で円滑な受入れと地域経済への波及効果の向上に努めてまいります。

2点目は、「新たな県自転車競技場の供用開始」についてであります。

令和3年度からひなた宮崎県総合運動公園内で全面改修に着手した県自転車競技場について、全国大会で主流となっている1周333メートル、最大傾斜33度の高速バンク化や、スムーズな大会運営のための地下通路の設置など、競

技力の強化や大規模大会の誘致が可能な日本トップレベルの新たな競技拠点として整備が完了しました。先月31日には、県議会からも外山議長をはじめ、佐藤総務政策常任委員長、荒神文教警察企業常任委員長に御出席いただき、「ひなたベロドローム宮崎」として盛大にオープニングセレモニーを開催したところです。

早速今月には、初めて九州各県の高校自転車競技部による合同合宿やプロチームの合宿が行われ、11月には、九州高校新人大会の初開催も決定するなど、順調に活用が進んでおります。

今後は、来年の国スポはもとより、大規模大会の開催や代表レベルの合宿誘致、県内選手の競技力向上など、当施設を最大限活用し、自転車競技を新たな強みとして、「スポーツランドみやざき」のさらなる発展につながるよう取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたしました令和8年度当初予算案について御説明申し上げます。

来年度の当初予算案は、令和8年度当初予算編成方針に基づき、国の地方財政計画等を踏まえた上で、先ほど申し述べた思いを込めて「みやざきの未来創造予算案」として編成しました。

その結果、令和8年度の当初予算案は、一般会計6,899億5,000万円、特別会計1,920億9,890万6,000円、公営企業会計687億9,425万円となります。このうち、一般会計の歳入財源は、県税1,116億1,000万円、地方消費税清算金623億2,413万7,000円、地方譲与税250億2,300万円、地方交付税2,095億6,500万円、国庫支出金1,045億6,799万7,000円、県債563億4,190万円、その他1,205億1,796万6,000円であります。

なお、後ほど御説明します国の総合経済対策

に伴う物価高対策等の令和7年度補正予算案と一体的に執行することで、施策の効果を最大化してまいります。

次に、主な事業について、令和8年度重点施策の推進方針に掲げた3つの重点施策に沿って御説明申し上げます。

1つ目は、「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」であります。

まず、「子ども・若者プロジェクト」では、中山間地域への移住を促進するため、市町村と連携し、若者・子育て世代に重点を置いた空き家改修等に取り組むとともに、子育てに優しいまちづくりを推進するため、官民挙げて集中的に授乳室やおむつ替えスペース等の整備を推進します。

また、国と連携し、小学校給食費や高校授業料のいわゆる無償化に取り組み、子育てに係る経済的支援を強化します。

次に、「グリーン成長プロジェクト」では、再造林率向上のため、引き続き、市町村と連携した植栽等に係る補助金かさ上げを実施するほか、県産材の海外輸出を促進するため、台湾におけるトップセールスや新たな海外販路の開拓等に取り組めます。

次に、「スポーツ観光プロジェクト」では、ラグビーリーグワン等の公式戦や、テニス日本代表をはじめ代表クラスの合宿等を支援し新たな誘致に取り組むとともに、スポーツによる地域振興の機運を醸成するため、地元プロスポーツチーム等の観戦促進を支援します。

2つ目は、「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」であります。

まず、「持続可能で安全・安心なくらしづくり」として、中山間地域における輸送・配送サービスを維持していくため、複数の運送事業

者による共同配送網の構築等に取り組むとともに、買物等の日常生活サービスの維持のための検討やインフラ整備などの取組を支援します。

また、県土強靱化に係る県単独の公共事業予算について増額して確保し、激甚化・頻発化する自然災害等へ対応してまいります。

次に、「人口減少下でも成長する高付加価値型の「稼ぐ」産業づくり」として、県内企業と外国人材の紹介会社等とのマッチング支援や、消費額の大きい観光誘客を図るための高付加価値型宿泊施設の誘致に向けた調査、農業者の所得向上を図る施設園芸のデジタル化推進支援などに取り組めます。

また、「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録に向け、海外公演などを実施し、その文化的・歴史的価値を世界に発信します。

3つ目は、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」であります。

次なる県政の大きな節目となる置県150年を見据え、県民が本県の将来に夢や希望を持てるよう、新たな発展につながる未来志向の取組を機動的かつ継続的に展開していくため、ふるさと納税を活用し、「未来みやぎ成長基金」を新たに設置します。設置初年度となる令和8年度は、一般財源も活用し40億円を積み立てた上で、置県150年を迎える令和15年度までに、ふるさと納税を財源に総額120億円程度を積み立てる予定としております。本県を応援してくださる方々の思いを「ふるさと納税」という形で結集し、それを財源に多くの人材や投資を呼び込む基盤をつくり、次なる経済成長を実現してまいります。

令和8年度には、まず、「国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興」として、国スポ・障スポの開催で多くの方が来県する絶好の機会を

最大限に生かし、本県の魅力を売り込んでいくため、本県が誇るスポーツ、焼酎、神楽などを一元的にPRする情報発信拠点を設置するとともに、全市町村に大会の盛り上げやおもてなしを担う応援団を結成し、活動を支援します。

また、陸上競技場「KUROKIRI STADIUM」など国スポのレガシーを最大限活用し、プロスポーツキャンプや大規模イベント等のさらなる誘致による経済成長につなげていくため、メディカル面のサポート体制を構築するほか、新たな宿泊施設の整備や既存宿泊施設のキャパシティ拡充の支援に取り組みます。

次に、「国内外との架け橋となる広域交通ネットワークの整備加速化」として、さらなる企業誘致や産業人材確保、輸出拡大の基盤となる、新たな国際線誘致や既存定期便の維持・充実に取り組みます。

さらに、「置県150年を見据えたソフト・ハード両面からの先駆的な取組の推進」として、本県の未来を担う若い世代を含め、官民一体となった「未来みやざき成長県民会議」を設置し、本県のこれまでの歩みに思いをはせながら、県民の皆様とともに、置県150年に向けた新たなプロジェクトを検討・推進します。

このほか、いよいよ開催が来年に迫る国スポ・障スポに向けては、56億円余の予算を措置し、競技会場となる市町村の施設整備やリハースアル大会の運営を支援するとともに、天皇杯獲得に向けて、さらなる競技力向上のための取組等を実施します。

また、今年秋の完成を予定している宮崎県東京ビルの再整備、総合農業試験場、畜産試験場の機能強化に向けた取組、特別支援学校体育館の空調設備整備をはじめ、必要な取組を実施します。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第21号は、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の廃止に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第22号は、物価高による維持管理経費等の増加等を踏まえ、使用料及び手数料の改正を行うものです。

議案第23号は、人事委員会勧告等を踏まえ、通勤手当の改定を行うため、関係規定の改正を行うものです。

議案第24号は、置県150年を見据え、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」に係る施策を機動的かつ継続的に展開するための基金を設置するものです。

議案第25号は、後期高齢者医療における国が定める財政安定化基金拠出率の見直しに伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第26号は、高等特別支援学校の開校に伴い、教育関係の公の施設として設置するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第27号は、公益信託に関する法律の改正等に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第28号は、国の公示送達制度の見直しを踏まえ、インターネット等を利用した公示送達等を可能とするため、関係規定の改正を行うものです。

議案第29号は、宮崎県固定資産評価審議会の委員の任期の見直しのため、関係規定の改正を行うものです。

議案第30号は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に関し、必要な規定を定めるため、関係規定の改正を行うものです。

議案第31号は、食品衛生法施行規則の改正に

に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第32号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第33号は、えびの市にある硫黄山水質改善施設を無償譲渡することについて、議会の議決に付するものです。

議案第34号は、包括外部監査契約の締結について、議会の議決に付するものです。

議案第35号から第39号までは、林道事業、国営施設応急対策事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、議会の議決に付するものです。

議案第40号から第44号までは、宮崎県地域福祉支援計画ほか4計画の変更について、議会の議決に付するものです。

次に、同時に提案しております令和7年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の令和7年度補正予算(第1号)に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、一般会計15億6,666万9,000円の減額、特別会計45億595万5,000円の増額であります。この結果、令和7年度の一般会計歳入歳出予算規模は7,289億3,872万8,000円となります。

一般会計の歳入財源といたしましては、県税34億7,000万円、地方消費税清算金47億1,157万4,000円、地方譲与税32億6,175万5,000円、地方交付税124億5,465万8,000円、国庫支出金18億4,121万6,000円、繰入金マイナス157億4,181万7,000円、県債マイナス85億8,530万円、その

他マイナス29億7,875万5,000円であります。

以下、一般会計補正予算案の主な事業について御説明申し上げます。

まず、物価高対策については、国の重点支援地方交付金を活用し、県民や事業者の皆様を長引く物価高からしっかりと守り抜くため、過去最大の予算規模により、ニーズを的確に捉えた支援を強力に推進してまいります。

国が行う「物価高対応子育て応援手当」と併せて、本県独自に子供1人当たり1万5,000円の上乗せ支給を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減します。また、今年度の大幅な最低賃金引上げに対応した中小企業等に支援金を支給し、賃上げによる経営への影響を緩和します。

さらに、宿泊割引やデジタルクーポン付与などによる観光産業全体の活性化、災害からの自助の備えを進めるための家具・家電転倒防止器具等の購入支援、県立・私立学校における給食・寮食費等への支援のほか、交通・物流事業者、医療・介護・福祉施設、農林水産事業者、その他の中小企業者への支援など、幅広い分野に対し、きめ細かな支援を行います。

次に、その他の国庫補助関係として、林業・木材産業事業体や地域の中核となる農業担い手等に対する機械等の導入支援、県立高校等における教育改革の推進のための基金設置、県有施設避難所におけるシャワー設備等の整備、医療・介護・福祉分野の処遇改善などの事業を計上しております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第64号は、船員の食事に要する費用を新たに旅費として支給するなど、関係規定の改正を行うものです。

議案第65号は、県立高等学校等の教育改革を

推進するための基金を設置するものです。

議案第66号は、県民の利便性向上の観点から、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化を推進するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第67号は、薬剤師法施行令等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第68号は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第69号は、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第70号は、市街化調整区域の立地基準について、予定建築物等の用途制限を緩和するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第71号は、県営住宅の期限付入居について、子育て世帯の対象範囲を拡大するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第72号から第80号までは、工事請負契約の締結や変更について、議会の議決に付するものです。

次に、報告第1号は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴う補正予算、報告第2号は、国家賠償請求事件に係る補正予算の専決報告であり、いずれも早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明しました。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日21日から26日までは、議案調査等のため

本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

2月27日（金）

令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

欠席議員（1名）

32番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 代表質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会自由民主党の坂口博美でございます。会派を代表いたしまして質問を行ってまいります。

去る2月8日に行われた衆議院議員選挙において、我が党は議席数を大きく伸ばし、316議席を獲得いたしました。

今回の大勝は、一つには、まず、衆議院における憲法改正の提案・議決を可能といたしました。さらには、出席議員の3分の2以上の賛成を得て再可決を成立させるのは、予算案の国会議決に際しての衆議院の優越性に比べて極めてハードルが高いとされている法律案についてすら、その議決の可能性を現実のものとしたしました。これらのように、今回の選挙において高市自民党は、決められる政治、前に進む政治を可能とする国会運営上での強力なリーダーシップを得たところであります。

しかしながら望むらくは、大政党なればこそなおさら少数意見にも耳を傾け、目を向けて、「誰一人として取り残さない」の理想を目指してほしいと願っております。

そのような状況の下、まず国際社会を見ますと、4年に及ぶウクライナ問題や緊迫さを増す

中国・台湾関係に加えて、先日のトランプ大統領のベネズエラ介入など、今や世界は、第二次世界大戦後に構築された国連を中心とする政治体系の下における、法の支配、基本的人権、経済的相互依存を基本とする考え方、いわゆる戦後の世界秩序は崩壊の危機に瀕し、帝国主義の再来すら懸念される状況にあります。

言うまでもなく、この流れは何としても阻止し、従来のように法の支配を尊重するなどの世界秩序を取り戻す、あるいはそれに勝るような新たな世界秩序を構築していくことが不可欠であり、急がれるべきだと信じております。そして、その際に最も大きな貢献をなすべき国家の中の一つこそ、戦後一貫して平和を守り、繁栄を続けてきた日本であろうと思います。

一方、国内を見ますと、先述しましたように、衆議院における憲法改正の発議を可能とする議席数を得たわけであります。このことにより、現行憲法の自主的改正を党是とする自民党としては、改正への取組を進めることになるとかと思われま。

申すまでもなく、日本国憲法は、日本国の姿を形づくるに際しての哲学であり、最高法規であります。つまり日本国の姿そのものであります。今後、改正への作業が進められるとなれば、私たち国民は、事の重大さを強く認識し、慎重かつ十分に熟慮を重ねた上で、将来の国づくりを間違えさせない完全なるものとしなくてはなりません。

さて、平成初期の竹下登内閣のとき、地方の自主性向上を目的に、自治体に一律1億円を交付したふるさと創生事業から今日の地方創生に至るまで、地方は自ら考え、自ら地域振興に取り組んでまいりました。そして今では、国の重点支援交付金などの財政措置も幾分か充実し

てきました。そのような中、本県の県政は今、集大成となる大きな節目を迎えつつあります。

述べましたように、世界の政治も我が国の政治も難しい局面を迎えている中、県政のかじ取りも国政と同様で、知事には、先を見据えた洞察力や自己コントロールなどの力量がこれまでも増して問われているものと考えます。

以上、感ずるがままを申し上げ、まず初めに、河野知事の5期目への出馬意向について伺います。

知事の現任期も、残すところ僅か11か月となりました。知事は、昨年11月の定例記者会見において、次期知事選への対応を白紙とし、今は目の前のなすべき仕事に集中したい旨を表明されました。また、県経済団体協議会による出馬要請が見送られたことについても、「粛々と受け止める」と述べるにとどまっておられます。

しかしながら、今年に入り、知事が次期知事選への立候補の意向を固めたとの報道がありました。これまで白紙とされてきた中で、こうした報道がなされたことから、県民も大きな関心を持っており、知事自らの言葉によって、その真意を明らかにすべきであると考えます。

本県が、社会経済情勢の変化により、先行きが極めて不透明な難局に直面する今、今後も県政のかじ取りを担うに足り得るだけの強い覚悟があるのでしょうか、極めて気になるところであります。

知事は次期知事選への出馬について現在どのようにお考えか伺います。

次に、令和8年度当初予算案についてであります。

令和8年度の当初予算案は総額6,900億円と、口蹄疫対策転貸債などの償還という特殊な要因のあった平成27年度を除くと、過去最大の

規模であります。

本予算は、河野県政4期目最後の年間予算となりますが、どのような思いを込めてこの当初予算案を編成されたのか、知事に伺います。

次に、国際線の拡充に向けた取組についてであります。

2025年の訪日外国人旅行者数は前年比15.8%増の約4,268万人、その旅行消費額は約9.5兆円と、ともに過去最高を更新しました。

また、観光にとどまらず、隣県の熊本県では、台湾の半導体メーカーTSMCの進出により、その経済波及効果は10年間で約11.2兆円に上るとの試算もあり、海外資本の呼び込みが地域経済の活性化につながる姿を目の当たりにしております。

本県も人口減少下において、地域の活力を維持し、県民所得の向上を実現するために、こうした海外からの活力を積極的に取り込んでいくことが必要であり、現地と本県を直接結ぶ直行便は、大変重要な交通基盤となるものであります。

県では、今後どのような展望を持って本県の国際線の拡充に向け取り組んでいくのか、総合政策部長に伺います。

次に、東九州自動車道の4車線化に向けた取組についてであります。

北九州市から日南市までがつながった東九州自動車道は、企業立地や観光、医療など様々なストック効果が発揮されており、政府が進める力強い経済を牽引するためには、さらなる高速道路の整備が必要不可欠であります。

東九州自動車道と並行する国道10号は、沿岸部を走る区間が多く、相当の区間が津波浸水想定区域となっていることから、大規模災害時における道路ネットワーク代替性確保や通行止め

リスク軽減、さらには、対向車線への飛び出しや速度低下といった課題を解決するためにも、4車線化の整備が必要と考えます。

さらに申し上げれば、地域振興や防災の観点からも、高速道路は4車線化されて初めて本来の機能を発揮できるものと考えております。

東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化に向けた取組について、県土整備部長に伺います。

次に、県立病院の運営についてであります。

吉村病院局長は、新型コロナ禍の中、令和4年4月に病院局長に就任されました。任期中は、急激な物価や人件費の上昇に柔軟に対応できない診療報酬制度の下での一般会計からの50億円の借入れをはじめ、医師不足への対応や様々な経営改善の取組など、この場では言い尽くすことができない御苦労もあられたものと拝察いたします。

高市総理の下、来年度の診療報酬改定では明るい兆しも見えてきましたが、まだ将来を見通せる状況ではありません。そのような中であっても、人の生活と医療は一体不可分であり、県立病院は県民生活の安全・安心の根幹であり続けなければなりません。

病院局長のこの4年間の総括及び県立病院の今後の展望についての思いを併せて伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、次期知事選への出馬についてであります。

私は、知事就任以来、「徹底した現場主義」と「対話と協働」を政治姿勢の柱として、県勢発展に誠心誠意取り組んでまいりました。特

に、現在務めております4期目におきましては、宮崎再生をテーマに掲げ、コロナ禍などで落ち込んだ県民の暮らしや地域経済を早期に回復すべく、日々何を優先すべきかを考え、最善を尽くす努力を続けた3年でありました。

この間、積極的に県内各地に足を運び、地域の皆様と意見を交わしながら現場の実態を把握し、的確に施策に反映してきたところであります。その結果、県内経済はおおむねコロナ禍以前の水準に回復し、宮崎再生への一定の手応えを感じております。

一方で、急激に進行する少子高齢化、人口減少をはじめ、継続する物価高騰や深刻な人手不足、頻発する自然災害といった課題は地域の活力を奪い続けており、本県が克服すべき困難な課題の解決は、いまだ道半ばであります。だからこそ、この現状を真正面から受け止め、解決に向けて全力を尽くすことに、私は強い使命感を持っております。

また、私はこれまで、国や各県と真摯に対話を重ね、強固な信頼関係を構築しながら、県政のかじ取りを担ってまいりました。現在、全国知事会の地方税財政常任委員長の立場から、地方の意見を取りまとめ、政府・与野党へ繰り返し要望活動を行っております。

例えば、喫緊の課題であります少子化対策では、教育費における家計負担を軽減するため、国に粘り強く働きかけを続けた結果、いわゆる教育無償化を実現いたしました。さらに、本県をはじめ、地方に必要な医療体制の整備や経済対策等に不可欠な財源についても、着実に確保ができているものと考えております。

私の行動の根底にありますのは、必要とあらば国をも動かすという不退転の決意と、それを実現し得るこれまで築いてきた国や各県との高

い信頼関係にほかなりません。

私は、こうした現状を踏まえ、熟慮を重ねた結果、山積する課題に対応し、安心と希望あふれる未来への道筋をつけることこそが今の私に課せられた責務であると確信し、今のこの状況を何とか打開したい、この愛する宮崎をさらによりよく発展させていきたい、そういう強い思いから、次期知事選挙に出馬を決断いたしました。

県政の安定と継続・発展、そして宮崎の未来を確かなものとするため、引き続き私自身が先頭に立ち、困難を乗り越える揺るぎない決意を今こそ示すときであると考えております。

私はこの21年間、ひたすら宮崎県の発展を願い、仕事をしてまいりました。そして、県民の皆様の後押しをいただき、15年にわたり知事としての重責を果たしてまいりました。

私には経験と実績があります。そして、県民の皆様との間で、また、国や様々な団体との間で築いてきた強固な信頼関係があります。

さらに、志を同じくする全国知事会の同志とともに、必要とあらば国をも動かす力を蓄えてまいりました。これまで4期にわたり県民の皆様から負託をいただくことにより蓄えてきた力を、その全てをこの愛する宮崎の未来のためにささげたい、その一念でございます。

次期県政への御負託をいただくことができれば、これまで築いてきた発展の礎の上に、県民誰もが未来に夢や希望を持って心豊かに暮らすことができる宮崎を築くべく、リーダーとしての重責を改めて深く再認識し、全身全霊で本県の未来を切り開いていく所存であります。

次に、当初予算案に込めた思いについてであります。

令和8年度当初予算案は、コロナ禍からの再

生、そして本県の強みを日本一へと引き上げる挑戦など、私が就任4期目に積み重ねてきた歩みを何としても次なる成長につなげるという強い覚悟を持って編成いたしました。

まず、最終年度を迎える日本一挑戦プロジェクトでは、授乳室等のハード面での子育て環境の充実や、若者移住に重点を置いた住まい整備に新たに取り組むとともに、再造林支援やスポーツキャンプ・国際大会誘致の強化など、各プロジェクトで総仕上げに取り組み、県民の皆様が実感できる成果をしっかりと出してまいります。

また、人口減少が進む中であっても、地域の暮らしを守り、産業を活性化していくため、中山間における日常サービスの維持や物流の効率化をはじめ、スマート農業や産業DXの推進、外国人材の確保など、安全・安心な暮らしづくりと「稼ぐ」産業づくりに全力を挙げてまいります。

さらに、私は、置県150年、そしてその先を見据え、本県の未来の発展につながる礎づくりに着手するのは、国スポ・障スポという県政史に残る一大イベントに向け、長い年月をかけて育んできた成長の芽が花開く、まさに時が満ち行く今をおいてほかにないとの思いを強くしております。

このため、個人版ふるさと納税を活用し、8年間で総額120億円を積み立てるという、これまでにないスケールで未来みやざき成長基金を新設し、国スポレガシーを活用した地域振興や国際線の拡充などの取組を中長期で展開するとともに、宮崎の将来を担う子供・若者が学び・楽しめる「知の拠点」づくりに官民一体となって取り組んでまいります。

このほか、当初予算と一体的な執行を予定し

ている2月補正予算案には、足元の物価高から暮らしや産業を守る緊急的な支援を過去最大の規模で盛り込んだところであります。県民や事業者の皆様が直面している課題にしっかりと寄り添いながら、本県の未来を切り開く取組を力強く進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（川北正文君）〔登壇〕 お答えします。国際線の拡充についてであります。

国際線の拡充は、インバウンドの増加のみならず、企業誘致や人材交流、輸出拡大等、海外からの活力を取り込み、外貨を稼いで本県経済を活性化することで、着実な県民所得の向上につなげていく極めて重要な取組であります。

このため、今後、経済発展が見込まれる東南アジア地域などをターゲットに、トップセールス等を実施し、チャーター便の誘致等を足がかりに、新たな定期便の就航につなげてまいりたいと考えております。

また、既存路線につきましては、乗り継ぎ便の利用者を増やすことで増便を目指すなど路線の充実に努めるとともに、アウトバウンド対策としてパスポート取得支援などに取り組み、県民利用の裾野も広げてまいります。

国際線は、人口減少下において本県経済の持続的な発展を牽引する基盤でありますので、その拡充に向け、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（桑畑正仁君）〔登壇〕 お答えします。東九州自動車道の4車線化に向けた取組についてであります。

東九州自動車道は、そのほとんどが暫定2車線であることから、本来の高速道路の機能を発揮させるためには、4車線化の整備を早急に進める必要があります。

このような中、昨年12月に清武インターチェ

ンジ付近の3.7キロメートルが県内で初めて4車線化され、大きな一歩を踏み出したところであり、現在は高鍋―西都間の4.7キロメートルにおいて整備が進められております。

また先月には、知事からNEXC O西日本本社に、新たな事業区間の着手など、整備の加速化を強く訴えたところであり、代表取締役からは、東九州自動車道の4車線化をさらに進めていきたいとの認識が示されました。

高速道路の4車線化は、防災力の向上に加え、物流の効率化による地域経済の発展にも大きく貢献することから、今後とも、沿線自治体等と連携し、県議会の皆様の御協力をいただきながら、東九州自動車道の4車線化に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○病院局長（吉村久人君）〔登壇〕 お答えします。任期4年間の総括と今後の展望についてであります。

この4年間、新型コロナや急速な経営悪化への対応など、数々の難題に直面してきましたが、多くの葛藤の中で、その都度、現場の職員や県議会の皆様と真摯に話し合い、現実的な対応を着実に実施してきました。

一方、厳しい経営の中でも、将来を見据え、宮崎病院の再整備、延岡病院のハイブリッド手術室の整備、日南病院の公立病院間の連携強化などを行ってきました。

今後も、医療需要や経営環境の変化を見極め、県民の理解と納得を得ながら、病院の規模や機能の見直しなど、的確に対応しなければなりません。

県民の命と暮らしを守る県立病院が、将来にわたって高度で良質な医療を安定的に提供していくための、たゆまぬ取組が重要であると考えています。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 ありがとうございました。

壇上からの質問に続いて、知事の政治姿勢について質問してまいります。

先ほど、知事から5期目への意欲、次期知事選への出馬の決断が示されました。

これまでは、県経済団体協議会からの出馬要請を受けてからの出馬表明の流れが慣例でありましたが、今回はそのような要請という形は取られておらず、後押しされて出馬をするのではない、これまでとは違う厳しい状況での判断とも言えようかと思えます。

そうした要請がない中であっても、自らの意思で出馬を決断し、今この場で表明するに至った思いを、改めて知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、「対話と協働」を掲げ、県民の皆様や経済界をはじめとする関係団体と幾度となく膝を突き合わせ、率直に語り合ってまいりました。そのような対話において、将来への不安や日々の暮らしにおける切実な悩みを伺うことも多く、こうした現場の声に触れる中で、この難局を何としても打開し、県政を前へと進めていかなければならないと、そういう思いを強くしてまいりました。

知事就任以来、私は、県民の豊かさの実現を目指して、直面する様々な課題に県民の皆様とともに立ち向かい、本県のさらなる発展に向けた強固な礎を築くべく邁進してまいりました。今まさに、これまでの成果を集大成として結実させ、県民お一人お一人に実感していただくべき時期を迎えております。

これまで、県政上の幾多の困難を乗り越えることによりまして、県民、議会、市町村、関係団体等の皆様との厚い信頼関係を培ってまいりました。今こそ、この信頼関係の下、県民の皆様と一緒に汗をかくことこそが、この難

局を打開し、未来を切り開くための最大の原動力であると固く信じております。

国内外の社会情勢が激しく変動し、先行きが不透明な今、この宮崎のかじ取りを誰が担うべきなのか自らに問い続けた結果、私自身の心の奥底と向き合う中で導き出した答えは、山積する課題や県民の皆様から寄せられる様々な声を真正面から受け止めて、自らが立ち上がるべきであるということであります。

これまで積み重ねてきた県政運営の歩み、そして、県民や議会、市町村、関係団体等の皆様との信頼関係の上に、本県を確実に新たな成長のステージへと押し上げる役割を果たすことが、私に課せられた責務であると考えております。

今、知事の重責を担い、宮崎を牽引できる者は自分をおいてほかにいないと、そういう強い確信の下、宮崎の希望ある将来というものを次代へとつなぐ、その使命を全力で全うする覚悟を固めたことから、次期知事選への出馬を決断したところであります。

○坂口博美議員 ありがとうございました。

出馬の決断に至った思いを強い信念を含めて伺いましたが、5期目への挑戦は長期政権となることもあり、県民からは常に、その姿勢に慣れや停滞が生じていないかという厳しい目も向けられます。多選への批判や刷新を求める声もある中、その決断が県民の理解を得るためには、これまでの4期の歩みが次なる任期を託すに値するものであるか、その実績が今、問われることになります。

知事は就任以来、口蹄疫や相次ぐ災害、そしてコロナ禍からの復興といった本県の危機対応をはじめ、様々な課題に向き合いながら県政運営に取り組んでこられたことは承知しておりま

すが、知事御自身は果たして県民の期待にどこまで応えられたと考えておられるのでしょうか。

5期目という新たな任期に挑むに当たり、これまでの知事御自身の実績をどのように評価しておられるかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 急速な人口減少が進む中、この流れを最大限抑制し安定化を図ることは、本県にとって極めて大きな課題であります。同時に、一人一人が生き生きと活躍し、心豊かに暮らせる社会、そして力強い産業と魅力ある仕事があり、誰もが将来にわたって安心して働ける社会を構築することが何より重要であると考えております。

本県のさらなる発展に向けた持続可能な基盤づくりを進める、そうした認識の下、私はこれまでの約15年間、困難な課題にも真正面から向き合い、誠実に県政運営に取り組んでまいりました。

振り返りますと、知事就任以来、1期目は、口蹄疫や新燃岳の噴火、東日本大震災等の相次ぐ災害により影響を受けた県民生活や社会経済活動の復興に全力を注ぎ、2期目には、復興から新たな成長へとギアを変え、3期目では、未曾有の感染症となったコロナ対応を最優先課題として取り組み、そしてこの4期目では、コロナからの復興・再生や物価高への対応に全力で取り組んでまいりました。

これらの取組により、1人当たり県民所得の増加をはじめ、口蹄疫の終息から15年が経過する中で、全国和牛能力共進会での4大会連続の内閣総理大臣賞受賞や、農業産出額、輸出額の拡大、フードビジネスの振興や企業立地の推進など、本県産業の活力は着実に高まってきております。

また、新しい陸上競技場、体育館、プール、テニスコートといった大型スポーツ施設の整備充実や、WBC侍ジャパンの宮崎合宿等によるスポーツランドみやざきの認知度向上や国際的な評価の高まり、そして神楽のユネスコ無形文化遺産への提案決定など、本県を一段高いステージへと引き上げる成果も生まれてきております。

さらには、東九州自動車道や中央道、都城志布志道路、カーフェリーの再建、新船建造、国際定期便など、陸海空の交通インフラ整備の進展や、防災・医療拠点としての県防災庁舎、県立宮崎病院の整備など、本県を支える基盤づくりも着実に進展しております。

私としては、この15年の取組により、安全・安心な社会づくりや将来の発展の礎となる様々な成果を示すことができているという確かな手応えを感じております。

○坂口博美議員 これまでの取組についてまた改めて伺ったわけですが、ただ、4期という長きにわたり県政を担い、さらにその先を目指す以上、知事が背負うべき役割と責任は、これまで以上に重いものとならざるを得ません。

知事が5期目、すなわち、さらなる4年間、本県のかじ取りを担おうとするのであれば、これまでに培ってきた経験と知見の全てを土台として、今後、宮崎県をどのような姿へ導いていこうと考えておられるのか、その展望を示すべきであります。

加速する人口減少や長引く物価高、さらには、毎年のように発生する自然災害といった山積する難しい課題に対し、知事は一人の政治家として、具体的かつ実効性のある政策を提示する必要があります。

県民一人一人が確かな夢と希望を抱けるよう、5期目に向け、本県の未来像をどのように思い描き、その実現に向けてどのように邁進していけるのかお示してください。

○知事（河野俊嗣君） 本格的な人口減少社会を迎える中で、希望ある未来を築く上で、産業や医療、介護、福祉を支える人材の確保をはじめ、地域経済の活性化や中山間地域対策など、避けて通れない課題が山積しております。これまで4期にわたり県政を任せていただいた集大成として、これらの課題に道筋をつけ、本県を確実に次のステージに進化させることが、私の最大の責務であると考えております。

そこで、次期県政への御負託をいただくことができれば、宮崎をさらに前へと進め、豊かで確かな未来への道を開いていくため、次の3つの政策課題に挑戦してまいります。

まず、1つ目の挑戦は、県民所得を力強く引き上げる、もっと稼ぐ宮崎の実現であります。

大事なことは、県外から稼ぐ力であります。本県においては、農林水産業、製造業、そして観光等の各分野における稼ぐ力を高め、成長産業の育成に全力を挙げてまいります。

例えば農業の分野では、デジタル化や地球温暖化などの大きな変化に対応するため、作業の効率化、規模拡大等を目指す大規模施設、園芸団地等の促進や、暑さに強い新たな品種の研究開発、普及を加速してまいります。

製造業におきましては、脱炭素化やデジタル化を進めるための支援の拡充や、新たな企業立地の促進等により、県内企業の成長を力強く後押ししてまいります。

観光の分野におきましても、国スポ・障スポに向けて整備した施設を最大限に活用し、一年を通じてスポーツ合宿や国内外の観光客でにぎ

わう新スポーツランドみやざきを推進するとともに、国内、海外から延べ宿泊数100万泊の増加を目指し、地域の経済を潤す大きな成長産業へと進化させてまいります。

かつてプロ野球キャンプの誘致などに心血を注ぎ、今日のスポーツランドみやざきの基盤を築き上げてこられた先人の方々の情熱と高い志を私自身の胸に深く刻み、さらなる高みへと引き上げていく所存であります。

また、これらの産業を含む全ての産業において、若者や外国人などの産業人材の確保・育成を通じて、質の高い雇用場を創出してまいります。

さらに、若者や女性が自分らしく活躍できる環境づくりや、にぎわいのある魅力的なまちづくりを進め、人、まち、経済、これらが全て元氣よく動き出す、そのような活気に満ちた宮崎をつくり上げてまいります。

2つ目の挑戦は、将来の不安を払拭し、安心と希望の持てる暮らしの実現であります。

少子高齢化や人口減少の進行により、若者、子育て世代、高齢者、そして中山間地域など、多くの人がそれぞれの将来に不安を抱えており、そういった不安を払拭するため、国全体に関わる制度や仕組みであっても積極的に議論をリードし、本県を念頭に置いて地方の立場から変えてまいります。

また、医療・介護サービスを維持するため、例えば県として人材を確保し、公立病院に医師や医療技術者を派遣する新たな仕組みの構築など、市町村と連携してきめ細かな対策を講じ、県民の皆様が安心と希望を持って暮らせる宮崎県を築き上げてまいります。

そして、3つ目の挑戦は、未来に向けた社会基盤のレベルアップの実現であります。

産業の成長や地域の維持発展に不可欠な高速道路をはじめとする社会基盤は、本県の未来を支える大切な礎であります。また、年々激甚化する風水害など、自然災害から県民の暮らしを守る県土強靱化も待ったなしでありますことから、次の4年間で集中的かつ計画的に整備を進めてまいります。

さらに、国内外との航空路線の維持充実や、将来の東九州新幹線整備に向けた取組など、未来の成長を支える基盤も前進させてまいります。

宮崎の将来の発展を図る上で、本県は今、非常に重要な局面を迎えております。将来を見据え、山積する課題を一つ一つ着実に解決し、持続可能な宮崎県をつくり上げていく、そのために、知事としての経験や培った力を原動力としてこの難局を打破することが、これまで県政を預かってきた私に課せられた大きな使命であると確信しております。

この使命を果たすべく、国や各県、市町村との厚い信頼関係を保ち、社会を変える行動ができる立場にある私の全てを宮崎の未来にささげ、県民の皆様の不安を安心に、そして希望へと変えていくため、決して立ち止まることなく全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 3つの挑戦というのは、いずれも県民が切望するところでもありますし、次のステージという答弁もいただきました。それを意識されているなら、到達点も当然知事の射程距離の中に入っているんだと、前向きに受け止めさせていただきます。

多選に関してですけれども、何期目からが多選だという定義はありませんが、一般的には4期目以上くらいを指しているのかなと私は解釈いたしております。

そしてまた、それをよろしくないとする理由については幾つか言われていますが、特に問題視される一つに、特定の人間や団体などとの癒着というのがあります。

これについては、自らがこれを目指そうとする政治家はまずいないと思いますが、例えば弓道での近的と遠的とのコツの違いは、近的の場合は、直線的に的を狙って矢を射ますが、遠の場合、放物線を描くように矢先を上に向けて的を射ます。なぜなのか。それは、目に見えない力、つまり地球の引力に矢が引きつけられるからであります。

矢が放たれてから短い時間、政治家に例えれば1期か2期かだとしましょう。その間には政治家も少々の引力によって道を曲げられるようなことはあり得ないと思います。しかしながら、これが長くなると、自分は引力に負けずに真っすぐに進んでおるつもりでも、時間とともにについつい地面へと落下していく。ですから、中庸を保つためには、自分を引き寄せようとする力には意識的に距離を保つことが大切かなと思っております。

そして、この中庸についてですが、孔子が「中庸の徳たるや、それ至れるかな」と賛嘆したのを機に、儒学の伝統的概念として尊重されていると物の本にありました。

かの渋沢栄一もまた、自らの書であります「論語と算盤」の中で、「中庸は理想的な経営哲学である」と記しております。

ところで、先ほどの質問や答弁の中で、全国知事会地方税財政常任委員長などの役職名が出ましたが、これは回数を重ねたことで任されたポジションであろうかなと思っております。そういう意味では、継続は力であり、ある意味、多選もまた歓迎されることであろうかと思いま

す。しかしながら、先ほども申し上げましたように、癒着などのような懸念からは、間違っても多選をよしとはできないと言えます。

今日は5期目への意思を示されたわけであり
ますが、それであるなら、見えない引力をどう
やって感じ取り、中庸をどう保つのか、独走、
独善あるいは硬直化や士気の低下などへの対処
や工夫はいかようになされるのか、5期目への
行動に入られる前に、心静寂な中、客観的に自
分を見詰められるのもまた必要かもしれませ
ん。

以上を申し上げまして、次に、国の令和８年度予算及び地方財政対策について伺います。

県の令和8年度当初予算案は、直面する眼前の課題に対応しつつ、次なる成長のために、必要な施策を盛り込んだとの答弁がありました。これらの取組を実行し、知事が目指さんとする未来を現実のものとしていくためには、予算の裏づけが不可欠であります。

国庫支出金や地方交付税等に依存する財政基盤の脆弱な本県にとって、国の予算、そして地方財政対策はまさに生命線であります。

昨年末に閣議決定された政府予算案及び地方財政対策について、全国知事会地方税財政常任委員長としてはどのように評価されているのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 過去最大となります一般会計総額122兆円の国の令和8年度予算案は、「強い経済」の実現に向けた投資の推進に加え、物価高を踏まえた地方交付税の増額や診療報酬等の引上げなど、地方の要望も踏まえた予算が措置されております。

ただ、減税の代替財源が十分に確保されないまま、物価高や好調な企業収益等による税収増で歳入が補われており、今後の財源確保に向け

た議論について注視していく必要があると考えております。

令和8年度地方財政対策につきましては、いわゆるガソリン暫定税率や自動車税環境性能割の廃止に伴う地方の減収見込み**0.6兆円**が全額地方特例交付金で補填されたことに加え、いわゆる教育無償化の導入に伴う地方負担**0.4兆円**や委託料等の物価高対応分**0.6兆円**の増額、緊急防災・減災事業費等の延長や公立病院支援の拡充等が図られたことにより、地方交付税を含めた一般財源総額は、前年度を大きく上回る**67.5兆円**が確保されました。

また、昨年度に引き続き、臨時財政対策債をゼロとするなど、地方財政の健全化も図られており、私が地方の声を取りまとめ、国に強く要望してきた事項の多くが盛り込まれており、高く評価しております。

○坂口博美議員 地方負担の増加が心配されたけれども、特例交付金による補填などによって、本県をはじめ、地方の財政運営に大きな影響は生じなかったということでありました。

しかし、これらの対応は、あくまで暫定的なものであって、将来に向けて恒久的な安定財源が確保されたとは言えません。

加えて、さきの衆議院選の結果を受け、食料品に係る消費税の廃止についても今後議論が活発化していくものと考えますが、改めて、全国知事会地方税財政常任委員長として、地方税財源の安定的な確保に向け、どのように考えておられるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘にありましてと
おり、減税等の補填は令和８年度の暫定的な措
置でありまして、将来の安定財源の確保に向け
ては、引き続き国において検討されることと
なっております。

物価高が続く中、高市政権は国民の負担軽減のため、消費税減税に向けた議論を加速させていく方針であります。減税につきましては、代替となる安定財源が確保されなければ、地方の様々な行政サービスに大きな影響が生じることとなります。

また、金融市場では、長期金利が高い水準で推移するなど、国の財政運営に厳しい目が向けられております。

このため、さらなる減税等につきましては、様々な情勢を見極めながら、将来世代へ負担を先送りすることなく、国と地方を通じた安定財源が確実に確保されるよう、丁寧な議論を強く求めていく必要があると考えております。

また、人口減少や物価高などの困難な課題を克服するとともに、地方から「強い経済」を実現していくためには、さらなる地方税財源の確保・充実が不可欠であります。

私は、令和2年11月から5年余り、全国知事会地方税財政常任委員長の高任を預かっておりますが、今こそ、これまで培った経験や人脈を最大限生かしながら、その職責を全うすべく、全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 地方税財政の面から、本当に今、正念場かなと思っておりますので、ぜひ、言うべきは言う、取るべきは取るという決意で頑張っていただきたいと思います。

急激な物価高の中で、国民の負担軽減を図っていくことは政治の責務であります。減税により、国土強靱化対策をはじめとする公共事業など、重要な施策の推進に支えが生じるようでは本末転倒であります。

特に、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される本県としましては、国土強靱化実施中期計画を確実に実行していくためにも、公

共事業予算を国において十分に確保し、本県に必要な予算を手厚く配分するよう強く求めている必要があります。知事はどのように取り組んでいかれるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 公共事業予算の確保は、激甚化、頻発化する災害や南海トラフ巨大地震等から県民の命と暮らしを守る上でも、極めて重要であると考えております。

このため、私はこれまで、宮崎県知事としての立場、さらには九州地方知事会長としての立場に加え、地方税財政常任委員長や全国高速道路建設協議会の会長として、政府・与党に対し、地方の実情を訴え、必要な予算の確保を求めてまいりました。

いわゆるガソリン暫定税率の廃止に伴う税収減が、国の公共事業予算に与える影響を懸念しておりましたが、令和7年度補正予算、令和8年度政府予算案ともに、前年度を上回る額を確保していただいております。

今後、国において消費税減税の議論が本格化していくものと思われますが、国土強靱化の取組を切れ目なく推進していくためにも、安定した財源を国の責任においてしっかりと確保されるよう、私自身、先頭に立って働きかけるとともに、県議会の皆様や市町村、経済団体の御協力もいただきながら、本県に必要な予算が重点配分されるよう強く訴えてまいります。

○坂口博美議員 公共事業予算というのは、県民の暮らしや命を守るだけではなくて、特に本県においては、地域経済を支える貴重な予算であります。全国知事会の地方税財政常任委員長という地方の予算に係る、まさに要にある今こそ、本県のために全力を尽くしてくださるよう期待いたしております。

続いて、日本一挑戦プロジェクトに関して質

問してまいります。

日本一挑戦プロジェクトは、令和5年6月議会において知事が表明された、本県の強みを伸ばして地域の持続可能性を高めていくという最も重要な施策であり、先ほど知事が総仕上げと言われたように、いよいよ令和8年度が3つのプロジェクトの最終年度となります。

その中の1つ、子ども・若者プロジェクトは、人口減少を抑制するための少子化対策として取り組んでおられますが、知事は、今年度の9月議会における我が会派の代表質問において、令和8年度はさらに取組を強化する旨の答弁をされております。

そもそも少子化対策は、一過性のものではなく、息の長い取組が必要と考えます。

少子化対策における子ども・若者プロジェクトの位置づけと併せ、プロジェクトの最終年度となる令和8年度の実施について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子ども・若者プロジェクトは、結婚し子供を持ちたいと願う若者の希望をかなえることで、少子化に歯止めをかけ、将来的な人口の安定化を早期に実現するための集中的な取組であります。

県ではこれまで、出会い・子育ての機運醸成や環境整備のほか、今年度から、第2子保育料の補助や放課後児童の居場所づくりなど、子育ての負担軽減にも取り組んでまいりました。

このような中、本プロジェクトの最終年度に実施する事業としましては、地域において独身者同士の御縁を結ぶ方々に対する支援でありますとか、子育て世帯が気軽に外出できるための県内全域への授乳スペースの整備など、出会い・子育て支援の基盤を強化する施策を来年度当初予算案において計上しております。

御指摘のとおり、少子化対策は一過性のものではなく、中長期的な県政の最重要課題であります。本プロジェクトの成果を今後の施策につなげることで、安心して暮らせる地域社会の構築のため、少子化対策を強力に推進してまいります。

○坂口博美議員 今の答弁を聞いていて、年齢がばれるか分かりませんが、「愛ちゃんはお嫁に」という歌がありました。「でしゃばりお米に手を引かれ 愛ちゃんは太郎の嫁になる」という歌ですけれども、仲人さんにつないだりとかする、今そういう人があまりいなくなりましたね。これを読んでも大切なことかなと。やっぱり時間をかけてでも、気長にでも、そういったお世話をしてくださる方、特に消極的な若者に対しては、そういう方が何か縁結びの力をそこに注いでくださるといいかなと今答弁を聞きながら思っておりました。

質問いたします。同じく子ども・若者プロジェクトの一環で取り組まれている放課後児童クラブの待機児童解消対策について伺います。

小学校に就学している児童の居場所の一つである放課後児童クラブは、仕事と家庭の両立を社会全体で支える重要な役割を担っており、また、放課後に子供たちが安心して過ごし、仲間との関わりの中で心身ともに健やかに成長していくための、欠かすことのできない居場所であります。

現在、放課後児童クラブの利用者は年々増えており、全国、本県ともに令和7年の利用者数が過去最高となっております。

一方で、利用を希望しているにもかかわらず利用できない待機児童への対応が全国的に課題となっております。

本県の放課後児童クラブにおける待機児童の

発生状況と今後の見通しについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内においては、放課後児童クラブの利用を希望する方が年々増加しており、5月1日時点の待機児童数は、令和5年が262人、令和6年が389人、令和7年が356人となっております。

昨年末に国が示した放課後児童クラブの利用者数の見通しによりますと、今後も増加し続け、2030年頃にピークを迎えるとされております。本県におきましても、今後増加していくものと見込んでおります。

○坂口博美議員 待機児童の発生は、男性の育児休暇取得の広がりや女性の就業率の上昇など、子育てを取り巻く社会構造の変化とも密接に関わるものであり、複数の要因が重なり合う中で生じております。単に待機児童数という数字の多寡にとらわれるのではなくて、中長期的な視点での対策を講じていくことが重要ではなかろうかと思えます。

特に、先ほど示された2030年頃のピークを踏まえると、日々子供たちの安全と育ちを支える現場の人材確保が極めて重要な課題だと考えます。

今後の放課後児童クラブの見通しを踏まえた課題と対策について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 放課後児童クラブは、今後も利用者数の増加が見込まれる中で、人材や場所の確保、ICT化の推進など様々な課題を抱えておりますが、議員御指摘のとおり、人材の確保が大変重要であります。

このため県では、放課後児童支援員の処遇改善に取り組む市町村への支援を行ったり、宮崎県保育士・保育所支援センターにおいて、今年

度から新たに放課後児童クラブの就職あっせんを行うなど、人材確保に重点的に取り組んでいるところです。

今後も、地方が独自に実施する放課後児童の居場所確保のための取組に対する財政支援の充実強化を国へ要望していくとともに、人材確保をはじめとする様々な課題に対応しながら、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

○坂口博美議員 人材確保対策は、本当に急を要すると思いますし、難しいことだろうなと思いますけれども、これに対して全力で取り組んでいただくことをお願いして、続けて、社会減対策としての移住促進の取組について伺います。

先日、総務省より、住民基本台帳人口移動報告が発表されました。東京圏は転入超過であります。40道府県が転出超過であり、東京一極集中の傾向が続いております。本県は社会減が大きく拡大し、特に中山間地域では、若者世代の流出が著しいと伺っております。

少子化対策に加え、人口減少問題の解決のためには、社会減対策と両輪で進めていく必要があると思います。

特に、若者世代の移住をさらに促進する必要がある。移住に当たっては、その住まいの整備が重要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 県ではこれまで、若者を対象とする本県独自の移住支援金や就職活動の交通費補助に加え、空き家のマッチングや改修費用の支援等により、若者の移住促進に取り組んでまいりました。

これにより、令和6年度の移住世帯のうち約6割を30歳代以下が占めるなど、成果が得られる一方で、中山間地域においては住まいの確保

が難しく、移住を諦める例も見受けられます。

このため、来年度、中山間地域において移住者の住まいの整備に集中的に取り組むこととし、若者・子育て世帯を対象とした空き家の改修費用を手厚く支援するなど、今議会で必要な経費を当初予算案に計上しているところです。

今後、市町村と連携しながら、若者の移住促進に積極的に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ここまで人口減少対策について触れてきましたが、県は令和8年度重点施策推進方針において、新たに、縮小する人口規模への「適応」という視点を掲げています。

私は、人口減少や高齢化は避けられない課題であり、中山間地域にこそ、この適応という視点が必要だと考えております。

中山間地域では、買物ができる小売店舗や銀行などの金融サービス、行政サービスといった日常生活を送る上で欠かすことのできない機能の確保が、将来的に困難になる可能性が高くなってきております。

地域に暮らし続けることができる生活基盤が整ってこそ、住民は将来にわたって安心して暮らすことができます。そして、その地に暮らし続けることで、地域が持つ魅力や資源を再発見し、自らが暮らす地域に対して誇りを持つことができます。そうした誇りは、関係人口の創出や地域資源を活用した外貨獲得につながり、地域活性化へとつながる好循環をもたらすことになると思います。

中山間地域に暮らす方々の暮らしを守る環境づくりに今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化が進行する中山間地域では、交通や買物など日常生活に不可欠な機能をどう維持していくかが喫緊かつ最

重要の課題であります。

県ではこれまでも、交通手段や人材の確保、医療・福祉の充実、買物支援等に取り組んでおりますが、縮小する人口規模に適応するためには、さらに取組の充実を図っていく必要があります。

このため、来年度から、県、市町村、民間事業者等による協議会を設立し、生活インフラ機能の確保に向けた議論を深めるほか、コンビニエンスストアや郵便局など既存の民間事業者との協働により、買物や金融など生活に必要なサービスを持続可能な形で提供できる仕組みづくりに取り組むこととしており、必要な経費を今議会の予算案に計上しております。

豊かな自然、固有の文化や歴史を育んできた中山間地域は、私たちが守り抜くべき県の宝であります。

私はこの週末、美郷町で開催されたロードレースでハーフマラソンを走ってまいりましたが、多くの沿道の皆様の温かい声援に本当に元気をいただきましたし、走り終えた後の地域の皆さんが作ってくださった鶏汁のうまさは格別のものがあると、そういう思いがしました。それからちょうど帰りがけに、日向市立坪谷小学校閉校式が終わった後の皆さんとお会いすることができましたが、いかにこの地域の皆さんが、少子高齢化の中で子供たちを守り、そして若山牧水の母校として朗詠の伝統を守ろうとしているか、その誇り、その思いというものが強く感じられたところであります。

こうした宝というものを擁するこの土地を今日まで守り、受け継いできた方々が、安心して暮らし続け、そして次世代につないでいけるような生活環境を整えることは、私が果たすべき使命だと考えております。必ずしや成し遂げると

いう強い覚悟を持ち、市町村や地域の皆様と対話を重ね、あらゆる施策を総動員しながら、全身全霊で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 やっぱり誇りを持つというのは物すごく強いことだと思うんです。誇りというのはすごい引力を持たせるなど、人の動きを見ていて思います。ぜひ精力を注ぎ込んで、この事業を展開していったほしいと思います。

次に、スポーツランドみやざきについて伺います。

スポーツランドみやざきは、長い歴史をかけて、多くの関係者の皆様の御苦労と御努力の積み重ねによって、本県にしっかりと根づき、成長してきた取組であると考えております。

現在、国スポ・障スポに向けて整備された施設の供用が順次開始される中、新たな合宿や国際大会の誘致につながるなど、その成果が着実に現れており、まさに収穫の時期を迎えていると感じております。

本県がさらなる発展を目指していくためには、これらの施設を効果的かつ持続的に活用しながら、次なる段階へと進化させていくことが重要であると考えます。

スポーツランドみやざきの今後の展開について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、日本一挑戦プロジェクトの一つとして、スポーツ観光プロジェクトを掲げ、取組を進めております。

昨年度は、県外からのキャンプ・合宿延べ参加者数が初めて20万人を超え、過去最高を更新するなど、スポーツランドみやざきは、本県の看板政策として確かな成果を上げてきております。

先日まで開催されました侍ジャパン宮崎合宿も、約20万人の方が訪れ、大きな経済効果、そ

してPR効果も発信できたと、確かな手応えを感じております。こうした取組というものを、国スポ・障スポを契機として、さらなる飛躍につなげていく必要があると考えております。

このため私は、スポーツランドみやざきを地域経済に持続的な成長をもたらす新たな産業振興策として、国スポ・障スポ施設など優れたスポーツ環境を最大限に活用して、スポーツの成長産業化を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、大規模大会や合宿誘致の強化により受入れの通年化・全県化の取組に加え、当初予算案に計上しておりますデゲバジャーロ宮崎など地元プロチームの支援や、スポーツ施設等を活用した大型イベントの誘致強化、今年2回目のひなたフェスも予定されておりますし、さらには、宿泊施設の立地支援などの施策も積極的に活用しながら、スポーツを核とした地域経済の活性化を推進してまいります。

これらの取組を通じ、国内外におけるスポーツの聖地として揺るぎない地位を築くとともに、スポーツを次なる経済成長のエンジンとして、本県経済に活力を与え、宮崎の着実な発展につなげてまいります。

○坂口博美議員 最終的に県民の懐につながるような有効な利用をしないといけないかなと。様々な基盤整備というのは、これまで県民がずっと辛抱、我慢してきて、ようやく今ここに至ったわけですから、ぜひ、それに向けて頑張ってくださいことをお願いしておきます。

そして、スポーツランドみやざきの取組ですが、これも、松形県政の時代から辛抱強く、そして息長く積み上げてきた本県独自の取組だと考えております。今まさに実りのときを

迎え、これからは、国スポ・障スポ施設を効果的に活用して、知事が先頭に立って新しい段階へと進化させることで、申し上げましたように、県民所得の向上など本県経済の好循環につながっていただくことを重ねてお願い申し上げて、今出てまいりました宿泊施設に関して伺ってまいります。

ただいま知事の答弁で出ましたけれども、国スポ・障スポに向けて新たに整備されたスポーツ施設などの周辺では、宿泊施設が少なく、プロスポーツチームが宿泊先として利用できる宿泊施設の誘致の要望もあると聞いております。

また、訪日外国人旅行者の中には、旅行1回当たり100万円以上を消費する、いわゆる高付加価値旅行者も多くいると聞いております。

本県にこれらを取り込むことができれば、より大きな経済効果が期待されますが、隣県と比べても、対応できる宿泊施設が少ないと感じております。

今後、本県の観光振興をはじめ、スポーツの成長産業化を目指す上でも、宿泊施設の受入れ体制をどのように強化していかれるおつもりか、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これまで県では、宿泊施設のDX化や客室改修、人材確保への支援などの受入れ環境の整備等に取り組んでまいりました。

しかしながら、本県観光の次なるステージを見据えると、スポーツの成長産業化に向けて、これまで以上に、大規模スポーツ大会や、2回目の開催が決定したひなたフェスなど大型イベントの誘致等を強化するとともに、拡大するインバウンド需要にも確実に対応するため、その受皿となる宿泊施設の立地等にもさらに力を入れていく必要があると考えております。

このため、当初予算案において、宿泊施設の新設に向けた、本県への投資を促すための補助制度を新たに創設するとともに、既存宿泊施設の定員の増加に係る改修支援、さらには、高付加価値旅行者のニーズに対応する宿泊施設の誘致調査など、受入れ体制強化のための経費を計上しております。

今後とも、私が先頭に立って、これらの取組を市町村等と一体となって進めながら、本県観光の新たな未来を切り開いてまいります。

○坂口博美議員 誘致を強化するとともに、民間投資というのを促して、受入れ基盤である宿泊施設の充実等を図ることで、本県観光の受入れ環境や付加価値を向上させていくことが大変重要であると思います。ぜひ積極的に取り組んでくださることを求めています。

さて、本県には神楽をはじめ全国に誇る多くの魅力があり、それらを広くアピールし、後世にもしっかりと残していく必要があると考えます。来年開催される国スポ・障スポでは、県外からも多くの来県が見込まれることから、この大会を契機とした地域振興を図り、さらなる県内経済の活性化につなげることが求められるところであります。

その一環として、本県の魅力を発信する拠点を設置するとのことですが、設置の概要や狙いについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 当初予算案で計上しております「宮崎の魅力発信拠点（H i n a t a B a s e）設置事業」は、来年の国スポ・障スポを機に見込まれる多くの来県者へのおもてなしを図るため、本県の魅力的なコンテンツを一元的にPRする情報発信拠点を設置するものです。

具体的には、本県の強みであるスポーツや焼酎、神楽などを一度に体験できる拠点として、アスリートの記念グッズの展示やVR体験、焼酎の試飲や蔵元によるプロモーション、神楽衣装の展示や神楽の公演などを実施することとしております。

本事業を通じまして、本県の魅力発信の在り方についての検証も行うことで、さらなる情報発信の工夫を図り、観光誘客の増加など、県内経済の活性化につなげてまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、魅力的な情報発信拠点として、そこで得られたことをしっかりと検証した上で、本県の強みである、今申されたスポーツ、焼酎、神楽などを今後どのように発展・伝承していくのか、将来ビジョンを見据えて、次の施策につなげてくださるようお願いしておきます。

続いて、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組について質問してまいります。

昨年11月に、神楽のユネスコ無形文化遺産への提案が決定したと発表されました。

また、先月には、私の地元であります児湯地区で受け継がれている高鍋神楽が、諸塚神楽とともに国の重要無形民俗文化財に指定されることになったとの吉報も届きました。

この2つのニュースは、宮崎の神楽にとって大きな追い風となるものであり、大変誇らしく、うれしく受け止めております。長年、宮崎県が全国の先頭に立って取り組んできた運動も、ようやく次の段階にステップアップしていくことになるものと思っております。

神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた今後の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県民の長年の悲願であります神楽のユネスコ登録につきましては、本

県が全国に呼びかけて運動を展開してまいりましたが、昨年11月に日本からの提案が決定し、大きな一歩を踏み出したところでありますが、今こそ機を逸することなく、2年後、2028年のユネスコ登録を確実なものとするための取組を一段と強化していく必要があると考えております。

このため県では、神楽の持つ歴史的・文化的価値を戦略的に発信し、世界的な評価につなげるための海外公演をはじめ、神楽ファンの裾野を広げるための全国神楽シンポジウムの開催のほか、本県においては、担い手の確保や連携強化のための県内組織の設立など、国内外における登録への機運醸成や、神楽の保存・継承に向け、必要な経費を当初予算案に計上しているところであります。

引き続き、全国の神楽を支える保存団体や地域の皆様が、より大きな自信と誇り、そして将来に向けた希望を抱き、さらには、神楽を核とした地域の活性化につながるよう、ユネスコ登録を目指して、本県が先頭に立ち、文化庁をはじめ、全国の関係者と一丸となって取り組んでまいります。

○坂口博美議員 本県には、既に国の重要無形民俗文化財である高千穂の夜神楽、椎葉神楽、米良の神楽、高原の神舞、そして新たに指定される高鍋神楽や諸塚神楽など、県内各地に200もの神楽が受け継がれております。これほど多様な伝統文化が今なお息づいていることは、我々県民の大きな誇りであり、自信を持って引き継ぐべき宮崎の宝だと思います。

神楽が登録された先に、どのような宮崎を目指されるのか、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 神楽は古くから、人々の絆を結び、地域の活力となるなど、地域コ

コミュニティーの維持に大きな役割を果たしてまいりました。

少子高齢化や人口減少の影響により、その神楽の継承が危機的な状況にある中、ユネスコ登録により世界的な評価を得ることは、これまで神楽を守ってこられた皆様の努力に光が当たり、大きな励みになるものと考えております。

また、御指摘のように、全国の国指定神楽40あるうちの、本県は単独の県としては全国最多の4つ、さらには2つ加わってこれが6つになる見込みであるということに加え、県内で200もの神楽が継承され、まさに神楽の聖地とも言うべき本県におきまして、県民の宮崎で生まれ育ったことへの自信や誇り、郷土愛を深める大きなきっかけになり、神楽の保存・継承がさらに進むものと確信しております。

さらに、ユネスコの登録により、国際的な認知度の向上が図られると、新たなにぎわいや人々の交流をもたらし、地域振興や経済の活性化、地域を担う人材の育成にもつながるものと考えております。

こうした登録の意義を県民の皆様と共有しつつ、神楽をはじめとする本県の多彩な強みを掛け合わせ、新たな魅力に発展させることで、未来に向かって希望あふれる宮崎を実現してまいります。

○坂口博美議員 再三再四になりますけれども、宮崎県には、神楽をはじめ、先ほど申しました焼酎や、あるいは今だんだん充実してきておりますスポーツなど、強みとなる魅力が数多くあります。これらをうまく掛け合わせて、宮崎の新しい魅力を生み出せるような施策につなげていかれるよう重ねてお願い申し上げます。

続いて、事業者支援について質問してまいります。

まず、県内企業における最低賃金への対応に対する支援策についてであります。

最低賃金は、令和7年度の改定により、全国加重平均で昨年度から66円引上げの1,121円となりました。本県においても、過去最大71円引上げの1,023円となったところで、昨年11月16日から県内で働く全ての労働者に適用されております。

最低賃金制度は、労働者の最低限の生活水準を保障するセーフティーネットとしての役割があるわけですが、近年においては、賃金と物価の好循環という社会的な動きの中で、構造的な賃上げを促す役割が強まっているように感じております。

本来、事業所における賃上げは、適切な価格転嫁や生産性向上など、賃上げ原資の確保によりもたらされるものであると考えますが、近年の最低賃金の急激な上昇は、多くの中小企業等にとって、自助努力で対応できるスピードを超えており、行政による即効性のある支援も必要ではないかと考えます。

そのようなことから、最低賃金の大幅な引上げが続く中、それに対応している経営的に余裕のない中小企業等への直接的な支援が必要だと考えますが、県の支援策について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の最低賃金の改定については、平成14年以来、長年、ほとんどの年が10円未満の引上げでしたが、平成28年以降は、新型コロナの影響を受けた令和2年を除いて、引上げ額が20円を超え、さらに令和5年には44円、令和6年には55円、そして令和7年は71円と、特に今回は大幅な引上げ額となりました。

そこで、今回の補正予算案では、中小企業等

における経営への影響緩和と雇用維持を図るため、新たに必要な経費を計上しており、今年の最低賃金の急激な上昇に対応した事業所を対象に、従業員1人当たり7万円、最大50人分の支援金を支給することとしております。

今後とも、関係機関等と連携して、様々な施策に複合的に取り組むことで、県内企業における持続可能な賃上げ環境の整備につなげてまいります。

○坂口博美議員 国は、総合経済対策の中で賃上げの流れを全国に広げていくと示しており、賃上げの流れはこれからも続き、最低賃金も大幅な上昇が続くことが想定される中、将来的にも必要に応じた支援の見通しがあるのかが気になるところであります。

令和7年の最低賃金引上げについて支援を行うとの部長の答弁でありましたが、来年度以降も継続的に取り組む考えはないのか、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、国が物価上昇を上回る賃上げの普及・定着を進める中で、今後も賃上げの動きは続き、最低賃金の改定についても、その影響を受けるものと考えております。

このような中、人材確保の必要性や物価上昇への対応などを背景に、企業業績にかかわらず防衛的に賃上げをせざるを得ない企業にとっては、その原資を安定的に確保し、持続的な賃上げをいかに実現できるかが大きな課題となっております。

県では、賃上げ支援として、生産性向上や適正な価格転嫁の促進など、県内企業における「稼ぐ力」の強化に取り組んでおります。

さらに今回、最低賃金の大幅な引上げに対応した中小企業等に対して新たに支援金を支給す

ることで、経営への影響緩和と雇用維持を図るため、国の重点支援地方交付金を活用した新規事業を補正予算案に計上いたしました。

現時点では、今後の国の動きは見えませんが、引き続き、県民の皆様の声に耳を傾け、国をはじめ関係機関等と連携しながら、社会情勢や本県の実情などを総合的に勘案し、将来にわたって安心して賃上げに取り組むことができる環境整備に向けて、必要な取組を検討してまいります。

○坂口博美議員 必要な取組というのはありそうで、なかなか大変じゃなかろうかなと思いますけれども、何とか動き始めた経済、賃上げというのを持続させていく努力を強く求めています。

次に、価格転嫁に関して伺います。

県内事業者を取り巻く環境は、長引く物価上昇による原材料価格の高騰や、深刻な人手不足などにより、厳しさを増しておりますが、こうした中でも、賃上げの原資を確保し、持続的な賃上げを実現していくためには、原材料費などのコスト上昇分を、製品やサービスへ適切に価格転嫁していくことが大変重要であります。

しかしながら、県内事業者の中には、取引先との関係悪化の懸念や、価格交渉の進め方への不安などから、価格転嫁の交渉をちゅうちょしたり、コスト上昇分を自社努力で吸収するなど、十分な価格転嫁に踏み切れていない状況もあると伺っております。

県内事業者の価格転嫁の状況と県の支援策について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県が昨年秋に実施した事業者アンケートによると、回答企業の約9割がコスト上昇の影響を受けているものの、価格転嫁の協議に応じてもらえた事業

者は、そのうち約4割にとどまっており、価格転嫁の取組は重要性を増しております。

このため県では、価格転嫁促進支援員による伴走支援や、価格転嫁も含め取引先との共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言への優遇措置を講じており、支援を受けた事業者からは「価格アップができそうだ」などの声が届いているほか、宣言した企業数は昨年末で645社とおよそ1年間で倍増するなど、着実な成果につながっております。

今後とも、これらの施策を通して適切な価格転嫁が図られるよう取り組んでまいります。

○坂口博美議員 様々な支援策を講じつつも、その一方では、こうした支援に頼らずとも、事業者が自ら収益力を高め、成長し、将来の賃金アップや人材確保、設備投資の原資を稼げること、すなわち足腰の強い事業者を育成することも併せて重要であります。

国の経済対策においても、「強い経済」の実現に向けて、物価や人件費の高騰、人手不足など厳しい経営環境に置かれる事業者が、賃上げや設備投資に踏み出せる環境整備が急務として、支援策の充実を求めています。

県として、物価高騰等により厳しい経営環境にある事業者をどのように支援していくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県内中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を高めることは大変重要であり、県では、国の重点支援交付金等も活用しながら、補正予算案及び当初予算案に必要な経費を計上しております。

例えば、生産性向上やDX推進、販路拡大等に要する経費補助に加え、経営力強化に向けた専門家の派遣や金融支援、経営改善計画等の策定支援のほか、製造事業者向けには、省力化等

につながる設備改修への補助や、特別高圧電気料金の負担軽減などの支援を従来よりも手厚く講じることとしております。

持続的な企業価値向上と賃上げの好循環の実現に向けて、これらの支援策を関係機関一体となって重層的に展開し、中小企業・小規模事業者の成長を後押ししてまいります。

○坂口博美議員 続いて、医療・介護分野について質問してまいります。

まず、国民健康保険制度についてであります。

周知のとおり、急速に進展する少子高齢化、高額な医療費の発生等を背景に、1人当たり医療費は年々膨らみ続けております。中でも国民健康保険、いわゆる国保は、他の保険制度でカバーし切れない全ての人を対象とする医療保険制度であり、国民皆保険の最後のとりでですが、他の医療保険と比較して、加入者の年齢構成が高く、所得水準が低いため、その財政基盤の脆弱さが指摘されております。

こうした状況から、制度の持続可能性を確保するため、平成30年度には、それまで国保を運営してきた市町村に加え、県も保険者とされ、財政運営については、県が主体的な役割を果たすこととされました。

この広域化の大きな目的は、保険給付を県と全市町村で支え合い、県内どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税を負担するという、受益と負担の公平を実現することであると思います。

このようなことから、現在、県内各市町村間で異なる保険税水準について、国は、令和15年度までに都道府県単位での水準の統一を進めるよう求めておりますが、本県においては、保険税水準の統一についてどのように考えておられ

るのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりででありまして、将来にわたってこの制度を維持していくことは、県政を預かる私に課せられた責務であると認識しております。

国民健康保険につきましては、被保険者数の減少や高齢者割合の増加などにより、特に、小規模市町村において財政運営が不安定になりかねないという課題があり、また、お住まいの市町村によって、保険税の算定方法や税率が異なるなどの課題もあります。

保険財政基盤の安定化を図り、県内どこに住んでいても安心して医療が受けられる体制を構築するためには、保険税水準の統一は避けて通れない改革でありますので、国の方針を踏まえ、本県においても、令和15年度を目標に統一を進めたいと考えております。

県としましては、今後、保険財政の健全化と保険税負担のバランスなど、市町村とも真摯に協議を重ねながら、統一に向けた取組を丁寧に進めてまいります。

○坂口博美議員 次に、令和8年度の診療報酬改定についてであります。

県の調査では、病院または有床診療所を運営する医療法人の令和6年度決算で、事業収益が赤字の割合が約6割となっており、前年度よりも状況が悪化しております。

全国においては、令和6年度の医療法人の経営状況について、病院の約6割、一般診療所では約4割が赤字であり、特に、公立病院や国立病院では約9割が赤字とのことであります。

帝国データバンクによると、令和7年の全国の医療機関の倒産は66件で、過去最多を更新しており、このような状況が続くようであれば、

地域の医療提供体制を維持できなくなるおそれがあります。

昨年12月、政府が令和8年度の診療報酬について、医師の技術料や人件費に当たる本体部分で3.09%のプラス改定を決定し、先日、中央社会保険医療協議会が診療報酬の改定案を国に答申されました。

令和8年度診療報酬改定は、物価高騰や賃上げ、新たな地域医療構想を見据えた対応など、極めて重要な局面にある改定であります。

令和8年度の診療報酬改定についての県の認識を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 令和8年度の診療報酬改定については、全国知事会を通じ、国に対し、社会経済情勢を適切に反映するよう強く要望してまいりましたが、医療保険制度の安定性、持続可能性の向上を図りつつ、物価高や人手不足等の環境の変化への対応等を行うため、30年ぶりの大幅な引上げとなりました。

先日、中央社会保険医療協議会が診療報酬の改定案を国に答申しましたが、初診料などに医療従事者の賃上げ分の加算が可能となるとともに、物価対応料が上乘せされるなど、医療機関の経営改善に向けた対応が盛り込まれております。

県としましては、今後、県医師会などと連携して、その影響を精査し、引き続き、県民が安心して医療が受けられるよう、必要に応じ国に要望するなど、しっかりと対応してまいります。

○坂口博美議員 次に、介護事業所に対する支援についてであります。

医療機関と同様に、公定価格である介護報酬で運営されている介護事業所においても、近年の物価高騰の影響を価格に転嫁できず、また、

他の産業と賃金に差が生じていることから、介護人材の不足も重なっており、厳しい経営状況にあります。

昨年11月に厚生労働省が公表した全国のデータによると、令和6年度決算において、約4割の介護事業所が赤字であったとの結果が示されております。

この状況が続けば、介護サービスの安定的な提供が困難になることが予想されるため、早急な支援が必要と考えますが、物価高や人材不足により経営状況の厳しい介護事業所に対し、県としてどのような支援を行うのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の介護事業所においては、厳しい経営状況が続いていると認識しております。

このため県では、物価高騰対策の支援金や、国の医療・介護等支援パッケージを活用した賃上げ及びサービス提供に必要な機器の購入等への支援について、今議会の補正予算案に計上したところであります。

また、今年6月の介護報酬の臨時改定では、給与改善のための処遇改善加算が拡充されますことから、社会保険労務士の派遣により、この加算の取得を促進するなど、人材確保のための処遇改善を推進してまいります。

今後とも、介護事業所が安定的にサービスを提供できるよう、経営の安定化や介護人材の確保に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 続いて、安全・安心な暮らしづくりについて質問してまいります。

まず、子ども食堂に対する支援についてであります。

県内における子ども食堂の取組は、年々広がりを見せており、地域に根差した活動になって

おりますが、長引く物価高騰の影響を受け、活動が厳しくなっていると聞いております。

県では、9月補正予算において「フードバンクを通じたこども食堂緊急支援事業」に取り組まれておりますが、この事業の成果と、今後、県として、どのように子ども食堂などの活動を支援していくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） この事業では、物価高騰による食材の不足を補うため、県内の子ども食堂116か所に対して県産食材などを配布したところであります。

また、今回の食材配布を通じて、これまでつながりのなかったフードバンクや市町村と子ども食堂の間に新たなネットワークが生まれるなど、これからの安定的な運営に向けた支援ができたものと考えております。

今後は、昨年10月に、県内全域をカバーする民間のフードバンク協議会が立ち上がったことから、来年度当初予算案に計上しております「こどもの貧困対策促進事業」により同協議会を支援し、広域的な食材供給体制の充実を図ることで、子ども食堂等の活動を支援してまいります。

○坂口博美議員 子ども食堂とフードバンクのつながりをつくることを副次的な目的として実施されたことは、今後につながる視点だと思えます。今後、フードバンク協議会としっかりと連携しながら、子ども食堂などの活動を支える環境づくりに努めていただくようお願いしております。

次に、児童相談所の体制強化についてであります。

先日、こども家庭庁が公表した全国の児童虐待相談対応件数によると、令和6年度は令和5年度と同様、22万件を超え、高止まりの状況が

続いております。本県においても同様に、相談対応件数は年間2,000件前後で推移しており、高止まりの状況にあります。

児童虐待への対応は、児童相談所を中心にしていますが、このように多くの相談に対応するに当たっては、その体制を強化する必要があると考えます。

児童虐待の件数が減らない中、どのように体制強化を図っているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 件数が高止まりしております児童虐待に適切に対応するため、県では、国の基準に基づき、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の配置数を令和元年度と比べて倍増させるとともに、定期的な研修により、職員のスキルアップを図っております。

また、警察職員や弁護士などの専門職や再発防止に取り組む親子関係再構築支援員を配置するとともに、新たに、子供家庭福祉分野における専門性向上を目的とした、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を進めるなど、人員体制と専門性の強化を行ってまいります。

さらに、児童相談所に第三者評価を導入し、専門家の意見を取り入れることで、相談体制の改善を図り、さらなる体制強化に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 人的配置の数字等も聞きたいんですけども、これは時間の関係とか代表質問でもありますので、委員会あるいは一般質問に譲りたいと思います。

関連して、里親委託に関し伺います。

虐待を受けた子供を含め、家庭での養育が困難となった子供は、児童養護施設や里親家庭での養育を受けることとなります。本県は、里親の数や里親への委託率が全国に比べて低いと聞

いておりますが、養育の在り方を考える上では、適格な人を里親に登録し、相性がよい里親に子供を預けるなど、一人一人の子供の幸せを最優先に取り組むべきであると考えます。

本県の里親委託の現状について、登録里親数と里親等委託率、里親委託に向けた取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の登録里親数は、令和6年度末現在で156世帯、里親等委託率は13.3%となっております。

里親になるには、里親支援センターが行う研修を受講した上で、児童相談所による家庭調査等を受ける必要があります。県は、その調査結果に基づき、児童福祉専門分科会で、専門家の意見も聞きながら、里親として適格と判断した方を登録しております。

また、子供を里親に預ける際には、十分な時間をかけて、面会、外出、外泊等を行い、相性を確認しながら丁寧なマッチングに努めるとともに、その後も定期的な訪問による助言を行うなど、アフターフォローにも力を入れているところであります。

今後も、一人一人の里親・里子に寄り添いながら、里親委託を進めてまいります。

○坂口博美議員 次に、地域共生社会の実現についてであります。

地域福祉支援計画の変更計画を策定するに当たり、県が実施した県民意識調査によりますと、地域のつながりの希薄化や、適切な支援にうまくつながらないといった課題が顕著となっております。

さらに、昨年12月に行われた民生委員・児童委員の一斉改選では、充足率が90%を下回ったところであります。民生委員は、個人情報の機密遵守や、地域住民の抱える課題を適切な支援

につなぐための資質が求められておりますが、こうした地域を支える担い手の確保がますます厳しくなっております。

こういった中で、計画の基本理念でもある「地域共生社会の実現」を図るために、今後、県としてどのような取組を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 孤独・孤立や身寄りのない高齢者が増えるなど、地域における課題が複雑化している中、住民一人一人が関心を持ち、地域全体で支え合うことが重要になっております。

このため県では、住民に身近に寄り添い支援する民生委員や地域福祉コーディネーター等、地域を支える人材の確保に積極的に取り組むこととしております。

また、当初予算案において、例えば、地元の空き店舗を活用し、単身高齢者と他世代の住民との交流を深めながら福祉サービスに適切につなげるといった、地域のつながりを創出するためのモデル事業を計上しております。

今後、市町村や関係団体と連携しながら、誰もが互いに支え合う地域共生社会の実現を推進してまいります。

○坂口博美議員 次に、高次脳機能障がい者支援についてであります。

高次脳機能障がいとは、交通事故や病気などで脳に損傷を受け、その後遺症として、記憶障がい、注意障がいなどが現れるもので、外見からは障がいがあると分かりにくいことから、「見えない障がい」などとも言われております。令和5年度に県が実施した実態把握調査では、県内に約7,000人の当事者がいるものと推計されており、多くの方が生活に困難を抱えておられたり、適切な支援に結びついていない状

況があるものと考えられます。

そういった中、高次脳機能障がい支援をめぐる動きとして、自民党をはじめとする超党派の高次脳機能障害者の支援に関する議員連盟が中心となり、議員立法に向け議論が積み重ねられ、昨年12月に高次脳機能障害者支援法が成立し、本年4月1日より施行されます。

この法律において、当事者及びその家族等に対する支援は国や地方公共団体の責務であることが明記されるなど、県においても、これまでの取組に加えて、より実効性のある取組を推進することが求められるものと考えます。

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う県の今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、支援のさらなる充実を図るためには、医療、福祉、就労、教育など、各分野の連携をより一層深めることが大変重要であります。

このため県では、相談対応や普及啓発などこれまでの取組に加え、今議会に当初予算案で高次脳機能障がい支援ネットワーク強化事業を計上し、関係機関との連絡会議等を通じて、相互間の連携を深めるとともに、同法において設置が促されております高次脳機能障害者支援センターの在り方を検討するなど、支援体制の強化に向けた取組を進めることとしております。

県としましては、当事者やその家族が住み慣れた地域で切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関と一体となって、しっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 次に、犯罪被害者等への支援について伺います。

殺人や強盗などの痛ましい事件・事故が、メディアで毎日のように報じられております。

一たび被害に遭うと、それまでの平穏な日常が奪われ、様々な困難に直面することになります。心身に深いダメージを負った中、様々な支援を受けようと思っても、そもそもどこに相談すればよいか分からない、支援先にたどり着けたとしても、行く先々で繰り返し被害状況等を説明しなければならず、つらい体験を思い出すなどの二次被害の可能性も危惧しております。

犯罪被害者等が抱える負担を軽減するための支援が必要だと考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 犯罪被害は、県民誰もが当事者となり得る可能性があり、一たび被害に遭えば、心身への直接的な影響に加え、その後の生活の中で、長期にわたり、様々な面で困難な状況に置かれる懸念があります。

こうした方々にしっかりと寄り添い、その負担を軽減し、円滑で適切な支援を提供することは、行政の果たすべき重要な役割であります。

このため県では、被害者やその御家族、御遺族の皆様に伴走しながら、ワンストップで市町村などの各支援機関・団体との総合調整を担います犯罪被害者等支援コーディネーターを新たに設置し、必要な支援を適時適切に途切れることなく提供できる体制を構築することとしており、そのための経費を当初予算案に計上しております。

犯罪被害に遭われた皆様が一日でも早く平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、誰もが安心して暮らすことのできる宮崎づくりに全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 安全・安心な暮らしを脅かす最も愚かなことは戦争であります。昨年、我が国は戦後80年という大きな節目を迎えました。

太平洋戦争では、県内でも、延岡、都城、宮

崎と大空襲があり、多くの方が犠牲となりました。毎年5月には、太平洋戦争中の空襲で亡くなった児童16人を供養する「いとし子 命の集い」が宮崎大学附属小学校で行われ、記憶が継承されております。特攻基地や空襲など、かつてこの宮崎の地でも激しい戦火があった歴史を学び、犠牲となった郷土の先人たちに思いをはせ、平和の尊さを深く心に刻む必要があります。

一方、世界に目を転じれば、長期化するロシアによるウクライナ侵攻に加え、緊迫する中東情勢や台湾有事への懸念など、武力によって国際秩序の根幹が揺るがされる事態が続いております。こうした不透明な時代だからこそ、県民一人一人が、戦争を過去の遠い出来事ではなく身近な脅威として捉え、当事者意識を高めることが不可欠であります。

現在、遺族の高齢化が一段と進み、戦争を直接知る世代が年々減っている中、本県における戦争の記憶を伝承し、平和を祈念する施設である平和祈念資料展示室の在り方について考える必要があります。展示室が入居する県遺族会館は老朽化が深刻化するなど、平和への願いを次世代につなぐための活動は、まさに存続の危機とも言える困難な状況に直面しております。貴重な遺品や資料の適切な保護・継承について、もはや一刻の猶予も許されません。

平和祈念資料展示室の今後の在り方について、知事の御見解を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 私は昨年11月、沖縄県で開催されました「ひむかいの塔」の追悼式に、県内の御遺族の皆様とともに参列いたしました。

御遺族の皆様のお気持ちに触れ、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの決意を改め

で強く胸に刻んだところであります。

戦後80年を過ぎ、戦争体験者の高齢化が進む中、戦争の記録や記憶を風化させることなく、次世代へ確実に継承していくことは、今を生きる私たちに課せられた重大な責務であります。

御質問の平和祈念資料展示室は、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ伝えるための大変重要な施設であり、この施設を後世に残していくことは、喫緊の課題であると重く受け止めております。

来年度は、有識者、関係団体等で構成する検討会を設置することとしており、展示室の移設を含めた施設のあるべき方向性について検討を行い、御遺族や関係者の思いにしっかりと応えていけるよう取り組んでまいります。

○坂口博美議員 続いて、防災・減災対策について伺います。

まず、県土整備における、最近の異常気象、気候変動への対応についてであります。

昨年3月、文部科学省と気象庁が「日本の気候変動2025」という報告書を公表しました。この報告書は、日本の気候変動について、観測結果と将来予測を取りまとめたものであり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書で用いられている2度C上昇シナリオと4度C上昇シナリオに基づき、2100年までを将来予測しております。

この2度C上昇シナリオとは、パリ協定の2度C目標が達成された世界、4度C上昇シナリオとは、各国が追加的な緩和策を取らなかった世界とされておりますが、先月、アメリカがパリ協定から正式に離脱したことがニュースでも報道されておりましたように、地球温暖化に対する国際的な枠組みが揺らいでおりますことから、今後どのようなシナリオをたどることにな

るのか注視していかなばなりません。

県土整備において、気候変動の影響を一番受けるのは河川整備ではないかと思いますが、国は一級水系において、2度C上昇シナリオに基づいた河川整備基本方針の変更を進めておりますけれども、県内に5つあります一級水系における気候変動の影響を踏まえた河川整備基本方針の見直し状況と、その見直しの中で、大淀川では流量がどれくらい増加することが見込まれているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 河川整備基本方針の見直しは、気候変動の影響により、将来の降雨量が約1.1倍に増加することを踏まえたものであり、これまでに、県内5水系のうち、4水系で見直しが完了しております。

このうち、大淀川においては、宮崎市柏田で流量が毎秒1,700立方メートル増加することが見込まれており、その対策として、中流域の山間部をはじめ、流域全体において貯留・遊水機能の確保を図ることなどが示されております。

将来にわたり、水災害から県民の命と暮らしを守るためには、気候変動の影響を踏まえ、長期的な視点に立って河川整備を進めることが大変重要でありますことから、引き続き、国と連携して、治水安全度の向上に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 1,700立方メートルというと膨大な量ですね。現在の大淀川を見ると、幅もそう広げられない、かさ上げも難しい、河床も掘れない、これはなかなか大変な作業だと思うんですけれども、命に関わることですから、絶対に国と連携を図りながら、計画を実際に工事へとつないでいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そしてまた、最近の気候変動への対応におい

ては、河川整備とともに、急傾斜地等の土砂災害対策も非常に重要であります。

令和6年10月21日から23日にかけて、県内では線状降水帯が発生し、延岡市においては、連続雨量が488ミリメートル、最大時間雨量が128ミリメートルを観測するなど、記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害により甚大な被害を受けました。

近年、このような気候変動に伴う集中豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化している中、今まで以上に、砂防ダムや急傾斜施設等の土砂災害対策に取り組んでいく必要があると考えます。

今後の土砂災害対策の推進について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） これまでの台風や梅雨前線等の豪雨による土砂災害を防止する施設整備に加え、今後は、気候変動の影響により広域化・激甚化する土砂災害への対策も重要になると考えております。

特に近年では、線状降水帯などの大雨で、土石流や斜面崩壊が同時多発的に発生し、流出した大量の土砂が下流域に甚大な被害をもたらす土砂・洪水氾濫が全国的に発生しております。

このため、現在、土砂・洪水氾濫のおそれがある流域の調査を行っており、優先度の高いところから流域全体を対象とした砂防施設の整備を進めることとしております。

今後とも、県民の生命、財産を守るため、気候変動にも対応するハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 次に、南海トラフ地震対策について伺います。

一昨年 of 能登半島地震をはじめ、昨年のトカラ列島群発地震や青森県東方沖地震、今年に

入ってからも島根県東部を震源とする地震と、近年、大きな地震が頻発しており、南海トラフ地震の発生もますます切迫感が増していると感じております。

このような中、昨年3月、国は南海トラフ地震の被害想定を見直しており、見直し後の想定においても、本県は甚大な被害が見込まれているところであります。

国の被害想定見直しを受け、県では南海トラフ地震対策についてどのように対応しているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県では、国の被害想定見直しを受け、昨年8月に県独自の津波浸水想定を更新を行い、そのデータを踏まえた上で、今月、人的被害や建物被害等の想定について、避難に係る県民意識調査や避難施設の整備状況など最新の数値に基づき、より実態に即した見直しを行ったところです。

また、一昨年の能登半島地震や日向灘沖の地震で、孤立集落や災害関連死への対応など新たな課題が生じており、これらも踏まえ、今後取り組むべきハード・ソフト両面の対策についてまとめた第3期宮崎県地震・津波減災計画を今年度中に策定することとしております。

今後、新たな計画に沿って、関係機関と連携しながら、減災に向けた様々な取組を進めてまいります。

○坂口博美議員 その取組、具体的にはどのような対策に取り組まれるのか、引き続き伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 想定される被害を抑えるために、新たな計画では、県民防災力の向上、被災者支援・災害関連死対策など6本の柱を軸に、全庁的に様々な対策を進めてまいります。

具体的には、これまでの取組に加え、県民防災力の向上を図るため、家具転倒防止器具や地震ブレーカーなど、災害時に命を守る物資の購入費用の支援や、地域住民等の多様な主体が避難所運営等について議論し、実践的な避難訓練を実施・検証する防災実践塾を実施します。

また、被災者支援・災害関連死対策として、避難所となる県有施設の入浴環境を確保するため、断水時でも水を浄化して繰り返し利用が可能な循環型シャワーの整備などに新たに取り組むこととしており、必要な経費について、2月補正予算案及び来年度当初予算案に計上しております。

○坂口博美議員 ありがとうございました。

昨年12月、防災立国の推進に向けた基本方針が閣議決定され、徹底した事前防災と発災時からの復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁が、内閣直下の組織として今年中に設置される方針が示されるなど、国は防災力強化のための取組を強力に推進しております。

また、基本方針においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震により、甚大な被害が見込まれるエリアにおける早急な事前防災の推進と、発災時における迅速な被災地支援体制の構築を目的として、今後、防災庁の地方機関の設置も検討するとされており、全国的に誘致に向けた動きが活発化してきている状況であります。

本県への地方機関の誘致も含め、いつ起きてもおかしくない未曾有の大災害に対し、県民の命と財産を守るべく知事として、どのように対策を進めていかれるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 甚大な被害が想定される南海トラフ地震への対策は、本県の最重要課

題の一つでありまして、県では、県土強靱化に向けたインフラ整備や、津波避難高台、災害支援物資拠点施設の建設に加え、防災意識向上のための啓発や関係機関と連携した訓練の実施など、ハード・ソフト両面から必要な対策を進めてまいりました。

一方、近年、自然災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が生じておりますことから、国や他県などと連携した広域的な対応を含め、さらなる対策強化の必要性を痛感しております。

防災庁の地方機関につきましては、甚大な被害が想定される地域での事前防災の推進や迅速な支援体制構築など、日頃から国と地方が連携を深めることで、大規模災害発生時にも効率的かつ広域的な対応が可能となることから、その必要性を踏まえ、先月、国に対して、本県への誘致に係る要望書を提出いたしました。

県民の生命や財産を守ることは、知事である私の第一の使命であります。国や市町村など関係機関とも連携し、今回策定する新たな計画を着実に推進するため、引き続き、先頭に立って必要な対策に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ありがとうございました。よろしく願いいたします。

今回は、次期知事選や本県の将来像、次なる成長への予算編成などの質問を通して、知事の思いや決意、考え、覚悟などを伺いました。

また、様々な県政の重要課題あるいは新規事業を中心に各部局にもお伺いいたしまして、その執行部の努力がうかがえる答弁になっているというのを感じました。

今回尋ねたのは、代表質問ということもありまして、右・左、イエス・ノーまで自分の意思を示すことはできないものですから、あとは特

に常任委員会等に委ねていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

人口減少が進む中でも、究極は、県民が安全・安心に暮らしていける宮崎づくり、全ての県民が郷土に誇りや愛着を持つことができる、生きがいを見いだすことができる宮崎となることが重要であり、明るい未来につながっていくものと考えております。来年度は河野県政の4期目の最終年度となりますが、多様な意見を聞き、バランスを保ちながら、さらに尽力いただくことに期待いたします。

最後に、今年3月をもって退職される県職員の皆様には、長年にわたり県勢発展に御尽力いただきました。大変ありがとうございました。

深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ますますの御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます。私の質問の全てを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕 (拍手) こんにちは。宮崎県自由民主党、安田厚生でございます。午前中と比べると、マスコミが少なくなっていることに驚いているところでございます。

質問に入る前に、私は先週、スポーツランド

みやざき推進の取組の一環として、ひなたサンマリンスタジアム宮崎を視察いたしました。

たまたまその日は侍ジャパンと福岡ソフトバンクホークスの壮行試合が開催されており、多くの来場者でにぎわっていました。河川敷の臨時駐車場からシャトルバスを利用する予定でしたが、事前の乗車チケットが販売されていることを把握していなくて、乗車することができませんでした。その後、宮崎駅前のバス停に移動しましたが、長い行列ができており、それでも無事にスタジアムへ到着し、施設や運営状況について視察することができました。

今回の宮崎キャンプは、県内外から多くの方が訪れ、宿泊や飲食をはじめとする幅広い分野での大きな経済効果があったものと感じているところであります。スポーツランドみやざきの取組を広く発信できた、大変意義深い機会であったと思います。

一方、22日のソフトバンクとの壮行試合は、日差しが強く、気温も高くなり、汗をかきながらの観戦となりました。その後、雨が降り始め、会場が一時混乱するような場面もありました。雨天の場合が課題なのかなと感じたところであります。

次のイベントは、9月に、日向坂46による音楽イベントの開催も予定されています。今回のキャンプで見えた成果や課題を今後の運営に生かし、さらなる受入れ体制の充実につなげていただきたいと感じているところであります。

この音楽イベントは、前回は上回る来県者数が見込まれておりますが、本県の魅力を存分に発信していただけるよう期待しているところであります。

なお、グラウンドの芝生に一部変色している箇所が見られましたので、適切な整備をお願い

いたします。

以上、報告を終わります。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、農業の政策についてお尋ねいたします。

昨年11月28日に、農林水産省から2025年農林業センサスの速報値が発表されました。主な仕事は農業である本県の基幹的農業従事者数は、令和7年2月時点で2万3,975人、減少率は5年前と比較して24.1%と、非常に厳しい状況であります。

本県は、肉用牛やキュウリ、ピーマンなどを主力品目として位置づけ、我が国を代表する食料供給基地として成長してきましたが、このままでは本県の農業は成り立たなくなるのではないかと危惧しているところであります。

このような中、国は新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、食料安全保障の確保を実現するため、令和7年度から令和11年度の5年間で、農業構造転換を集中的に推し進める方針を示しております。

本県では、令和3年度から令和12年度を計画期間とする第八次宮崎県農業・農村振興長期計画が本年度、中間に当たることから見直しが行われ、令和8年度からスタートする後期計画が今議会に議案として上程されております。この後期計画は、本県農業の進むべき方向を示す大変重要なものであると考えております。

そこで、担い手の減少や農業情勢の変化の中で、後期計画において、食料供給基地である本県の農業の将来像をどう描き、どのような施策を進めていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、水産業についてお尋ねいたします。

最新の統計データとなる令和5年には、本県

の漁業、養殖業の産出額の順位を2つ上げ、全国12位の435億円となりました。

また、カツオ一本釣り漁船が令和5年から3年連続で水揚げ高日本一となるという、うれしいニュースをはじめ、近年、水産物輸出額が高い水準で推移する中、県北では、さらに追い風となる県営初の衛生管理型荷さばき施設が完成するなど、今後の成長産業化の実現に向けた機運が高まっています。

一方、人口減少に伴う漁業の担い手、就業者数の減少、気候変動による漁模様の変化や物価高騰による影響に加え、台風や地震といった自然災害のリスクなど、水産業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあります。

このような中、今議会に議案として上程されている第六次水産業・漁村振興長期計画の後期計画は、本県水産業の進むべき方向を示す大変重要なものであると考えています。

そこで、本県の水産業の現状と課題を踏まえ、第六次水産業・漁村振興長期計画の後期計画において目指す将来像について、知事にお伺いいたします。

次に、農畜水産物の輸出についてお尋ねいたします。

農林水産省の発表によりますと、2025年の農林水産物・食品の輸出額は1兆7,005億円となり、13年連続で過去最高を更新しております。政府としては、2030年までに5兆円という輸出目標額を設定し、その実現に向けて様々な施策が展開されているところであります。

最近では、アメリカにおける相互関税の発動などで、輸出が特定の国・地域に依存することによる影響やリスクも考えられますが、外国との通商交渉については、政府の速やかな対応を求める一方で、輸出ハードルが比較的高くて

も、伸び代のある国・地域への輸出先確保も必要と考えています。

こうした中、令和8年度は、農業・農村振興長期計画及び水産業・漁村振興長期計画の後期計画がスタートするタイミングであることから、戦略的に農畜水産物の輸出を拡大していくことが重要であると考えております。

そこで、本県の農畜水産物のさらなる輸出拡大に向けた県の取組について、知事にお伺いいたします。

次に、公金収納のキャッシュレス化についてであります。社会の様々な分野でデジタル化が進展する中、県民の利便性向上のためには、現在、収入証紙で収納している各種手数料・使用料についても、早期にクレジットカードやスマートフォンアプリ等により決済できるようにすべきだと考えています。

収入証紙については、九州では、長崎県が令和6年度末までで使用を廃止しており、鹿児島県も令和8年度末までで使用を廃止する予定であります。

昨年の11月議会では、一般質問の中で、二見議員と山口議員が収入証紙の取扱いについて質問されております。知事は、年度内に収入証紙の取扱いについて方針を示すと答弁されましたが、その後、方針は決定されたのか。決定されたのであれば、どのような内容であるのか。今後のキャッシュレス決済の拡大に向けた取組と併せて、知事にお伺いいたします。

次に、宮崎国スポ・障スポについてお伺いいたします。

いよいよ来年に開催が迫った「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向けて、競技施設の整備として、来月には宮崎市の「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」のイン

ドアコート及び管理棟を含む全面が、4月には延岡市のアスリートタウン延岡アリーナのメインアリーナが供用開始されます。

また、県内各地で開催される様々なイベントで国スポ・障スポのPRがなされたり、テレビ等でミニ番組が放映されるなど、宮崎国スポ・障スポの話題を耳にすることが増えてきました。最近では、先週17日にプロモーションビデオが公開され、ダンスを楽しく踊る子供たちや頑張るアスリートの姿が映っており、ここ宮崎の地でどのような大会が開催されるのか、今から楽しみに感じたところであります。

そこで、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」の開催を来年に控え、今後どのような大会をつくり上げていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、宮崎国スポ・障スポにおける準備についてお伺いいたします。

今年5月から県内各地で開催される競技別リハーサル大会に向けて、各市町村は競技団体と連携し、競技運営の準備や調整に尽力されております。県も市町村等に支援をされていると思います。このリハーサル大会を通じて、運営上の課題等を確認し、来年の本大会がよりよいものになることを期待しております。

また、本大会では県内外から多くの参加が予想されますので、競技運営の準備だけでなく、宿泊や輸送等の対策、各種ボランティアの確保、障スポ参加者への配慮等、様々な準備が必要であります。

そこで、今年5月から県内各地でリハーサル大会が開催されますが、来年の本大会成功に向けて、具体的にどのような準備に取り組んでいくのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

次に、林業行政についてであります。

本県は、豊富な森林資源を背景に、高性能林業機械の基盤整備などが進められ、杉素材生産量が34年連続して日本一を達成するなど、国内有数の木材供給基地となる一方で、労働力の不足や再造林対策などの課題もあります。

また、激甚化する自然災害や世界的に関心が高まる生物多様性の確保への対応など、森林が持つ公益的機能をより一層高める森づくりが求められています。

県では、10年を1期とする森林・林業長期計画に基づき、各種施策に取り組まれておりますが、現計画は策定から5年が経過していることから見直しが行われます。今回の改定では、森林・林業を取り巻く新たな諸情勢に的確に対応され、計画に基づく様々な施策が展開されていくものと思っております。

そこで、第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定のポイントについて、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、会計事務能力の向上についてお尋ねいたします。

近年、各所属において、会計事務に精通したベテラン職員が減少し、これまで職場内のOJTを通じて継承されていた、専門的な知識やノウハウの維持が困難になりつつあるのではないのでしょうか。経験の浅い職員でも迷わず正確に事務を遂行できる仕組みづくりなど、全庁的な育成支援がこれまで以上に重要ではないかと考えています。

そこで、全庁的な職員の会計事務能力の向上について、具体的にどのように取り組んでいるのか、会計管理者へお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、残りの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、農業長期計画についてであります。

本県農業は、昭和35年の防災営農計画を礎として、畜産や施設園芸の振興等の産地改革を重ね、当時、全国30位であった農業産出額が令和6年には7位となるなど、我が国を代表する食料供給基地としての地位を築いてまいりました。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、長引く物価高騰や気候変動による異常気象の頻発化など、現行計画を策定した5年前から大きく変化してきております。

私は、こうした状況の変化にしっかりと対応し、大規模法人から小規模農家まで、規模や形態が違って、それぞれが利益を生み、役割を果たしながら補完し合うことで、持続的に稼げる魅力ある農業・農村を実現したいと考えております。

このため、後期計画では、生産性を高める農地の集約・区画拡大、試験研究機能の強化による気候変動に対応した技術開発の加速化、担い手の規模拡大等をサポートする農業支援サービス事業者の育成などの施策を今後5年間で集中的に進めることで、農業所得を伸ばし、農業所得1,000万円以上の経営体数の増加を目指してまいります。

これまで先人が築き上げてきた本県農業を、より生産性が高く、強靱で持続可能な農業へとさらに成長させていくべく、関係機関・団体と連携し、全力で取り組んでまいります。

次に、水産業長期計画についてであります。

本県の水産業は、黒潮の恵みの下、自然と向き合いながら歴史を重ね、漁村の暮らしと地域経済を支えてまいりました。

近年は、気候変動による日向灘の水温上昇などの環境変化に直面しておりますが、これは同時に、新たな技術や経営の転換によって飛躍する契機でもあります。

私は、試験研究の機能強化や、科学的根拠に基づく資源管理、経営体の体質強化を一体的に進め、「稼ぎ、成長する水産業」へと発展させたいと考えております。

このため後期計画では、新たな漁場造成や、水産試験場の再編・整備により、高水温に耐え得る養殖用種苗の開発など、試験研究の高度化に取り組むとともに、生産管理のスマート化、複合経営による漁業の体質強化等に取り組んでまいります。

また、海業の推進により、水産物をはじめ漁村の観光資源を活用して、様々な人を呼び込み、稼げる機会を創出し、令和12年度には、漁業・養殖業の産出額が現状から14%増となる680億円を目指してまいります。

水産業の活性化は、漁村の活力を高め、雇用の創出や飲食業等の関連産業の発展にもつながる取組であります。本県のポテンシャルを最大限に引き出しながら、宮崎の未来を切り開く産業として、水産業の成長に全力で取り組んでまいります。

次に、本県農畜水産物の輸出拡大についてであります。

人口減少により国内市場が縮小する中、拡大する海外市場の獲得に向け、輸出拡大を進めることが産業振興を図る上で重要な課題であります。私は、単に数量を伸ばすだけでなく、宮崎ブランドと付加価値を高めることで、継続的な輸出拡大につなげてまいりたいと考えております。

このため、アメリカ、香港、台湾等に向け、

販売拡大を支援するとともに、有機茶については、有機JAS認証を進めながら加工場整備の支援を行い、欧州への輸出拡大を、牛肉については、宮崎牛のブランド確立を図りながら、イスラム圏での食肉処理施設の認定取得などを進めております。

その結果、欧州では有機茶の引き合いが強くなっているほか、牛肉については、昨年10月のカタールに続き、UAEでは1月30日に、インドネシアでは2月9日に施設認定をそれぞれ取得し、輸出が可能となりました。

今後、さらなる輸出拡大に向けて、海外市場の特性やニーズを捉えた産地づくりを進め、令和12年度には、令和6年度より約47%増の178億円の輸出を目指してまいります。

引き続き、私自身がトップセールスを行うなど本県の食の魅力を発信し、生産者の皆様が誇りを持って取り組める農畜水産業の実現に全力で取り組んでまいります。

次に、キャッシュレス決済の拡大と収入証紙の取扱いについてであります。

県の使用料及び手数料につきましては、一部で電子申請と連動した電子納付が可能となっておりますが、ほとんどが収入証紙による納付となっております。

議員御指摘のとおり、近年、全国の都府県で収入証紙制度が廃止されてきており、本県におきましても、これまで様々な視点から収入証紙制度の在り方を検討してまいりました。

また、先般実施しました県民アンケート調査では、約8割の方が、収入証紙は不便で、キャッシュレス決済などの別の方法を検討したほうがよいと感じておられることが明らかになったところであります。

このような状況を踏まえ、本県の収入証紙制

度につきましては、令和11年3月末をもって収入証紙による収納を廃止し、電子申請と連動した電子納付やスマートフォンアプリ等によるキャッシュレス決済などの新たな収納方法へ移行させるという方針を決定いたしました。

今後、キャッシュレス決済が困難な方への対応策を十分に検討するとともに、県民の皆様や関係団体に丁寧な説明と周知を行い、円滑な移行に努めてまいります。

最後に、宮崎国スポ・障スポについてであります。

まず、大会の準備に当たりましては、開催の基本方針に基づき、ボランティアの募集等に加え、公式ポスターの制作やメダルのデザインなど、様々な場面で県民からの公募を実施してきたほか、県内各地での国スポ・障スポ応援団の結成・活動を支援する事業を当初予算案に計上するなど、県民総参加での取組を進めております。

また、共に支え合う社会づくりを目指し、バリアフリー等への配慮とともに、特別支援学校等のアートコンテストや障がい者アートを活用したグッズ制作など、障がいに対する理解促進にも努めております。

来年の本大会におきましては、全国から多くの来県者が見込まれますことから、開会式等では、神楽をモチーフとした演出等により、本県の多彩な魅力を全国に発信するほか、開会式などで配布される弁当をはじめ、宮崎の豊かな農畜水産物等による食の提供等を通じ、本県ならではのおもてなしでお迎えいたします。

大会開催を契機として、競技力の向上や地域スポーツの振興、県民の健康づくりなども含め、スポーツランドみやざきのさらなる発展につながる大会をつくり上げてまいります。以上

であります。〔降壇〕

○環境森林部長（長倉佐知子君）〔登壇〕 お答えします。森林・林業長期計画についてであります。

改定の主なポイントは2つで、1つ目は、森林を、木材生産機能を重視する「生産林」と水源涵養などの公益的機能を重視する「環境林」に区分し、適地適木を基本に、多様な林齢、樹種で構成される森林を「長期的に目指す森林の姿」として新たに盛り込んだことです。

2つ目は、グリーン成長プロジェクトの終了後も再造林等の取組を継続するため、対策の柱をそのまま改定計画の重点プロジェクトとして引き継ぐというものです。

そのほか、人口減少がもたらす影響に対し、外国人材など多様な労働力の確保や、採算性の高い林業経営等を推進することとしており、今後、改定計画に沿った取組を進め、持続可能な森林・林業・木材産業の確立を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）〔登壇〕 お答えします。宮崎国スポ・障スポに向けた具体的な準備についてであります。

リハーサル大会につきましては、実施市町における競技会の円滑な運営と財政負担の軽減を図るため、当初予算案に計上しておりますリハーサル大会の運営補助事業におきまして、開催・運営に必要となる経費について、しっかりと支援することとしているほか、経費の節減に連携して取り組んでおります。

また、機運醸成のため、県内各地でのイベントの実施や、市街地での歓迎装飾の設置等のほか、開・閉会式の式典について、演出内容や出演者等の調整・準備を進めます。

さらに、参加者の円滑な宿泊や輸送の調整を

行う宿泊・輸送センターを設置するとともに、県民から募集した手話・要約筆記ボランティア等各種ボランティアの養成など、円滑な大会運営のための準備を着実に進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（平山文春君）〔登壇〕 お答えします。職員の会計事務能力の向上についてであります。

会計管理局では、職員の会計事務能力の向上を図るため、会計事務に関する研修会の実施や出先機関に出向いての個別指導検査を行っており、職員の研修機会を増やすため、オンラインでの研修受講やパソコン上でいつでも研修動画を見られるような取組も行っております。

また、会計課にヘルプデスクを設置し、知識や経験が豊富な職員による電話サポートを行っているほか、職員ポータルサイト上で「会計事務ナビ」を運用し、検索機能を活用した事務サポートも行っております。

今後は、これらの取組を継続して実施するとともに、生成AIを活用したサポート体制導入に取り組むなど、職員の会計事務能力の向上を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 ありがとうございます。まず、農業、水産業の長期計画においては、生産現場での経営に応じた生産性の向上に加え、生産、流通、販売全体を最適化するとともに、賢く稼げる農業・漁業を目指し、職業として選ばれる農業・漁業、消費者から選ばれる産地づくりを進め、持続可能な魅力ある宮崎の産業を目指していただきたいと思います。

本県の農畜水産物の輸出拡大に向けた取組については、新しい市場を開拓し、本県の農畜水産物の輸出拡大による「海外から稼ぐ力」の強

化をお願いしたいと思います。中でも宮崎牛は、ブランド牛として世界中に認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待しているところであります。

キャッシュレス決済の拡大と証紙廃止については、令和11年3月末をもって収入証紙の使用を廃止するという方針が決定されたということです。これまで長らく議論されてきた公金収納方法についての大きな変革であると思っております。全庁を挙げて取り組んでいただき、キャッシュレス決済など新たな収納方法への移行が迅速に進むことを期待いたします。

国スポ・障スポについては、宮崎ならではの取組を通して、参加される皆様が宮崎大会はすばらしかったと思えるような大会になることを期待いたします。

なお、市町村においては、競技会場までの既存の案内標識が十分に整備されていない場所もあります。市町村が主体となって整備する部分かと思いますが、参加者が安心して来県できるよう、環境整備に県も協力しながら取り組んでいただきますよう併せて要望いたします。

森林・林業長期計画については、持続可能な森林経営が求められ、そのためには、林業における労働生産性向上の取組により、収益構造を改善していくことが重要だと考えております。

また、今回、森林の有する多様な機能を効果的に発揮させるため、環境林と生産林に区分し、「長期的に目指す森林の姿」が盛り込まれました。生物多様性の保全や水源涵養機能の維持など、森林としてその機能を持続的に発揮する森林整備を行っていくことに期待いたします。

会計事務能力については、会計事務の在り方は今後もどんどん変化しますが、事務職に求め

られる役割やスキルを理解した上で、自分自身をスキルアップさせていくことが必要だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、国スポ・障スポについてお伺いいたします。

国スポ・障スポでは、県内外から多くの方の参加が予想されます。県内各地で開催される競技会場まで、きれいな道路空間を利用することで、本県により印象を持ってもらいたいと考えているところであります。

宮崎県はこれまで、全国に先駆けて昭和44年に宮崎県沿道修景美化条例を制定し、宮崎らしい美しい景観を創出するため、道路植栽の整備などに取り組んでおられます。

また、県内の道路では消えている区画線も見られますが、それらの修繕は道路の美観向上に直結するものであると思います。

そこで、国スポ・障スポの開催を契機に、道路のさらなる美観の向上についてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国スポ・障スポでは、県外から多くの方々が車やバスを利用して県内各地を訪れることから、おもてなしの心でお迎えするためには、道路の美観向上が大変重要であります。

このため、令和4年度から、空港や駅の周辺、主要な観光路線において、南国らしい花木の整備や、美しい海岸線の眺望を確保する取組などを重点的に行っております。

また、道路の区画線は、利用者の安全確保に加え、美観の向上にも寄与することから、県内各地の競技会場周辺や輸送ルートを中心に、市町村と連携して、計画的に修繕することとしております。

今後とも、国スポ・障スポの開催を契機に、宮崎らしい美しい道路空間の創出に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 来県された皆様に、宮崎の印象がよくなるように、道路の区画線や会場までの案内標示など環境整備に努めていただき、本県の豊かな食や自然、文化など、多彩な魅力を感じていただきたいと思っております。

次に、本県の肉用牛の生産についてお尋ねいたします。

肉用子牛につきましては、これまで、牛肉の消費の低迷、これに伴う枝肉価格の伸び悩みにより、価格の低迷が長期化しておりましたが、昨年からの回復傾向にあり、年末には80万円に迫る価格で取引され、今年に入ってから高値で推移するなど、繁殖農家においては明るい兆しとなっております。

しかしながら、子牛価格の上昇の背景には、飼料をはじめとする様々な資材価格の高騰により、厳しい経営環境が続く中で、高齢農家を中心に離農が加速したことや、経営規模の縮小を余儀なくされたことなどにより、肉用牛の生産基盤である繁殖雌牛頭数が減少し、その結果、子牛競り市への上場頭数も減少したことが、その要因とも言われております。

一方、肥育農家では、枝肉価格の低迷に加え、生産コストが高止まりし、さらに肥育に使う素牛の価格も上がっているため、収益の確保が大変厳しくなっております。このようなことから、本県の肉用牛を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあると考えております。

そこで、持続可能な肉用牛の生産を実現するため、県はどのような支援に取り組んでいるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私自身、各地域の家畜

市場を回っておりますが、子牛価格の回復といった明るい話題もある一方で、多くの農家や関係者の皆さんから、飼料・資材価格の高騰、枝肉価格の低迷、資金繰りの苦勞、繁殖雌牛の減少など、今後の肉用牛経営の先行きを不安視する切実な声を直接伺っているところであります。

このため県では、1つには農家経営の安定、2つ目に生産基盤の維持・強化、3つ目に消費喚起・販路拡大、この3つを柱としまして、農業制度資金を活用した農家経営の改善や、生産性向上に向けた母牛更新の推進など、国の緊急対策も含めた総合的な支援を実施しております。

加えて、2月補正及び当初予算案で計上している事業におきまして、配合飼料価格対策を大幅に拡充するとともに、コスト低減に取り組む和牛肥育農家への支援、さらには、国内外における宮崎牛の消費と販路の拡大を一層促進することとしております。

本県肉用牛は、平成22年の口蹄疫で、生産基盤が揺らぐ大きな被害を受けましたが、生産者や関係団体等と一体となって、復興に取り組んでまいりました。私は、この未曾有の危機を乗り越えた経験を踏まえ、物価高や先行き不透明な経営環境から本県畜産を必ず守り抜くという強い覚悟で、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 生産者が意欲を持って肉用牛経営に取り組むことができるよう、関係団体と連携しながら、肉用牛の生産基盤づくりをお願いいたします。

次に、農地区画拡大についてお尋ねいたします。

2025年農林業センサスによりますと、本県の

農業従事者は、5年前と比べて24.1%減少しており、今後もさらに減少することが予測されております。このように、担い手減少や高齢化が進む中においては、少ない農業者でも効率的な営農が可能となるよう、農地の集積・集約化を進めるとともに、規模拡大を望む農業経営体においては、使いやすい農地の区画拡大など、基盤整備をスピード感を持って進めるべきと考えております。

そこで、生産性の高い農業を展開するため、県は農地の区画拡大にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 生産性の高い農業の実現には、農地の区画拡大が重要であります。

このため県では、農地の区画拡大につながる圃場整備事業に関して、予算確保や地元の合意形成に努め、現在48地区で事業を実施するとともに、事業実施に向け、今年度22地区で事業の計画策定等に取り組むなど、県内約1,700ヘクタールで圃場整備を進めております。

また、今年度中に、県や市町村、関係団体等による協議会を設立し、区画拡大を希望する農業者の声を丁寧に聞きながら、国が新たに創設した事業を活用して、農業者等が自ら行う畦畔除去など、簡易かつ迅速な基盤整備の推進を図ってまいります。

今後、市町村等と連携して、農地の区画拡大に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 さらなる農地の集積・集約化を進めるよう要望いたします。

土地利用型農業については、畦畔の除去を進め、圃場を大区画化することなどで作業効率化を高めていくとのことですが、キュウリの生産量日本一を誇る施設園芸についても担い手が減

少しており、食料供給基地であります本県としては、施設園芸の振興に向けた対策が必要であると考えております。

先日、門川町でトマトの周年栽培に取り組む農家の方とお話しする機会がありました。「猛暑となる夏の時期に、初めてキュウリ栽培に取り組みました」とお聞きしました。その方は、収穫量を安定して確保できるようになるまで大変苦労されたとのことでありました。「これまで他の品目で培ってきたノウハウを駆使することで、技術的にも経営的にもようやく見通しが立った」とのことでありました。

新たな品目を始める場合には、技術や経営が安定するまでには時間がかかります。新規就農者を含め、施設園芸に従事する農業者が生産量を増やし、本県農業を稼げる産業としていくためには、ハウス内の環境を植物にとって最適な状態に整え、収量を向上させる必要があります。そのためには、デジタル技術の活用が必要と考えています。

そこで、デジタル技術を活用して、本県農業の基幹である施設園芸を今後どのように展開していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の施設園芸は、台風の時期を回避する防災営農として取り組んできた結果、キュウリやマンゴーが全国トップの産出額を誇るなど、着実に成長してきております。

一方で、施設園芸を取り巻く情勢は、燃油・資材価格の高騰や担い手の高齢化など厳しい状況にあり、これらに対応しなければ、生産基盤そのものが弱体化するのではないかという強い危機感を抱いております。

県としては、デジタル技術の活用により、農家個々の技術や経験を見える化・最適化するこ

とで、持続的にもうかる構造に転換する必要があると考えております。

このため、令和4年度からハウス内の温度・日射量等のデータの蓄積を開始し、生育に適した環境をつくることによって、収穫量を飛躍的に拡大させる施設園芸のデジタル化プロジェクトに取り組んでおります。

来年度からは、トップ農家の分析結果を基に、スマートフォンで栽培管理の改善をサポートできる機能を加えるなど、経験の浅い生産者でも所得が確保できるよう取り組んでまいります。

今後、デジタル技術のさらなる活用により、施設園芸を次のステージへ引き上げ、生産性の一層の向上や技術の伝承を図る取組を加速させてまいります。

○安田厚生議員 デジタル技術の活用が進み、収量が飛躍的に向上すれば、稼ぐ力が底上げされます。様々な作物にデジタル技術を展開していくよう、よろしくお願いいたします。

次に、中山間地域の農業・農村施策についてお尋ねいたします。

中山間地域では人口減少が都市部より早く進み、加えて長引く物価高騰は、中山間地域の農業に多大な影響を及ぼしております。営農や集落活動の継続が困難となる状況も見られます。

そのような中でも、世界農業遺産、高千穂郷・椎葉山地域に代表される私の地元、東臼杵の椎葉村、諸塚村では、先人から受け継いできた焼き畑による循環的農業や、棚田米や肉用牛、シイタケなどの林産物を組み合わせた農林業複合経営が、地域の暮らしや文化、コミュニティに溶け込んで、地域に脈々と根づいております。

人が少ない中にあっても、地域の方々は、地

域農業や集落活動を見守っていくために、誇りと活力を持って尽力されております。

また、地域外からUターンやIターンで移住し、農業とほかの仕事を組み合わせた、いわゆる半農半Xに取り組み、中山間地域を支える住民として頑張っている方もいらっしゃいます。

こうした皆さんの取組を今後さらに後押しするため、県は今まで以上に危機感を持って、より効果的な施策を進める必要があると考えております。

そこで、中山間地域における農業の重要性や課題をどう認識し、課題解決にどのように取り組んでいくのか、知事に考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県土の大部分を占める中山間地域は、農業産出額の約4割を担うだけでなく、神楽などの伝統文化の保存や国土保全といった重要な役割を果たしております。

昨年開催された世界農業遺産10周年シンポジウムでは、地域の方々のふるさとの熱意に触れ、私自身、世界に誇る本県の中山間地域の価値を何としても将来に引き継いでいかなければならないと、強い思いを抱いたところであります。

一方、中山間地域では、人口減少や高齢化が急速に進行し、農地の保全が困難になるなど、地域の存続が危ぶまれる状況にあります。

このような中、中山間地域の農業・農村を未来へつないでいくため、ユズ、ラナンキュラス、有機茶等の地域の強みを生かせる品目の高付加価値化等により、稼げる農業を実現するとともに、定年帰農や副業としての農業など、多様な人材を地域外から新たに確保し、農村集落機能の維持・強化を図ってまいります。

先日訪れました美郷町のかいごん塔では、南高梅の産地化が進んでおりまして、これも和歌

山県の様々なアドバイスもいただきながら、土質や気候を生かした農業が展開されておったところであります。

また先日、NHKの番組でも紹介されましたが、椎葉では、「のさり」の精神で自然との共生、そして恵みに感謝する、焼き畑も含めた貴重な農業というものが実施されているところであります。

引き続き、地域の声を丁寧にお聞きし、市町村等と連携しながら、誰もが「この地で農業を続けてよかった」と誇れる中山間地域づくりに、断固たる決意で取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。大変力強い決意を示していただきました。

椎葉の「のさり」ですが、70歳の猟をする方が山を駆け下りていく姿には、すごく感動して、70歳になってもそういうことができるんだと逆に思ったところでした。本当に元気がいい方々が、椎葉、諸塚にはたくさんいらっしゃいます。

中山間地域の存続は、もはや先送りにできない喫緊の課題であります。人口減少の中、中山間地域の農業・農村を守る取組を怠れば、地域の機能は失われます。その危機感を持って施策を展開させていただきますようお願いいたします。

次に、中山間地域における農業支援サービス従事者の育成についてお尋ねいたします。

本県では、特に中山間地域を中心に、農業者の高齢化や人口減少により、労働力不足が深刻化しております。このままでは、営農意欲があっても労働力の確保が難しく、農業を続けていくことができない家族経営体が今後増加することが懸念されています。

諸塚村においては、一般社団法人ウッドピア

諸塚が、担い手や労働力不足の解消を図るために、農業支援サービス事業者として、お茶や林業の作業を請け負い、農家の経営を支えています。このように、農業者が必要な作業を外部の農業支援サービス事業者に委ねながら営農を継続できる体制を構築していく必要があると考えています。

そこで、中山間地域における農業支援サービス事業者を育成していくことが重要であると考えてるが、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 労働力不足が深刻化する中山間地域において、農家が営農を継続していくためには、収穫等の農作業の受託や人材派遣により労働力の提供等を行う農業支援サービス事業者の育成が重要であります。

このため、農業改良普及センターを中心に、西米良村では、ユズの剪定や収穫作業を地元企業が受託する仕組みづくりへの取組を、高千穂町では、水稻の植付け作業の受託に向けた、ドローンによる種まき技術の実証による新たなサービスの開発等を支援しております。

また、都農町などの特定地域づくり事業協同組合が農繁期に労働力の提供を効果的に行えるよう、地域内での事業者間の連携を支援しております。

今後とも、中山間地域の農業を支える事業者の育成に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。今後とも地元の声をしっかりと聞いていただき、中山間地域の持続的な発展に向けた支援をお願いいたします。

次に、新規就農者の確保と経営安定についてお尋ねいたします。

担い手の減少や高齢化が進行する中、本県が

今後も食料供給基地としての役割を果たしていくためには、担い手の確保は喫緊の課題であります。近年、物価高騰により、新規就農後の経営が厳しいという声や、就農後に規模を拡大したくても設備投資が難しいという声を聞きます。新規就農者を呼び込むだけでなく、就農後の定着に向けてフォローアップも重要であると考えております。

そこで、新規就農者の確保や就農後の経営安定に対する県の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 新規就農者を確保するためには、就農地の確保や初期投資の軽減が重要であります。

このため県では、今年度から、産地単位で行う就農地の確保や中古ハウスの承継を支援しております。

来年度からは、当初及び補正予算案で計上している事業において、中古ハウスに加え、果樹園や畜舎等の承継についても支援を行うとともに、産地への体験ツアーなどを実施し、新規就農者の誘致を強化いたします。

また、就農後の経営安定に向け、国の支援制度に上乗せして、新たに最大50万円の資金を交付するとともに、経営発展を目指す就農後10年以内の方に、施設、機械等の導入費用を支援します。

引き続き、関係機関と連携し、新規就農者の確保に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 新規就農者が減少傾向にある中、ただいま答弁いただいた支援に大変期待しているところであります。今後も支援策のさらなる充実・強化により、新規就農者の確保・育成を進めていただきますようお願いいたします。

次に、農業分野での外国人材確保・育成についてお尋ねいたします。

既存の農家の規模拡大や法人化などを進めるためには、雇用労働力の確保が重要であります。そのような中、雇用労働者として期待される外国人材については、令和9年度から新たに開始される育成就労制度の活用が期待されています。全国的にも外国人材の確保に向けた動きがある中、本県を就労先として選んでいただくための取組が重要だと思います。

そこで、農業分野での外国人材確保・育成に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、外国人材の確保・育成に取り組んでおりますが、令和9年度からの育成就労制度の開始に伴い、一部品目で就労期間が延長されることなどから、受入れ体制の強化が重要であります。

このため、入国前に実施している本県の農業技術や文化等の研修について、当初予算案で計上している事業により、対象国の拡大や教育内容の充実に加え、海外の農業系大学生のインターンシップなど、受入れ体制を強化いたします。

また、入国後は、農業大学校などで機械操作等の実技研修を行うとともに、農作業動画の制作や就業規則の多言語化など、農業者が行う外国人材の就労環境整備を支援いたします。

今後とも、外国人材の安定的な確保・育成に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 育成就労制度の開始に向けて、市町村や関係団体とも連携しながら、本県が選ばれる就労先となるための取組を進めていただきますようお願いいたします。

次に、農業指導者の育成についてお尋ねいた

します。

農業者が経営の安定を図り、将来にわたり持続的に営農を続けていくため、直接農業者に技術や経営の指導を行う、県の普及指導員やJAの営農指導員の存在は大変ありがたいところでございます。農業法人の経営規模の拡大が期待される中、今後は経営基盤の強化に向けた助言・指導ができる人材育成が一層重要になると考えております。

そこで、県は、普及指導員やJA営農指導員など、農業の指導者育成にどのように取り組んでいるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県農業の持続的な発展を図るためには、技術と経営の両面から農業者を指導できる人材の育成が重要であります。

このため、昨年度から、JAとの連携をさらに強化し、県の普及指導員とJA営農指導員に対して、経験や専門分野に応じて、ベテラン指導員等による研修をJAと一緒に企画するとともに、先輩職員と一緒に現場で実際に仕事をしながら学ぶOJTにも力を入れております。

また、より高度な専門性を持つ指導者を育成するため、来年度からは、当初予算案で計上している事業において、中小企業診断士による経営診断の研修や、畜産コンサルタントによる実践研修を行うなど、経営指導力の向上を図ってまいります。

今後とも、本県農業を牽引する指導者の育成に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 営農指導は、個々の農家の技術・経営指導だけでなく、経営セミナーや個別相談会等の開催など、農業指導者の指導・育成を支援するサポート体制を確立することが必要

であると思います。今後も指導者の育成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

先月、総合農業試験場と畜産試験場をそれぞれ再編する計画が示されました。御案内のとおり、本県農業を取り巻く情勢は、人口減少や気候変動への対応、さらには、円安や不安定な世界情勢に起因する物価高騰など、大きな変革の時期を迎えております。技術開発の拠点である試験場も、技術革新の進展や研究課題の高度化、多様化などの変化に対応していく必要があると考えています。

そこで、今回の試験場の再編により、本県農業をどのように変えていく考えなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 試験場はこれまで、多くの品種や技術を開発するとともに、現場の課題を起点とした研究や、普及を通じた現場定着など、技術を循環させていく中核として機能してまいりました。

一方で、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の急速な減少や気候変動への対応など、大きく変化しております。

こうした変化の中で求められるのは、分野の枠を超えた知見の結集であります。私は、現在検討しております試験場の再編は、技術を次の時代につなぐための基盤を再構築する取組であると考えております。

再編を通じて、ハウス環境をAIで自動制御し、収量が飛躍的に増加する施設園芸や、DNA解析技術等の活用により、効果的に肉量や肉質の改良が進む畜産、地域資源を最大限活用し、環境と調和する生産方式、狭い農地に対応したスマート農業技術による持続可能な中山間地農業など、生産者の皆様が誇りを持って営み、将来にわたって稼げる農業の実現を図って

まいります。

今後、試験場を本県農業の新時代の扉を開く技術開発拠点として整備し、現場課題に即応できる研究体制の強化や、人材の育成と継承を一層深めることで、本県農業の振興に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。情勢が変化する中においても、本県農業が将来にわたって稼げる農業であり続けるため、試験場再編の必要性は理解しております。将来の農業を担う次世代がこの再編が正しかったと思うためにも、しっかりと議論を尽くして再編整備に取り組むよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、農業分野における地球温暖化への対応についてお尋ねいたします。

近年、地球温暖化に伴う夏の記録的な猛暑が続いており、様々な農作物で品質低下や収量の減少が見られております。農家の所得向上や経営の安定を図るためには、地球温暖化に対する対応が重要になると考えております。

そこで、温暖化に対応した技術開発について、総合農業試験場の取組状況を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 総合農業試験場では、温暖化に関する情報収集や発信、影響予測を行うとともに、温暖化から守る、生かす、抑制するの3つの視点で、試験研究に取り組んでおります。

具体的には、守る対策では、高温でも食味や品質が優れる水稻の新品種「ひなた舞」を開発したほか、高温でも生育や花つきのよいスイートピーの品種開発などを進めております。

また、生かす対策として、亜熱帯性の果樹ライチの安定した収量や品質を確保する技術を開発するとともに、抑制する対策として、燃油使

用量を抑えたマンゴーの栽培方法を開発するなど、全体で16課題の研究に取り組んでおります。

引き続き、温暖化に適応した新品種、新技術の開発を進めてまいります。

○安田厚生議員 温暖化は農作物の栽培へも悪影響を及ぼしていることから、今、高温耐性品種への関心が高まっているところであります。

農家は、気候変動による収量減少や品質低下のリスクを軽減でき、食料の安定確保にも寄与することから期待されています。温暖化に適した新品種、新技術の開発に期待しています。

次に、火山降灰被害への対策についてお尋ねいたします。

昨年6月に新燃岳が7年ぶりに噴火し、えびの市をはじめ、高原町や小林市のほか、国富町、宮崎市でも降灰が確認されました。また、8月に噴火した際は、児湯地域でも降灰が確認され、キャベツなどへの被害が発生したところでもあります。降灰による被害がいつ、どの程度発生するか、なかなか予測が困難ではないかと思いますが、先手を打って、スピード感を持った対策を打つ必要があると考えます。

火山の降灰被害対策の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、火山の降灰被害の軽減を図るため、国の事業を活用して、野菜や果樹等への降灰を防止するハウスや、灰の洗浄機械といった施設等の整備を支援しており、新燃岳が噴火した平成23年以降、15市町村で、ハウス17ヘクタール、洗浄機械86台を整備しております。

本事業の活用に当たっては、県が整備計画を作成する必要がありますが、これまでは被害の発生後に計画を作成しており、整備完了までに

期間を要することが課題でありました。

このため、現在、国と協議し、被害が想定される市町村を選定して、あらかじめ計画を作成し、直ちに事業が実施できるよう、運用の見直しを進めております。

引き続き、降灰による農作物被害の防止・軽減を図ってまいります。

○安田厚生議員 直ちに実施できるよう運用を見直しているとのことであり、大変ありがたいと思います。引き続き、被害が想定される市町村に寄り添った対応をお願いいたします。

次に、第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定計画についてお尋ねいたします。

改定計画では、本県の森林を生産林と環境林に区分し、森林づくりを進めていくとの答弁がありましたが、森林は多様な野生鳥獣や植物の生育場所となり、生態系を維持する働きもあります。椎葉村では、伝統の循環農法である焼き畑の跡地に広葉樹を植栽することで、野生動物に優しい森づくりを実践しております。

また、健全な生物多様性が確保されることは、食料、水、木材、大気中の酸素の供給など、様々な恩恵をもたらすことで人々の暮らしを支えることから、気候変動の問題と並ぶ地球規模の課題として、国内外で関心が高まっています。

そこで、第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定計画では、生物多様性に配慮した森づくりをどのように進めていくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であります。

このため、林業に適した生産林においては、伐採後の再生林や成長段階に応じた間伐等の森

林整備により、下層植生の発達を促すなど、生物多様性に配慮した林業経営を進めます。

また、急傾斜地等の林業経営に適さない森林や公益的機能を重視する環境林においては、人工林の伐採後、広葉樹の植栽等により、針広混交林や広葉樹林へ誘導するとともに、現況が天然林の場合には、自然の力に委ねて保護・管理してまいります。

このように、様々な林齢や樹種から構成される森林を目指して、多様な森林整備を推進し、生物多様性に配慮した森づくりを進めてまいります。

○安田厚生議員 生物多様性の保全に関する社会的関心が高まる中で、自然の恵み豊かな環境を子供たちの未来へつなげていくために、生物多様性の保全に配慮した森林再生事業を実施していただきたいと思います。

次に、松くい虫被害対策についてお伺いいたします。

本県の海岸では、風害、潮害等を防ぐため、松類を中心とする海岸防災林の整備と保全が進められてきました。県内の海岸防災林では、松くい虫被害が急速に拡大しています。防風や防潮など防災の観点からも、非常に深刻な状況であると考えております。

そこで、松くい虫の被害対策における県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 松くい虫被害の拡大を防止するためには、被害木の駆除と薬剤による防除の徹底が重要となります。

このため、松くい虫の活動が活発になる春先までに被害木の伐倒駆除を行うほか、松林の防風や防潮等の機能回復を図るため、抵抗性松の植栽や広葉樹への樹種転換を進めております。

また、薬剤防除について、従来からの有人ヘリや地上からの薬剤散布に加え、来年度から新たに、ドローンによるきめ細かな散布を行うこととしております。

令和5年度以降の被害の拡大は大変深刻な状況と認識しており、県としましては、国有林を管理する森林管理署や市町等と連携した対策の徹底に取り組み、海岸防災林の保全に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。一ツ葉有料道路を通りますと、松くい虫の被害に遭ったと見られる木をたくさん見かけます。ぜひ「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ大会」までに被害木の撤去をお願いしたいと思います。

次に、森林由来Jークレジットについてお伺いいたします。

森林由来のJークレジットについては、杉素材生産量が34年連続1位で、豊富な人工林資源を有する本県にとっても、活用を推進していく必要があると思います。

そこで、森林由来Jークレジットを推進する上での課題と県の取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林由来Jークレジットは、森林所有者等がクレジットの販売収益を森林整備に活用できることから、適切な森林管理に有効な制度であります。

一方で、制度が複雑で、計画書作成等に時間を要することや、審査費用等の負担が大きいなどの課題があります。

このため県では、制度周知のための説明会の開催や、計画書作成の指導・助言、審査費用等の補助を行っており、これまで支援した7者のうち1者において、約1,000トンのクレジット

が認証されております。

今年の4月から、企業がCO₂の排出枠を取引する制度が本格的に始まり、クレジット需要のさらなる拡大が期待できることから、県としては、引き続き活用の支援を行ってまいります。

○安田厚生議員 クレジットを購入することで、気候変動に高い関心を持つ企業として外部に認知されるようになります。しかし、制度や計画作成、申請にも課題があるようであります。引き続き、J-クレジットの活用支援に努めていただきたいと思います。

近年、木材需要の大部分を占める住宅分野において、新設住宅着工戸数の減少が見込まれる一方で、都市部を中心に木造ビルが建設されるなど、非住宅分野における木造建築のニーズが高まっております。

このような中、本県では昨年、みやざき木づかい県民会議の総会において、河野知事が建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献する「森の国・木の街」づくり宣言をいたしました。

この宣言により、今後、県産材利用の機運が一層高まることが期待されますが、本県の森林・林業・木材産業を持続可能なものとするためには、出口対策としての県産材の需要拡大が必要であります。

そこで、グリーン成長プロジェクトの最終年度に当たり、県産材の需要拡大にどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） グリーン成長プロジェクトでは、森林資源の循環利用を推進するため、県産材の需要拡大を取組方針の一つに掲げ、県産材住宅のPRや都市部でのプロ

モーションをはじめ、商業施設等の木造化・木質化の支援や県有施設での利用のほか、木造建築のスキルを持つ建築士の育成に力を入れております。

また、来年度からは、設計から施工に係る業務のDX化による非住宅建築物の木造化の促進や、建築分野以外での新たな用途の製品開発に取り組むこととしております。

さらに、付加価値の高い製品の輸出を加速させるため、台湾でのトップセールスや、米国、香港等へのトライアル輸出を行うなど、国内外において、引き続き、県産材の需要拡大に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 国内外において、循環型林業への取組を含めた県産材のプロモーション等を行い、販路拡大に努めていただきますようお願いいたします。

さて、今回伺いました森林・林業長期計画の改定や県産材の需要拡大などの取組は、森林資源の循環利用を引き続き推進していくために大変重要なものであり、現在進めているグリーン成長プロジェクトにも欠かせない取組であると考えています。

林業に適した箇所への再造林を推進し、再造林率日本一を達成することは、将来にわたり森林資源を維持していくこと、ひいては宮崎の林業を守ることにつながります。

グリーン成長プロジェクトでは、これまで、再造林率日本一を目指して様々な取組が行われてきておりますが、来年度がプロジェクトの最終年度となり、取組の集大成となる大事な1年になります。

そこで、グリーン成長プロジェクトのこれまでの取組の成果と、最終年度に向けた意気込みを、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） グリーン成長プロジェクトでは、これまで、全国初となります宮崎県再造林推進条例の制定や、地域再造林推進ネットワークの設立などの基盤づくりを行うとともに、森林所有者等の意識醸成や造林補助金のかさ上げ、県産材需要の拡大など、川上から川下まで総合的に取り組んでいく「宮崎モデル」の構築を進めてまいりました。

これらの取組により、関係者の再造林への機運が高まるとともに、造林作業者の待遇改善も図られ、再造林率は、プロジェクト開始前の73%から令和6年度は79%となり、また、令和7年度の再造林面積は、前年度と比べて200ヘクタール以上増加する見通しとなっており、着実に成果が出てきております。

来年度はプロジェクトの総仕上げの年となりますので、再造林率日本一の目標達成に向けて、これまで以上に関係者の皆様と緊密に連携し、本県が誇る豊かな森林を次の世代にしっかりと引き継ぎながら、持続可能な林業・木材産業の確立を目指してまいります。

○安田厚生議員 再造林率日本一は、目標90%以上ということで、目標達成に至っていないことについて課題が残ると思います。

林業の担い手不足は深刻で、作業の効率化が求められています。その解決策として、情報通信技術やドローンを活用したスマート林業の導入は不可欠であります。さらに再造林率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、水産業についてお尋ねいたします。

先ほど知事から、第六次水産業・漁村振興長期計画の後期計画において目指す将来像について答弁いただいたところですが、その将来像の実現に向けた重点施策、具体的な取組についてお尋ねいたします。

まず、人口減少社会を迎えている現状における本県水産業の維持・発展についてであります。

今後も担い手の確保・育成に努めていくことはもちろんですが、あわせて、少ない人数でも効率的に生産を確保していくため、生産を強化していく必要があると考えております。

そこで、人口減少社会において、本県の水産業の生産力を維持・拡大していくために、必要な生産力強化と担い手の確保・育成の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県水産業の生産力強化のためには、効率的な生産環境の整備が重要であります。

このため、新たな魚礁を整備し、魚を集め、育てることで豊かな漁場をつくとともに、漁業調査船みやざき丸や海洋レーダー等の先端技術を活用した海洋情報の収集・発信による新たな漁場の開拓、漁場予測の精度向上などに取り組めます。

また、担い手の確保・育成を図るため、海の情報を一覧表示できる操業支援アプリ等を活用した技術習得支援や、就労環境の改善による定着率向上に取り組むとともに、今後、高等水産研修所と水産試験場の統合により、担い手育成を充実・強化してまいります。

これらの取組により、本県水産業の生産力の維持・拡大を図ってまいります。

○安田厚生議員 漁業経営体や就業者の減少が今後も避けられない状況にある中で、本県水産業の成長産業化を実現していくためには、ICTの先端技術を活用したスマート水産業の推進が重要でありますので、その対策をお願いいたします。

次に、水産業の成長産業化についてお伺い

たします。

水産業においても、経営体が今般の物価高騰にも負けず、もうかることが重要であると考えています。そのためには、漁業、養殖業だけでなく、水産加工業なども含めた産業全体の成長をつかむ高収益化が欠かせません。

そこで、物価高騰などコスト上昇に対応し、本県水産業の成長産業化を果たすための経営体の体質強化や加工・流通の強化の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 水産業全体の成長を図るためには、経営体の体質強化が重要であります。

このため、漁船漁業では、燃費がよく、最新の魚群探知機などの機器を備えた高性能漁船の導入や、気候変動による魚種の変化にも対応した、新たな漁法を組み合わせた複合経営化を推進いたします。

また、養殖業では、スマート技術の導入による赤潮監視の強化や資材の共同購入等の協業化などに取り組んでまいります。

さらに加工・流通分野においては、新たな水産加工フード・オープンラボを宮崎市佐土原町の食品開発センター内に整備するとともに、HACCP等認定取得の支援による輸出の拡大などを図ります。

これらの取組により、本県水産業の成長産業化を進めてまいります。

○安田厚生議員 本県の水産物輸出をさらに伸ばすため、生産、加工、流通の連携を強化し、必要となる流通施設のHACCP取得や国際認証取得を促進するとともに、海外のマーケットニーズに応える水産物の輸出構築に期待いたします。

次に、海水温上昇などの気候変動が見られる

中での持続可能な水産業についてであります。

昨今、海水温上昇で、これまで取れていた魚が取れなくなった話を耳にします。また、水産資源の産卵・育成の場である藻場も全国的に減少傾向にあるなど、気候変動の影響は水産業にも及んでいます。

そこで、海水温上昇などの気候変動やそれに伴う生態系の変化に対応し、持続可能な水産業を実現するための取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県沿岸でも海水温の上昇が見られており、藻場の減少や漁獲物の変化が課題となっております。

このため、藻場の維持・拡大に向け、比較的水温が低く、海藻を食べる生物の活動が低下する漁港内に、海藻の種を周辺に供給する核藻場を造成するとともに、海藻を食べる生物の密度管理などを行ってまいります。

また、漁獲量や魚種の変化に対応するため、資源の状況を定期的に把握するとともに、資源状況が良好な魚種については、効果的な漁法の導入支援など資源の積極的な利用を進め、資源状況が良好でない魚種については、稚魚の放流や漁獲の制限などにより、資源の回復を図ってまいります。

今後とも、気候変動等に対応した持続可能な水産業の実現に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 自然を相手にする気候変動への対応は大変だと思いますが、対応のほどよろしくお願いいたします。

水産業の拠点となる漁村地域を守るため、漁港における防潮堤や岸壁の耐震化の推進、計画的な漁港施設の維持・管理等に取り組むことが示されております。漁港施設の地震・津波対策には時間と予算がかかるとは思いますが、対応を

よろしくお願い申し上げます。

一方、漁村地域に目を向けますと、私の地元
の門川町は、漁業が盛んな地域で、祭りのとき
など大勢の人が漁港に集まり、にぎわいますが、
かつてより、にぎわいが失われている地域
も見られます。

そこで、漁村の活力低下を乗り越え、力強く
にぎわいのある漁村をつくっていくための取組
について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 漁村の活性化
には、漁村地域に人を呼び込むことが重要であ
り、国においては、漁村地域の持つ価値や魅力
を生かし、水産物の消費拡大や交流人口の増加
を図る海業の制度を令和6年度に創設しており
ます。

県では、この制度創設後、海業推進のための
計画づくりを支援し、青島地区では、全国で5
番目となる計画を昨年12月末に策定したところ
です。

計画では、既存の漁協直売所やレストランと
連携し、地元水産物等の飲食に加え、宿泊もで
きる滞在拠点の整備等に取り組むこととしてお
ります。

現在、県北や県南の地域においても海業の取
組を検討しており、その拠点となる漁港の耐震
化等も計画的に進めながら、にぎわいのある漁
村づくりに取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。水産
長期計画の後期計画に基づき、持続的に成長す
る水産業と多様性にあふれた魅力ある漁村が実
現できるよう、各種取組をよろしくお願いいた
します。

次に、内水面漁業関係でお尋ねいたします。

去年は、久しぶりに県内河川のアユの状況が
よかったと聞いております。

一方で、近年、川魚を食べるカワウの数が全
国的に増加し、分布も拡大したことで、県内で
も多く見られるようになりました。放流直後や
産卵前のアユが食べられるという話を聞きます。
1羽のカワウが1日に500グラムもの魚を
捕食すると聞いておりますので、アユなどの内
水面資源への影響は大きいと考えています。

県をまたいで、空を飛んでやってくる相手だ
けに、対策は難しいと思いますが、本県でのカ
ワウ対策について、農政水産部長にお伺いいた
します。

○農政水産部長（児玉憲明君） 近年、カワウ
によるアユ等の食害が本県でも問題となってお
ります。このため県では、令和5年度にカワウ
対策アクションプランを策定し、生息状況の把
握、繁殖抑制対策及び食害対策の取組を進めて
いるところです。

具体的には、令和6年度の生息状況調査にお
いて、前年度を18%上回る4,368羽が飛来した
ことを確認し、9か所の繁殖地を把握いたしま
した。

また、繁殖抑制対策では、把握した繁殖地に
おいて、産卵後の巣に、卵がふ化しないよう、
ドローンを使用してドライアイスを投入すると
ともに、食害対策では、内水面漁協が行う駆除
や追い払いの取組を支援しているところです。

今後とも、関係機関と連携し、効果的なカワ
ウ対策に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。五十
鈴川内水面漁業協同組合の総会において、毎回
話題になるのがカワウ対策であります。

河川においては、アユ、カニの放流などを行
いますが、これらの魚がカワウに食べられると
いう被害を受けています。カワウ対策の指導を
受け、組合員は花火等を使った駆除に努めてい

ますが、カワウの生息状況の把握や、個体数のコントロールをどのように行い、食害を減少していけばいいのか、今後、関係者の皆様と連携し、効果的にカワウ対策に取り組んでいただきますよう要望いたします。

昨年、私は、五十鈴川内水面漁業協同組合の組合長に就任いたしました。また、野崎議員は、宮崎県内水面漁業協同組合連合会の会長に就任いたしました。一緒になって県内の内水面漁業を盛り上げていきたいと考えております。

次に、企業局の工業用水道事業についてであります。

企業局が日向市において工業用水道事業を展開していますが、事業開始から60年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるものと思われます。

そこで、工業用水道事業のこれまでの経緯と今後の課題、見通しについて、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 日向市の細島臨海地区は、県が主体となり、工業用地としての埋立て造成や港の建設などを進め、昭和39年1月に、日向・延岡地区として新産業都市の指定を受けたものであり、同年10月には、企業局が工業用水の給水を開始したところであります。

事業開始から60年以上が経過し、今後、老朽化に伴う施設の改修のため、多額の費用負担が見込まれております。

給水料金にも影響を及ぼすことから、受水企業にも必要な説明を行いながら、現在、改修規模や最適な運営手法等について検討を進めているところでありまして、来年度は基本的な方向性を整理したいと考えております。

○安田厚生議員 施設の老朽化問題を踏まえ、施設の改修など、関係企業と連携して、経営の

健全化に取り組んでいただきたいと思います。

次に、一ツ瀬川県民ゴルフ場についてであります。

このゴルフ場の運営については、私が所属する文教警察企業常任委員会において、記録的な猛暑、台風によるコースの冠水といった悪天候による利用者の減少に加え、ゴルフ人口そのものが減少しているということもあり、厳しい状況が続いていると伺っております。

そのような中、先月、常任委員会において、ゴルフ場の指定管理者から運営を辞退するという申出があったため、3月中に指定取消しを行うという説明がありました。

そこで、一ツ瀬川県民ゴルフ場の指定管理者が運営を辞退した経緯と今後の運営について、改めて企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者数は、平成4年度をピークに減少し続けておりまして、令和6年度は、ピーク時の約3分の1、約2万2,000人にとどまったため、今年度は、新たなキャンペーンやSNSによる情報発信の強化などにより、利用者の確保に努めてまいりました。

しかし、思うように利用者数が回復せず、昨年11月末に指定管理者から、運営継続の見通しが立たないという理由で辞退の申出がありました。

その後、経営改善や運営継続などについて協議を重ねてまいりましたが、辞退はやむを得ないと判断し、3月に指定を取り消すことといたしました。

こうした状況を地元の新富町に説明いたしましたところ、協議の中で町から運営の申出があり、現在、その可能性について、新富町と協議・検討しているところであります。

○安田厚生議員 ゴルフは生活習慣病予防のためにも注目されています。住民の健康維持や地域との関わりを積極的に持つゴルフ場も増えてきているようです。一ツ瀬川県民ゴルフ場の運営が継続できることを期待いたします。県のほうからも後押しをお願いいたします。

昨年10月に、島根県隠岐の島で取り組まれている教育魅力化の取組を視察してまいりました。そこでは、その地域で唯一の県立高校である隠岐島前高校を中心に、学校と行政が一体となった地域活性化の取組が進められており、まさに県立学校が地域の核となった姿を目の当たりにすることができました。

一方、いわゆる高校無償化が本格化する中で、公立・私立の進学を選択が大きな話題となっております。県立高校が今後も生徒や保護者から選ばれる学校であり続けるためには、公立ならではの独自の価値と、確かな教育の質を担保することが大切と考えています。

そこで、これまで県議会においても、県立高校の在り方に関する真摯な議論が行われてきましたが、改めて、いわゆる高校無償化後の本県の県立高校の在り方と、それに向けた今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 少子化により、中学校卒業者数が今後さらに減少していく上、いわゆる高校無償化の影響が令和8年度入学者選抜の志願状況に顕著に表れていることから、県立高校が選ばれるためには、生徒はもちろんのこと、地域や社会が求める教育を提供していく必要があります。

今般、国が高校改革促進事業を創設することを受け、本県においても、今年度補正予算案に当該事業を実施する財源として、基金の設置に係る経費を計上しております。

この財源を活用し、国が示す地域産業で活躍できる人材や理系人材を育成するため、また、多様な学習ニーズに対応するためのパイロット的な事業に、それぞれモデル校を指定して取り組むこととしております。

さらに、国が令和9年度に当該財源の交付金化を検討していることから、モデル校の取組を県内各校にしっかり普及させ、高校教育の質と魅力のさらなる向上を図ってまいります。

○安田厚生議員 教育長より、教育改革推進に向けた基金の創設について御答弁いただきました。これからも、県立高校としての強みをさらに高めながら、全県的な教育の質の向上へつなげていただきたいと思います。

次に、学校給食の無償化についてお伺いいたします。

国は令和8年4月から、子育て支援を目的とした学校給食の抜本的な負担軽減、いわゆる給食の無償化を実施するとしております。

この給食無償化の制度設計は、令和7年2月の三党合意に基づき進められ、支援額は5,200円とすることや、必要経費は国と県で折半することについて昨年12月に合意し、政府は令和8年度予算に盛り込みました。

国は地方負担分を交付税で措置するとしていますが、中学校への対象拡大や物価変動への対応など、課題は山積しています。今後も持続可能な制度構築に向けて、国へ強く働きかけていただきたいと思います。

それでは、今回の負担軽減の対象は、市町村立小学校と特別支援学校の小学部と聞いておりますが、県が令和8年度当初予算で30億円を計上している学校給食費負担軽減交付金事業について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本事業は、子育て支

援策として、学校給食費に係る保護者負担の軽減を図ることを目的としております。

小学校の給食費につきましては、児童1人当たり月額5,200円を上限に、令和8年5月1日現在の在籍児童数に基づき、市町村に対し交付金を交付します。

なお、基準額を超える部分につきましては、保護者負担、または市町村負担となります。

また、特別支援学校小学部の給食費につきましては、月額6,200円を上限に、保護者に別途支給される就学奨励費との差額を支援し、基準額を超える部分については保護者負担となります。

なお、国の予算成立の時期が未定であることから、その動向を注視しつつ、令和8年度からの円滑な事業実施に向け、市町村と連携し、取り組んでまいります。

○安田厚生議員 細かな部分については、これから要綱に基づいて決められていくようではありますが、ぜひ、現場の声を丁寧に聞きながら、よりよい事業になるように進めていただきますようお願いいたします。

次に、いじめ問題について伺います。

最近、児童生徒間の暴力を伴ういじめの動画がSNS上に投稿・拡散されるという複数の事案が全国で報道されております。

いじめは、相手の人間性と相手の尊厳を踏みにじる人権侵害行為であるため、決して許されるものではなく、学校や教育委員会のいじめに対する取組は大変重要であると考えています。

そこで、いじめ問題の現状と解消に向けた取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県の公立学校におけるいじめの令和6年度認知件数は6,852件で、前年度に比べ約2,000件減少しております。

す。

各学校では、いじめを見逃さないように、全ての児童生徒に対して定期的なアンケートや教育相談を実施し、積極的に認知するよう取り組んでおります。

また、学校と教育委員会が連携し、いじめへの対応の手順等を示したガイドラインに基づき、スクールカウンセラー等による被害者支援や加害者に対する適切な指導、解消の見届けなどを組織的に対応しております。

なお、各地でいじめ動画の投稿・拡散が発生していることを受け、本県におきましても、文部科学省の通知に基づき、いじめに関する緊急アンケートやSNS上の誹謗中傷について取り扱った情報モラル教育の実施等を各学校へ依頼しております。

○安田厚生議員 いじめの現状と解消に向けた取組については、ただいま答弁いただきましたが、いじめそのものが起こらないようにすることが必要であると考えています。

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに対して正面から向き合うことができるような、実践的な取組を充実させることが重要ではないかと考えております。

そこで、学校及び教育委員会における、いじめ未然防止の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 各学校では、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日々の教育の中で、仲間と支え合い、助け合う取組や、よい行動を褒めて伸ばす取組などを実践しております。

また、児童生徒が主体となり、いじめの根絶に向け、話し合う機会を設けるとともに、標語やスローガンを作成し、啓発活動を行うなど、

いじめに対する認識を高めるための取組も行っております。

さらに、教育委員会においても、県内3か所で「宮崎県いじめ問題子どもサミット」を開催し、いじめ未然防止取組推進校における取組の実践を各学校に促しています。

引き続き、これらの取組を通して、児童生徒に「いじめを生まない、許さない」という意識が浸透するよう努めてまいります。

○安田厚生議員 いじめを未然に防止する取組が県内に広がり、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き取組の充実が図られるようお願いいたします。

近年、自転車の利用者が関係する交通事故において、自転車ヘルメットを着用していなかったことにより、頭部に重大な被害を受ける事例が全国的にも後を絶たない状況にあります。

とりわけ中学生や高校生は、通学をはじめ、日常生活の中で自転車を利用する機会が多く、本県においても、自転車通学は極めて一般的な手段となっております。

特に高校生は、通学の範囲が広い中、自転車ヘルメット着用の努力義務化に伴い、着用する生徒が増えていますが、まだ十分とは言えない状況であります。

こうした実情を踏まえますと、高校生一人一人の命と安全を守るための対策は、学校だけの問題でなく、家庭や地域、関係機関が連携し、社会全体で取り組むべき重要な課題であると考えています。

そこで、高校生の自転車ヘルメット着用推進のこれまでの取組や今後の方向性について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、令和5年度の道路交通法改正を受け、ヘルメット

着用プロジェクトとして、3年にわたり、自転車ヘルメット着用推進リーダー校の指定や、各高校の生徒による着用促進に向けた意見交換、警察と連携した交通安全運動等に取り組んできました。

また、各学校においても、生徒が主体となって、啓発動画の作成や着用キャンペーン等に取り組むとともに、約半数の学校がヘルメット着用を校則等で定めております。

その結果、令和5年9月時点で4.8%であった着用率は、令和7年12月時点では45.6%となっております。

引き続き、生徒の命を守るため、着用率のさらなる向上に向け、全ての県立学校に対して、ヘルメット着用の校則化を求めるとともに、保護者等にも理解をいただき、家庭や関係機関と連携した実効性のある取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 ヘルメットの着用を校則で定めた県北の高校では、生徒から、安全意識が高まったなど前向きな声が聞かれたそうです。また、愛知県では、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めた条例を制定しているところであります。生徒の命を守るため、関係機関と連携し、交通安全に努めていただきますようお願いいたします。

近年、地球温暖化の影響により、夏季の猛暑は災害級とも言える深刻な状況にあります。昨年も熱中症警戒アラートが連日発表され、学校現場での熱中症対策は、もはや一刻の猶予も許されない状況にあります。

私も特別支援学校を視察した際、酷暑の体育館で、大型扇風機を回しながら授業が行われている様子を拝見いたしました。体調管理に細心の注意を払いながらも、現在の設備だけでは限

界があることを痛感いたしました。

また、県立学校の体育館は、避難所として重要な役割を担っております。避難所となっている体育館の空調設備は、災害時の避難環境の安全性を担保する観点からも極めて重要であります。

そこで、これまでも関連した質問がなされておりますが、県立学校の体育館における空調設備の整備に係る取組状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 県立学校の体育館における空調設備につきましては、全学校にスポットクーラーを設置しておりますが、今回、体温調節が困難な児童生徒や医療的ケア児が在籍している特別支援学校の体育館にエアコンを整備するため、必要な経費を当初予算案に計上しております。

具体的には、国の交付金等を活用し、令和8年度から11年度までの4年間で、対象となる12校について、避難所として活用される学校を優先に順次整備を行います。

一方、高等学校につきましては、空調設備の整備が国の補助制度の対象外であることから、体育館や一部の実習教室等が未整備となっておりますので、引き続き、国に対し補助制度の拡充を求めるなど、財源確保に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。全県立学校へのスポットクーラーの設置完了を確認するとともに、特に緊急性の高い特別支援学校12校に対して、エアコン整備について、具体的かつ前向きな方針が示されたことを高く評価いたします。児童生徒の安全確保は、一刻の猶予も許されない重要な課題であります。着実な整備をお願いいたします。

一方で、県立高校においても、スポットクーラーだけでは限界があります。引き続き、国への働きかけなど財源確保に取り組み、全ての生徒が年間を通じて安全・安心に活動できる環境づくりを加速させていただきますよう要望いたします。

教育は次の世代を担う子供たちの人格の形成に大きく寄与するものであり、優れた教員の確保は重要であります。

しかしながら、全国的に教員採用試験志願者数は減少しており、本県においても特に、小学校の受験倍率の低下、教員の成り手不足が深刻な状況にあると伺っております。

これまでも様々な教員確保に向けた取組を行っているとは思いますが、教員の確保には一層対策が求められています。特に、教員の成り手不足解消には、教職の魅力発信と働き方改革のさらなる取組が必要であると考えています。

そこで、教員の確保に向けたこれまでの取組と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教員志願者数が減少傾向にある中、本県では、大学3年生チャレンジ受験や、宮崎大学との連携による県教員希望枠の実施など、採用試験の見直しのほか、中高生へ教師の魅力を発信する「ひなた教師ドリムカフェ」の開催など、教員確保のために様々な取組を行っています。

また、来年度当初予算案に、本県出身の漫画家である東村アキコ氏によるリーフレット制作などの企画、地元新聞社への「新採教師と恩師との対談」の連載、小学生が先生の魅力を伝える「子どもレポーター」など、教職の魅力を幅広い世代に広げる事業を計上しております。

これらの取組に加え、学校と家庭、地域との

役割分担等による業務量適正化など、実効性のある働き方改革を並行して進め、これまで以上に教員確保に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。東村アキコさんを起用した教職の魅力発信に向けた取組に加え、働き方改革を確実に進めることで、教職が真に魅力ある職業として選ばれるよう、教員の確保に向けた実効性のある取組を期待していますので、よろしくお願いいたします。

治安情勢や人口減少・少子高齢化の進行等の社会情勢の変化に適切に対応することを目的として、県警が令和3年以降、交番・駐在所の統廃合を進めてきたと認識しておりますが、令和3年に比べ、その施設数はどの程度になっているのでしょうか。

また、交番・駐在所の統廃合により、警察施設がなくなったことに伴う地域住民の不安を解消するため、移動交番車の活用等の取組が重要だと考えております。

そこで、交番・駐在所の統廃合による施設数の変化について、また、統廃合地区における移動交番車の活動実績について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 交番・駐在所の統廃合につきましては、令和3年に、限りある警察力を効果的に配分し、事案対処能力の強化を図ることを目的に、5か年計画を策定し、これに基づき実施してきているところです。

具体的には、計画策定の令和3年と比較して、現在は、交番が60施設から51施設、駐在所が106施設から89施設となっております。

また、統廃合地区における移動交番車の活動実績につきましては、移動交番車の派遣を令和5年が70回、令和6年が153回、令和7年が232

回、それぞれ実施しております。

今後も、統廃合地区も含め、県民の皆様の御意見、御要望を踏まえまして、移動交番車の積極的活用に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。今後も統廃合地区の住民の意見や要望をよく聞いていただき、移動交番の積極的な活用に努めていただきますようお願いいたします。

宮崎日日新聞の記事によりますと、昨年10月にJ A Fが公表した調査結果では、信号機のない横断歩道で、横断歩行者がいる場合における車両の一旦停止率は、本県は過去最高の76.5%ということでした。この76.5%は全国で5位ということで、本県の車両停止率は7年連続過去最高を更新しているそうです。

そこで、信号機のない横断歩道における車両停止率の向上に向けた警察の取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 信号機の有無にかかわらず、横断歩道において横断歩行者があるときは、車両は横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならない義務があります。

警察におきましては、モデル横断歩道を中心とした全ての横断歩道において、横断歩行者等妨害の交通指導取締りを強化しているほか、テレビ、新聞等のマスメディアやSNSを活用した情報発信、運転免許の更新時講習や企業等に対する交通安全講習時における啓発など、様々な機会を通じて横断歩道における歩行者優先を徹底しているところであり、引き続き車両停止率の向上のための取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 信号機のない場所での歩行者に対する安全確認不足が、歩行者事故の主な原因であります。停止率が高いのは、ドライバー

が本来のルールを再認識して、浸透してきたからではないかと思っております。また、歩行者のほうも横断の意思を明確に示すように、啓発活動をお願いしたいと思います。

午前中は時間を過ぎてしまいましたので、この辺で終わりたいと思いますが、最後になりましたけれども、3月で退職される県職員の皆さん、長い間お疲れさまでした。今後とも県勢発展に御支援いただきますよう、また、ますますの御健勝を御祈念いたします。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、3月2日午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時48分散会

3月2日（月）

令和 8 年 3 月 2 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員(34名)

2番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤隆久	(同)
5番	山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口俊樹	(同)
7番	下沖篤史	(同)
8番	齊藤了介	(同)
9番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
11番	河野通博	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之	(同)
39番	日高陽一	(同)

欠席議員(1名)

32番	濱砂守	(宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
選挙管理委員会委員長	成合修
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 代表質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕（拍手） 皆様、おはようございます。公明党延岡市選出の工藤隆久です。今回は初の代表質問です。できるだけ広範な質問をしたいと思いますが、福祉、教育に偏りがあります。また、県民の方からの意見も取り入れました。通告に従いまして質問いたしますので、知事、関係部長、教育長には明快な答弁をよろしくお願いいたします。

スマホはもう現代の社会人にとって必須のツールとなっています。また、教育分野では、学校においては1人1台のタブレットが利用されています。乳幼児やお子さんのお守りにスマホを使っている、タブレットを使って子供たちを静かにさせているということがよく見られるようになっていきます。

眼球長軸という言葉が御存じでしょうか。子供たちが未発達段階でスマホを見る距離感でじっと見る、凝視し続けることによって、最初は目のレンズが厚くなることで対応していたものが、厚くなることで対応するのではなく、眼球が後ろに伸びることによって網膜の中に投影していくようになることが起きているといいます。眼科医の皆様が警鐘を鳴らされております。

これが危険なのは、イメージ的にはサッカーボールのような眼球が、ラグビーボールのような形で後ろに伸びてしまった場合に元に戻らないという報告がなされております。2割しか戻

らないということです。

眼球長軸になりますと、近視になりやすく、ひどくなると、網膜剥離、緑内障のリスクも高まります。子供の目を守るために、社会全般でスマホ、タブレットの節度ある使い方を示し、子供の目を守っていく必要があると感じております。

そこで、スマートフォンの長時間視聴が乳幼児の目に与える影響について、どのように対処していくのか、知事の認識をお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

今日、スマートフォンは我々の生活に欠かせないツールとなっておりますが、視覚機能が発達途上の乳幼児期における長時間の利用は、子供の健やかな成長への影響が懸念される重要な課題であると認識しております。

このため県では、関係団体と連携して、幼稚園や保育園、小学校、保護者会等にメディア安全指導員を派遣し、安全かつ適切な使用について啓発を行っております。

また、市町村では、3歳児健康診査において、長時間視聴に関する保護者の気づきを促すとともに、視覚異常の早期発見・早期治療を目的とした視覚検査を行っております。

県では、引き続き、市町村や関係団体と連携し、乳幼児期からスマートフォンの適正な視聴が身につくよう普及啓発に取り組み、今後とも将来を担う子供たちの健やかな成長を支えてまいります。以上であります。〔降壇〕

○工藤隆久議員 ありがとうございます。健診や市町村役場、学校などで広報が行われているようです。

私も県政報告会などの際にはこの件を語るようにしておりますが、知っている方が大変少ないと思っております。特に子供の祖父・祖母世代に知ってもらい、孫の教育に関わっていただきたい。デジタルネグレクトという言葉もあります。社会全体で子供の健康に対して関心を持っていくことが大事だと思っています。

次に、D X・I C T化についてお伺いします。

先日、板橋区の区役所内におけるD Xの取組を視察させていただきました。よろず相談D Xという職員向けの相談窓口で、気軽にいつでも相談できる体制を構築しており、また、R P A、A I、O C Rを導入して、大幅な勤務時間の短縮を行っておりました。

宮崎県でも同様な取組を行っております。D X化、I C T化は、時間短縮といったツール改革にとどまらず、職員の勤務時間、働き方改革につながる重要な取組であります。

そこで、デジタル技術が発展する中で、庁内D Xにどう取り組むのか、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県が直面します人口減少や多様化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスを維持・向上するためには、庁内D Xを強力に進めていく必要があると考えております。

このため県では、昨年3月に策定しました宮崎県デジタル化推進計画に基づき、生成A Iなど業務効率化につながるデジタルツールを積極的に導入しているところであります。

また、各所属にD X推進リーダー等を配置し、各種研修の実施や優良事例の横展開を図るとともに、実装に向けての伴走支援を行うなど、きめ細かな推進体制を構築しており、全庁

的に業務の効率化を進めております。

今後とも、技術の進展に応じたデジタルツールを活用しながら、庁内D Xを推進するとともに、業務の効率化により創出された時間を、県民との対話や地域課題解決のための政策立案など、より創造的な業務に充てることで、住民ニーズを的確に捉えた満足度の高い県政運営につなげてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。D X化を進めることで、またA Iを使うことで、本来の県民に寄り添える時間を確保でき、かつ創造的な意見も集約できます。また、先ほど言ったように、職員の働き方改革につながる重要な視点だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

関連して、保育所事業者の方から、「補助金、給付金の申請などの書類作成のために職員を雇わなければいけない現状である。こども家庭庁もでき、余計に煩雑になった気がする」とさえ言われました。

そこで、子供の健やかな育ちを実現するためには、保育士などの業務負担の軽減を図り、子供と向き合う時間の確保につなげる必要があると考えます。どのような取組が行われているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 保育施設等では、事務手続の増加により、保育士等の業務負担が増しております。

このため、国においては、来年度中の運用開始に向けて、保育施設等と自治体間の給付費等に係る事務をオンラインで効率的に処理するプラットフォームの整備を進めており、現在、県では、その周知に努めているところであります。

また、このほか、保護者との連絡や子供の登

園管理などを行うアプリの導入や、パソコン及びタブレット端末の購入を支援し、ICT化を推進しております。

保育士等の負担軽減を図ることは、保育の質の向上にもつながりますので、国の動向も踏まえながら、しっかりと取組を進めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。保育士さんが事務作業で子供と向き合う時間が削られるのは本末転倒だと思います。来年度中に国がつくったプラットフォームができるのと、県としては、そのプラットフォームにおいて、市町村と連携して、事業者の方がスムーズな移行と運用ができますよう、支援をお願いいたします。

来年度事業に関連した質問をさせていただきます。

まず、27年開幕の国スポ・障スポに向けた事業が多く出ています。その中で、国スポ・障スポの開催を見据え、スポーツランドみやぎのブランド力向上を図る取組として、「みやぎスポーツメディカルサポート体制構築事業」があります。これは、メディカル面の調整を行うコーディネーターの配置、医療機関と連携した測定・検診、けが発生時の初期対応などをサポートするものと認識しております。

確かに、メディカル面の強化、身体管理は重要であると思いますが、体をつくる根本は食事であります。昨年、国スポ・障スポ担当の方に相談させていただきましたが、ある水泳選手は、遠征での昼食は弁当が1個支給されるだけだという話も聞いております。

それぞれの選手が健全な食事を取り、大会時はもちろん、それまでの強化の日々もどのような食事を取ったらいいのか、家庭での食事の在

り方などを指導できているのでしょうか。また、県外遠征時の食事の指導の在り方はどのようなのでしょうか。

そこで、国スポ選手の栄養管理支援に関する県の取組を、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 県では、県競技力向上対策本部が設置するコンディショニングサポート専門委員会の取組として、希望する競技団体に対し、栄養士を派遣し、強化練習会等での選手や保護者、指導者への栄養指導や講習会を実施しております。

また、特に少年種別においては、栄養に関する基礎的な知識が必要であるため、県スポーツ協会における、医師等で構成されたスポーツ医・科学委員会と連携し、国スポ候補選手への食生活に関するアンケートや食習慣の記録の提出により実態を把握した上で、競技団体に対し食生活の改善を促すとともに、希望する選手への個別指導を実施しております。

議員御指摘のとおり、選手にとって栄養管理は重要であることから、今後も周知・啓発に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。特に、少年種別の方や団体戦の指導員の方への指導をしっかりと行っていただきたいと思います。体調管理、どのような食事を家庭で取り、また、筋力増強においてはどのような食事を取ったらいいのか、適切な指導をお願いいたします。

高齢化については、特に中山間地域での高齢化が進んでおります。以前の質問において、高齢者、シニア層の仕事を増やしてほしい、働く場をつくっていただきたいとの質問をさせていただいたところではありますが、その趣旨は、

高齢者の健康維持には、外に出て、人と会い、交流することが一番重要と考えているからです。元気に過ごすことが何よりの医療費削減、介護費削減であります。

来年度事業において、「ともに支え合う地域のつながり創出事業」は、高齢者だけにスポットを当てたものではありませんが、地域の高齢者が外に出て、人と関わる機会になると思います。また、「ひなたの地域リハビリテーション活動支援事業」は、まさに元気に生きるためのものであると期待しております。

そこで、高齢者が地域で生き生きと暮らすことができる社会づくりに向けて、どのように取り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は全国に比べ、高齢化の進展が早く、また単身の高齢者が増加する中で、高齢者一人一人が住み慣れた地域で生涯にわたって生き生きと暮らし続けるためには、心身の健康維持や地域とのつながりを深める交流の機会創出による、本県の実情に合った取組を進めることが重要であると考えております。

このため県では、当初予算案の重点施策において、介護予防や重症化防止を効果的・効率的に実施するための支援体制を整備する「ひなたの地域リハビリテーション活動支援事業」や、世代を超えた交流の場や活躍の場を創出し、高齢者等の要配慮者を支援につなぐ「ともに支え合う地域のつながり創出事業」を計上しております。

先日視察した、えびの市の子ども食堂では、そこに高齢者も来ると。これも世代を超えた交流の場づくりということで、とても重要な取組だと考えたところであります。

県としましては、高齢者が元気で活躍し、孤

立することなく世代を超えて共に支え合う、宮崎らしい地域共生社会の実現に積極的に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。知事の宮崎らしい地域共生社会という言葉に、宮崎らしい温かな、また朗らかな、本当にフレンドリーな共生社会が目に見えます。ぜひ紹介していただいた事業が中山間をはじめとした地域に広がるよう期待しております。

次に、中山間の維持には、何よりも物流の確保が大事であると思います。

ある延岡市の物流業者の方からは、「延岡から美郷、椎葉まで週2便運送しているが、行きも帰りも荷物が少なく採算が取れていない。必要だと言っているのに、できるだけ継続していきたい」との本当にありがたいお言葉をいただきました。そういう献身的な業者の方も含め、県内、特に中山間の物流をどう維持していくのか。

来年度予算に「暮らしを支える地域物流イノベーション事業」があります。物流維持に期待しているところであります。

そこで、中山間地域における物流について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 物流は県民生活や本県経済を支える社会インフラであります。中山間地域では、地理的条件による配送の非効率性やトラック運送事業者におけるドライバー不足などを背景に、物流サービスの低下が懸念されております。

このため県では、当初予算案に計上しております「暮らしを支える地域物流イノベーション事業」により、複数の運送事業者の荷物を1台のトラックに集約して配送する共同配送の検討・実証等を行い、中山間地域の物流効率化に

取り組むこととしております。

日常生活機能の維持が喫緊の課題であります
中山間地域におきまして、物流は、生活物資の
購入や地域資源を生かした地場産品の出荷な
ど、住民の皆さんが地域で安心して暮らし続け
る上で欠くことのできないものでありますの
で、中山間地域を支える物流サービスの維持に
向け、しっかり取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。中山
間の維持・継続のためには、なくてはならない
のが物流です。運送業者の負担が減り、また逆
に活性化していくような運用をお願いしたいと
思います。

人は老いを避けることはできません。地域で
暮らすためには、人の助けが、専門的な助けが
必要になってきます。それが訪問介護であり、
訪問看護であります。

ある高齢者介護事業者の方と懇談する機会が
ありました。その方のモットーは、本人の意思
の尊重です。多くの高齢者の方が「子供たちに
迷惑をかけたくないから施設に入る」と言われ
ます。しかし、それに対して「訪問介護を利用
すれば家族の負担が減らせる。あなたの幸せ、
あなたがどうしたいのかを教えて」と親身に
なって聞くと、「自宅で暮らしたい。地域で暮
らしたい」と多くの方が言うそうです。

しかし、中山間地域への訪問介護は移動時間
がかかり、利益率が大変低い、本当に経営が苦
しいと嘆いておられます。

そこで、中山間地域が多く、移動に係る負担
が大きい本県における訪問介護サービスの継続
について、県の考えを福祉保健部長にお伺いし
ます。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 訪問介護は、
介護が必要な方の在宅生活を支える重要なサー

ビスであります。中山間地域では、長距離移
動に伴う費用や訪問効率の低下などにより、安
定的な運営が難しい状況と認識しております。

このため、2月補正予算案に計上しておりま
す重点支援地方交付金を活用した物価高騰支援
において、中山間地域の訪問介護事業所等につ
いては、支援額をさらに増額することとしてお
ります。

また、国においても、次期報酬改定に向け
て、訪問回数に左右されない月単位の定額報酬
の導入が検討されているところです。

今後とも、適切な介護報酬の設定について国
に要望を行うとともに、訪問介護事業所の安定
的なサービスの継続に向けた取組を支援してま
いります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。我が
党は、高齢者の方々を、今までの社会をつくっ
ていただいた敬意と感謝を込めて貢献者として
捉えよう、高齢者施策は報恩の施策であると捉
えよう、貢献者の方々が元気で自分らしく生き
ていくことが健全な社会であると考えます。

先日、大手企業の人事部で働いていた方と話
した際に、親の介護のため退職される方が多
くなってきた、働き盛りで辞められる方が多い
というふうにおっしゃっていました。地域社会で
高齢者を支えていく取組が、人手不足の現在に
あって必要な取組であると思います。

同じく中山間地域が多い高知県などは、移動
時間に応じて支援しています。他県の事例も参
照してもらい、訪問介護事業者への支援を進め
ていただければと思います。

次に、林業についてお伺いします。

再造林率向上強化対策事業をやっていただ
き、本当にありがとうございます。また、昨年
6月に質問させていただきました林業の出口戦

略として、「みやざき木の建築DX普及促進事業」には大いに期待しております。

今回の第八次森林・林業長期計画の改定では、木材生産機能を重視する生産林と、急傾斜地など林業経営に適さない森林や水源涵養などの公的機能を重視する環境林に区分し、それぞれの区分に応じた森林づくりを推進することとしており、その区分の指標として、現在、地形の傾斜や路網の状況、地質や標高等を用いて森林の分析・評価を行い、新たな森林のゾーニングを進めていると聞いております。このデータがあれば、森林施業や路網の計画を検討する際に、非常に有効なツールになると思います。

そこで、新たな森林のゾーニングと活用について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 今回改定する森林・林業長期計画で整理した生産林と環境林の概念を踏まえ、宮崎大学と連携して、森林を収益性と災害リスクの両面から分析・評価する新たなゾーニングに取り組んでおります。

具体的には、林業の収益性の要素として、森林の生産力や路網からの距離などを、また、山地災害リスクの要素として、地形の複雑さや民家・道路等の保全対象の有無などを用いて分析し、林業経営に適した区域や、路網整備等により林業適地になると見込まれる区域、災害リスクに注意する区域などに評価するものです。

現在、データ整理を行っているところであり、その成果を県や市町村における適切な森林管理の推進に活用してまいりたいと考えております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。循環型林業には大変貴重な情報であると思いますし、林業県として、他県に誇れる先進的な取組だと思います。適切な森林管理を、地権者の協

力も得ながら丁寧に進めていただければと思います。

次に、産業、建設業についてお伺いいたします。

地元の土木・建築関係者の方から、盛土規制法が施行され、搬出先の安全対策に関する基準が厳しくなっており、民間工事においては、仕事をする中で出てきた建設発生土を捨てる場所に困っているという話をよく聞きます。

「県で土砂を捨てる場所を整備し、防災公園にしたらいんじゃないか」等の声もいただきますが、実際には土地確保などが困難であることの説明を受けたところです。また、宮崎県では、盛土をするよりも掘削のほうが多いため、厳しいとの説明も受けました。

そこで、公共工事における建設発生土の有効利用と搬出先の確保に向けた県の取組を、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 公共工事における建設発生土は、工事間での有効利用を原則としており、受入れ時期などから調整が困難な場合は、盛土規制法の許可を得た民有地等へ搬出しております。

近年、国土強靱化等の事業により搬出量が増えていることから、より一層の再利用の促進や搬出先の確保に取り組んでいるところです。

具体的には、国や県などの発注機関で構成する建設副産物対策連絡協議会において、中長期の計画を含めた工事間の利用調整を行うほか、市町村等と協力して、新たな搬出先の調査や設計に取り組んでいます。

今後とも、公共工事の円滑な執行のため、関係機関等と連携し、建設発生土の有効利用と搬出先の確保に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。大分

県では、国が進めているストックヤード制度の登録を進めております。これは、国が登録したストックヤード運営事業者が適切な搬出を引き継ぐため、土砂を運び入れる側は、最終搬出先まで確認が不要になるとのことです。公共工事での取組は進められているようですが、民間工事は対応が進んでいないようですので、今後、何らかの取組をお願いしたいと思います。

次に、以前も質問させていただきましたが、大工が少ないとの意見が聞かれます。その意見を言われた方に「大工とは何か」と聞きますと、「自分で測量して、木材を切り、家に合わせて、お客様の趣向に合わせて、柔軟に設計から建築までこなせる人じゃないか」と言われました。

産業技術専門校の木造建築科において、毎年人材の育成を行っていただいております。また、その方たちの県内就職率も非常に高いと聞いております。しかし、その就職先は、工務店、製材会社、ハウスメーカーであり、切り出された木材を組み立てるのが主です。

確かに、昔からの大工さんは個人事業主が多く、工務店からの依頼で建築する方が多いですし、いわゆる社会保障が不十分、休日は不定期であったりします。若者から就職先としては選ばれにくい。しかし、その方たちがいればこそ、型どおりの家ではなく、個人に合わせた家や、いわゆる地場の木材、杉、ヒノキ、ケヤキといった、自分の山から伐採してきた木材も使われてきました。

来年度事業で「若者の移住促進住まい整備事業」がありますが、空き家の改修には大工の方が必須であります。

そこで、今後ますます大工の人手不足が深刻になると思われますが、木造建築に関する技術

者の確保・育成について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 大工をはじめとする建築技術者の減少及び高齢化は深刻であり、人材の確保・育成が大変重要であると認識しております。

県では、産業技術専門校の木造建築科において、幅広い技術や知識を習得し、様々な分野のニーズに対応できる人材の育成を行っています。開校以来、350名以上の修了生を送り出し、就職者の約8割が県内で即戦力として活躍しております。

さらに、小中学校等に熟練技能士を派遣し、ものづくり体験や職業講話、技術指導等を実施するなど、若い世代への技能振興にも取り組んでおります。

今後も、国や関係機関等とも連携しながら、大工をはじめとした、ものづくり分野を支える技術者の確保・育成に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。建築業協会などの民間でも技術習得の支援をしていると伺いました。大工の魅力化が必要であると思います。

ある方と車に乗っていると、「あの家いいだろう」と急に言い始めて、「私が造ったんだ」と自慢してきます。誇らしげに話してきます。その誇りがものづくりに欠かせないモチベーションだと思います。また、個人事業主の方に対する社会保障の取組などもよろしく願いいたします。

観光について質問いたします。

奈良県、和歌山県などに観光に行った方からお話しいただきました。「観光地に行く際にバスに乗ったところ、外国人観光客の方、また地元の生活者の方が一緒に乗っており、降りる際

に現金で支払うしかなく、外国人観光客の方に一回一回運転手が説明して支払いを促しており、それを地元生活者の方は嫌悪の表情で見ている」と。宮崎においては、まだそこまで外国人観光客の方は来られておりませんが、外国人観光客の方、また地元の方が気持ちよく公共交通を利用する対策は必要であると思います。

そこで、外国人観光客が鉄道やバスの運賃を円滑に支払えるようにすべきと考えますが、県の取組を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 外国人観光客が公共交通機関を利用して円滑に周遊できるようにするため、県では、九州内の各県と交通事業者等で取り組む九州MaaSの一環として、外国語対応のデジタルチケットの造成を後押ししております。

デジタルチケットは、スマートフォンで事前に購入し、乗り降りの際に画面を提示するだけで済むため、運賃支払いの手間や時間を縮減できます。

また、宮崎空港を発着する路線バスの多くでは、クレジットカードによる決済、いわゆるタッチ決済も導入されており、外国人観光客が手持ちのカードで支払うことも可能です。

県では、引き続き、交通事業者等と連携し、外国人観光客の受入れ環境の充実に向け取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。デジタルチケット、クレジットカードで支払いができる取組をしているとのこと、ぜひ交通事業者と連携して、どんどん進めていただければと思います。外国人観光客の方がスムーズに気持ちよく観光できる体制の構築をお願いいたします。

昨年、宮崎県議会文化芸術議員連盟で県西地

域を回りました。県北出身の私としては初めて知ることが多く、大変勉強になりました。中野先生の説明も大変すばらしかったです。

地域の学芸員の方が非常に優秀で、詳細に熱意を持って地元の歴史を語ってくれる姿に、よく研究されているなど、地元愛がすごいと敬意を抱きました。そして、改めて歴史は面白い、観光になるなど実感しました。

宮崎県は、天孫降臨の伝承地が2つ存在するなど、重層的で奥深い神話と歴史があります。

これまでは「諸説あり」と曖昧にされがちでしたが、この謎や違いこそが観光客にとっては最大のミステリーになるのではないのでしょうか。地域の学芸員の方と連携した深掘り解説やトークバトル、県内謎解きの旅など、エンターテインメント性を持たせるイベントを市町村と連携して行うことで、知事もよく言われる神話を生かした宮崎県独自の観光ができるのではないのでしょうか。

そこで、学芸員による専門性を生かした解説は、観光資源の掘り起こしやPR、学芸員の魅力向上につながると思いますが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県内の登録博物館には30名の学芸員が配置されており、調査研究や展示解説などの業務に従事しております。

また、県や市町村にも学芸員の資格を持つ行政職員がおり、文化財に関する業務を担っております。

博物館法改正により、博物館には多様な主体と連携した文化観光活動による地域活性化の取組が求められていることから、議員御指摘のとおり、学芸員が高い専門性を生かして貴重な文化財の情報発信を博物館内外で積極的に行うことは、新たな観光資源の掘り起こしやPRに加

え、学芸員の魅力向上にもつながると考えております。

また、本県では、置県150年に向け、子供や若者が楽しみ学ぶ「知の拠点」として、総合博物館の再整備を検討しており、観光資源としても魅力ある施設となるよう、学芸員の参画の下、取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。市町村の学芸員の方たちは本当に優秀なので、スポットを当てていただければと思います。学芸員の発表の場にもつながる、また、宮崎県の魅力向上につながる取組を考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育・福祉行政について質問いたします。

高校授業料の無償化により、公立高校にとっては、かつてない厳しい時代に入りました。保護者の選択基準が、経済性から教育内容の質、高校独自の魅力に完全に移行したと思っております。

文教警察企業常任委員会で、島根県の「地域との協働による魅力ある高校づくり事業」、県立高校魅力化ビジョンの説明を受けました。特に、離島の隠岐島前高校での取組は、地元高校への進学率が高まり、国公立大合格者が飛躍的に増え、かつ若者のUターン率も増加したとの報告を受けました。学力向上もさることながら、地元高校への進学が増えた事実やUターンの若者が増えたことは、非常に注目すべきことです。

ぜひ県立高校それぞれが地域と連携した魅力化を進めていただきたいと思います。ある校長先生からは、今の人員で行うとなると、教員への負担が非常に多くなるとの不安の声もいただきます。

そこで、高校教育を取り巻く環境が変化する

中、県立高校における地域と連携した魅力化・特色化の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校は、地域活性化の核として、地域の将来を担う人材の育成を担っておりますが、令和8年度入学者選抜志願状況を見ますと、いわゆる高校無償化による影響が全ての学校に及んでいます。

現在、地元自治体等と連携し、地域資源を生かした独自の学びに取り組んでいる学校はありますが、今年度導入しました保護者や地域住民など関係者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの機能を活用し、全ての学校で魅力化・特色化について早急に検討していくこととしております。

また、今般、国より示された高校改革促進事業等を活用し、地域や社会が求める人材の育成を目指す先駆的な取組を構築し普及させることで、高校教育の質と魅力のさらなる向上を図ってまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。地元の高校への進学率が増える、地域と連携した取組には期待しております。島根県では、民間の力も借りて取組を行っております。行政、教員でできることは行政、教員で、民間の力を借りるところは借りていただければと思います。教員の負担が増えることがないようお願いいたします。

また、延岡には三北と呼ばれる地域があり、その生徒たちは親が送り迎えするケースが多いです。私学は通学バスを運営しています。同じ高校なら負担の少ない私学へ行かせかねません。通学の在り方も考えていただければと思います。

次に、いじめ問題についてお伺いします。

いじめは絶対に許されるものではありません。その大前提に立った上で、どのようにいじめをなくしていくのか。一つに、加害者を少なくする、根絶することがあると思います。

先進国では、加害者に対してカウンセリングプログラムを実行するといったものがあります。加害者側の自己肯定感の低さ、家庭における愛着障がい、あるいは衝動性を抑えることができない発達上の課題が潜んでいることが多い。しっかりとそこにカウンセリングを受けることで、その生徒自身が立ち直り、社会に出て生きていける力をつけることが教育の本旨であり、子供の人格形成、子供の幸せにつながるのではないのでしょうか。

そこで、いじめ問題における加害児童生徒への指導と支援体制について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県の各学校では、いじめの認知から解消までのガイドラインに基づき、被害児童生徒への対応だけではなく、加害児童生徒及びその保護者に対しても継続的な指導・支援を行っております。

具体的には、いじめを繰り返さないよう、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、いじめに至った背景や経緯を踏まえた、きめ細かな対応を行っております。

また、教育委員会では、各学校がいじめに組織的に対応できるよう、いじめ対策マイスターによる巡回指導や、ケースによっては、弁護士、警察OB等で構成する専門家チームを派遣するなど、学校への支援体制を整えております。

引き続き、被害及び加害児童生徒双方への的確な指導・支援を行うことにより、いじめの早期解消及び再発防止を図ってまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。いじめが起こった際は、必ず放置せずカウンセリングにつなげる、その体制が必要であると思います。教師では把握できない心理的な課題について、カウンセラーを使った寄り添った対応をお願いしたいと思います。他者を非難する、排斥、または暴力などで自己の要求を満たす子供が社会に出たときに活躍できるのか。子供の幸せのために適切な対処をお願いいたします。

続いて、不登校問題についてお聞きします。

本年度事業のこどもの居場所づくり支援モデル事業において、フリースクール等民間団体の活動実態、課題などを把握し、連携・支援の在り方を検証・検討することで、不登校児童生徒の多様な居場所を確保するとされておりました。その検証・検討はどうでしょうか。

また、生徒においては、学校に通えない生徒、学校に通えるが教室に通えない生徒、そもそも家から出られない生徒など、一概に不登校児童生徒といっても多種多様であり、また、個人でも抱えている問題は違うと思います。教室に通えない生徒は、校内教育支援センターがあれば居場所として有効であると思います。

そこで、フリースクールとの連携状況と、校内教育支援センターの設置状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） フリースクールは、学校に登校できない児童生徒の居場所の一つとして年々増加しており、そのうちの40団体と県及び市町村教育委員会で構成する連絡協議会において、児童生徒の支援等に関し、定期的に意見交換を行っております。

さらに、フリースクールの継続的な運営を目的に、こどもの居場所づくり支援モデル事業において補助も行っております。

また、学校には登校できるが教室に入ることができない児童生徒の居場所となる校内教育支援センターについては、現在、公立小中学校の28%に設置しております。

引き続き、これらの取組に加え、県教育支援センター「コネクト」による支援や、学びの多様化学校との連携を充実させるなど、不登校対策の強化に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。全ての公立小中学校に校内教育支援センターが設置されるようお願いいたします。

不登校児童生徒には、隣の子が怒られていても自分が怒られているように感じるハイセンシティブな子が多い。こういう子供に対しては、心理的なアプローチが有効であるとも聞いております。スクールカウンセラーを使った不登校児童生徒への寄り添った対応、また人員の確保を行っていただきますようお願いいたします。

不登校問題は、継続して私も質問させていただいております。

ある方より、不登校児童生徒が非常に少なく、面白い授業を行っている学校を紹介いただき、先日、福岡市博多区の東光中学校に視察に行きました。その教育方法は、学び合い学習、学び合い学習に基づいた探究学習を行ってまいりました。実際に授業風景も観覧させていただきました。

一見、学級崩壊しているような、生徒同士が立って歩いたりしているようなところでしたが、生徒が生徒自身の進度によって、自分で勉強できる人は自分で勉強する、グループで勉強する人はグループで勉強する、また、教員からもう一回教えてもらいたい人は教えてもらうみたいなグループ分けがされており、本当に楽しそうに学んでまいりました。

また、その学校は、文化祭、遠足、体育祭まで、全学年を巻き込んで、自分たちで立案・実行していました。生徒自身が、校則、学校運営に積極的に関わっていると教えていただきました。

その際に、延岡市の校長、教育委員会の方々も同校に視察に来ていたことが分かり、この取組を一つの授業形式として宮崎県でも広めていくためにはどのようにしたらいいか、視察にいられていた校長先生にお話を伺いに行きました。

視察に行った経緯を聞くと、本年度、延岡市では、教員研修に対して教員自身に裁量権を与え、学びたい、他県の事例を研究したいという教員の研修のために予算を確保しており、その制度を利用して視察に行っていたとのことでした。

また、学び合い学習はその学校でも取り入れており、核となる積極的な教員がいれば、どの教員でもできる、そこから学校が変わっていく、チームでしっかりと学ぶ体制を研修として取り入れていけば負担も少なく、教員の指導力もアップするなど、様々な助言もいただきました。

研修といえば集団学習であり、受動的です。確かに、知識であったり新しい取組に関しては、インプット型でもいいと思います。しかし、今の授業自体がアウトプットを重視した取組になっていることから、能動的な研修の取組が必要ではないでしょうか。

宮崎県が取り組んでいる「ひなたの学び」、一人一人が問いを持ち主体的に学ぶ、仲間となって学び合い、対話的に学ぶ姿が教員研修でも理想ではないでしょうか。

そこで、小中学校の教員の資質向上を目指し

た研修の在り方や方向性について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、教員の資質や専門性を高めるために、キャリアステージに応じて必要となる専門的知識や指導についての研修に加え、教員の要望に基づき、生徒指導や特別支援教育などの研修も、県教育研修センターを中心に実施しております。

なお、教員が積極的に受講できるよう、対面だけではなく、オンラインやオンデマンドでの研修も実施しております。

また、より専門性を高めることを目的として、教員自らの希望に基づき、国の研修機関や大学等での派遣研修を行っております。

今後も、教員が、子供が主体となる授業を実践し、一人一人の可能性を最大限に引き出す役割を果たすことができるよう、研修の充実に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ぜひ、教員に対してある程度の裁量を持たせ、他県や先進事例を含め、現場の教員が自ら学びに行ける体制、学び直しができる支援をお願いいたします。

保護者の方から、副教材費の高騰が家計の負担になっていると伺います。教科書は義務教育中は無償ですが、ドリル、裁縫セットなどの副教材は、授業で使うものでも自己負担です。親の経済状況が子供の学びに不公平感を生みかねない。今は1人1台タブレット端末があるわけですので、デジタルドリルなどを普及して、自学自習できる環境はつくれないものか、少なくとも紙媒体のものは変換できるのではないかと思います。

そこで、小中学校における保護者の経済負担の軽減に対する県の考え方、取組を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、小中学校の授業で活用するドリルやワークブックなどの副教材や楽器、習字セットなどは、各学校により金額に違いはありますが、全額保護者負担となっております。

物価高騰が長期化していることから、一部の自治体では、国の通知等を踏まえ、教材の学校備品化や学校指定物品の見直し、A I教材の導入等を検討しております。

県としましても、経済的理由で児童生徒間、学校間、市町村間で学びに差が生じることがないように、市町村教育委員会と連携し、負担軽減の在り方等について意見交換を行っていくこととしております。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。市町村と連携して進めていただければと思います。

教科書販売店の知り合いの方に話を聞くと、副教材については、教科担任の先生に一任されていることが多いので、学校によって、先生によって、どの副教材を使うかが違います。教員の方の自主性も大事だとは思いますが、お金のかかることですので、公平公正な負担の少ない方向で取り組んでいただければと思います。

先日、ある保護者の方から、子供が発達障がい、A S D（自閉スペクトラム症）、書字障がいと診断されたと報告を受けました。大変ショックを受けておりました。

その訳は、今まで学校の先生から宿題をしてこないなど指導を受け、無理やり字を書かせようとしていた。怠けているのだと思い、叱りながらやらせようとしていた。子供にとっては拷問に等しいことを、愛する我が子にしていたとの後悔と自責の念でした。泣いておりました。本当に悲惨だと率直に思いました。

昨年5月に担任の先生から相談を受け、診断

結果が出るまで半年以上かかったことも教えてもらいました。早期発見、適切な診断の必要性を強く感じます。

そこで、発達障がい早期発見・早期支援のための取組を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 発達障がいの早期発見・早期支援につきましては、乳幼児期からの気づきと切れ目のない支援体制の構築が重要であると認識しております。

このため県では、全市町村での5歳児健診の実施に向けて、大学や小児科医会と連携し、地域で取り組みやすい健診の方法や工夫について助言等を行っております。

また、保育士やかかりつけ医など幼少期に関わる関係者への研修を行い、理解促進を図るとともに、今年度から実施している診断医の養成研修を通じて、早期発見から専門的な支援へ円滑につなぐ体制整備にも取り組んでおります。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。早期発見、本当に必要だと思います。親、保育士の方などの気づきを、すぐに相談できる専門家につなげる必要性を感じます。問診、検診、心理検査など様々必要ではあると思いますが、体制整備に地域格差が生まれないよう、よろしくお願いいたします。

その子供は中学2年生でした。それまでに多くの教員が接してきました。なぜ気づきが遅かったのか、字が書けないことがおかしいと気づけなかったのかと思います。

そこで、発達障がいのある児童生徒の早期発見に向けた教員研修や校内支援体制の現状につ

いて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 発達障がいへの理解と校内支援体制の構築は、インクルーシブ教育を推進する上で極めて重要であります。そのため、県教育委員会では、児童生徒の特性を的確に把握し、早期支援につなげるため、研修を充実させ、教員の資質向上を図っております。

また、校内支援体制の構築を図るため、国は、全ての学校に特別支援教育コーディネーターの配置を義務づけており、本県におきましても、高い専門性と経験を持つ教員が、保護者への相談支援や関係機関との連携など、組織的支援の重要な役割を担っております。

今後とも、一人一人に寄り添った支援体制の充実に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。特性に気づけた教員が、間違っていたとしても相談していい、気軽に相談できる体制が必要だと思います。また、チーム担任制など、複数の目で見守っていくことも重要かと思います。

保護者の方は、自分の子が発達障がいだと認めたくないという方も多いと聞きます。確かに、「障がい」とついていきますので、インパクトが大きい。しかし、その子に合った教育をすることで、社会に出ても特性に合わせた生き方ができるようにすることのほうが幸せではないでしょうか。大人の発達障がいも社会問題になっております。特別支援教育コーディネーター、担任教員の方に過度の負担がかからないような支援をお願いいたします。

平和教育についてお伺いします。

去年は戦後80年でした。テレビ、新聞等、多くのメディアで戦争についての特集や報道が行われ、県内の多くの戦争遺跡も扱われておりました。

特攻隊といえば知覧を思い浮かべる県民の方も多いと思いますが、宮崎県からも多くの方が特攻隊として出撃しております。延岡市、日南市の人間魚雷「回天」の保管場所、宮崎市、日向市などの掩体ごうをはじめ、宮崎県にも多くの戦争遺跡があります。このような戦争遺跡を地元の子供の教育にもっと活用し、戦争を身近に感じていただき、平和について考えていただきたいと思います。

そこで、地域の戦争遺跡などを生かした小中学校などの平和学習の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県には、掩体ごうをはじめ多くの戦争遺跡や慰霊碑があり、これらを活用して平和学習を行うことで、子供たちが戦争を現実の出来事として捉え、当事者意識を持って平和について考えられることから、実際に戦争遺跡等を訪れ、実物に触れることで、戦争の被害が身近な地域でもあったことを学んでおります。

また、子供たちに戦争の記憶の継承と平和について深く考えさせるために、県遺族連合会の語り部と学校が連携して、県内の戦争遺跡等の調査を実施するなど、学習に生かしております。

今後も、関係団体と連携しながら、地域の戦争遺跡等を有効に活用し、平和学習の一層の充実に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。他県に行かずとも県内で学べます。自分の祖先が、地域の方が戦争に巻き込まれた、身近に当事者意識を持って学べる環境があります。しっかりと生かしてほしいと思います。

「もはや戦後ではなく、戦前ではないか」と言う歴史学者もいます。その今だからこそ平和

学習が必要です。戦争を賛美した国民やマスコミがいた事実、軍部を抑えることができなかった政治家、過去を学ぶことが平和につながります。

戦後80年談話で、石破元総理は「戦争の記憶を持っている人々の数が年々少なくなり、記憶の風化が危ぶまれている今だからこそ、若い世代も含め、国民一人一人がさきの大戦や平和のありようについて能動的に考え、将来に生かしていくことで、平和国家としての礎が一層強化されていくものと信じます」と語っています。

平和学習の一層の充実とともに、戦争遺跡の保存もお願いしたいと思います。

次に、薬物事犯についてお伺いいたします。

去年は、県内の高校生が薬物事犯として逮捕されたニュースがありました。ある報道では、高校生に対するアンケートで、「SNS、インターネットを通じて、手に入れようと思えば手に入れることができる」と答えた生徒が4割もいたそうです。手に入れやすい環境だからこそ、まずは使わない、誘われても断る勇気を持てる啓発活動をしっかりと進めていただきたい。

今回は薬物再犯防止についてです。厚生労働省は、薬物事犯で捕まったが、執行猶予、保護観察なし、不起訴になった方への支援が足りていないことを問題提起されています。それは、起訴され有罪となれば、あるいは少年院などに行けば、薬物再乱用防止プログラム、薬物依存離脱指導等に入りますが、執行猶予、保護観察なし、不起訴の場合は、その土台にのせることができないからです。薬物事犯は、再犯率が高い犯罪です。

そこで、第2次宮崎県再犯防止推進計画における薬物依存者への支援の取組状況について、

福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、第2次宮崎県再犯防止推進計画に基づき、依存症からの回復に向け、保健所や精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、臨床心理士や専門医などが相談に応じ、医療機関を紹介するなどの対策を行っております。

また、家族を支援するため、家族教室や講演会も実施しており、今年度4月から12月の間で、相談対応が延べ41件、家族教室等の参加者が24名となっております。

薬物乱用の再犯防止につきましては、刑事司法機関による支援のみならず、医療・福祉の分野における取組が重要でありますので、今後とも、関係機関と連携を図りながら、支援に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 よろしくお伺いいたします。県警本部との連携も大変重要であると思いますが、どのような連携が他県で行われているのか。相談しやすい、どこにいても依存症に係る相談ができる医療機関、カウンセリングの体制整備が必要だと思います。支援のほどよろしくお伺いいたします。若年化している問題だからこそ今取り組んでいただきたいと思います。

ここからは、継続的に質問している問題についてお伺いいたします。

まず、医療的ケア児者、重症心身障がい者等が利用する短期入所施設の整備についてです。

昨年、福岡で発生した事件で、医療的ケア児者の長女（7歳）の人工呼吸器を外して殺人罪に問われた母親（45歳）の裁判が、7月14日、福岡地裁で行われました。

母親は事件の原因について、「心の傷に対処できなかった自分の弱さ」と述べました。長女の介護については、「一生懸命生きる姿がいと

おしかった。かけがえのない宝物で、何でもやってあげたいと思っていた」と振り返っています。無理心中を考えるようになったのは、介護疲れではなく、夫や親族の言動がきっかけだったとのこと。

親族に長女を見せた際、「これからどうするの」とため息をつかれ、「心臓がえぐられるようだった」と語りました。また、夫に長女の世話をお願いすると、舌打ちをされたといいます。母親は「不幸と思われたくない」と周囲に相談できず、気丈に振る舞っていました。

判決は、懲役3年、保護観察5年でした。裁判長は、うつ状態で昼夜介護した負担が大きいとしました。

この事件を思うとき、母親がどれだけ苦しんだのかと涙が出ました。親族以外に同じ境遇の仲間や友人に相談できる人がいれば、結果は違っていたのではないかと残念でなりませんが、相談できる心の余裕が母親にはなかったのではないのでしょうか。

医療的ケア児者、重症心身障がい者の子供を自宅で見ている親は、多少の差はあれど、常に親亡き後のことを考え、また看護に追われ、心の余裕がなくなっているのが現状です。相談できる場所、また自身が子供の看護から離れる場所が本当に必要だと思います。

そこで、医療的ケア児等が利用する短期入所事業所の整備拡充について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 医療的ケア児等の保護者の方々は、24時間、日々緊張感を持ちながらケアに向き合っておられるわけでありまして、レスパイトと呼ばれております一時的な休息、リフレッシュを支える短期入所事業所の拡充は、大変重要な課題であると認識しております。

す。

現在、県では、医療的ケア児支援センターにおいて、短期入所の利用に関する相談に対応するとともに、事業所に対する運営面や施設整備への支援を通して、受入れ体制の強化を進めております。

また、今後の整備の在り方については、地域ごとのニーズや事業所の利用状況等の調査を行い、来年度、宮崎県障がい福祉計画の中で、より実態に応じた整備目標を設定する予定としております。

今後とも、保護者の思いに寄り添いながら、医療的ケア児とその御家族が身近な地域で安心して生活できるよう、短期入所事業所の拡充を一層促進してまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。この事件も含めて、切実な問題だと思います。地域で安心して暮らせる、少なくとも県北ではこの状態に程遠いと思います。利用状況も、利用したいときに利用できないので、稼働率が悪い場合もあります。医療的ケア児者、重症心身障がい者の団体は多くありません。家族と会って話していただきたい、当人に会っていただきたい、本当の実態を県の担当者には聞いていただきたいと思います。

次に、短期入所事業所はそこまで多くはありません。地域にない場合は、隣接する市町村、また、県内の事業所を横断的に利用できないのか。医療的ケア児者などは状態も様々であるとは思いますが、事業所ごとに連絡を取り合い、連携して既存の施設を存分に利用できないのか。少ないならば少ないなりに活用を考えていただきたい。県の医療的ケア児支援センターが中心となって、情報共有などにはできないのかと考えます。現在は全て親が負担している状況で

す。

そこで、既存の短期入所事業所の有効活用について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 現在、本県には6か所の医療型短期入所事業所があり、医療的ケア児等とその御家族の生活を支えるためには、これらの事業所を有効に活用することが重要であると考えております。

しかしながら、医療的ケア児等にとっては、遠方の事業所までの移動が大きな負担であることや、事業所側が対応可能な医療的ケアの範囲と利用者のニーズの不一致なども生じている現状がございます。

このため、事業所間の情報交換等の連携により、利用者が身近な地域で安心してサービスを利用できるよう、引き続き、関係機関と意見交換を行いながら、利用者の利便性向上に努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。どこでもいいから預かってほしいという保護者はおります。結婚式、急な通夜とかのときにも預ける場所がないというふうに言われます。また、地域にないから、ほかを探しているのが現状であると思います。遠方で移動に負担がかかるのであれば、それを補完する医療タクシーなどが利用できる体制をつくるべきだと思います。ぜひ早急に進めていただければと思います。

先日、北九州市が、学校訪問看護に対して、レスパイト事業の一環として支援をしていると話を聞き、視察に行ってきました。北九州市、また、県内では宮崎市も同様の事業を行っている認識しております。全県下でできないものか。いつも訪問看護をしている方が訪問することになるため、人手不足はありません。導入を

検討していただければと思います。

そこで、保護者がレスパイトのために訪問看護を利用した際の支援について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 訪問看護は、医療的ケア児等の健康を守るとともに、御家族が安心して心身を休めるレスパイトの観点からも、重要なサービスであると認識しております。

レスパイトのための訪問看護の利用については、現在、県内2市で利用者の負担軽減のための支援を行っており、これに対し、国と県で補助を行っております。

利用する場面は、自宅のほか学校や病院なども想定され、加えて、障がいの程度など個々の様々なニーズを考慮した支援の在り方を丁寧に検討していく必要があります。

県としましては、訪問看護を活用した先行事例を共有しながら、市町村や関係者と連携し、レスパイト支援の充実に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。今は訪問看護の方が行けない場合は、親が仕事を投げ出して行かれて、いろいろ手当てをしているというふうに聞きました。親の働き方にもつながることだと思いますし、宮崎市はやっておりますので、ぜひ県全体で進められるようお願いいたします。

次に、ひきこもり対策についてお伺いします。

ひきこもりの方は、実態調査をした他県などの事例を基に考えますと、1%から4%の割合でどの地域にもいるのではないかと推測されます。宮崎県では大体9,000人から1万人の方が

いるのではないかと、まだまだ把握が進んでいない状況ではないでしょうか。

先日、延岡市の方から相談を受けました。82歳の方でした。50代の息子のことで相談がありますと。話を聞くと、ひきこもりの方だなとすぐに分かりました。これまで市議会議員、民生委員の方に相談してきたそうですが、ひきこもりだとは把握されず、親がだらしがないから、しっかりとハローワークに行かせなさいと怒られ、何も与えなければ勝手に部屋から出てくると、筋違いのアドバイスをされたとのこと。また、同じく延岡市で別件の、やはりひきこもりの事例も相談を受けました。

県としては、ひきこもりサポーターを養成し、各市町村でそのサポーターを活用していただく体制を取っていると認識しておりますが、市町村ごとでのばらつきがあると思います。しっかりと養成した以上は活用していくことが何よりも重要です。

そこで、ひきこもり支援について、ひきこもりサポーターの活用が全県的に進むように、市町村にどのように促していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） ひきこもり状態にある方や家族が孤立せず、適切な支援につながるためには、身近な市町村における支援の充実が不可欠です。

このため県では、ひきこもりサポーターの養成や支援者研修を行うなど、地域におけるひきこもり支援の担い手となる人材の育成に取り組んできたところです。

現在、一部の市町村において、サポーターを活用した居場所づくり等、支援につながる取組が進められており、このような取組を広げていくことが重要であります。

県としましては、市町村に対し、研修会等を通じて実際に取り組んでいるサポーターの活動事例やノウハウを共有し、県内全域で支援が充実するよう努めてまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。どこにでも潜在的にいるとの認識で、全県的な居場所づくり、相談体制が進むような方向を示していただければと思います。自分が歩いて10分圏内のところで2件の事例があったと、本当に身近にいるんだなと改めて思ったところです。

次に、さきの事例からも、まず、ひきこもり本人はもちろん相談に来ませんが、保護者もどこに相談したらいいのか分からず、また、相談を受けた方も理解が進んでいない気がします。

ひきこもりは8050問題と言われ、高齢者にも分かりやすい広報の仕方、公民館にポスターを貼るなどのさらなる工夫が重要ではないでしょうか。

そこで、ひきこもり支援の周知に当たり、高齢化した親世代の理解が深まるような広報が必要と考えますが、県の見解を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 近年、ひきこもりの長期化や親世代の高齢化に伴い、社会復帰の困難さや経済的な困窮が深刻化する中、支援につなげていくためには、ひきこもりやその支援について、当事者はもとより、その家族に正しく理解していただくことが重要であります。

このため県では、支援に係るチラシの配布や動画を活用した広報に取り組んでおりますが、高齢の親御さんの中には、家族がひきこもりであると認識していないために支援につながっていないケースもあると伺っております。

今後は、これまでの取組に加え、高齢の親世

代にも分かりやすく必要な情報がしっかりと伝わるよう、チラシ等の内容や配布手段・場所にも工夫しながら、市町村や関係団体と連携して、効果的な広報に取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。8050問題ですので、80代もしくは90代の親の方にしっかりと届くような、また、ひきこもりとはどういう状況なのか、しっかり説明できるような広報の仕方をしていただければと思います。

公民館のポスターなど、意外に高齢者の方も百歳体操で来ているときなどにしっかり見られていますので、そういう工夫をしていただければと思います。

これまでの質問で、カウンセリングという言葉が多く出てきました。カウンセリングは精神科と違い、様々なテストや相談を行うことで、心理の面から心の偏りにアプローチしていく方法です。カウンセリングが必要な場面は多いと思います。依存症、教育現場、医療現場——緩和ケア、精神科など、産業医も必要とされております。心のケアに必要なものであると認識しております。

臨床心理士会の方からお話を伺ったところ、本県は、大変臨床心理士の数が少ない、また養成する機関がない、全国的にも少ない県であるとの御指摘がありました。では、本県は心が強い県、心理的なケアが必要ないのでしょうか。自殺率の高さ、ひきこもり対策、不登校対策、依存症など、他県に劣らず必要ではないかと思えます。

そこで、関連する質問として、ひきこもり支援において心理専門職の役割は重要と考えますが、県の支援における役割について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） ひきこもり支

援において、心理専門職は、声のトーンや表情、しぐさなど、本人からのサイン等を手がかりに、ひきこもりに至った原因や経緯を明らかにして支援に導くなど、重要な役割を担っております。

このため県では、ひきこもり地域支援センターにおいて、心理専門職をはじめ、精神科医や学識経験者などで構成される多職種連携チームを設置し、専門的な観点からの助言を受けながら、一人一人に合わせた支援に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、ひきこもりの当事者や家族を孤立させない地域社会づくりに取り組んでまいります。

○工藤隆久議員 ありがとうございます。心のケアの専門家の重要性を認識していただき、県内の公認心理師、臨床心理士の実態を県に把握してもらいたいと思います。県民が必要なときにカウンセリングを受けられる体制をつくっていただければと思います。

以上で質問を終わりますが、今年3月で退職される職員の皆様、大変長い間ありがとうございました。今後の御活躍を切に心からお祈り申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時8分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。県民連合立憲の松本哲也でございます。

衆議院議員選挙が終わりまして、先日、第2次高市政権がスタートいたしました。圧倒的な議席を背景に、責任ある積極財政、国論を二分する政策を推進されるということで、国会論戦が始まっています。威勢のいい言葉が聞こえておりますが、消費税率2年間ゼロの財源や、防衛費増額の目標や財源、非核三原則の扱いなどについては触れられておりません。

さらには、新年度予算案の審議については、自らの解散によって遅れたことはよそに、その成立を短期間で行うことを模索されているようです。なぜ今二つに分ける分断の必要があるのか、一つの方向に進めようとするのが大切ではないかと私は思います。国会論戦を通じて、国民が納得する丁寧な説明責任を果たしていただきたい、そのように考えておるのは私だけではないと思っております。

国の動向を注視しつつも、本県における過去最大の一般会計当初予算案の提案や、置県150年を見据えた取組に加え、長引く物価高への対策など、今議会においては大変重要な提案がされております。会派を代表いたしまして、様々な角度から質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、非核三原則の堅持についてお尋ねいたします。

我が国の核兵器廃絶の姿勢がどうなっていくのか、大変心配をしております。非核三原則、「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の堅持です。1967年、当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年、衆議院本会議において、非核三原則の遵守を盛り込んだ決議を採択して

います。政権における政策ではなく、国の根幹である原則です。見直しの必要はないと思います。日本の国是です。

私たちは、核廃絶を訴えて、被爆者の皆さんとともに、毎年県庁をスタートし、県内の自治体に伺っております。その際の意見交換においては、どの自治体においても趣旨を御理解いただき、「核と人類は共存できない」ということに御賛同いただいております。

その後、私たちの行動は、8月9日、長崎へと向かうわけですが、私も県議会議員となりましたから、行動を共にし、長崎を訪れ、被爆の実相に触れ、世界の恒久平和を希求してまいりました。

国内において、1,674の自治体が非核自治体宣言を行っています。被団協のノーベル平和賞受賞からいたしましても、我が国は非核三原則を貫き、国際社会に「核兵器のない世界」の実現を強く働きかけねばなりません。

初めに、知事に、非核三原則の堅持に対する見解をお伺いいたします。

次に、令和8年度重点施策についてです。

今議会に提案がありました令和8年度一般会計当初予算案は、過去最大規模の6,900億円で、「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」の3つの重要施策が掲げられています。その中から、未来みやざき成長基金の活用についてお尋ねしたいと思います。

令和15年の置県150年を見据え、その施策を機動的かつ継続的に展開するため、個人版ふるさと納税を活用して、令和8年度に40億円、最終的に120億円を積み立てる目標です。今後、「国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興」

「国内外との架け橋となる広域交通ネットワークの整備加速化」「置県150年を見据えたソフト・ハード両面からの先駆的な取組」の3つを柱に計画されています。

この国スポ等を契機にと申せば、このたびの新体育館完成で、スポーツランドみやざきの全県展開に向けた拠点づくりが完了となります。県体育館の建設を延岡市にと要望し、このたび完成の運びとなりましたが、改めて知事の英断に感謝を申し上げます。

周辺の道路などの整備も進み、4月18日の完成式典、供用開始となることを心待ちにしています。今後は、県民をはじめスポーツに関わる全ての皆さんに、延岡市に県体育館が完成してよかったと実感していただけるように、延岡市は様々な活用や取組で応えていかなければならないと考えております。

県におかれても、延岡市と連携したさらなる展開が求められておりますので、よろしくお願いしたいと思います。まずは、国スポ・障スポ大会の成功に向けて御尽力いただき、開催の効果を最大限に生かしていただきたいと思います。

さて、多くの事業に取り組まれる計画の中に、レガシーを最大限活用した大規模大会の誘致や開催とありました。私は、ここにもう一つ取組ができないものかと思っています。それは、屋内競技を実施するプロスポーツの活動拠点として、県体育館が活用できないものかということです。

屋外競技では既にサッカーがありまして、地域を挙げて盛り上がっています。プロ野球のキャンプも、本県の球団ではないかと思えるぐらい取組がなされています。本当に屋外競技は充実した展開がされております。ここで、屋内

競技、体育館を拠点としたプロスポーツチームが加われば、スポーツランドみやぎきとして、さらなる飛躍、展開につながると考えます。

新体育館を拠点としたプロスポーツチームの誘致について、知事にお伺いいたします。

もう一点、広域交通ネットワークの整備加速化には、新幹線整備実現に向けた機運醸成とありました。機運醸成には様々取り組んでいただいております。

そのような中、1月に、新幹線基本計画路線の早期整備を目指して、全国6路線の関係者による全国総決起大会が開催されています。知事も新幹線整備の効果や夢の実現に向けて進む一歩となればという思いを語られたと伺っています。

夢の実現には時間を要しますので、子供や若者に向けたイベント開催なども視野に入れ、さらなる情報発信や機運醸成が求められてくると思います。基金を活用して取り組むことは、将来世代への責務として重要でありますし、判断できる環境づくりにしっかり取り組まなければならないと考えます。

基本計画路線の全国大会の開催などを踏まえ、今後の機運醸成についてどのように取り組んでいかれるのか、知事の考えをお伺いいたします。

同じく1月に、大分県が主催となり、九州・四国広域交通ネットワークシンポジウムが開催されました。知事もオンラインでの開会行事に参加され、「夢を描くこと、ビジョン、国土のグランドデザインをしっかりと描いて、議論を深め、将来につないでいくことが大事だ」と話されました。また、「四国とも連携を取りながら進んでいきたい」という御挨拶をされています。

当日は、佐藤副知事がパネラーとして登壇されました。短い時間の中でパネラーがそれぞれ熱く語られていましたから、佐藤副知事の思いが十分発言できなかったのではないかと感じましたので、ここでお尋ねしたいと思っております。

佐藤副知事は、本州四国連絡高速道路株式会社に勤務経験がありまして、その後、国土交通省から本県副知事に就任されています。

本州と四国とを結ぶルートは3本あり、目的地への移動は大変便利だと思います。また、鉄道がつながっているもの、自転車が通行できるものなど、様々な選択肢があることは言うまでもありません。

そのような中、他のパネラーから「関東圏域から四国、九州へとつながる西のゴールデンルート」という発言がありました。もちろんこれは、九州と四国を結ぶ豊予海峡ルートを視野に入れた発言でありました。約14キロという近さでありながらも、なかなか実現に至っていません。

佐藤副知事の御経験から、九州と四国を結ぶルートに対する今後の取り組み方などを含め、大分で語れなかった思いがあるのではないかと推察いたしますので、九州と四国を結ぶ広域交通ネットワークの重要性について、佐藤副知事の考えをお尋ねしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたしまして、以後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、非核三原則の堅持についてであります。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻や北朝鮮による核・ミサイル開発、直近ではアメリカと

イスラエルによるイランへの軍事作戦など、世界を取り巻く安全保障環境は大変厳しい状況にあると認識しております。

非核三原則につきましては、多様な意見があることや、いわゆる安保関連三文書を改定する方針が示されたことにより、様々な報道がなされていることは承知しておりますが、我が国は、唯一の戦争被爆国として、非核三原則を国是として堅持しているものと認識しております。

外交・防衛に関することは、国の責任においてなされるものでありますが、県民の安全・安心を確保する立場である私としましては、核なき世界を目指していく、その姿勢を何よりも大事にすべきものと考えております。

次に、新しい県体育館を拠点としたプロスポーツチームの誘致についてであります。

昨年末、テゲバジャーロ宮崎が悲願のJ2昇格を果たし、県民に元気と感動を与えていただきました。地元でプロスポーツチームを有することは、競技力を含めたスポーツの振興はもとより、地域の誇りや一体感の醸成など、様々な効果があると実感しております。

私は、国スポ・障スポに向けて整備した施設を最大限に活用し、大規模大会や合宿誘致の強化などによる「スポーツの成長産業化」を目指しております。今後は、県内を本拠地とするプロチームの支援や誘致にも取り組み、スポーツを核とした地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

先日、新しい県の体育館、メインアリーナも完成したので内部を視察いたしました。木材がふんだんに使われていて、広大なスペース、そして様々な環境が整えられている。ここで、市民の方、県民の方がスポーツを楽しむ、そし

て一流の選手がプレーを披露する、そういったイメージを持つと、非常にわくわくする思いがいたしたところであります。

この新しい体育館は屋内系のプロチームの誘致が考えられますが、先日は、全ての都道府県でのクラブの立ち上げを目指している男子プロバスケットBリーグの主催団体と意見交換を行ったところであります。

プロチームの誘致には、地元における機運醸成はもとより、スポンサー企業などによる安定的な運営・支援体制の確立など、様々な課題もあります。今後は、延岡市をはじめとする地元自治体や競技団体等とも連携し、新しい県の体育館を拠点とするプロチーム誘致の取組を進めてまいります。

最後に、新幹線整備に向けた機運醸成についてであります。

今年1月に初めての開催となりました基本計画路線の全国総決起大会には、私も東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長という立場で参加しました。その中で、東九州新幹線の早期実現には、県民の理解と熱意が不可欠ということを改めて強く認識いたしました。

新幹線整備は長い時間軸の中で継続して取り組む必要がありますので、子供や若者など将来世代の関心を高めることも大変重要であると考えております。

このため、本県で行いましたシンポジウムでは、パネリストに大学生を選定したり、メディア等において「宮崎に新幹線を」と発信いただいているアイドルグループHKT48の本県出身メンバーを招いたりするなど、若者を意識した取組も積極的に行っているところであります。

新幹線整備に向けては、今議会に提案しております未来みやざき成長基金を活用し、来年度

も機運醸成を図ることとしております。将来世代を含む県民が一丸となって新幹線整備に向けて取り組んでいけるよう努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（佐藤弘之君）〔登壇〕 お答えいたします。広域交通ネットワークの重要性についてであります。

私が勤めていました本州四国連絡高速道路株式会社では、本州と四国を結ぶ、明石海峡大橋・大鳴門橋、瀬戸大橋、しまなみ海道の3ルートを所管しておりました。

これらの沿線地域では、交流圏域の拡大による観光入り込み客数の増加のほか、大都市との時間短縮により、鮮度が重要となる農水産品の販路拡大、リードタイム短縮による工業製品出荷額の増加など、様々な効果が発現してきたところです。九州と四国が繋がれば、宮崎にもその効果が及ぶと期待しております。

また、国土交通省時代には、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を掲げる国土形成計画の策定にも携わっており、広域的な人や物の流動が地域にイノベーションを起こすとの思いを持っております。

九州と四国は海峡によって地理的に隔てられておりますが、この区間を結ぶ広域交通ネットワークの形成により、人や物の流動性が高まることが期待されるところであります。経済活動の活性化や災害時の代替路の確保など、多面的な効果を通じて本県の発展にもつながるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員 ありがとうございます。バスケットボールのお話がありました。諦めたらそこで試合終了です。延岡市は誘致を諦めませんでした。プロチームの誘致をしっかりと目指していただきたいと思います。

日常的にスポーツに親しむことができ、そして楽しむことができる、夢のある未来づくりを進めていく、このためには、安心して生活ができる平和な日常が絶対に不可欠だと思っております。イランで起こった出来事を振り返りますと、学校に学びに行った児童が突然の悲劇に見舞われました。このようなことは絶対にあってはならないと強く憤りを感じております。今後も愚直に平和の声を上げてまいりたい、そのように思っているところであります。

次に移らせていただきます。令和8年度の予算案の審議がどのように進むか不透明であります。地方財政対策について何点かお尋ねします。

令和8年度の地方財政対策は、物価高騰への対応、経済対策への反映、財政健全化対策など、収支規模や一般財源総額がともに過去最高を更新しています。加えて、財政健全化を加速させています。これまで財源補填に焦点を当てていた地方財政対策からしますと、地方交付税の法定率分を各債務償還に充当するなど、財源不足の意味合いが変わってきたのではないかと思います。しばらくはこのような対策が続くのではないのでしょうか。

特に、今回の物価高騰対策では、河野知事の強い要請が公立病院関連の物価高対策として拡充されたとも伺っております。知事の要請はもとより、こうした地方の声が直接反映されたことも、財政対策としては特筆すべきではないのでしょうか。

知事にお尋ねいたします。令和8年度地方財政対策においては、地方税財源の充実が図られており、変化が感じられておりますが、全国知事会の地方税財政常任委員長として、どのように受け止めていらっしゃるのかお伺いいたしま

す。

○知事（河野俊嗣君） 令和8年度地方財政対策では、地方税及び地方譲与税は、国による減税の影響がありつつも、前年度比2.6兆円増の51兆円が見込まれております。

また、地方交付税は、国税の伸びに伴い、前年度比1.2兆円増の20.2兆円が確保された上で、臨時財政対策債の新規発行額は2年連続でゼロとなっております。

歳出では、委託料等の物価対応分0.6兆円や、いわゆる教育無償化の導入に伴う地方負担0.4兆円、地域産業振興のための地域未来基金費0.4兆円などが増額された上で、緊急防災・減災事業費等の延長や公立病院支援の拡充などが図られ、一般財源総額は、前年度比3.7兆円増の67.5兆円が確保されたところであります。

長引く物価高や少子高齢化、インフラ等の老朽化などの様々な課題へ対応しつつ、強い経済を実現していくためには、地方の役割が極めて重要となってきておりますし、その認識が多く関係者で共有されているのではないかと大変ありがたく思っております。私が全国知事会を代表して、必要な財政措置を国に強く訴えてきたことが、こうして実を結んだものと受け止めております。

今後も減税等の代替となる安定財源の確保など、さらなる地方税財源の確保・充実に向け、国へ強く要望してまいります。

○松本哲也議員 財源の確保という意味では、まだ重要な取組があるかと思えます。ぜひとも今後の知事の積極的な取組を期待しております。

まず、病院局から具体的に物価高対応についてお尋ねしたいと思いますが、令和8年度の地方財政対策では、物価高騰に加えて、人件費の

増加などの厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるように、地方交付税措置が拡充されています。

病院局では、令和6年度に50億円の借入れや様々な改善に取り組みながら、収支の改善見直しを図っておりますが、長引く物価高や人件費などの上昇の影響は大きく、今後も覚悟を持った取組が求められます。

病院局長にお尋ねします。厳しい経営状況の中、病院局の経営改善に向けた取組状況について伺いたします。

○病院局長（吉村久人君） 病院局では、令和12年度の純損益黒字化と一般会計借入金の返済開始を目標に、診療報酬制度への適切な対応による収益確保や、医薬品の共同購入等による費用節減に取り組み、令和7年度では、5年度比約21億円の改善効果を上げる見込みです。

しかし、今後、患者数の減少や、人件費、物価の高騰等により、目標の達成が困難になると見込まれるため、新たに抜本的対策を行います。

具体的には、県立3病院のさらなる病床削減やDX推進による業務効率化等により、6億6,000万円の経営改善を図るとともに、日南市内の公立病院の在り方の検討を行います。

さらに、病院事業債を活用した資金調達を行い、これらの取組により、安定的な医療の提供につなげてまいります。

○松本哲也議員 ぜひ今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。医療圏で考えますと、串間市も含めたいろんな取り組み方も考えられますので、今後の取組を注視させていただきたいと思います。

次に、官公需の価格転嫁への対応についてです。

今回、施設管理の委託料や、道路、河川などの維持補修費、改修などに係る投資的経費などの様々な分野における費用の上昇に対して、拡充、増額計上されています。

また、物価上昇を上回る賃上げ実現のため、官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえて、価格転嫁に積極的に取り組む場合、普通交付税算定にも反映されます。このことは、公契約の価格転嫁を後押しするものであると捉えています。

商工観光労働部長にお尋ねいたします。県内の中小企業にとって、官公需の確保は大変重要であります。県における官公需確保対策の取組状況についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 官公需の確保は、県内事業者の受注機会の増大を図るために重要な施策であり、令和8年度の地方財政対策においても、地方公共団体における適切な価格転嫁を徹底する観点から、最新の市場価格等を踏まえた予定価格の設定や、最低制限価格制度等の導入による契約の締結など、地方公共団体の価格転嫁の取組を普通交付税の算定に反映することが示されております。

県では、宮崎県中小企業振興条例に基づき、小規模事業者への配慮や受注機会の確保に努めるとともに、公共工事関係に加え、清掃や警備等の委託業務においても最低制限価格制度を導入しており、また、県内企業への優先発注等も推進しております。

これらの取組により、県内企業の受注率は高い水準を維持しておりますが、引き続き、官公需の確保を通じて、県内事業者が適正な利益を確保できるように取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ぜひ県の取組というものを、いろんな団体、自治体も注視しておると思いま

すので、積極的な展開をお願いしたいと思えますし、この取組と併せた最低賃金引上げなどの対応、緊急支援での7万円の事業所支援、これは非常に労働界の皆さん方も喜ばれている、そのようなお声もいただいております。今後もこのような展開を積極的に図っていただきたいということをお願いしたいと思えます。

長引く物価高に賢い消費者として向き合うことが大切であると捉えまして、日常生活に目を向けて、1点お尋ねしたいと思えます。

日銀の政策金利引上げは、現役世代の多くが初めて経験する状況ではないでしょうか。この金利上昇が私たちの暮らしに与える影響を考えたとき、預貯金などの受取利息は増加すると考えますが、物価高により生活が逼迫しているところに、住宅や教育ローン、奨学金などの借入れの利息、特に、変動金利型ローンの利用の場合は影響が気になるところであります。

金利のある世界へとステージが変わる中、結婚や子育て、住宅建築などの借入れや、新NISAなどの老後を見据えた資金運用など、人生設計における対策を学ぶ金融教育がとても重要と考えます。

総合政策部長にお尋ねいたします。金利の上昇に伴い、金融教育を強化する必要があると考えますが、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 金融や経済の知識を身につけ、家計管理や将来設計を行うことができるなど、自立した消費生活を営む上での習慣や能力を高める金融教育は大変重要であります。

このため県では、金銭管理の必要性やクレジットカードの適正利用等について、出前講座や様々な広報媒体での情報発信を行うなど、啓

発活動の充実を図っております。

また、国や県、金融機関等で構成する県金融広報委員会では、専門家を活用した親子向け講座や資産形成についての社会人セミナーなど、実効性の高い取組を行っております。

今後とも、県民が安心して豊かな消費生活を営むことができるよう、関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた金融教育を積極的に推進してまいります。

○松本哲也議員 本当にライフステージに合った、いろんな資金の活用であるとかが大事になってくると思いますので、積極的な推進をお願いしてまいりたいと思います。

それでは、地方財政対策の注目すべきものとして、いわゆる教育無償化があります。高校授業料の無償化と公立小学校の給食無償化です。

しかし、高校無償化は4分の1、給食無償化は2分の1を県が負担することについては、地方交付税措置がなされるとありますけれども、本来、国が責任を持って取り組むことだと私は考えております。

高校無償化の影響は、県立高校の募集状況に如実に表れているようです。先日発表された県立高校一般入試の志願状況では、入試倍率が0.68倍でありました。また、志願者がいない、極端に少ない高校の学科もありました。このことを深刻に受け止め、今後の対応、対策を取るべきだと考えます。

しかし、公立学校の強みとも言える産業系の高校においては、募集人員を上回っている学科もあり、このような傾向の分析も大切だと考えます。

教育長にお尋ねします。県立高校の強みである産業系専門高校のさらなる魅力向上を図るための今後の取組についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 産業系学科の一部においても志願者が大幅に減少しており、早急に対策を検討する必要があります。

現在、各学校では、学科の特色を生かした取組として、地元企業と連携した商品開発や販売実習、学校での学びと企業での高度な実習を組み合わせたデュアル教育を実施するなど、企業等が求める実践的な人材の育成を行っております。

また、産業界代表や学識経験者で構成される産業教育審議会からは、不確かな時代に対応していく力や、本県を牽引する職業人として必要な資質・能力を身につけられる学校学科が必要であるとの提言を受けております。

今後、現在の取組の評価や提言を踏まえ、国が創設する高校改革促進事業等も活用し、産業教育のさらなる魅力向上を図ってまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。産業教育だけでなく、やはり県立高校が地域に合ったということが非常に大事な視点でもありますので、そういった面から、今後の公立高校の対応についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

そのような高校無償化の影響を考慮してか、地方財政対策の中には、新たに高等学校教育改革等推進事業費の創設がありました。対象事業に「専門高校の機能強化・高度化に資する施設設備の整備」がありまして、実業系高校の魅力づくりに活用できればと期待するところであります。

さらに、高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象であるようです。延岡市はこれまでに、企業誘致促進のための県北地域における工業高校専攻科の設置について要望しています。県内有数の工業都市、このような要望

にも応えることができないものかと期待が膨らみます。

再度教育長に、地域産業を支える専門人材育成の充実に向け、高等専門学校の設置の可能性について伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校の工業学科では、基礎的な知識や技術の習得に加え、国家資格取得に向けた演習や熟練技能者による技術指導、高性能な専門機器を活用した実習など、実践的で高度な学びに取り組んでおり、地元企業の求める有為な人材を輩出しております。

今後も、社会のニーズに応えられる高度な専門人材の育成に、県工業会や関係部局、大学等との連携の下、取り組んでいくこととしております。

なお、議員御指摘の高等専門学校の設置につきましては、少子化による生徒数の減少や生徒へのニーズ調査を踏まえ、慎重に見極める必要があると考えております。

○松本哲也議員 いろんな検討をしていただきたいと思いますし、宮崎県では、フォレストピア学びの森 五ヶ瀬中等教育学校において、全国に誇る取組が行われておりますから、そういった面では、教育委員会での今後の取組が積極的に展開されますことを期待しておりますので、また取組を注視させていただきたいと思っております。

今回の地方財政対策ではありませんが、県内の自治体の財政的な課題から、非常備消防、特に救急搬送の対策についてお尋ねします。

消防白書によりますと、令和6年4月1日現在、全国7都県の29町村において、消防本部及び消防署がない非常備町村が存在しています。このうち、1都3県の21町村は島嶼です。一部事務組合や広域連合、または事務委託などによ

る体制もあります。

本県は、美郷町、諸塚村、椎葉村と西米良村の4町村が非常備であり、様々な検討が行われていると伺っています。しかし、島嶼部を除きますと、宮崎県の4町村というのは全国トップになります。

火災の場合は、地元消防団の活動で対応していただいておりますが、救急となりますと、救急救命士の配置など財政負担も大きく、民間救急の導入をはじめ、役場職員の方々による搬送でカバーしている状況です。少子高齢化が進む中、安心して日常生活を送れること、また、通勤や山林作業、公共工事、観光など、救急搬送の対策は解消しなければならない案件であると考えます。

近年の地方交付税は、常備、非常備は同様の算定でありますので、実態に応じた財政支援が必須だと考えます。

危機管理統括監に、消防非常備町村における救急業務の現状と課題について伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県内の消防非常備町村は、西米良村、諸塚村、椎葉村及び美郷町の4町村であり、令和7年の搬送者数は、西米良村が35人、諸塚村が70人、椎葉村が75人、美郷町が290人となっております。

また、美郷町では、委託された民間事業者が、他3村では、役場の職員と看護師が救急業務を行っております。

この4町村では、役場の職員が救急車を運転していることから、患者を安全に搬送する知識や技術が求められ、命に関わる状況下での心理的負担も大きくなっております。

また、今後、高齢化の進展により、救急需要の増大が予想されることから、十分な救急搬送

体制の維持・確保も課題となっております。

○松本哲也議員 それでは、消防非常備町村の解消に向けた県の取組について、再度お伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防非常備町村のうち、東臼杵の3町村では、平成28年度に常備化に向けた協議会を設置し、県もオブザーバーとして参加して検討を進めており、令和2年度からは、3町村での119番通報を日向市消防本部で一括して受令することを開始し、救急体制の充実に向けて取り組んでおります。

しかしながら、西米良村も含め、消防組織の構築をはじめ、必要な設備や人員、財源確保等に課題があり、常備化に至っておりません。

県としましては、消防非常備町村において地域の実情に合わせた検討が進むよう、引き続き、必要となる設備整備や、手続に関する情報提供、助言を行ってまいります。

○松本哲也議員 答弁にもございました財源確保の課題、この点につきましては、なかなか単独ではできませんので、県、そしてまた知事におかれましては、全国においても、この29町村の解消に向けた取組を積極的に強く進めていただくことをお願いしたいと思います。

次に、気候変動対策についてお尋ねいたします。

宮崎県総合計画2023の実行計画「アクションプラン」は、計画期間の終了を控え、新たに策定されるとのことです。時代の潮流と宮崎県の見直しでは、引き続き「気候変動・自然の脅威」の項目が掲げられております。

国内では、東北や北海道など、この冬は厳しい寒さと豪雪に悩まされました。季節が変われば、本県は暑さ対策が不可欠です。今年もこれから夏に向け、厳しい暑さの中で過ごすことに

備えておく必要があると思います。

いまだに続く物価高の中、電気代を節約、辛抱される家庭はまだまだあるのではないのでしょうか。日々の対策に加え、抜本的に住宅改造などにより断熱・遮熱効果を高める展開を考えたとき、建築分野において木材利用促進にもつながるのではないかと考えます。様々な取組によって、本県における気候変動対策、暑さ対策など、課題の解消につながることを期待しています。

知事に、今後の気候変動対策の取組についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 気候変動は、人類の生存基盤を揺るがす、まさに気候危機とも言われる喫緊の課題であり、持続可能な社会を次世代へと引き継ぐことは、我々に課せられた重大な責務であると認識しております。

世界的には、米国のパリ協定離脱など協調体制の揺らぎも見られる中、そういう状況であるからこそ、我が国が責任ある役割をしっかりと果たしていくことが重要だと考えますし、本県としましても、人類共通の課題である気候変動への適応及び緩和に向けて、地域の特性を踏まえ、その役割をしっかりと果たしていく必要があると考えております。

このため県では、2050年カーボンニュートラルを掲げ、ロードマップに沿った取組を進めております。今年度の環境基本計画の改定では、温室効果ガス排出量について、2013年度比で2035年度に72%、2040年度に83%削減という、国を上回る目標を追加したところであります。

今後とも、省エネや再エネの導入による排出削減対策をはじめ、森林資源による吸収源対策、さらには、深刻化する猛暑等への適応策など様々な施策を展開し、誰もが安心して暮らせ

る社会を実現してまいります。

○松本哲也議員 脱炭素社会に向けて、森林の持つ多面的機能であるとか、そういったことも影響してくるかと思います。このような面におきましても、宮崎が先頭に立って取り組んでいただくことを期待しております。

次に、激甚化・頻発化する自然災害の課題解決に向けて、事前復興まちづくり計画についてお尋ねします。

先日公表されました南海トラフ巨大地震等被害想定によりますと、想定される死者数やライフライン関係の被害はやや減少する予測となっておりますが、依然として甚大な被害が想定されることに変わりはないとのことでした。今後は、さらなる避難行動など、啓発に向けて、地域防災力の強化などに努めていただきたいと思います。

それぞれ重要な点がありますが、私は、災害に強い県土づくりと社会基盤の強化という点で、事前復興まちづくり計画についてお尋ねしたいと思いました。

この計画については過去にも質問されておりますが、南海トラフ対策特別委員会を設置して取り組む中、私は、この計画は、県土整備部が主体となって、市町村との連携、支援に積極的に取り組む必要性を強く感じたところです。

県土整備部長にお尋ねします。事前復興まちづくり計画の策定は、被災後の復興を迅速に進める上で重要と考えますので、県の考えや取組について伺いたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 地震や津波などの大規模災害からの早期復興のためには、将来のまちの姿や復興手順などを、事前復興まちづくり計画として策定しておくことが大変重要であります。

このため県では、現在改定中の都市計画区域マスタープランに、事前復興まちづくりの考え方や検討すべき事項を追加し、市町村の計画策定を促すこととしております。

また、本年1月には、国のサポーター制度を活用し、被災後のまちづくりを経験した自治体職員を招いて勉強会を開催したところであり、参加した市町村からは、計画策定の意義や必要性について理解が深まったとの声をいただいております。

県としましては、今後とも、市町村の事前復興まちづくり計画の策定を積極的に支援してまいります。

○松本哲也議員 ぜひ支援をお願いするとともに、御答弁にありました勉強会の開催などで、まだまだ議論を深めていただけることを期待しております。

気候変動対策のところには、ゼロカーボン社会づくりというのがありまして、グリーン成長プロジェクトに関して何点かお尋ねしたいと思います。

木材利用促進につながるのではと先ほど触れましたが、昨年、延岡地区森林組合に新しい木材流通センターが完成しています。研修スペースの名前は山学校、ユニークでなかなかいいなと思いました。すばらしい施設であることはもちろん、木育など木に触れること、秘密基地的な遊び心も感じられ、研修中は木の香りに癒やされるスペースでした。

施設内の机などが木造であり、応接セットなど木材を利用した取組が紹介されました。県庁も、講堂の演台や花台には、延岡産の樹齢200年を超える杉が活用されておりますし、その製作も延岡市の事業所と伺っております。ほかにもいろいろあると思いますが、今後の積極的な

展開を期待しています。宮崎ならではの木材活用促進の取組が、再造林率日本一とセットで展開されることを願っております。

そこで、環境森林部長に、建築分野以外での県産材の利用促進について伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県産材の需要拡大を図る上で、建築以外の分野で新たな用途や需要を生み出し、付加価値を高めることは大変重要であります。

このため県では、県産材で製作された家具などの商業施設等への導入や、楽器、アロマ等の多様な製品の販路開拓を支援するほか、県庁本館の県民室に端材を活用したテーブル等を設置するなど、木のぬくもりや香りといった県産材の魅力や可能性を広くPRする取組を行っております。

また、木材加工事業者等が設立した「みやぎ木質化協議会」にオブザーバーとして参加し、学習机の天板やトラック荷台の床板などの用途開発について助言を行っております。

今後とも、関係団体等と連携し、建築分野以外での利用を進めてまいります。

○松本哲也議員 よろしくお願ひいたします。

本県では、都道府県初の宮崎県再造林推進条例の制定から今日まで、様々な事業展開により、再造林率日本一の取組がされていることと思います。

特に広告とかの宣伝効果、これが多くの方の目に触れているのではないかということを実感したので一つ挙げますが、その取組の強化を期待しながらも、ある調査によりますと、今や2人に1人が花粉症と言われるまでになっております。国民病とも言われる状態で、そのような点からでしょうか、「県が再造林を進めると、杉の花粉が増えて、花粉症の自分は大変なんで

す。対策はあるのですか。杉以外はどうかんですか」、そういう問合せがありました。

これまでも花粉症対策はお聞きしていましたが、県民に分かりやすく周知・広報していただきたいと考えますので、環境森林部長に、杉苗木生産における花粉症対策の取組について伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、花粉の少ない杉を県採穂園に母樹として造成し、その穂木を苗木生産者に供給しております。

また、苗木生産者が保有する母樹のDNA解析にも力を入れており、令和3年度以降、3,000本以上を判別した結果、97.8%が一般的な杉の約20%以下の花粉量となる品種であることを確認しております。

これらの取組により、花粉の少ない杉苗木の生産量は、令和6年度に約580万本と県内生産量の95%を占めており、また、林業技術センターでは、国と共同で、本県由来の無花粉杉の開発にも着手しているところであります。

今後とも、花粉の少ない杉苗木の生産・流通を支援し、花粉症対策と再造林推進に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 取組と併せて、しっかり周知のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

また、所有者不明や相続未登記森林について、私も以前質問いたしましたが、森林経営管理制度や相続登記へのサポートが様々な展開されているようです。

近年は、「山ごと買ってほしい。県外にいるので、伐採後に植えても、その後管理できない」「隣の山を伐採するときに、一緒に伐採しようと思ったけど、そもそも境界が分からない」、そのような声を多く聞きます。再造林が進んでいく上で、県内においても起こり得る、

起きているのではないかと推測しますが、今後
も取組の強化、対策が強く求められていると思
います。

改めて、環境森林部長に、森林の集積・集約
化に向けた取組の状況についてお尋ねいたしま
す。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林を適切
に管理していくためには、後継者不在や小規
模・分散している森林を、経営意欲のある林業
事業体等へ集積・集約化していく必要があります。

このため県では、市町村が行う森林経営管理
制度の取組への支援や、林業事業体が森林を取
得する際の登記費用の助成を行っております。

また、今年度は、国の事業を活用し、串間市
において、集約化に向けた関係者の合意形成
や、一定区域内の所有権移転等をモデル的に実
施するとともに、行政書士会等と連携した森林
に関する相談会を初めて開催し、山林売却や相
続登記など64件の相談に対し、専門的な助言を
行ったところです。

今後とも、市町村や関係機関と連携しなが
ら、森林の集積・集約化を推進してまいります。

○松本哲也議員 今後の取組を期待しておりま
す。

次に、農業・農村振興についてお伺いしま
す。

気候変動の質問をいたしました。農業におい
ても避けられない課題であると考えます。特
に、稲作、米づくりは地球温暖化の影響を受
け、品質や収量の低下が深刻化しています。全
国的にも、さらなる温暖化を見据えて、新品種
の開発が活発化しているようです。

そのような中、本県が開発した暑さに強い新

品種「ひなた舞」の発表があり、「舞い上がる
ほどのおいしさ」「神楽が連想され、宮崎らし
い打ち出しができる」など、名称の決定からも
大きな期待が寄せられている、そのように感じ
たところです。知事も「生産者に希望を届けら
れるのではないかな。栽培技術を確立し、広く消
費者に浸透するよう取り組む」と記者発表のと
きに述べられているようです。

おいしいお米の本格的な流通は、おいしさ日
本一の宮崎牛とのセットにより相乗効果が見込
まれ、さらなる宮崎ブランドの向上につなが
ると考えます。

ブランド力を高めるため、本県農畜水産物の
さらなるPRに向けた知事の考えをお伺いいた
します。

○知事（河野俊嗣君） 本県の農畜水産物は、
恵まれた自然条件と生産者の不断努力により
まして、全国トップクラスの評価をいただい
ております。私は、ブランド力は、消費者から
の信頼と共感の積み重ねによって高まるもので
あり、優れた県産品の価値をより多くの方々に
実感していただくことこそ、県政の重要な課題
の一つであると強く認識しております。

今回の春季キャンプは、侍ジャパンの合宿を
一つの頂点として、国内外で活躍するアスリ
ートや、全国からおいでいただいた多くのファ
ンの皆様に、その魅力を堪能していただく絶好
の機会になったものと考えております。

また、ふだんより宮崎牛や完熟マンゴーに代
表されるように、おいしく、高品質であるとい
う県産品の強みをはじめ、食品安全や環境保全
に資する農業生産工程管理を認証するM I Y A
Z A K I - G A P、残留農薬検査、有機J A S
の取組など、安全・安心への生産者の努力や思
いを国内外に向けて積極的に発信し、ブランド

力の向上を図っているところであります。

特に、私自身も出演する動画などによるデジタル媒体の活用はもとより、大消費地等でのトップセールス、輸出先国のニーズを踏まえた現地プロモーションなどを組み合わせ、「選ばれる宮崎」の確立に全力で取り組んでまいります。

今後とも、私自身が先頭に立ち、生産、流通、販売が一体となった取組をさらに加速させ、生産者の所得向上と本県1次産業の持続的発展につながるよう、これから開催が予定されておりますツール・ド・九州やひなたフェス、国スポなど、あらゆる機会を通じて、攻めの姿勢でPRを強化してまいります。

○松本哲也議員 先週末、延岡ではタパスの展開がされておりました。やっぱり食は大事であり、関心も高いと思います。このおいしさ日本一、全国にさらなるPRをお願いしたいと思っていますので、今後の取組をお願いしたいというふうに思います。

ひなた舞は、私自身もとても期待が高まっておりますして、早くそのおいしさを堪能できる日が来ることを待ち望んでおります。

一方で、農村の現場からは、機械の買い替えまでして農業を続けられないなど、あと5年もすると米を作る人がいなくなるのではないかと懸念があり、そのような声が聞かれます。

スマート農業や大規模化の話題は尽きませんが、本県における中山間地域では、なかなかこの課題が解決できないのではと感じます。中山間地域の農業は、ひなた舞の名称に込められたように、神楽などと切り離せない農耕文化の継承にもつながります。

農政水産部長にお尋ねします。人口減少が進む中、中山間地域での農業を守っていくため

に、県はどのような取組を行うのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 生産条件が不利な中山間地域で農業を維持していくためには、地域の方々が持続的に営農に取り組める環境の整備が重要であります。

現在、県では、中山間地域の人手不足を補うため、例えば五ヶ瀬町において、民間団体のサポートにより、複数集落での広域的な農地の保全活動を進めるとともに、諸塚村において、地元の農業法人が行う稲刈り等の作業受託を村全域に拡大する取組を支援しております。

今後は、こうした取組を県内に波及させるため、農業長期計画において、集落機能の維持に向けたサポートを行う中間支援組織や、農作業の受託等を行う農業支援サービス事業者の育成を掲げ、重点的に推進することとしております。

引き続き、中山間地域の農業の維持に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ぜひよろしくお伺いいたします。

それでは、福祉施設などの職場環境についてお尋ねします。

近年、介護サービス需要の増加への対応や、介護人材の確保が大きな課題となっております。国は、介護テクノロジーなどの導入を図っていく必要性に言及しており、介護現場の生産性向上や職場環境改善に取り組む事業者に対して支援を行うとのことですが、

事業所はこれまでに、多くのメニューの中から必要な事業を選択して取り組んでいます。介護テクノロジーの導入には一定の要件を満たさなければならないという条件があるようですが、介護報酬の臨時改定に反映されることか

ら、さらなる職員の処遇改善に取り組む際に支障があるようでは、今後の経営に影響しかねません。

福祉保健部長に、介護テクノロジーの導入に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 介護ロボットやICT機器などの介護テクノロジーは、職員の負担軽減や業務効率化に効果的であることから、介護事業所におけるニーズも増加しております。

このため県では、介護テクノロジーを導入する事業所を支援するため、当初予算案に、介護テクノロジー導入支援事業3億3,000万円余を計上しております。

また、昨年度開設した「ひなた介護DX支援センター」において、事業所ごとの課題に適した介護ロボット等の提案や短期の貸出しを行うほか、専門家を派遣し、伴走支援に取り組んでおります。

県としましては、今後とも、介護テクノロジーの導入を促進し、介護現場の生産性向上を推進してまいります。

○松本哲也議員 ぜひ、環境改善のために、現場の声、要望などもしっかり受け止めて取り組んでいただきたいと思います。

次に、医師の偏在対策についてお尋ねします。

高齢化が進み、近年、医療に求められるものが変化しているようです。また、人口減少が進む地域が増え、住む場所にかかわらず、質の高い医療体制を整備することは重要な課題であると考えます。

国はこのような状況に対応するため、地域ごとの医療体制の見直しや、医師の配置の偏りの改善に加え、それらを支える医療DXの推進が

求められていることなどから、医療法等の一部を改正しています。都道府県が設定する重点医師偏在対策支援区域により、優先的かつ重点的に対策を講じる考えのようではありますが、こうした区域の設定が医師偏在対策の加速につながると考えます。

福祉保健部長に、重点医師偏在対策支援区域の設定を含む、本県の医師偏在是正に向けた取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 最新の統計によりますと、県内の医師数は2,961人で、年々増加しているものの、宮崎東諸県医療圏での増加が大半であり、依然として県全体では医師の不足や偏在が課題となっております。

このため県では、宮崎大学等とも連携し、地域枠医師等を一定期間、医師少数区域等に配置するキャリア形成プログラムの適用など、様々な対策に取り組んでおります。

議員御指摘の重点医師偏在対策支援区域については、今後、国が示すガイドラインや地域の実情等も踏まえ、来年度中の設定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

限られた医療資源の中で地域に必要な医療提供体制を確保していくために、引き続き関係機関と連携し、医師の偏在対策に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 来年度中の設定、県内の市町村も非常に注目していると思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと考えてところです。

また、11月に私が一般質問しました周産期医療について少し触れます。

一般質問終了後に、延岡、日向の産婦人科の先生方に対して、11月議会の報告会、また別途、今後についての医療機関も交えた意見交換会を開催してまいりました。

先生方から多くの意見があり、少子化の中での経営に対する不安、今後の病院への設備投資、年々、年を重ねていく中、体制を整えておく必要性や人員の確保など、現状に対する意見から、「今すぐに集約はできないが、将来の体制を今から準備を進めないと間に合わない」という今後に対する責任ある覚悟など、いろいろ聞かせていただきました。

国のモデル事業を活用した取組を視野に考えておりましたが、これは独自に協議検討の必要性を強く感じたところです。

再度福祉保健部長に、集約化も含めた地域の周産期医療の在り方を議論する場が必要と考えますが、県の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の周産期医療は、4つの医療圏において、分娩取扱施設と周産期母子医療センター等が連携し、通常分娩からハイリスク分娩まで対応しております。母と子の命を守る重要な役割を担っているところでございます。

一方で、産科開業医の高齢化や分娩件数の減少、物価高騰等により、分娩取扱施設を取り巻く環境は厳しい状況であると認識しております。

このため県では、今後、県周産期医療協議会に、地域の産科医療機関や市町村、関係団体等で構成する地域部会を設置するなど、関係者の主体的な議論を通じて、課題解決に取り組むこととしております。

引き続き、地域で安心して出産ができる体制の確立に向けて、関係団体等と連携し取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。地域部会の設置など、また期待ができるところであります。安心できる体制づくりについて、今後

ともよろしく願いいたします。

次に、生涯学習、社会教育におけるウェルビーイングの取組についてお尋ねいたします。

最近よく耳にするようになったのではないのでしょうか。人生100年時代と言われ、生きる私たちにとって重要なキーワードとされています。本県や国における教育振興基本計画にも、一人一人のウェルビーイングの向上が示されています。

そのような中、令和6年11月に、本県社会教育委員会議から「宮崎に根差したウェルビーイングを実現する生涯学習の在り方」という提言書が提出されています。その提言書には、「県民一人一人が生涯にわたって、互いに「かかわりあい」「まじりあい」「まなびあい」を繰り返しながら、一人一人の学びを深めていく生涯学習をめざします」とありました。

家庭や学校、地域で目指す姿、そして、新たな学びや活動の場などが生み出され、生涯学習反応という表現がされています。すばらしい表現だと思います。今後の取組が期待されます。

教育長に、県社会教育委員会議の提言を受け、その後の取組や今後の展望についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、生涯を通じたウェルビーイングの実現、また、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向け、生涯学習の推進に努めています。

議員から御紹介がありましたが、社会教育委員会議からいただいた提言により、宮崎に根差した生涯学習の在り方として、家庭、学校、地域において、関係する一人一人が関わり合い、交じり合い、学び合うことの大切さを改めて認識したところです。

このため教育委員会では、これからも生涯学

習の場として、家族同士が絆を育み地域とつながる取組や、学校に関わる全ての人々による子供への教育活動、誰もが安心して暮らし地域活動に参画する取組などを、各地域に普及・展開していくこととしております。

○松本哲也議員 ぜひとも、幸せという点で、いろいろな展開を生涯学習の分野から広げていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の衆議院議員総選挙についてお尋ねしたいと思います。

年明け早々から衆議院の解散が話題になり始め、新年度予算審査を控え、物価高対策や経済対策を最優先として予算案などの成立を目指すと思っていましたが、通常国会冒頭の1月23日に解散となりました。僅か16日後の2月8日が投開票日という、戦後最短の超短期決戦でありました。結果は御案内のとおりでございます。

その総選挙ですが、超短期間ということは、有権者への訴えも十分であったのか、しっかり届いたのか、そのような中においても、作業にしっかり従事する職員の皆さんの御苦労は大変であったというふうに考えます。投票用紙の到着が遅く、在外投票が間に合わなかったことや、点字公報が行き渡らなかった、投票日の前日であったという自治体もあったようです。

選挙管理委員会委員長にお尋ねします。今回の衆議院議員総選挙の準備期間が短かったことをどのように受け止めているかお伺いします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 今回の第51回衆議院議員総選挙は、衆議院解散から投票日までの期間が16日間という戦後最短の日程で執行され、県及び市町村選挙管理委員会では、投票用紙の印刷やポスター掲示場の設置など、様々な準備を通常よりも短期間で集中的に

行うこととなりました。

また、今回は、総選挙と最高裁判所裁判官国民審査とで期日前投票の期間が異なりましたことから、有権者への注意喚起を図るなど、選挙執行の面でも難しさがございました。

その中にありましても、市町村選挙管理委員会、関係機関、事業者等と連携いたしまして、できる限り速やかに準備を進めまして、特に大きな問題はなく、総選挙を円滑に執行することができたものと考えております。

○松本哲也議員 準備期間が短かったことからでしょうか、今回の政見放送で手話通訳者の配置がなかったという声も届きました。有権者には、候補者や政党の訴えを平等に届けなければならないと考えます。「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話は、日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとされております。選挙執行においては不可欠だと考えます。

再度、衆議院総選挙の政見放送への手話通訳の付与についてお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 政見放送の仕組みは、選挙の種類により異なりますが、衆議院小選挙区選出議員選挙で政見放送を行うことができるのは、候補者届出政党に限られており、その方法は2通りございます。

1つ目は、放送局で政見を収録する方法ですが、この場合は、手話通訳や字幕は付されないこととなります。

2つ目が、政党が作成した政見を放送局に持ち込む方法でありまして、この場合は、各政党の判断で、手話通訳や字幕を付した政見を作成することができます。

今回の選挙では、県内で候補者を届け出た6つの政党全てが政見の持込みを選択し、半数の

政党で手話通訳を、全ての政党で字幕を付して作成しており、聴覚障がいのある方にも御配慮いただいたところであります。

○松本哲也議員 今後もあらゆる面で配慮に心がけていただきたいと思います。

最近の選挙では、SNSなどを活用した情報発信は特別なものではなく、必要な選択肢となっています。有権者が自ら情報収集して選択する構造になっていると思います。今回の衆議院総選挙においては、異例とも言える再生回数が話題になりました。

この有料インターネット動画は、各政党で活用されている取組ですので、一定の条件下では合法であります。選挙期間中も政党だけが利用できることは、無所属の場合とでは不公平ではないでしょうか。

有料インターネット広告には資金力の差が生じます。様々な意見や議論があると思いますが、公職選挙法は、できるだけお金のかからない選挙運動をと言うわけですから、ある程度の制限を含め、今後の検討が必要ではないかと感じています。

選挙運動期間中の有料インターネット広告の在り方について、最後に選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） インターネットを利用した選挙運動は平成25年に解禁され、重要な選挙運動の手段、ツールの一つとなっておりますが、実施に当たっては様々なルールが設けられております。

このうち、有料インターネット広告の取扱いにつきましては、公職選挙法で、選挙運動のための候補者の氏名や政党の名称を表示した広告等の掲載が禁止されております。

一方、政党等が政治活動として、自らのホー

ムページに直接リンクする有料広告、例えば、有料バナー広告を掲載することは、例外として認められております。

有料インターネット広告の在り方につきましては、様々な意見があることは承知しておりますが、法制度の下で適切に運用されるべきものであることから、今後の国における議論の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○松本哲也議員 注視されていくこと、また機会がありましたら、地方のほうから、県のほうから、このような声を届けていただけるとありがたいと願っております。

最後の質問項目でございます。特殊詐欺対策についてお尋ねいたします。

先日、令和7年に県内で確認された特殊詐欺の被害額が前年から倍増し、過去最悪となったことが分かりました。特殊詐欺において最多となった手口が警察官をかたるニセ警察詐欺と聞き、警察本部としては看過できない状況だと考えます。

警察庁長官も全国的に過去最悪を更新したことを受け、「これまでの延長戦でない新たな対策が不可欠」と会見で述べられています。

さらに、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害額も増加しており、被害者の年齢層に目を向けると、全ての世代で被害に遭っていると考えられます。手口もさらに巧妙になっているのではないかと心配されます。

警察本部長に、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺に対する取組についてお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 令和7年の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害総額は合計で約13億8,000万円に上り、いずれも

右肩上がりで増加しております。

特に投資目的や、御指摘にありましたとおり、警察官をかたる手口が深刻でありまして、極めて憂慮すべき状況であります。

県警では、被害防止対策として、警察官が戸別訪問し注意喚起を行う特殊詐欺等撃退ローラー作戦を強力に推進するとともに、県内の企業・団体の皆様の協力をいただき、最新の犯行手口等に関するタイムリーな情報発信を徹底しております。

さらに、金融機関やコンビニ等と緊密な連携を図り、特殊詐欺等による被害金振込等の未然防止を徹底推進しております。

県警においては、今後とも、警察組織の総力を挙げ、官民一体となって被害防止対策を強化してまいります。

○松本哲也議員 ぜひとも、県民の期待があると思いますので、取組の強化をよろしく願いいたします。

最後になりましたが、昨日、県立高校の卒業式がありまして、延岡高校の卒業式に行っていました。若山牧水の生誕140年ということで、校長の式辞の中にも、「白鳥」であったり「城山の鐘」、この二つの歌を引用して、旅立つ高校生に対しての熱い思いが語られたことに感動いたしました。

そういう県立高校がある、地域に残る、大事なことだと思います。無償化と言われる中であって、やはり教育の重要性、そして平等に、近くでも、いろんな人がしっかり学べる体制を今後も公立学校は担っていただきたい、伝統を守っていただきたい、昨日の卒業式に参加して、そのようなことを感じたところであります。

以上のことを申し上げ、この3月で退職を迎

えられます県職員の皆様方のこれまでの県勢発展に対する御尽力に感謝申し上げまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時11分散会

3 月 3 日（火）

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

欠席議員（1名）

32番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎県議会、自由民主党の野崎幸士です。2月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

先日の坂口議員の代表質問において、河野知事は、次期知事選挙へ出馬する意向を正式に表明されました。

河野知事がこれまで4期にわたって本県のかじ取り役として行ってきた様々な取組、口蹄疫や新燃岳の噴火、新型コロナ等の難局も乗り越え、河野知事が描いてきた様々な宮崎像、スポーツランドみやざき等も形として感じられるようになったと思っています。県民も同じく、そう思っているのではないのでしょうか。

引き続き、本県のかじ取り役として、今までの総仕上げと、そして未来への持続的な発展のために汗をかいていただきたいとエールを送ります。

さて、「みやざきの未来創造予算案」と名づけられ提案されました新年度一般会計当初予算案は、総額約6,900億円で、特殊要因のあった平成27年度を除き、過去最大となっています。

予算案のポイントは、「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」に44事業、約15億4,000万

円、「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」に72事業、約20億2,000万円、それに、国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興など、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」に18事業、約50億1,000万円となっています。

また、今年度の補正予算案に、国の経済対策を活用した物価高対策など約272億円が計上され、新年度当初予算と一体的に執行されます。

財政状況を見ますと、財政関係2基金の残高は減っているものの、災害等の有事に際しては十分対応できる一定の水準は維持している状況です。

一方、少し気になるのは、臨時財政対策債を除く県債残高が、令和7年度末と比べ約175億円増加する見込みであるという点です。

そこで、実質的な県債残高が増加傾向にある中、財政の健全性をどのように維持していくのか、知事のお考えをお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は、激甚化・頻発化する災害から県民を守る国土強靱化対策の推進や国スポ関連施設の整備など、本県の成長に向けた積極的な投資により、近年、徐々に増加しております。

これに伴い、将来負担比率も若干上昇してきてはおりますが、財政運営上注意を払うべき早期の財政健全化が必要な水準を大きく下回っており、財政力の近い他県と比較しても非常に低い数値を保つことができております。

これは、必要な施策をしっかりと推し進めながらも堅実に蓄え、そして、防災・減災や公共施設の長寿命化・適正化のための地方債など、

本県の課題に沿った交付税措置の高い地方債制度の創設や拡充、延長を、あらゆる立場を生かして国へ求め、実現し、それらを十分に活用することで償還財源を確保してきた結果と考えております。

今後も、施設の老朽化対策や置県150年に向けた取組など、一定の投資が続くとともに、金利も上昇してきておりますことから、引き続き、これらの取組を継続しながら、施策と財源の選択と集中を推進し、長期的な見通しを持って健全な財政運営に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 河野県政になって4期15年が過ぎましたが、これまで、県民の生命と財産、生活を守る政策や、本県が成長するための政策等、本当に多くの財源が必要だった中、財政の健全性を保たれてきたことは大きな評価に値すると思いますし、令和2年11月に全国知事会地方税財政常任委員長に就任されて以来、物価高対策、地方創生、国土強靱化といった総合経済対策や、地方の一般財源の確保・充実など、地方の税財源に関する提言や要望を国へ伝える役割を担ってきたことが国との大きなパイプとなり、本県の健全な財政運営にもつながっていると思います。

これからも健全な財政運営を維持していくために、選択と集中を推進し、不断の取組を進めていただくよう要望いたします。

次に、当初予算案で新たに設けられた未来みやざき成長基金について質問します。

当基金は、当初予算では、一般財源やふるさと納税から40億円を積み立て、さらに令和9年度以降、個人版ふるさと納税を活用して積み増すということですが、本県の個人版ふるさと納税における今年度を含む過去3年間の寄附額の

推移を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の個人版ふるさと納税の寄附状況については、令和5年度は、寄附額約1億1,400万円、寄附件数4,441件、令和6年度は、寄附額約1億7,600万円、寄附件数6,275件となっております。

今年度は、2月末の速報値で寄附額は約2億5,400万円、寄附件数7,274件であり、3月末の寄附額は約2億7,000万円、寄附件数約7,700件を見込んでおり、年々拡大しております。

○野崎幸士議員 この基金は、令和15年度までに120億円程度まで積み増すことになっていきます。直近の推移では、寄附件数、寄附額ともに増加傾向にあるにしても、大変厳しい数字だと思いますが、基金の財源の一部となる個人版ふるさと納税の寄附をどのように拡大していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 個人版ふるさと納税につきましては、これまで、寄附を受け付けるポータルサイトや返礼品数の増加による寄附機会の拡大を通じて、寄附の増加を図ってまいりました。

今後は、これらの取組に加え、外部専門家を招聘し、寄附拡大に向けた体制強化を図るとともに、戦略的なマーケティングに基づく返礼品の掘り起こしやブラッシュアップを行うことで、寄附者のニーズに合った魅力的な返礼品を創出してまいります。

このふるさと納税制度を通じ、本県の魅力を発信することにより、本県を応援してくださる方々を増やし、地域の活性化を図ってまいります。

○野崎幸士議員 ふるさと納税は、地方で生まれ育ち、都会に出てきた方が、税制を通じてふ

るさとへ、またお世話になった地域に、これから応援したい地域に、恩返ししたい、貢献したい、力になりたいという思いが導入された仕組みです。まずは改めて、全国の県人会をはじめ、本県と関係の深い全国の企業・団体等の掘り起こしと、さらなるアピールが重要だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

一方で、これから県への寄附を増加させることは、県内市町村の寄附収入に影響が出るのではないかと懸念しますが、商工観光労働部長の所見をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 今後につきましては、これまでと同様、市町村が提供する返礼品とのバランスに配慮しながら、市町村単独では対応できない市町村の枠を超えたセット品や宿泊・旅行に利用できるクーポンなど、県全体の経済活性化につながるような返礼品の創出に注力してまいります。

また、寄附の獲得が進んでいない市町村もある中で、県が主導して寄附を呼び込むことで、県全体の寄附額の底上げを図ってまいります。

○野崎幸士議員 県と市町村がウィン・ウィンの形になるよう、また、県が市町村のカバーリングをすることも大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

未来みやざき成長基金について、るる質問しましたが、未来みやざき成長基金を設置する狙いと今後の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 未来みやざき成長基金は、本県を応援してくださる皆さんの思いをふるさと納税という形で結集し、それを財源に置県150年を見据えた中長期の取組を展開することで、人や物、投資を呼び込み、確固たる宮崎

の未来を切り開いていきたいと、そういう私の強い思いで今回設置するものであります。

まず、国スポ・障スポに向けて整備が進む世界基準の施設を最大限活用し、国際大会や大型イベントの誘致を強化するとともに、受皿となります宿泊施設の充実も図りながら、全県下で通年のにぎわいを創出する「スポーツの成長産業化」を進め、新たな産業の柱として育ててまいります。

また、人口減少下にあっても、地域経済の持続的な成長を促すため、インバウンド誘客や県内企業の海外展開、外国人材確保につながる国際線の拡充等に取り組み、国内外の活力を積極的に取り込んでまいります。

さらに、子供・若者が集い、好奇心や探求心を持って学び楽しめる新たな「知の拠点」づくりに取り組むなど、本県の将来を担う人材の育成に力を入れてまいります。

これらを通じて、経済成長と次世代育成の基盤づくりを進め、例えば、国スポ施設等の活用による年間の経済効果を現在の2倍以上となる400億円に伸ばすなど、本県の未来に向けた次なる成長を実現してまいります。

○野崎幸士議員 この基金によって、具体的に年間の経済効果を現在の2倍以上の400億円に伸ばすと数字も明確にされていることから、知事の本気度、強い決意を確信できますので、ふるさと納税の充実と推進、積立計画の着実な推進に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、県内中小企業と各地域の商工会の振興について質問します。

国においては、昨年12月に成立した令和7年度補正予算において、重点支援地方交付金を拡充し、新たな推奨事業のメニューに「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」が盛り込

まれました。その内容は、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援や、経営指導員による伴走支援等となっています。

こうした国の対策を受け提案された、本県の令和7年度2月補正予算案に盛り込まれている新規事業「最低賃金引上げ対応緊急支援事業」ですが、これは、令和7年3月31日時点で時給1,022円以下の従業員の賃金を、最低賃金適用日、令和7年11月16日までに、令和7年最低賃金額時給1,023円以上に引き上げた企業に対し、1人当たり7万円、1事業所当たり50人分を上限として支援するものです。

そこで、この支援事業の支援金支払いまでのスキームと、企業等へ広く周知するための取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 議員から御紹介いただきました、新規事業「最低賃金引上げ対応緊急支援事業」では、大幅な最低賃金の引上げに対応した中小企業や個人事業所等へ支援金を支給し、県内企業等における経営の安定と雇用維持を図ることとしております。

この支援金については、特設ホームページからのオンライン申請を基本とし、問合せ対応や申請の受付、内容審査及び支払いなどを民間企業等へ委託して実施する予定であり、委託先と密に連携を図り、支援金が申請企業等のもとに円滑に届くよう努めてまいります。

また、テレビや新聞、SNSなどを活用した広報のほか、商工会など関係機関等と連携したきめ細かな周知を行うことで、本事業の活用を促し、県内企業等における持続的な賃上げに向けた環境整備を進めてまいります。

○野崎幸士議員 県商工会連合会の独自の調査によると、今回の最低賃金の引上げについて、

88.4%の事業所が負担となっていると回答し、最低賃金の引上げに対して国に求める支援としては、取引価格の適正化・円滑な価格転嫁への支援が最も多く、次いで、税・社会保険料負担等の軽減、助成金の創設の順となっています。

このように、本県の中小企業、特に小規模事業者にとって、最低賃金の引上げはかなりの負担となっていますので、あらゆる媒体、手段を講じて、本事業が円滑に運営されるよう要望します。

このように、国の動きに対する支援事業も大事ですが、事業者自らが稼いで体力をつけさせる支援も大事だと考えます。

令和7年度補正予算案では、改善事業として「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」が提案されています。この事業は、過去5回にかけて類似した支援事業が進められてきましたが、これまで実施した類似事業の成果と今回の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 補正予算案で計上しております「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」は、事業者の生産性向上に向けた設備投資などを支援するものであり、過去に実施した類似事業では延べ1,388件を採択しています。

このうち昨年度は、採択者のうち、対前年同月比売上高が5%以上増加した事業者や、事業場内最低賃金を5%以上引き上げた事業者がいずれも半数を超えるなど、一定の成果があったものと認識しております。

また、支援のさらなる充実を図る観点から、今回は新たに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げた赤字事業者について、補助率を3分の2以内から4分の3以内に引き上げるほか、セ

ミナー開催や専門家派遣の実施など、ソフト面からも稼ぐ力の強化を支援することとしております。

○野崎幸士議員 本事業により、しっかりと成果を出していただきたいと思います。

また、この事業は、商工会または商工会議所の助言・指導等の支援を受けながら取り組む事業となっています。

本県は、全企業数の**99.9%**を中小企業が占め、雇用の**94%**を担っています。そのうちの**86.3%**が小規模事業者で、小規模事業者には、地域において多様な事業を創出し、地域経済と雇用を支えていただいております。

特に、中山間地域においては、地域に欠かせない生活に関するサービスを提供しているとともに、地域の様々な行事等の地域文化を継承する担い手であるなど、地域コミュニティ存続に欠かせない存在であります。

昨年9月の一般質問において、知事からは、県内で大多数を占める小規模事業者は、本県にとって欠くことのできない存在、地域経済の活力の源であり、引き続き市町村や商工団体等と連携しながら、その振興に取り組んでいきたいと力強い答弁をいただきました。

一方で、小規模事業者を取り巻く環境は、原材料の高騰や深刻な人手不足により、依然として大変厳しい状況であり、その課題は多様化・複雑化しております。

それらの課題への対応において、事業者の一番身近な支援機関である商工会等の役割が大変重要であります。

9月の一般質問で、商工会のあり方等検討協議会については、関係機関と連携し検討を行っているとの答弁でしたが、特に商工会から強い要望のあった事務局コーディネーターの設置に

ついて、令和8年度以降も設置されるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 市町村と連携し、事務局長の設置基準を満たさない商工会への事務局コーディネーターの設置を支援する商工会事務局体制強化事業は、その事業期間が今年度までとなっております。

県としましては、質の高い支援体制の構築や関係機関との連携強化等のためには、引き続き事務局コーディネーターの設置は必要と考えており、令和8年度以降の設置について、必要な経費を当初予算案に計上しております。

令和8年度からは新たに2商工会への設置を支援する予定であり、これにより、県内**35**商工会全てに事務局長または事務局コーディネーターが設置されることになり、事業者支援をはじめ、地域振興の担い手としても期待される商工会の体制強化が図られるものと考えております。

○野崎幸士議員 事務局コーディネーターについては継続され、県内全ての商工会に事務局長または事務局コーディネーターが設置される点については、本当に評価したいと思います。

また、商工会のあり方等検討協議会においては、事務局コーディネーターも含め、商工会の今後の在り方や県の支援の在り方を検討してきたと伺っておりますが、商工会のあり方等検討協議会での検討結果を踏まえ、商工会に対し、どのような支援を行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会のあり方等検討協議会においては、地域の事業者に対する支援体制の確保や業務効率化などを目的に、商工会の今後の在り方や県の支援の在り方を検討してきたところです。

昨年11月に決定された商工会のあり方プラン及び支援方針においては、事業者支援の質を高めるために、経営指導員の1人体制を解消し、合同設置を推進することや、組織率の目標を設定し、組織率向上につながる取組を推進することなどとされました。

このため県では、当初予算案において、事務局コーディネーターの設置に加え、創業塾やセミナー開催など、組織率向上に向けた取組を支援する経費などを計上しているところです。

引き続き、決定された方針等を踏まえ、必要な支援に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 答弁にありました組織率向上についてですが、商工会のあり方等検討協議会でも大きな議論になったとお伺いしております。

組織率向上に向けた取組を支援する事業については、成果指標は組織率が5ポイントアップとなっているようですが、各地域の事業者の現状等、理解する部分は理解していただいて、商工会のスムーズな運営のために、負担にならないよう進めていただきたいと要望いたします。

中小企業と各地域の商工会の振興について伺ってまいりましたが、本県の地域経済と雇用を支えている中小企業・小規模事業者の持続的な発展のために、知事はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、エネルギー価格や原材料費の高騰、深刻な人手不足などにより、依然として厳しい状況にあります。

このため本県では、事業者の持続的な発展に向けて、生産性向上に向けた設備投資等への補助や、人材育成・確保に向けた環境整備など様々な支援に取り組んでおりまして、さらに、

補正予算案には、御紹介いただきました、大幅な最低賃金の引上げに対応した事業者への新たな支援金などを計上しております。

また、事業者の身近な支援機関として重要な役割を果たしている商工会等に対しても、その機能が十分発揮できるよう、当初予算案におきまして、経営指導員の設置に要する経費等について支援するとともに、商工会の組織率向上に向けた新たな支援策も講じることとしております。

本県経済のさらなる発展と地域活性化にとって、中小企業・小規模事業者の持続的な成長は不可欠でありますので、商工会等とのさらなる連携の下、事業者にしっかりと寄り添いながら、本県中小企業・小規模事業者の支援に力を注いでまいります。

○野崎幸士議員 県商工会連合会の独自の調査によると、経費全体の価格転嫁ができている事業所は26.1%である一方、価格転嫁が全くできていない事業所は31%に上り、事業者にとって、長引く物価高騰や賃金の引上げ等の中、価格転嫁は非常に難しい課題であることが分かります。

各地域の経済の基盤と雇用を支えている中小企業・小規模事業者の厳しい現状と、それに寄り添って支え、伴走している商工会の発展なしでは、特に中山間地域においては、地域生活が円滑に回らなくなります。

各地域の商工会はこれまで、約60年以上の間、商工業の振興に尽力し、行政と地域生活をマッチングさせながら、活気ある安全・安心な地域づくりに寄与してきました。中小企業・小規模事業者と各商工会の発展なしでは、地域と本県の発展はないという気持ちで事業に取り組んでいただくことを要望します。

次に、稲作について質問します。

もうじき本県でも早期米の準備が始まります。一昨年から報じられた、いわゆる米不足や価格高騰、令和の米騒動ですが、その要因は複合的に影響しているようです。

令和7年の主食用米の作付状況は、主食用米の価格が上昇したことから、飼料用米など新規需要米からの転換が進み、全国の作付面積は前年産に比べて10万8,000ヘクタール増えているようですが、本県における主食用米の作付面積について、昨年の状況と今年の見通しを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農林水産省の統計によりますと、昨年の主食用米の作付面積は、米価の上昇等を背景に、前年に比べ1,100ヘクタール増の1万3,500ヘクタールとなっており、平成24年以降、13年ぶりに増加しております。

今年の作付面積につきましては、現在、生産者の方々が、米の需給状況等を踏まえて主食用米の作付面積を検討されており、その状況の把握に努めているところであります。

○野崎幸士議員 今年の主食用米の作付状況は把握中だということでしたが、令和の米騒動は令和5年の猛暑がきっかけとなっており、特にヒノヒカリのような暑さに弱い品種は、米が白く濁る白未熟粒が発生するなど、1等米の割合が大幅に減少し、供給不足が生じたのが一つの要因とされています。

本県では、平成23年度から県総合農業試験場で高温耐性のある米の新品種開発に取り組み、14年の歳月を経て、今年1月6日に「ひなた舞」という品種名が公表されました。

このひなた舞は、県内の主力品種のヒノヒカリに比べて、高温での品質低下が少なく、いも

ち病に強い上、収穫量は1割程度多く、食味は同程度で優れていることから、今後、県内の普通期水稻の作付地域において普及を進めていくということですが、ひなた舞のよさを発揮するために、栽培技術の確立も進めていく必要があると考えます。

そこで、ひなた舞の栽培技術をどのように確立していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 暑さに強い新品種のひなた舞は、議員御指摘のとおり、粒が大きく、食味に優れ、いもち病に強いなどの特性を有しており、その特性を最大限に生かせる栽培技術の確立が必要と考えております。

このため、総合農業試験場において、肥料の量や田植の時期、苗の植付け密度など、栽培技術の研究を進めており、今年度中にこれらの技術を体系的にまとめた栽培マニュアルを作成します。

また、令和8年度には、栽培マニュアルを基に、普及センターが中心となって農家やJA等の関係機関と連携し、土壌や気候など、各地域の栽培環境に応じた技術の改良を進めてまいります。

今後とも、関係機関と一体となって栽培技術の開発に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 今年度中に作成される栽培マニュアルの充実と生産者への徹底した配布に取り組んでいただき、答弁にありましたように、それぞれの地域性があると思いますので、しっかりその地域に合った栽培技術の確立に努めていただくよう要望します。

次に、ひなた舞生産の本格化に向け、県内生産者へ種子をどのように供給していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、県内の生産者に水稻の種子を安定的に届けるため、県が指定した水田で生産された種子を、県やJA等で構成する宮崎県産米改良協会を通じて供給しております。

ひなた舞の種子につきましては、令和9年の本格生産に向けた必要量を把握するため、現在、協会が生産者の要望を取りまとめているところです。

今後、必要量に応じて、ひなた舞の種子を生産する水田を指定するとともに、優良な種子を確保するため、指定水田の栽培管理や生育状況、発芽率などを審査した上で、合格した水田の種子を保管し、供給することとしております。

県としましては、JA等関係団体と連携しながら、種子の安定供給に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 ひなた舞の今年の作付は約150ヘクタール、本格販売は来年の秋、令和9年産から予定しているということですし、今後、生産量も増やしていく計画になると思いますので、しっかり種子の生産も取り組んでいただくよう要望します。

栽培技術や種子の供給の次は、実際、作付を進めていく上で、生産者を増やす取組が重要になってくると思いますが、ひなた舞の県内生産者への普及に向けた県の方針について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） ひなた舞の普及には、まずは、生産者に優れた品種特性を知ってもらうことが重要であります。

このため、高温下でも品質低下が少なく、いもち病に強いことや、ヒノヒカリより生育が遅く、収穫などの繁忙期の作業を分散できる利点

などを生産者が集まる会議で周知するとともに、ホームページやSNS等を通じて広く発信してまいります。

また、特性が十分に発揮できるように、生産者の栽培技術の習得に向けて、栽培マニュアルを基に、講習会などの機会を活用し、技術指導することとしております。

これらの取組により、令和12年には、主食用米の作付面積の約1割がひなた舞となるよう、その普及に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 令和12年までに、ひなた舞を主食用米作付面積の約1割相当へ増やす方針だということで、まずは今年と来年の生産状況が重要だと思いますし、生産者が納得し安心して作付できるように、答弁にあった取組をしっかりと進めていただくよう要望します。

生産の次は、今後、ひなた舞を消費者に広く認知していただくことが大事だと思いますが、ひなた舞のPRや販売対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県民の方々に、ひなた舞になじみを持ってもらうためには、販売前からのPRが重要であることから、今回、初の試みとして、品種名の一般公募を実施いたしました。

また、味わいや食感を体験してもらうため、県内の各種イベント等において、試食を通じた広報を行っております。

今後、ひなた舞の開発背景や特徴などをホームページ等で広く発信するとともに、ロゴマークやリーフレット等を作成することにより、ブランドとして付加価値を高め、県民米として支持されるよう、関係機関と連携して、消費者の方々への浸透を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県では過去、平成23年にも、高温登熟性に優れ、外観品質が良く、耐倒伏性が強く、ヒノヒカリ並みの食味である「おてんとそだち」を開発し、県の奨励品種に採用していますが、全県への普及には至りませんでした。

また、高温耐性品種と呼ばれる暑さに強いお米の品種は全国で開発されていて、九州では、佐賀県の「ひなたまる」、熊本県の「くまさんの輝き」、鹿児島県の「あきの舞」など、各県それぞれが普及の取組とPR、販売への取組を進めていますので、本県もひなた舞を宮崎県を代表する米としてしっかり育てていただくよう要望します。

さて、主食用米と同様、しっかり生産しなければならぬのが飼料用米です。

農林水産省の令和7年公表資料によると、飼料自給率は令和5年度概算で27%、このうち、粗飼料自給率は80%、濃厚飼料自給率は13%でした。農林水産省は、飼料自給率を令和12年には28%にまで引き上げる目標を掲げています。

粗飼料は主に国内で生産される牧草や稲わらなどで、濃厚飼料はトウモロコシや大豆かすなどの高栄養飼料で、特に濃厚飼料は輸入に大きく依存しており、近年、国際的な穀物価格の変動や円安が、輸入飼料の価格高騰の要因となっています。

直近では、全酪連によると、1～3月期の配合飼料の価格を、前期10～12月期に比べ全国全銘柄平均で1トン当たり4,500円引き上げ、牛用哺育飼料は4万2,000円値上げしています。

配合飼料の引き上げは4期ぶりで、主原料のトウモロコシの価格が米国産輸出需要の好調で高騰したことや円安が要因です。

以上のような現状から、輸入飼料の価格は高

止まりが続くことが予想され、国内での飼料用米等の生産が重要になるわけです。

先ほど、昨年は主食用米の価格が上昇したことから、飼料用米など新規需要米から主食用米への転換が進んだと申しました。

そこで、本県における飼料用米の作付状況と今後の推進について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の飼料用米の作付面積は、これまで増加傾向で推移していましたが、令和7年産は768ヘクタールと、前年に比べ約1割減少しました。

一方で、県内の養豚農家等は飼料用米の安定供給を求めていることから、県では、産地交付金の交付単価の拡充や農業機械の導入支援により、飼料用米の作付拡大を促しております。

今後、これらの取組に加え、地域内での供給体制を確保するため、養豚農家と近隣の飼料用米生産農家との契約栽培のさらなる促進を図ってまいります。

飼料用米の活用は、飼料コストの低減を進める上で有効であることから、市町村など関係機関と連携し、需要に応じた飼料用米の生産と耕畜連携を進めてまいります。

○野崎幸士議員 これまで国が取り組んできた、もちろん本県も力を入れてきた耕畜連携ですが、これまでの取組で安定した資源の循環も進んできていますので、これまでの実績を壊すことなく、さらに広がるよう、しっかり取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、本県の児童生徒の教育について質問します。

昨年4月に、小学6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力・学習状況調査ですが、小学生が国語と算数、理科、中学生は国語と数

学、理科で行われました。

各教科の平均正答率は、小学生は、国語が全国平均66.8%に対し66%、算数が全国平均58%に対し55%、理科が全国平均57.1%に対して56%、中学生では、国語が全国平均54.3%に対し51%、数学が全国平均48.3%に対し42%、I R Tスコアと呼ばれるスコアで算出された中学生の理科は全国平均503に対して472と、いずれの教科も小中学生それぞれ全国平均を下回り、その差は中学生のほうが大きく、大変厳しい結果となっていますが、これまでに実施された全国学力・学習状況調査の結果について、本県の推移を教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 全国学力・学習状況調査は、学力や学習状況を把握し、授業改善や子供の学習改善につなげることを目的として、平成19年度から小学6年生と中学3年生を対象に実施されております。

毎年実施されている国語、算数、数学の過去5年間の学力状況を見ると、平均正答率が全国平均と比べ、小学生の国語は同程度であります。算数は2ポイント程度、中学生の国語は3ポイント、数学は4ポイント程度、それぞれ下回っている状況が続いております。

また、学習状況については、「授業で課題の解決に向けて、自分で考え、自ら取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合が全国に比べ低く、さらに、家庭での学習時間が年々減っている状況にあります。

○野崎幸士議員 報道機関においては、毎回、全国学力・学習状況調査の結果を独自に計算して、全国の順位を公表しているところもあるようですが、それによると、特に本県の中学生は全国的に低い位置で、大変厳しい結果のようです。

また、学習状況においては、「課題解決に向けて、自分で考え、自ら取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合が全国に比べて低いことを見ると、分からないことがあれば、自分で考えたり調べることなく、すぐネットに頼っているのではないかなと想像しますし、家庭での学習時間が減っている状況は、習い事や塾に時間を割いている状況かなと考えますが、今年度の全国学力・学習状況調査の結果をどう捉えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 今年度を含め、これまでの学力調査の結果を詳細に見ると、小中学生ともに正答数が特に少ない層の割合が全国平均と比べ多く、さらに無解答の割合も多い状況にあることから、この層の学力の底上げが重要だと考えております。

また、子供が主体となる授業への転換と、それを実践できる教員の養成とともに、知識の定着のためには、家で予習・復習することの大切さを改めて、児童生徒はもちろんのこと、保護者にも伝えていくなど、義務教育の初期段階から学習意欲や習慣を身につけさせることが必要であると考えております。

○野崎幸士議員 調べてみますと、令和6年度の全国学力・学習状況調査では、SNSや動画視聴などスマホの利用時間が長いほど、学力調査の平均正答率が低下する傾向が確認されており、具体的には、中学3年生の数学で、スマホ使用が4時間以上の生徒は、30分未満の生徒と比較して、平均正答率が18.5ポイント低下しています。

このように、おのおのの家庭で生活パターンが多様化する中、スマートフォンやゲームといったデジタル機器への依存などが子供の学業に悪影響を及ぼしている要因だとすれば、答弁

にあった、教員の養成や家での学習等を進めながら、スマートフォン等のデジタル機器の適切な使用や管理についても、児童生徒、保護者にしっかり伝えていく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、調べたところ、約50年前の全国学力テストでは、都市部の子供たちの平均正答率が地方の子供たちよりも高い傾向にあり、特に、住宅市街地域と僻地の間で顕著な学力の差が見られ、学力の地域格差が当時の文部行政や教育研究における大きな課題となっていました。近年のテストでは、その差はかなり小さくなっているようです。

しかし、都道府県間の学力の格差は僅かになったものの、都道府県内の学校間の学力格差は依然として残っています。

教育環境の変化といえば、平成14年に、公立学校における完全週休2日制、ゆとり教育が実施されました。

その後、一概には言えませんが、このゆとり教育は学力低下をもたらすことが指摘され、文部科学省は、ゆとり教育で削減された学習量を増やし、学力低下問題の解決を目指す脱ゆとり教育へとかじを切り、平成23年から小学校、平成24年から中学校、平成25年から高等学校で新学習指導要領が開始され、令和2年から現在の学習指導要領に至っていますが、小中学校における現行の学習指導要領の方向性と、それに対する県の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 現行の学習指導要領では、急激に変化する社会状況に対応し、予測困難な時代を生きる子供たちに、生きる力を育むため、実社会で使うことができる知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断

力、表現力、学びを人生や社会に生かすための学びに向かう力、人間性を身につけさせる、主体的・対話的で深い学びを求めています。

このため本県では、子供が自ら問いを見つけるための工夫や、子供たち同士が協力して学び合う機会、学んだことを関連づけ、より深く理解させる場面を各教員が授業に取り入れることができるよう、優れた授業動画の共有や公開授業、教科別研修会などを実施し、授業の質の向上を図っております。

○野崎幸士議員 主体的・対話的で深い学び、子供が主体で、子供たち同士で深い理解を見いだすことは、それに携わる教員の方々の準備にかかる時間やスキルを身につける研修等、教員の方々への負担も増えているのではないかと思います。本当に難しい取組だだと思います。

モデルとなる授業の提供や、教員同士が協力して授業の計画案を作成・共有できる体制をさらにしっかり構築し、教員の方々の負担軽減を図りながら授業の質向上に取り組んでいただくよう要望します。

本県においては、この公立学校の完全週休2日制とゆとり教育の実施に伴い、2学期制を導入する学校もありました。

平成15年に宮崎市、平成17年には、小林市、えびの市、高原町が導入しましたが、2学期制についてどう捉えているか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 2学期制は、各市町村の判断で導入されており、通知表による成績評価や始業式、終業式が減らせる上、学校行事を効率的に実施できるなど、教員の負担が軽減されます。

また、授業時間を確保しやすくなるので、長期的な視点でじっくりと学習に取り組めること

や、教員及び児童生徒双方に時間的・精神的ゆとりが生まれ、それぞれが向き合う時間を確保しやすくなります。

なお、2学期制または3学期制であっても、学習指導要領に基づく必要な授業時間が確保されることから、学期制の違いによる学力への影響はないと考えられます。

○野崎幸士議員 令和3年度から本格的に始動したGIGAスクール構想ですが、全ての子供がICT（情報通信技術）を活用した学習機会を得られるよう、児童生徒1人1台のタブレット配付や校内のWi-Fi環境などの強化等が進められ、本県でもタブレット等を利用して教育がなされていますが、海外を含め一部では学力低下を懸念する声も上がっています。

スウェーデンでは2006年から学習用端末の配備が進みましたが、2022年のOECDの学習到達度調査で学力低下が判明したため、デジタル教育を凍結し、紙と鉛筆による教育、脱デジタル化にかじを切りました。

日本においても、タブレットなどのICT機器の導入が子供の学力低下と関連がある可能性について指摘されていますが、その使い方やバランスが重要であると考えられます。

そこで、デジタルとアナログのバランス等を考えたタブレットの適切な活用について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 1人1台タブレットなどデジタルの活用は、動画や音声で視覚的・聴覚的に学ぶことができ、理解がより深まるとともに、児童生徒のペースに合わせた学びや多くの仲間と意見を共有する学びが可能であることから、学ぶことへの興味・関心が高まり、主体的・対話的で深い学びにつながります。

また、障がい等で特別な配慮を必要とする児

童生徒にとって、学びやすい環境が提供されます。

一方で、教科書をしっかり読み、ノートに授業の流れや要点を丁寧に整理し、自分の考えを残すことにより、読む力、書く力、深く考える力が育まれる上、知識の定着につながります。

児童生徒一人一人の学力向上を図る上で、それぞれのよさを生かした学びを適切に併用していくことが重要であると考えております。

○野崎幸士議員 我々議員も1人1台のタブレットを使用していますけれども、私は昔の人のなか、やはり紙のほうが何か書き込むにも容易で、頭に入りやすく、文字が優しく感じられます。

OECDの国際学力調査でも、特に書く機会の減少が集中力の低下に影響していると指摘されていますので、デジタルとアナログのバランスには十分配慮して使用していただくようお願いいたします。

ここまで本県児童生徒の学びの状況について伺ってまいりましたが、小中学生の学力向上のために、県としてどのように取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、教育振興基本計画において、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力として、知識や技能とそれを活用するための思考力、判断力、表現力に加え、主体的に学習に取り組む態度を育む教育を推進しております。

このため、教員研修の充実のほか、ICT機器やAI教材活用のための予算化も行い、個別最適な学びや協働的な学びを通して、児童生徒一人一人が分かる授業を行い、学習意欲を高められるよう支援を行います。

また、全国学力・学習状況調査等を通して、

学習内容の定着状況を詳細に把握、分析した上で、きめ細かな支援を行っていきます。

さらに、保護者の方々にも家庭学習の大切さを御理解いただき、学習習慣を身につけさせるよう促すなど、学力向上により一層努めてまいります。

○野崎幸士議員 これまで主に学力向上について質問してきましたけれども、一方では、いじめや自殺、不登校といった複雑な問題を抱える教育現場において、改正された教育基本法にも道徳心を培うことが明記され、子供たちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を育む教育が進められています。

県では、学力向上だけでなく、子供たちの豊かな心を育む道徳の授業に関する支援を教育委員会の事業として行っていると聞いておりますが、学校における道徳の授業を充実させるための県としての取組とその成果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） いじめなどの問題行動を未然に防止するためには、道徳科の授業の充実が必要であると考えております。

このため、例えば道徳の教科書を使って、日々起こり得るトラブルについて、どうすれば防げたのか、どうすれば解決できたのかを自分事として捉えさせ、話し合い、考えさせる授業が実践できるよう、公開授業等を通し、教員の授業改善に取り組んでおります。

全国調査では、「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した割合が、小中学生ともに全国平均を上回っており、今後も、授業のさらなる充実を図り、子供たちに道徳心がしっかり身につくよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 私は、長い人生の中で、人の性格や人格は中学生の頃までに出来上がると

思っています。その出来上がった性格や人格はなかなか変えることは難しく、例えば身内が突然亡くなったとかの深い悲しみや衝撃、また人生を変えるような大きな感動のときに、その性格や人格が変わるチャンスがあると思っています。でも、そんなことは一生の中で頻繁にあることではないので、義務教育というのは、人をつくる上で本当にかけがえのない人間形成だと思っています。

今回、学力向上を中心に質問しましたが、もちろん一般的な学力を身につけることは大事ですけれども、何をもって成果というのか定かではない学力向上や、目に見えない、いじめや不登校といった多様な心の叫びに全力で向き合っている教育委員会、学校関係者の方々の思いも、本当に評価、尊重すべきだと思います。

私は、義務教育というのは、全ての学びから、まずは自分を好きになること、そして人を好きになることだと思っていますので、そういった思いで子供たちと接していただきたいなと思っています。

冒頭、河野知事が次期知事選へ出馬することについて触れました。

さきの衆議院選挙では我が自民党が圧勝し、国のかじ取りを進めます。私は、財政力が弱く、陸の孤島と言われている本県をさらに発展させるためには、何よりも国との信頼関係の下にしっかり連携が取れることが重要だと思います。河野知事は、これまで4期という時間の中で、その国との強いパイプを構築してきたと確信しています。

財政を健全に保ちながら、これまでの本県の流れを止めないために、そしてさらに発展させるためにも、知事の提案説明で述べられた積土成山で、次期知事選に責任を持って臨ん

でいただきたい、頑張っていたきたいと思っております。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 次は、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。都城市選出、県民連合立憲の永山敏郎です。通告に従い質問させていただきます。

先日実施されました衆議院議員選挙の結果につきましては、これまでも多くの議員のほうも触れられておりますけれども、与党が3分の2の議席を占める結果となりました。選挙後、高市首相は「憲法改正にしっかりと挑戦する」と強い意欲を示しており、今後、憲法改正に関する議論が加速することが予想されます。

憲法改正の手続は、国会の憲法審査会の議論を経て、衆議院、参議院各院の総議員3分の2の賛成をもって発議し、その後実施される国民投票において、2分の1の賛成により改正となります。

国民投票の手続については、平成19年成立、平成22年施行の国民投票法に定められており、国民投票運動についても規定されています。投票期日14日前からは、国民投票広報協議会による広報以外はテレビやラジオの広告放送を制限するとされておりますが、ユーチューブ等のネットCMについては規制の対象となっておりません。このことは、昨年4月の衆議院憲法審査会でも指摘されているようです。現在はテレビやラジオよりもインターネットを利用することが多く、さきの衆議院議員選挙の結果にもネットCMが大きく影響を及ぼしたのではないかと、そのような分析もされております。

国民投票法において、テレビやラジオのCMを投票前2週間規制した目的は、国民が冷静に

判断できる投票環境をつくり上げるためです。賛成派、反対派いずれか資金力のあるほうが投票直前まで広告を大量に打ち、有権者の判断を誘導することは、公平な投票運動とは言えません。こうした国民投票の手続についても、まだまだ整理すべき課題があり、議論を深めていかなければなりません。

さきの衆議院議員選挙の結果により、憲法審査会の構成も大きく変わることとなります。ですが、数の力で押し進めることなく、少数意見にも耳を傾ける、慎重な議論が必要と考えます。

そこで、さきの衆議院議員選挙の結果を受けて、今後、憲法改正の議論がどのように進められるべきか、知事の認識を伺います。

以上を壇上からの質問とし、後の質問については質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

さきの衆議院議員総選挙の結果、自由民主党が3分の2を超える議席を獲得し、憲法改正の発議に必要な議席数を単独で確保したことは、国会での改憲の議論が新たな局面を迎える大きな転換点になるものと認識しております。

憲法は国の最高法規であり、その改正は国民生活や国の将来に極めて重大な影響を及ぼしますのでありますことから、改正に向けた検討に当たりましては、主権者である国民の深い理解を得ることが何より不可欠であると考えております。

私としましては、切迫する国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮しながら、国会における党派を超えた丁寧な議論が尽くされるとともに、国民の間においても、様々な立場や観点から十分に議論が深まること

が重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員 ありがとうございます。国の動向を今後しっかりと注視していかなければならないかなと考えております。県民の冷静な判断環境を守るという視点を持ち、地方からも憲法改正の取組に声を上げていくことが重要であるかと考えております。

続いて、新田原基地について質問いたします。

昨今の厳しい安全保障環境を受け、防衛力強化の一環として、新田原基地へ最新鋭ステルス戦闘機F-35Bの配備が始まっております。F-35Bは垂直着陸できるのが特徴ですが、かなりの騒音が発生いたします。

先日、宮崎県防衛議員連盟連絡協議会で新田原基地を訪問し、F-35Bを見学いたしました。機体後方のノズルが下向きになる以外にも、コックピットの後ろにリフトファンと呼ばれる空気の入出口があり、機体の下に空気を出すことで、短い距離での離陸や垂直着陸が可能との説明でした。

垂直着陸は、機体を制御しながら慎重に行わなければならない、時間がかかるため、騒音の発生する時間も長くなります。F-35Bの垂直着陸訓練は当初、鹿児島県の馬毛島基地で行う予定でしたが、同基地の整備の遅れから新田原基地での訓練実施の国の方針が示され、さらには、馬毛島基地完成後も新田原基地での垂直着陸訓練を行うとされています。

本来であれば、馬毛島基地を早期に完成させ、当初の計画どおり、垂直着陸訓練は原則、馬毛島基地のみで行うことが本当の負担軽減策ではないでしょうか。

そこで、F-35Bの配備や訓練に関し、国は

地域住民の負担軽減案を示しておりますが、このことに対する知事の受け止めに伺います。

○知事（河野俊嗣君） F-35Bの配備や訓練については、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められているものと認識しております。

一方で、F-35Bは、垂直着陸等でこれまでの機体よりも大きな騒音が長く続くことが懸念されますことから、県としては、地域住民の負担が軽減されるよう、地元に取り添った適切な対応を国に求めてまいりました。

国は、昨年10月に、夜間の垂直着陸訓練回数の軽減や防音対策の充実等の負担軽減策を示しており、加えて、本年1月には、小泉防衛大臣が現地を視察した際に、一部訓練のルート変更や訓練日時の事前通知など、地元の求めに応じた負担軽減策を大臣自ら指示され、今般実行されているところであります。

これらの負担軽減策については、基地周辺自治体も一定の理解を示しているものと認識しておりますが、さらなる負担軽減に向け、大臣との面会が行われた際に、馬毛島で整備されております施設を早期に完成させることなどを要請いたしました。

引き続き、地元の負担を軽減できるよう、基地周辺自治体と連携しながら、国に必要な対応を求めてまいります。

○永山敏郎議員 基地のあります新富町のほうでは、先日、町長選挙が行われまして、小嶋町長が3期目の当選をされ、騒音負担軽減に向け意欲を示されたところであります。さらなる連携を図っていただきたいと考えております。

新富町は、一般財源で町民の精神的負担軽減を目的とした直接給付を行う方針であります。

負担軽減策が対症療法にとどまらないよう、国に対し原点に立ち返った協議を求めるべきではないかと考えております。

さて、3月9日から新田原基地において日米共同訓練が実施される予定ですが、このことに関する県の対応を危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 3月9日から新田原基地において実施される予定の在日米軍の再編に伴う日米共同訓練について、訓練に先立ち、2月5日に国から基地周辺自治体とともに説明を受けました。

県としては、これまでも県民の安全を第一に地元への配慮を求めており、今回の訓練についても、改めて、国に対して、安全対策及び綱紀粛正の徹底はもとより、不測の事故等により、安全で安心な県民生活が脅かされることのないよう、国の責任において万全を期すようお願いしたところです。

また、万一、事故等が発生した場合は、速やかに情報を提供するとともに、迅速な対応と万全な対策を講じるよう要請しております。

国からは、安全対策等について万全を期すとの説明を受けておりますが、県としては、基地周辺自治体と連携し、引き続き、十分な連絡体制を確保して対応してまいります。

○永山敏郎議員 今回の訓練は、これまで沖縄県に集中していた米軍基地負担を軽減する目的で進められてまいりました、米軍再編に係る嘉手納飛行場からの訓練移転の一環で、新田原基地では今回14回目となるようであります。また、今回の訓練には、米軍のF-35Aが初参加の予定です。

F-35Aは、B型のような垂直着陸の機構は搭載していませんが、これまでのF-15などの従来の戦闘機と比べてもエンジン出力が高く、

騒音も大きいようであります。10機ほど参加の予定です。安全対策、地元への配慮について国に要請されたとのことですが、訓練実施による騒音等、影響の総括もしっかりとお願いいたします。

次の質問に移ります。

令和8年度予算が今定例会に提案されておりますが、大きな柱の1つに、「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」として、2月補正分を含めますと予算規模100.8億円、91事業が示されております。

本県人口の自然減・社会減の緩和に向けた対策、また、インフラの維持や産業のための人材確保は最重要課題と考えます。県や県内の市町村は、これまでも社会減対策として移住政策等に取り組んできましたが、今後、産業の維持のためには、とりわけ働く世代でもあります若年層の移住促進が重要と考えます。

そこで、若者のU I Jターンを促進するため、どのように取り組んでいるか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県外に住む若者のU I Jターンを促進するため、県では、宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターにおける移住や就職に関する一体的な相談対応や、U I Jターン就職希望者と県内企業とのマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」の運営などに取り組んでおります。

また、本県での就職活動に要する交通費や、引っ越し費用等の補助を行うほか、生活基盤を整えるための移住支援金を支給するなど、対象者のニーズに応じた支援を実施しております。

このほか、来年度は、若者・子育て世帯の移住を促進する空き家改修を支援するため、今議会で必要な経費を当初予算案に計上していると

ころです。

引き続き、市町村とも連携しながら、若者のU I J ターン促進に積極的に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 ただいま答弁にありました宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター、私も東京有楽町にあります交通会館内の東京支部を以前見学させていただきました。

フロア内に全国の多くの県のブースが配置され、それぞれに移住促進に取り組んでおられます。移住者の方々は、都市圏から地方へ移住するという判断の後、今度はどの県に移住するかという選択をするわけでありまして、その中から宮崎を選んでもらうためには、やはり相当なPR等も必要かと考えます。

また、新年度予算に計上している空き家改修支援の事業ですが、移住、そして空き家の活用という県内市町村の抱える2つの課題に効果が期待されます。しっかり審議してまいりたいと思います。

移住に関しては、競合他県のこともありまして、本県も手厚い施策を実施しております。県外からの流入を増やしていく一方、県内からの流出抑制も重要です。

令和6年度卒業の県内高校生・大学生等の進学・就職の状況を見てみますと、県内高校生のうち、卒業後就職する割合は25.3%、そのうち、県内に就職した高校生は62.4%と6割強にとどまります。また、県内大学生等の就職状況については、県内の就職が42.3%にとどまり、半数以上が県外に就職している状況です。

大学生には県外出身者もいますので、地元に戻る等の選択もあるかなとは思いますが、宮崎県内出身者で県内大学等に進学し、県内にそのまま就職した大学生等の割合は64.2%にとど

まっているようであります。

高校生、大学生等いずれも一定数が県外へ流出している状況であり、こちらでも対策が必要かと考えます。若者の流出は、単なる人口問題ではなく、将来の税収、地域コミュニティ、産業基盤の問題でもあります。

そこで、県内出身の若者が県内に就職し、定着するため、県としてどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎で生まれ育った若者は、地域の活力維持に不可欠でありまして、本県の未来をつくり出す上で、かけがえのない存在であると考えております。そうした若者が県内に就職し、定着するためには、魅力的な雇用の確保や多様な働き方の実現など、様々な視点からの取組が重要であります。

このため県では、企業と連携して、県内に就職した若者の奨学金返還を支援するほか、柔軟な働き方ができる職場環境の整備や多様な就業形態の導入、キャリアアップや創業への支援など、若者の県内就職の促進やその後の定着につながる取組を展開しているところであります。

私は、知事という立場で、学業、ビジネスプランコンテスト、スポーツ、文化、様々な面ですばらしい業績を残している県内の若者、子供たちの報告を受けることがあります。本県の次代を担う若者に大きな期待を抱いております。今後とも、産業界や教育機関などと連携し、官民一体となってこれらの取組を着実に進め、県内で活躍する若者が生き生きと暮らし、働き続けられる宮崎を実現してまいります。

○永山敏郎議員 奨学金返済支援については、本当に大変ありがたい制度かなと思います。私も奨学金を2つ借りておりまして、総額400万ほど返済しました。返済したのが30代半ば、結

婚前という形です。奨学金があることによって、就職であったりとか結婚、そういったライフサイクル、ライフステージの様々な判断に影響を及ぼすこととなってまいります。若者への支援は大変重要なと考えております。

宮崎市では、新年度の事業として、県の奨学金支援制度とは別に、宮崎市単独での奨学金返還支援にも取り組む計画のようであります。県内の市町村単位でも、移住、それから流出抑制に向けた対策が進んでいるのではというふうに感じております。

また、県内出身者が県内にそのまま就職する場合でも、引っ越し費用が発生する場合もありますし、自動車の運転免許の取得や自家用車の購入など、就職準備にはお金がかかってまいります。県外から宮崎県へ移住・就職する若者への支援と併せて、県内出身で引き続き県内で就職する若者への支援の在り方について、今後、県内市町村とともに議論が深まっていくことを期待いたします。

続いて、学校司書について質問いたします。

1月31日、宮崎子どもと本をつなぐネットワーク主催の座談会、「今、学校図書館は」に参加してまいりました。読み聞かせの現状、学校司書の職務についての報告、独自に実施されました県内の学校司書の配置・勤務状況アンケートの結果を基に、学校図書館の現状を考える報告を受け、大変勉強になりました。脇谷議員も参加されましたし、県内から市議会議員も何人か参加されておったところであります。お疲れさまでございました。

この座談会に参加しての印象は、子供の教育において、学校図書館が大きな役割を担っているということ、また、それぞれの学校図書館において、学校司書の配置状況や勤務形態がばら

ばら過ぎるというふうな感じでありました。

学校司書に関しては、2年前の2月議会でも私が質問を行いまして、また、昨年の2月議会でも山内佳菜子県議のほうで質問しておりますが、改めて現状や課題について確認していきたいと思います。

では初めに、県立高校における学校司書の配置状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校司書は、主として学校図書館の職務に従事し、図書の管理や貸出し業務を行っており、全ての県立高校に配置しております。

具体的には、12学級以上ある高校には、学校司書を主たる業務とする学校事務職員を、さらに24学級以上ある高校には、専任の会計年度任用職員も配置しております。

また、11学級以下の高校には、専任の会計年度任用職員のみを配置しております。

さらに、12学級以上の高校には、図書館運営に関し総括的な役割を担う司書教諭の資格を持つ教員も配置しております。

○永山敏郎議員 12学級以上ある高校に配置している学校司書につきましては、主たる業務ということですので、図書館以外の学校事務のほうも兼務して対応しているという認識です。また、11学級以下の高校については、専任の学校司書を配置しているということですが、会計年度任用職員でありますので、勤務時間の制限等も考えられます。

学校図書館については、始業前から放課後まで、生徒が求める時間にいつでも対応できる体制を整えてしかるべきと考えますが、学校の図書館運営に支障はないのか、県立高校における学校司書の勤務状況と配置に係る課題について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校司書を主たる業務とする学校事務職員は、正規職員として、他の学校事務職員と役割分担の下、専ら学校司書の業務に従事しております。

また、会計年度任用職員は、図書館業務に専念はしておりますが、勤務時間及び勤務日数が限られております。

なお、各学校では、生徒が利用したい時間に図書館を常時利用できるよう、図書部の教職員や図書委員の生徒も協力しております。

課題としては、司書の資格を有する職員を配置することが難しく、書籍の紹介・選定や蔵書点検などを十分に実施できていない学校もあることなどが挙げられます。

○永山敏郎議員 先生や生徒によるサポートで、図書館運営については努められているというふうな答弁であります。学校図書館を充実させるのであれば、本来でありましたら、図書館業務専任かつフルタイムで学校司書を配置すべきだと、そのように考えております。国の基準にのっとった配置はクリアしていたとしても、県独自でさらに上回る配置を目指していきたいところであります。

また、司書資格の問題についても触れられておりましたが、研修等によるサポートについてもお願いしておきます。

さて、県立高校については、全ての高校に学校司書を配置できていますが、小中学校等については、学校司書の配置状況に市町村で違いがあるようです。小さい頃からの読書習慣が、成長の過程において大きな影響を与えると考えますが、学校図書館の役割も大きいと思います。

そこで、県内の小中学校等における学校司書の配置状況と県の対応について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県内の市町村の約8割の学校には、兼務職員も含め、学校司書が配置されております。

また、約2割の学校は、小規模であるため、学校司書を置かず、教職員のみで対応しておりますが、地元図書館の司書と連携して、図書館の環境整備や選書、書籍の紹介などを行っている学校もあります。

県教育委員会では、市町村に対し、望ましい学校図書館の在り方について助言を行うとともに、学校司書が安定して配置されるよう、国に財政措置の継続を求めています。

○永山敏郎議員 学校図書館の運営に関する予算措置は各市町村に委ねられているというふうな状況であります。県内どの自治体にあっても同等のサービスが受けられるべきで、市町村格差があってははいけません。県としてもしっかりと市町村の状況を把握し、必要な助言をお願いいたします。

それでは、この項目の最後に、「読書県みやざき」の推進に向け、学校司書に期待することについて、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 読書は、感性が磨かれ、表現力も高められるなど、人生を豊かに生きていく上での糧となるものであります。

そのため県では、「読書県みやざき」の推進に向け、目指す県民像として、「生涯にわたって読書に親しむ みやざき県民」を掲げて、様々な事業に取り組んでおります。

例えば、カウンターテナー歌手の米良美一さんにみやざき読書アンバサダーを委嘱するなど、著名人が読書の魅力を伝えるイベントでありますとか、読み聞かせボランティアの育成、僻地校が希望する本の貸出しを行う「やまびこ文庫事業」などにも取り組んでおります。

また、いつでも、どこでも、誰でも読書に親しめる環境整備を図るため、令和6年度にひなた電子図書館を導入しております。

しかしながら、月に一冊も本を読まない児童生徒の割合が近年、じわり増加傾向にあります。これはネットやゲームの影響もあるのだろうかと思われそうですが、大変憂慮すべき事態だと考えております。

学校司書には、子供に身近な学校現場において、子供たちが読書習慣をしっかりと身につけられるよう、いつでも本に触れられる環境づくりを積極的に行っていただいているところでありますが、今後とも、子供と本をつなぐ重要な役割を期待しております。

○永山敏郎議員 ありがとうございます。先ほど触れました座談会におきまして、「図書館は居場所の一つ。人がいてこそその図書館」という印象的な発言がありました。学校図書館は、単なる読書空間ではなく、学習支援、探求活動支援、心のケアの拠点でもあります。教室に比べらい児童生徒の第3の居場所としての役割も期待される学校図書館とそれを支える学校司書の充実、また処遇改善についても、引き続き声を上げてまいりたいと考えております。

次に移ります。昨年12月末に、令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果が公表されました。虐待の相談件数等の調査です。

平成19年度から毎年度行われている調査であります。令和6年度については、全国養介護施設従事者等による虐待相談・通報の件数が3,633件、養護者による虐待相談・通報件数は4万1,814件と、調査開始以降、右肩上がり増加しております。

高齢化が進んでおり、対象者も増えていることも要因の一つとは考えますが、高齢化の進展のみならず、家族形態の変化や介護負担の集中も背景にあるのではと考えます。年を取っても安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、高齢者虐待の対策を進めなくてはなりません。

それでは初めに、本県における高齢者虐待の現状と考えられる要因について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 令和6年度の本県における高齢者虐待の相談・通報件数につきましては、家族等の養護者によるものは332件で、前年度と比較して増加しております。種別は多い順に、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待となっており、前年度も同様でございます。

また、施設職員等の養介護施設従事者によるものは40件で、前年度と比較して増加しております。種別は多い順に、身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄となっており、前年度も同様であります。

相談・通報件数が増加した主な要因としては、施設従事者向けの研修等により、社会全体の虐待防止への意識が高まり、早い段階からの相談・通報が行われるようになったことなどが考えられます。

○永山敏郎議員 宮崎県でも全国の傾向と同様に虐待相談が増加しているとのことでした。相談の増加の要因の一つに、虐待防止への意識が高まったとの分析をされております。今まで表に出てこなかった虐待事案が表面化してきたとも考えられます。相談を受け、実際に虐待と判断された件数についても、養介護施設従事者等による虐待については13件、養護者による虐待

については137件と、こちらも前年度より増加しているようであります。

そのような中、県は1月30日に、宮崎県高齢者虐待防止連絡会議及び宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議を開催したとのことです。

それでは、この宮崎県高齢者虐待防止連絡会議の概要について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者虐待防止連絡会議は、高齢者の虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関との連携等を図ることを目的に設置しております。

本会議には、県及び市町村をはじめ、弁護士会や社会福祉士会、医療・介護関係団体、警察、社会福祉協議会など、高齢者に関わる多くの機関が参画し、虐待の発生状況や対応事例の共有、課題の整理、防止策の検討を行っております。

○永山敏郎議員 昨年度も同様の会議が開催されておまして、会議で出た主な意見などについても、県のホームページのほうで公表されておりました。弁護士、社会福祉士等の専門職をはじめ、様々な団体や機関が参加しているとのことですので、いろんな視点からの意見が出ています。令和7年度分の概要につきましても、現在取りまとめ中かと思いますが、早めの公表をお願いいたします。

昨年度の会議の意見ではありますが、研修の在り方や県の広報活動に関する要望などもあったようです。

それでは、高齢者の虐待防止に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、高齢者虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携強化など、総合的な対

策を推進しております。

未然防止の取組としては、県社会福祉協議会への委託により、高齢者権利擁護支援センターを設置し、市町村や地域包括支援センター等への相談支援や、介護職員等の資質向上のための研修などを実施しております。

また、困難事例については、弁護士と社会福祉士で構成する専門職チームの派遣や助言等を行うなど、市町村における対応を支援しております。

今後も関係機関と緊密に連携し、高齢者の権利が守られ、安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 高齢者虐待の発見、相談の最前線は、市町村や地域包括支援センターとなります。虐待相談件数等の市町村別の取りまとめについては公表されておりましたが、市町村のマンパワーの違いで対応に差があってははいけませんので、引き続き市町村への支援をお願いいたします。

先ほど、高齢者虐待の種別において、経済的虐待の説明がありました。高齢者の経済的虐待とは、例えば家族が高齢者の年金を自らの生活費に使ってしまったたり、認知症等で判断能力が低下した高齢者の預貯金等を使い込むなどのケースが考えられます。

対策の一つに成年後見制度があります。成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るために、成年後見人等が本人に代わって財産を管理したり、福祉サービスの契約を締結することによって、本人を支援する制度であります。

判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型に分かれており、利用に当たっては、後

見等の開始の審判を家庭裁判所に申し立て、裁判所が後見人等を選任する流れになります。本人や親族による後見の申立てが困難な場合は、市町村長が代わりに申立てを行うこともできる、そのような制度になっております。

それでは、本県における成年後見制度の利用者数及び市町村長申立て件数について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 宮崎家庭裁判所の取りまとめによりますと、本県における成年後見制度の利用者数は、令和6年は2,891人で、前年と比べて57人増加しております。

また、本人や親族による申立てが困難な場合に行う市町村長申立て件数については、令和6年は177件で、前年と比べて15件増加しております。

○永山敏郎議員 成年後見制度の後見人等については、裁判所が選任することとなります。利用者数が増加するということは、それだけ後見人等も必要となってきます。昨今は、弁護士や司法書士、社会福祉士等専門職が後見人等に選任されるケースが多いようですが、専門職も対応には限界があり、担い手の確保が重要です。

そこで、本県における成年後見人の選任状況及び担い手の確保に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の成年後見人の選任状況は、約7割が弁護士や社会福祉士等の専門職、約2割が市町村社会福祉協議会等の法人、約1割が親族となっており、親族以外の第三者後見人の占める割合が高い傾向にあります。

一方で、専門職は都市部に集中しており、中山間地域や小規模の自治体では、担い手の確保が難しいことなどが課題となっております。

このため県では、専門職以外の県民や法人を成年後見人として育成するための研修や、社会福祉法人等による法人後見の立ち上げ支援などに取り組み、地域における担い手の確保に取り組んでおります。

○永山敏郎議員 専門職の限界、また地域偏在を解消するためには、今後ますます市民後見人、また法人後見が重要な役割を担うと考えます。

さて、国では、成年後見制度の見直しについて議論されているようです。成年後見制度の見直しに係る国の検討状況及び県の認識について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国においては、成年後見制度の民法改正要綱案が取りまとめられ、判断能力に応じた3類型について、補助に一本化することや、必要がなくなれば終了できる柔軟な仕組みに見直すことが示されております。

また、成年後見制度の利用促進を担う各市町村の中核機関の機能強化や担い手確保などが議論されております。

県といたしましては、高齢化の進展や単独世帯の高齢者の増加等に伴い、成年後見制度に対するニーズの増加、多様化が見込まれる中、これらの見直しにより、制度の利用が促進されることを期待しております。

引き続き、国の動向を注視し、県民への周知や市町村の支援強化に努めてまいります。

○永山敏郎議員 先ほど触れました、後見、保佐、補助の3つの類型を一本化すること、また、必要がなくなれば終了できる仕組みの見直しということでもあります。また、それ以外にも、成年後見人等の解任、交代についても検討されているようであります。柔軟な制度となり

利用が増えれば、ますます担い手の確保、それから、相談の直接の窓口となる市町村の役割が重要になってまいります。

それでは、成年後見制度の利用促進に向けた市町村の体制整備の状況及び県の支援内容について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 現在、県内全ての市町村において中核機関が設置され、相談対応や申立て支援が行われておりますが、人員体制や、関係機関との連携体制の構築において、課題も見られるところであります。

このため県では、市町村や中核機関の職員を対象とした研修や、弁護士会や社会福祉士会等を集めた連絡会議の開催に加え、制度の普及啓発や担い手確保に取り組む市町村へ補助を行っております。

引き続き、県内どの地域においても制度が利用できるよう、市町村の体制強化を進め、当事者の権利擁護の取組を促進してまいります。

○永山敏郎議員 答弁にありました中核機関は、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるように、地域で支えていく体制を構築するための地域間の連携ネットワークの核となる機関であります。市町村によっては、専門職と定期的な会議をしたり、いろいろ相談している、そのようなネットワークなんかも構築されている状況です。

県内では、今のところ、全市町村で設置されているということですが、中を見てみますと、自治体が直営で設置しているケース、あるいは広域で複数の自治体が委託を行っているケースなど、地域実情で形態が異なっております。恐らく活動の内容も中核機関ごとで差があると考えられます。県としましても、引き続き市町村としっかり連携し、成年後見制度の利用

促進、後見人等の育成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

続いて、ギャンブル等依存症について質問いたします。

昨年9月27日、ギャンブル依存症の家族で構成する全国組織の家族会、「全国ギャンブル依存症家族の会 宮崎」が発足し、記念講演が開催されました。

私も参加させていただきましたが、多くの参加者で、大変関心の高さがうかがえたところがあります。同日、講演終了後に相談会等も計画されておりましたので、当事者やその御家族の参加も多かったのかと推察いたします。

ギャンブル等依存症は、本人だけではなく家族を巻き込むことも多く、また、誰もがなる可能性がある、社会全体で取り組んでいかなければならない問題です。

では初めに、本県におけるギャンブル等依存症の患者数及び相談件数について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 令和5年度の国の調査結果を本県の人口に当てはめますと、競馬やパチンコなどのギャンブル等依存が疑われる状態にあった方は約1万1,700人と推計されます。

また、国の医療機関受診者数のデータによりますと、令和4年度に県内の精神科医療機関を受診したギャンブル等依存症の外来患者数は60人にとどまっております。

相談件数につきましては、令和6年度、相談拠点である県精神保健福祉センターに寄せられた様々な依存症に係る相談203件のうち、ギャンブル等依存症に関するものは90件となっております。

○永山敏郎議員 推計が1万人超えというふう

な状況であります。実際に治療に至っている方、また相談件数はそれぞれ数十件という形で、大きな開きが見られております。本来治療等が必要な方に、必要な支援が届いていない現状がうかがえます。

それでは、現在、当事者や家族に対してどのような支援を行っているか、また今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、令和6年3月に策定した宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、予防・啓発から回復支援まで、各段階に応じた総合的な対策に取り組んでおります。

当事者や家族への支援につきましては、精神保健福祉センターにおいて、医師や専門相談員による相談支援のほか、依存症に関する正しい知識や接し方を学ぶための家族教室や、心理療法等の支援プログラムなどを、自助グループとも連携しながら実施しております。

また、昨年9月、新たに「全国ギャンブル依存症家族の会 宮崎」が発足しましたので、こうした団体と密接な連携を図り、官民一体となった切れ目のない支援に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 今答弁にもありました「全国ギャンブル依存症家族の会 宮崎」では、定期的に会合を行っておりまして、先日3月1日にも家族会が開催されたようであります。

全国組織でありますので、依存症対策に関する様々なノウハウもありますし、立ち上げや運営に関しては、愛知県や岐阜県の家族の会の方からも応援をいただいております。私もお話をさせていただきましたが、「宮崎は陸の孤島と言われるけれども、飛行機1本ですぐに来られますから」ということで、大変心強いお話もい

ただいたところでありまして。大変ありがたいことであります。

今後も県内の多くの当事者や御家族に情報が届き、先ほど答弁にもありました、氷山の一角とも言える相談、また治療の件数が増えることを期待いたします。

さて、ギャンブルに関して、昨今はオンラインカジノが問題となっています。

昨年9月にオンラインカジノに関するインターネット広告は禁止となりましたが、これまでも多くの広告を目にした方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

インターネットの検索サイト等を見ますと、右、左とか、バナーのところに何かルーレットの絵が出たりとか、そういったものもあったかなというふうに認識しております。オンラインカジノで検挙された方からは、「違法だと知らなかった」と、そのような声も多く聞かれたようであります。

オンラインカジノは公営ギャンブルと違い、24時間いつでも、どこでも、スマートフォン、またパソコンで手軽にアクセスでき、短時間で賭けを繰り返すことができるため、依存症のリスクも高まります。

そこで、オンラインカジノの全国及び県内の検挙状況と、オンラインカジノが違法であると周知するための県警の取組について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） オンラインカジノでの賭博事犯につきましては、全国では、令和4年に10件59名、令和5年に13件107名、令和6年に62件279名がそれぞれ検挙されております。

県内では、令和6年の検挙はありませんが、令和7年に1件1名を検挙しております。

警察では、オンラインカジノの違法性に関する広報啓発用ポスターを、警察本部や県下警察署、交番等に掲示しているほか、各免許センターの広告つき案内板での掲載、警察官がテレビやラジオ番組に出演しての広報啓発活動も行っております。

県警としては、引き続き、オンラインカジノの違法性を県民に周知する活動を行ってまいります。

○永山敏郎議員 本県としましては、検挙数は少ない状況ではありますが、全国的には、件数、また人数ともに増加傾向にあります。周知の活動については、ポスターやテレビ、ラジオを活用しているとのことでもあります。

令和8年度予算の事業で、県警の安心安全アプリ導入事業が提案されております。県民へのリアルタイムな情報発信もできるということで、オンラインカジノの違法性の周知にも活用が期待できるのではないのでしょうか。

さて、オンラインカジノについては、スマートフォンさえあれば子供でも簡単にアクセスが可能です。ゲームの延長の感覚で違法性の意識のないまま利用してしまうことも考えられます。

そこで、学校におけるオンラインカジノ等の対策について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） オンラインカジノは、誰でも容易に利用できる状況にあることから、児童生徒が犯罪として自覚がないまま利用してしまうことが懸念されます。

このため教育委員会では、ギャンブル等依存症対策基本法が改正されたことも踏まえ、オンラインカジノの違法性について、各学校へ周知を図っております。

また、各学校では、情報モラル教育の中で、

オンラインカジノを含むインターネット上の危険性を理解させ、興味本位で安易に利用することがないように指導に努めているところであり、引き続き、保護者にも十分な周知を行い、未然防止に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員 先ほど、野崎議員もスマートフォン等の子供の利用について触れられたところでもありますけれども、インターネットの危険性の周知の取組は、オンラインカジノに限らず実施いただいているようであります。

また、県警のほうでポスターによる広報も行っているということでしたので、学校にも同様のポスターを配置するだとか、連携の取組も期待できるかなと考えております。

オンラインカジノの利用からお金がなくなって、家族や他人のお金に手をつける、あるいは闇バイトに手を出し、犯罪に巻き込まれるなどの最悪な流れも考えられます。依存症や犯罪の防止のため、引き続き、学校や家庭、社会全体で啓発に取り組んでまいりましょう。

最後の質問項目です。警察犬について伺います。

警察協会が作成する2026年の警察カレンダーを拝見する機会がありましたが、警察犬の写真が何枚か使われておりました。大人気です。この警察カレンダーはホームページでも販売しておりまして、興味のある方は見ていただければと思っております。

人間の約4,000倍から6,000倍とも言える嗅覚を生かして捜査等に従事する警察犬であります。警察犬の役割、また、県内の警察犬の登録及び活動状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 警察犬は主に、行方不明者の捜索や、遺留品のにおいによる追

跡といった犯罪捜査などの任務に従事しています。

警察犬には、警察が直接飼育・管理する直轄警察犬制度と、民間の方が飼育訓練した犬を審査して警察が嘱託する嘱託警察犬制度の2種類がございますが、本県では嘱託警察犬制度を運用しており、現時点における嘱託警察犬は44頭であります。

活動状況について申し上げますと、令和7年は96件の出動がありまして、その内容は、行方不明者の捜索が92件、犯罪捜査が4件でありました。

○永山敏郎議員 現時点の登録のほうは44頭というふうな形で、嘱託警察犬は一定数の確保はできていると認識いたします。行方不明者の捜索にも多く出動しておりまして、一刻も早く行方を捜してほしい御家族等には大変心強いことと思っております。

また、宮崎では嘱託警察犬制度を導入しているとのことでありましたが、九州管内、また全国的に見てみますと、直轄警察犬と嘱託警察犬を併用している県も多いようです。

続いて、本県における嘱託警察犬の指導士の現状及び課題について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 嘱託指導士には、嘱託警察犬の訓練育成のほか、昼夜を問わず警察犬と同行して出動するなど、迅速に対応していただいています。

嘱託指導士の嘱託期間は1年としておりまして、令和8年度当初には28名の方に嘱託させていただく予定であります。

嘱託指導士の平均年齢は現在50.8歳で、5年前と比較すると約2歳の上昇が認められますが、若い世代の参入もあり、指導士全体の約4

割が40歳未満の方となっております。

課題としては、行方不明者捜索など出動要請件数の増加に伴いまして、嘱託指導士の負担増が懸念されるというところでございます。

警察では、嘱託警察犬制度の維持に欠かせない民間警察犬訓練所と連携し、安定的な嘱託警察犬制度の運用に努めてまいります。

○永山敏郎議員 本県の警察犬の活動につきましては、嘱託指導士の皆さんや民間警察犬訓練所に支えられているというふうな状況であります。先ほどありましたとおり、昼夜間わずの対応等、本当に頭が下がります。ありがとうございます。

嘱託指導士の負担増の課題認識も示されました。嘱託警察犬制度の継続については、将来を見据えて対策が必要と考えております。

本県では来年、国スポ・障スポを開催予定であります。警備計画等はこれからというふうな話を聞いておりますが、例えばテロ対策、爆発物の検査をする犬、爆発物探知犬——爆捜犬とも呼ばれているようでありますけれども——を用意する場合は、本県では対応できず、よそからの協力が必要と、そのようにも伺っております。

直轄警察犬の導入には、場所の確保、また人材の育成、導入、そして毎年毎年の運営に関して費用がかかってまいりますけれども、他県の導入事例等も参考にしながら、直轄警察犬の導入等についても検討いただければと考えております。

警察犬は県民の安全・安心を陰で支える存在であり、その体制の持続可能性をどう確保していくかが重要な課題と考えております。

以上で今回の一般質問の全てを終わります。
ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○日高陽一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。自由民主党、内田理佐です。本日は桃の節句です。今日は母に借りまして、日本が誇る真珠を身に着けてまいりました。豚に真珠ではありません。いろいろな価値は分かっております。副議長のピンク色のワイシャツに負けないように、白い純粋な心で質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、高市政権についてです。

先日来県された高市早苗総裁は、「責任ある積極財政」への転換を掲げ、食料、エネルギー、医療、防災といった分野への国家としての戦略的投資の必要性を強調されました。

また、「47都道府県全てが安全に暮らし、必要な医療や福祉、質の高い教育、そして働く場が確保される日本をつくる」と述べ、地方の力を生かした成長の重要性を示されました。

具体例として、宮崎県のピーマンやブドウ、畜産を挙げ、日本の食料安全保障において宮崎県がトップランナーとして役割を果たしてほしいと語られました。

さらに、スマート農業やフードテックを成長戦略分野と位置づけ、宮崎県がそのクラスターとなることへの期待も示されました。

私が特に印象に残ったのは、延岡市が発祥の地とおっしゃって、旭化成について言及された

点です。

半導体や蓄電池など日本の経済安全保障を支える分野に加え、健康医療・ヘルスケア分野でも活躍する企業があることを評価され、「宮崎県には成長の種が数多くある。だから諦めてはいけない」と述べられました。

さらに、学術研究機関や民間研究所に眠る日本独自の技術を、製品やサービスとして実用化し、産業基盤へと育てていくことが重要であるとも訴えられました。河野知事も、総裁の御発言をお聞きになったものと思います。

そこで、高市総裁が示された「責任ある積極財政」や「地方の力を生かした日本の成長」という考え方について、知事はどのように受け止められたのか、率直な御感想をお伺いします。

また、その考え方を踏まえると、今後の宮崎県政がどの方向を目指すのかがこれまで以上に重要になると考えられます。

知事は、今回の出馬表明により、改めて県政運営の責任を担う立場に立たれました。

そこで、これまでの県政運営の実績と、知事が掲げてこられた政治理念を踏まえ、今後の宮崎県政をどのような基本方針の下で進めていくお考えでしょうか。国の政策転換の動きを踏まえ、本県の強みをどのように生かし、どの分野に重点を置いて取り組むのか、知事が描くこれからの宮崎県の姿と併せて、5期目を見据えた県政運営の基本方針と、その思いについてお伺いします。

次に、消費税減税についてです。

現在、国において、物価高対策として食料品に係る消費税の減税や軽減措置が議論されています。県内の外食産業からは、「外食が対象外となれば価格競争上、不利になる」「レジ改修や事務負担が増える」「時限措置では混乱と経

済負担が二重に生じる」といった懸念の声が寄せられております。外食産業や飲食関連事業者にも大きな影響を及ぼすと考えられます。

そこで、国で議論されている食料品に係る消費税減税が実施された場合、外食産業をはじめとする県内事業者への影響が及ぶことも懸念されますが、現場に過度な負担や混乱が生じないよう、国に対してどのように対応していくお考えか、知事の見解を伺います。

次に、広報の可能性についてです。

来年度の主な事業には、「みやざき商店街魅力発信人材育成事業」や「企業魅力発掘学生レポーター事業」など、SNSを活用した情報発信の取組が並んでいます。

県の公式SNSアカウントは、フェイスブックが40、Xが24、インスタグラムが39など多数あり、フォロワー数も増加しています。国スポ・障スポの公式インスタグラムのフォロワー数は5,000人を超え、職員向けのSNS研修も毎年実施されているそうです。

こうした取組を踏まえ、私は視点を少し変え、県が多額の予算を投じる前に、県職員一人一人が応援団になるという考え方も重要ではないかと考えます。

例えば、職員が個人アカウントで県の公式SNSをフォローし、「いいね」やリポストを行うだけでも、情報の拡散力は大きく高まります。実際、県広報のXがリポストした「ひなたフェス2026」は、日向坂46が宮崎で開催する大型イベントであり、リポストにより、何万回、何百万人規模で情報が拡散されました。リポストを押すだけで、情報の到達数が大きく変わります。技術も必要なく、お金もかからない、費用対効果の高い広報手法だと思います。

総務省の調査によれば、SNSは10代から60

代まで幅広い世代に利用され、60代でLINEの利用率が90%を超えています。

約3,800人の県職員がそれぞれの専門分野で発信者にならなくても、応援者として県の情報発信を支える、例えば「いいね」を押したりシェアするだけで、県全体の発信力は大きく向上します。

炎上リスク等から、強制的な取組は難しい面もありますが、義務やノルマではなく、みんなで宮崎を応援しようという機運づくりが重要だと考えます。

そこで、県として、職員一人一人が県の情報発信を応援する全職員参加型のSNS広報という考え方について、機運醸成を図っていくお考えはありませんか、知事の御所見をお伺いします。

次に、皇室の宮崎県訪問についてです。

先日、宮崎県北9市町村の行政、議会、経済団体の代表27名から、国スポ・障スポが開催される際、天皇皇后両陛下や皇族の皆様には県北地域を訪問いただく、例えば行幸啓及びお成りなど、宮内庁に推薦していただくよう、知事、議長のほうへ要望書の提出が行われました。

要望書では、県北地域には天皇家にゆかりのある名所や旧跡が数多く残り、また、開会式が県西地域の都城市で行われることから、県全体の盛り上がりを醸成するためにも、県北地域を訪問先として推薦するよう求められています。

これまで西臼杵選出の佐藤県議、そして私も何度も提案してまいりましたが、今回の要望を受け、県としてどのように受け止め、今後どのようなスケジュールで対応していかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、神楽についてです。

先日、高鍋神楽と諸塚神楽の2件が、新たに

国の重要無形民俗文化財に指定予定と発表され、これで、本県では国指定が6件となります。

一方、県内には、指定・未指定を含め数多くの神楽が伝承され、守り継がれてきましたが、担い手の高齢化や人口減少により、継承が困難になりつつある地域もあります。

昨年、知事に、北浦町三川内の大井神楽を御覧いただきました。ここは、神楽のおかげで若者が戻ってきている地域です。また、延岡・日向地域には、系統の異なる多様な神楽が伝承されており、その貴重さは他地域に類を見ないとも言われています。

このような神楽を保存・継承し、観光などにもつなげていくためには、国や県の指定制度の活用が重要だと考えます。

私は昨年、文化庁に行き話を伺いましたが、文化財指定には、地域の熱意や盛り上がりが必要であるとのことでした。

一方で、国指定は、県からの申請によるものではなく、国の調査と審議により決定される制度であり、その熱意をどのように届けるのか疑問も感じました。

なお、県指定は、市町村からの申請による仕組みと伺っています。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録で盛り上がる宮崎県ですが、県内に数多く残る神楽のうち、今後、国や県の指定が期待されているものについて、新たな指定に向けた取組や、県内の神楽全体の支援について、教育長のお考えを伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、高市政権が掲げる考え方の受け止めに
ついてであります。

高市政権は、強い経済の実現に向けて、戦略的な危機管理投資・成長投資を官民連携で促進する方針を掲げております。未来への投資不足の流れを断ち切り、財政規律に十分配慮した上で、必要な財政出動を行う「責任ある積極財政」を政策の本丸に据えておられます。

この先、人口規模が縮小しても経済の持続的な発展を成し遂げるため、国や地方に今必要なのは、次なる成長を切り開くための投資であると考えております。

高市政権の考え方は、置県150年を見据え、人や物、投資を呼び込む未来みやざき成長基金の設置など、私自身が本県の来年度当初予算案に込めた思いとも共通するものと受け止めております。

また、地方が持つ伸び代を生かしながら、産業クラスターの形成や地場産業の成長を図ることで、地方から日本を成長軌道に押し上げていく地域未来戦略についても、大いに共感するところであります。食やスポーツ、伝統文化など、多様な地域資源を有する本県の知事として、積極的に推進していく必要があると考えております。

可能な限り早期の成立を目指すとされている新年度予算の審議状況も見守りつつ、私としては、今後とも、国と緊密に連携しながら、県内経済のさらなる活性化と未来の成長に向けた取組を進めてまいります。

次に、5期目を見据えた県政運営の基本方針と私の思いについてであります。

私は、現場主義や対話と協働による政治姿勢の下、安心と希望ある宮崎の未来を切り開いていくことを県政運営の基本方針に掲げておりま

す。

こうした中、御指摘のとおり、高市政権は「責任ある積極財政」を掲げ、A I、半導体やフードテック、防災、国土強靱化といった分野への成長投資等により、強い日本経済の実現を目指す大きな政策転換を進めておられます。

私としては、この国の動きと本県の取組を連動させながら、確かな成長に結びつけることが重要であると考えております。

次期県政への御負託をいただくことができれば、国の政策転換も追い風としながら、新たに3つの挑戦を通じて、宮崎をさらに高いステージへと押し上げていく覚悟であります。

まず1点目は、本県の稼ぐ力を伸ばし、県民所得を力強く引き上げます。

デジタル化や地球温暖化といった時代の潮流を産業変革の契機と捉え、温暖化に対応した農林水産業の振興とともに、製造業の分野での脱炭素化、D X化への支援拡充、先端企業の誘致促進や技術の高度化支援、スポーツの成長産業化など、県内経済を牽引する成長を後押しし、県民所得の着実な底上げを図ってまいります。

次に、2点目として、誰もが安心と希望を持てる暮らしをつくります。

例えば、人口減少が進む中山間地域において、交通・物流や医療・介護といった生活機能を維持する仕組みを構築しつつ、地域資源を生かした地場産業を支援するなど、将来への不安を払拭し、安心して住み続けられる宮崎を築いてまいります。

そして、こうした成長、安心を支える3点目として、社会基盤のレベルアップを強力に推し進めます。

激甚化する災害から命を守る県土強靱化を加速させるとともに、産業・物流の動脈となる高

速道路ネットワークの整備など、本県の未来を支える基盤づくりを重点的かつ計画的に進展させてまいります。

現在、不透明さを増す国際情勢、さらに物価高や少子高齢化、頻発する自然災害など、困難な課題は山積しておりますが、私としては、国や市町村、関係機関とも一体となって、本県が持つ成長の種を一つ一つ着実に形にしながら、県政のさらなる発展に全力で取り組んでまいります。

次に、食料品に係る消費税減税についてであります。

食料品の消費税減税につきましては、高市総理は去る2月20日の施政方針演説におきまして、現在、軽減税率が適用されている飲食料品について、給付つき税額控除の制度導入までの間、2年間に限り消費税率をゼロとすることにつき、スケジュールや財源の在り方など、その実現に向けた諸課題に関する検討を加速していくと発言され、26日には第1回目の社会保障国民会議が開催されたところではありますが、それ以上の詳細はまだ何も示されていない状況にあります。

現在、県におきましては、飲食店や飲食関連事業者に対して、商工会等を通じた経営支援や新事業展開のための補助等を実施しているところであります。

消費税減税に係る国の議論を注視しつつ、不安を感じておられる事業者の皆様の声にも耳を傾けながら、ぜひとも丁寧な議論を進めていただきたいと考えておりますし、必要に応じて影響を受ける事業者への支援などについて国に要望するなど、必要な取組を進めてまいります。

次に、職員による県の情報発信の機運醸成についてであります。

情報の伝達手段が多様化する中、国内外の方々に本県に対する理解や関心を深めていただくためには、SNSを活用した情報発信が大変重要であると考えております。

現在、WBCを前に本県で合宿を行っておられるチェコ共和国のチームは、SNSで宮崎の魅力の発信もしていただいている。それがいろんな話題として取り上げられている。その様子も今実感しているところであります。

県では、各所属が運用する公式アカウントにおいて、多くの分野の情報を様々な角度から分かりやすく発信しており、私も知事として、表現などの工夫を行いながら、本県の魅力や県政の情報などを積極的にPRしているところであります。

また、庁内において、SNSでの閲覧数の増加につながる効果的な発信や、魅力的なコンテンツ作成の手法等を学べる研修を開催するなど、職員が広報パーソンとなるためのスキルの向上を図っております。

議員が御指摘のように、全職員一人一人が応援団となっていく、そして情報拡散していく、大変重要な視点だと考えております。

私も、県職員一人一人が様々な持ち味であったり強みであったり、いろんな人脈を持っているのではないかと、それを最大限に活用してほしいということを常々申しているところでありますが、今後とも、研修の充実などを通じて、SNS等による発信力の向上を図るとともに、職員一人一人が本県の魅力を再認識し、それぞれが広報の発信者であるという当事者意識の醸成につながるよう努めてまいります。

最後に、県北9市町村からの「宮崎県北地域への行幸啓並びにお成りについて」の要望についてであります。

国スポ・障スポでは、天皇皇后両陛下をはじめ皇室の方々が、競技御覧に合わせて、地方事情を御視察されております。

昨年の滋賀国スポ・障スポでは、延べ12の方が県内各地を御訪問されており、競技御覧のほか、県立盲学校や福祉事業所、県立陶芸の森などを御視察されております。

私としましては、宮崎国スポ・障スポにおいても、天皇皇后両陛下をはじめ、多くの皇室の方々に御来県いただき、県内各地を御視察いただくとともに、県民との御交流を深めていただきたいと考えております。

このため、令和8年4月1日付で、総合政策部に行幸啓室を設置し、大会期間中における皇室の方々の御来県に向け、宮内庁や警察、市町村等関係機関との調整などの受入れ準備を行ってまいります。

今後、大会に伴う御日程等も踏まえながら、御覧になられる競技や御視察先について宮内庁に提案するとともに、万全の態勢でお迎えできるよう準備を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。神楽の文化財指定や支援についてであります。

本県の神楽は、3月末には、国指定文化財が6件、県指定が4件、市・町指定が18件となる見込みであり、複数の神楽で1件と指定されているものもあるため、県内200神楽の約6割が指定文化財となります。

国指定は、国が候補を選び決定することから、県は、学術調査に基づき、200ある神楽それぞれの特色等について、随時情報提供を行っております。

また、県指定は、市町村指定文化財を市町村

の申請に基づき決定することから、本県神楽の保存・継承、認知度向上に向け、市町村の前向きな検討を促しております。

なお、指定に関する業務に加え、県では、担い手不足などの課題解決に向け、現在、県内組織の設立を進めているほか、神楽の魅力発信や用具購入の支援も継続的に実施しております。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 様々に御答弁いただき、ありがとうございました。特に、今後の宮崎県政について、本当に熱く、心から御答弁いただいているなと思いました。

知事に対する県民の期待ということでは、経済成長、あと県民の所得アップじゃないかなと私はすごく感じております。

知事が現場主義に徹するということと、3つの柱として、稼ぐ力、それと誰もが暮らしやすい宮崎、社会基盤のレベルアップというような御答弁がありましたが、それを踏まえて、さらに県民の所得をアップさせるため、私はものづくり産業にもっともっと力を入れていただきたいなと思っております。

第2次産業は雇用の受皿でもありますし、ものづくりはとても夢がある分野だと思っております。第1次、第2次、第3次産業を含め、全体の付加価値を高め、またそれによって、インフラ整備、災害対策にもつながってくると思いますし、教育のレベルアップだったり人材確保にも期待ができます。交付金に頼っている宮崎県ですので、稼ぐ力を県内に増やすことが最大の税收対策になると考えております。

宮崎県は企業の数が少ないというのが課題じゃないかなと思っています。法人県民税、個人県民税を増やして、長期発展を目指せればと思います。ですから、第2次産業、ものづくり

産業に力を入れていただけるように、これまで以上に政策に、もっと言えばマニフェストのほうにもぜひとも含めていただけるように、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、先日行われた延岡市と県議との意見交換会での要望より、国スポ・障スポと医師確保についてお伺いします。

まず、国スポ・障スポについてです。

今回の議案では、競技別リハーサル大会の運営費を補助率2分の1以内で支援し、市町村の財政負担軽減を図る事業が提案されています。新たな支援策が講じられることは評価いたします。

しかし、物価高騰や人件費、バス借り上げ料の上昇などもあり、補助率2分の1では実質的な負担軽減としては十分とは言えません。

また、開・閉会式や表彰、仮設スタンド、シャトルバス、機運醸成やおもてなし経費などが補助対象外となっており、市町村の持ち出しが大きいのが実情です。国スポ・障スポは県全体で取り組む大会ですので、より手厚い支援が必要だと考えます。

そこで、リハーサル大会運営に対する支援の充実について、宮崎国スポ・障スポ局長の御所見をお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 当初予算案に計上しておりますリハーサル大会の運営補助事業につきましては、これまでの開催県の制度を基に、近年の物価上昇や工事費高騰等による実勢価格も勘案するなど、会場地市町の要望も十分踏まえながら構築したところであります。

また、別の事業におきまして、関連イベントの開催や、観戦、振る舞い等によるおもてなしを補助対象とするなど、機運醸成とともに市町

村における取組を支援することとしております。

さらに県では、会場地市町や関係競技団体等とともに、適切な会場運営の在り方等について検討を行うなど、経費節減にも取り組んでおり、今後とも、市町としっかりと連携しながら、円滑な大会運営のための準備を着実に進めてまいります。

○内田理佐議員 本番の大会では、市町村の財政状況をしっかりと御考慮いただきながら、さらなる制度拡充を検討いただけるように要望いたします。

次に、アスリートタウン延岡アリーナへの大型ビジョン設置についてです。

このアリーナは、国スポ・障スポ後も、全国大会やプロ・実業団合宿、コンサート等への多目的活用が想定されています。

ここで、体育館とアリーナの違いを確認します。一般に、体育館は競技を行う施設であるのに対し、アリーナは、演出や情報提供を含めた見るスポーツを前提とし、大型ビジョンや音響・照明設備を備えた観客対応型施設とされています。

先進事例として、長崎県の長崎スタジアムシティでは、大型ビジョンを備えたアリーナ機能により、プロスポーツや音楽イベントを開催し、交流人口の増加とにぎわい創出につなげています。

また、佐賀県のSAGAアリーナでも、大型ビジョンを活用した演出により、Bリーグ公式戦や全国大会、コンサートを継続的に誘致し、地域活性化の拠点となっています。

私は御縁をいただき、パラ柔道代表合宿の誘致や、バレーボール協会に所属していることにより、SVリーグ等の大会・合宿誘致に取り組

んでおります。

バレーボールのプロ公式戦では、大型ビジョンは、ビデオ判定表示や得点、選手紹介、リプレー映像などを行う標準の設備です。これが整備されていない場合、公式戦開催が難しくなります。監督や選手が他県アリーナと比べ見劣りし、継続的な大会誘致が困難になるおそれがあります。大型ビジョンは、臨場感の向上に加え、広告や地域情報の発信にも活用でき、施設の魅力と収益性を高める設備です。

アスリートタウン延岡アリーナは、日本代表、甲斐優斗選手やお兄さんの甲斐孝太郎選手、女子日本代表だった内瀬戸真美選手、そして新鍋理沙さんの出身地のアリーナでもあります。国スポ・障スポ後を見据え、全国大会やプロスポーツ、音楽イベント等を継続的に誘致するためにも、大型ビジョン設置をぜひお願いいたします。

そこで、商工観光振興やスポーツビジネス推進の観点から、アスリートタウン延岡アリーナへの観覧者向け大型ビジョン設置について、県として検討する考えはないのか、知事の御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私は、国スポ・障スポに向けて整備した施設を最大限活用し、スポーツランドみやざきをさらなる高みへと引き上げ、地域経済に持続的な成長をもたらすスポーツの成長産業化を目指しております。

議員御指摘のとおり、来月、全館供用開始を迎えますアスリートタウン延岡アリーナは、スポーツランドみやざきの新たな拠点でありまして、国スポ・障スポ後も、プロスポーツや大規模大会、さらには文化イベントなど、多目的な利活用による地域活性化の核となる施設であります。

御質問の大型ビジョンの設置につきまして、従前、延岡市とも協議を重ね、国スポ・障スポでは大型ビジョンを必置基準とされていないこと、さらにはプロスポーツチームがないことなどを踏まえて、今、大型ビジョンを設置しないで設計・施工が行われているところですが、今御指摘のとおり、長崎や佐賀の事例を御覧になった地域の皆様から、ぜひ設置をしてほしいというような要望をいただいているということは伺っております。

プロスポーツチームがあるところはそういうビジョンを設置していたり、地域によってはチームがお金を出してビジョンを設置しているという事例もあるようであります。

御指摘のとおり、国スポ・障スポ終了後の有効活用の観点から、プロスポーツチームの誘致や大規模イベント等の継続的な開催による費用対効果などを考慮し、民間による設置の可能性なども含め、地元自治体と検討してまいります。

○内田理佐議員 終了後の計画をしっかりと示してくださいというようなアドバイスなどもあります。

国スポ・障スポで、陸上競技場、プール、そして体育館のほうでも、絶対にこのビジョンが必要だという競技はあるのかということをお伺いしましたら、陸上競技場では仮設のビジョンでも可能かもしれないけれども、絶対に要るんだという競技はないように感じました。

プールにおいては規格にビジョンがある。であれば、私は公平性を保っていただきたいし、体育館も国スポでは要らないんだよというようなお話があるんですけども、陸上競技場のほうでビジョンが使われた競技を観戦させていただいたときは盛り上がりを感じまして、やっば

りこの盛り上がりは体育館にも欲しいなとも感じました。

タイミングでいえば、今から設置するのは難しいと思うんですが、選手の皆さんは、1回利用したら、戻った後に、ロコミで、あの競技場はよかったよ、あの体育館はよかったよというような話をされるということも聞いております。

例えば延岡でいえば、ヤマハ発動機、静岡ブルーレヴズのラグビーの合宿が今8年、9年と続いております。なぜこれだけ続いているかといいますと、最初に合宿に来ていただいた際、子供向けの教室を開いていただいたときに、一流の芝がある、環境がいい、スポーツのできる環境が整っているというようなことがあり、今に続いております。

ですから、最初が肝腎だと思いますし、私達も誘致活動を頑張っていきますので、ぜひとも大型ビジョンの設置について、可能性を広げるためにも何とぞよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、先ほどの延岡市と県議との意見交換会での要望の中から、最後に医師確保についての質問です。

国においては、地域間の医師偏在の解消を目的として、医師確保に関する施策が示され、本県においても、医師確保計画を策定し、医師数の増加や偏在是正に向けた取組が進められているところです。

しかし、これまでの質問でも取り上げてまいりましたが、延岡市をはじめとする県北地域の医療現場において、医師の高齢化、救急医療を支える輪番制の維持などにおいても、医師の確保に大変な御苦勞をされている実情があります。

特に、少人数の医師によって地域医療が支えられている現状では、長時間労働や当直負担の増加により、医師の疲弊が深刻化しており、将来的な医療体制の維持に大きな不安を抱えています。このような状況は、地域住民の命と健康を守る体制そのものに関わる、極めて重要な課題です。もう何年も続いております。

本県の医師確保計画においても、二次医療圏ごとに医師偏在の状況が示されており、県北地域を含む医師少数区域については、引き続き医師の確保と定着を図る必要があるとされています。

そこで、県北地域における医師不足や医師の高齢化といった実情を踏まえ、取組を進める必要があると考えますが、今後、優先的、重点的に対策を進める区域として、医師確保計画に定める重点医師偏在対策支援区域の設定見直しについて、福祉保健部長へお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 重点医師偏在対策支援区域は、医師偏在指標等も踏まえて国が示す候補区域を参考にしながら、県が地域の実情に応じ、区域内の医師数やアクセスなどを考慮し、地域医療対策協議会や保険者協議会と協議の上で設定することとなっております。

今後、国が示す次期医師確保計画のガイドラインや新たな医師偏在指標、議員御指摘のありました、県北地域の医師の状況をはじめとする各医療圏の実情等も踏まえ、来年度中の設定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○内田理佐議員 全国では、この制度を使い、200件以上の支援が実施されようとしていると厚労省からお話も伺いました。後れを取らないように、よろしくお願いいたします。

次に、産科過疎地域の拡大についてです。

これまで私は、県内の産婦人科が減少してい

る背景として、少子化による出生数の減少、医師の過重負担、訴訟リスク、診療報酬制度、医師確保の困難さなど、複合的な要因があることを指摘してまいりました。

その上で、行政が関与した産科のセンター化や、助産師を活用した役割分担の必要性について、問題提起してきたところです。

また、正常分娩は助産所や助産師外来、異常分娩は医療機関が担うという機能分担を進めることで、産科医の負担軽減と周産期医療体制の維持につながるのではないかとこの観点から、助産所整備や助産師育成についても質問してきました。

昨年、九州医療科学大学学長と意見交換した際にも、分娩の約7割を正常分娩、約3割を異常分娩と役割分担することで、地域格差は縮小できると示唆いただいております。

さらに、前回の質問により、県内で分娩を扱う医療機関は25施設にとどまり、6市町に集中している一方、助産所43施設のうち分娩対応が3施設のみであることが明らかになりました。

そこで、昨日も代表質問で取り上げられていましたが、日本一生み育てやすい県を掲げる本県として、産科過疎地域の拡大をどのように受け止めているのか、あわせて、県北地域の産科医療体制について、市町村や医師会と連携した実態把握を行い、産科医師の確保と分娩体制の維持に向け、今後どのような対策を講じていくのか、福祉保健部長の御所見をお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 議員御指摘のとおり、分娩取扱施設が減少する中、安心して生み育てる環境づくりは大変重要と認識しております。

将来にわたって、安心して地域でお産ができる体制を確立するには、医師の確保はもとよ

り、助産所と医療機関や医療機関相互の役割分担など、地域の関係者が主体的に議論していくことが必要であると考えております。

このため県では、今後、県周産期医療協議会に、地域の産科医療機関や市町村、関係団体等で構成する地域部会を設置すること等により、課題解決に取り組むこととしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携し、安心して生み育てられる体制づくりを支援してまいります。

○内田理佐議員 今後も進捗を追って見ていきますので、よろしくお願いいたします。

次に、感染症についてです。

報道等により、宮崎県のインフルエンザ感染者数が全国平均より高く、全国最多水準との指摘もあります。近年は、例年より早く警報レベルに達し、患者数も過去最多となるなど、感染拡大の規模と速度が懸念されています。

このような状況を踏まえ、本県における感染者数の推移について、国の感染症研究所が発表するインフルエンザ疫学情報速報等に基づき、全国との比較を含めた分析は行われているのでしょうか。全国の感染状況と比較して、本県の位置づけをどのように評価しているのか、検証するべきだと考えます。

また、県内の感染の実態について、国の専門的な発表を、県民により分かりやすく伝えることが必要だと思います。

県は、インフルエンザの流行を抑制するための予防対策や体制強化について、今後どのように取り組んでいくのか、本県における発生状況の検証と、流行を抑制するための対策について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 議員御指摘のとおり、本県における令和7年の1定点医療機

関当たりの患者報告数は、全国の約1.3倍と比較的多い状況にあり、直近の流行状況でも、警報レベルとなる30件を上回る状況が断続的に続いております。

本県は患者数が比較的多い状況にありますので、県では、感染症法に基づき、地域、年代別患者数を把握し、流行の傾向を県民に迅速に情報提供することで、注意喚起を行っているところです。

インフルエンザは、高齢者や基礎疾患のある方にとっては、重症化のリスクを伴う感染症であることから、引き続き、県民への情報提供に努めるとともに、手洗い、せきエチケット等の感染対策の普及啓発を行ってまいります。

○内田理佐議員 次に、営業許可申請についてです。

近年、地域のイベントや祭りなどに出店しようとする飲食店の事業者から、臨時営業許可の基準が厳しく、出店を断念せざるを得ないという声が多数寄せられています。

臨時営業許可は、食品衛生法に基づき、全国共通の枠組みの中で、県が条例等で規定し運用していると理解していますが、保健所によっては、他の地域と比較しても、提供できる食品の種類、設備要件、仕込み場所の制限、提出書類の内容などについて、運用が厳しいとの指摘があります。

イベントの出店は、地域のにぎわい創出、小規模事業者の収入確保、さらには観光振興にもつながる重要な機会です。

一方で、許可基準が過度に厳格である場合、結果として出店者が減り、地域経済の活性化を阻害する要因となりかねません。食の安全確保は当然重要ですが、安全確保と地域振興の両立を図る観点から、臨時営業許可の運用につい

て、柔軟な対応や基準の明確化が必要だと思えます。

そこで、イベント時における臨時営業許可の取得条件を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 臨時営業は、テント等の簡易な施設で行われるため、固定店舗に比べ、衛生面や給排水の確保に制約があります。

このため、許可に当たっては、食中毒の発生を未然に防ぐ観点から、提供品目をうどんや焼き鳥など「提供直前に十分加熱するもの」に限定することで、安全性を確保しております。

許可条件につきましては、ホームページでの広報に加え、初心者の方でも理解しやすいリーフレット等を配布しているほか、保健所において、施設の図面や衛生管理計画の策定をサポートしております。

県としましては、統一的な対応を行うとともに、今後も地域活性化と食の安全が両立できるよう、丁寧な指導と迅速な手続に努めてまいります。

○内田理佐議員 関連で、魚介類販売業の届けについてです。

近年、漁業者や商店街、朝市の主催者などから、朝市において取れたての鮮魚を販売したいが、保健所の許可が下りないという声が寄せられております。特に、イベントや朝市での鮮魚販売について、非常に厳格な運用がなされていると。

そこで、朝市での鮮魚販売は、地元漁業者の収入確保や、新鮮な地場産品を県民に届けるという点で、地域振興の観点からも重要な取組です。一方で、食品衛生上の安全確保が必要であることも理解しております。

本県において、漁師が採取した魚介類を一般

者にその場で販売する際の基準について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 魚介類を販売する際は、原則として食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可が必要となりますが、同法で定められた採取業につきましては、許可や届出は要しない取扱いになっております。

議員御質問の、漁師が自ら漁獲した魚を着岸後に船上で生き締めし、加工せずにその場で消費者に販売する場合は、採取業の範囲内であり、許可や届出は不要であります。

許可や届出の必要性は、状況により個別の判断となりますが、県としましては、今後とも、地域の豊かな水産資源が消費者へ安全に届けられるよう、適切な助言・指導を行ってまいります。

○内田理佐議員 様々なイベント、国スポ・障スポなどもありますので、出店とかお弁当の注文なども増えてくるかなと思います。安全性の確保、統一的な対応をよろしく願いいたします。

次に、沖田圃場整備事業に伴う県道整備についてです。

沖田地区では、県営圃場整備事業が進み、担い手への農地集積や営農環境の改善が図られていることに、地域から感謝の声が寄せられております。

一方で、「圃場整備に比べ、関連する道路整備の進捗が見えにくい」との声もあります。

延岡市では、沖田圃場整備関連道路改良事業についてアンケート調査を実施し、市民の意見把握に取り組んでおられます。本路線は、県道北方土々呂線と小野・片田地区を結ぶ生活道路であり、大型車両の通行や商業施設へのアクセスなど、地域の安全と利便性を支える重要な道

路です。

また、沖田地区は海拔が低く、これまでも大雨時の浸水被害が発生してきました。農地の排水対策は進められているものの、宅地や道路を含めた流域全体の浸水対策については、不安の声が残っています。現在、圃場整備事業と連携して道路改良が進められていますが、県道北方土々呂線の改良は、冠水対策としての効果も期待されています。

そこで、沖田地区の圃場整備事業に関連する、県道八重原延岡線小野工区及び県道北方土々呂線沖田工区における道路整備の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 沖田地区の県道2路線については、圃場整備事業と一体的な整備を行う計画であり、整備手法や用地の取得などの調整を行いながら、令和4年度から事業を進めております。

このうち、県道八重原延岡線の小野工区は、用地に係る協定締結後の昨年12月から、通学路の交通安全対策のための改良工事に着手したところ です。

また、県道北方土々呂線の沖田工区は、圃場整備区域内の道路を沖田川の堤防側に付け替え、かさ上げにより道路の冠水対策も実施する計画としており、現在、排水施設の設計や施工工程の調整を進めているところです。

今後とも、圃場整備事業と連携して、県道の早期整備に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 県の積極的な対応、ありがとうございます。地域住民に対しても、情報提供を今後よろしくお願いいたします。

次に、九州中央自動車道の整備についてです。

先日、宮崎県防衛議員連盟役員と陸上自衛隊

第8師団長——延岡出身の方ですが——と意見交換を行いました。

その中で強く感じたのは、宮崎から熊本方面を結ぶ九州中央自動車道が、単なる交通インフラではなく、命を守る道路であるという認識です。

宮崎県は東西に広く、災害時においては、九州山脈の西側に集中する自衛隊主力部隊から、いかに迅速に部隊や物資を投入できるかが、生死を分ける重要な要素となります。

都城経由よりも中央道ルートが最短であり、主動脈となることと、早期に開通すれば助かる命の数が変わるという現場の認識は、大変重いものだと感じました。

そこで、県は、防災・災害対応の観点からも、重要性を認識しつつ取り組んでいくことが必要だと考えますが、九州中央自動車道の現状と早期整備に向けた取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 九州中央自動車道は、南海トラフ地震などの大規模災害時に、甚大な被害を受ける本県沿岸部に向けて、九州の西側からの救助活動や救援物資の輸送を支える大変重要な道路です。

現在、県内では3区間において、トンネルや橋などの整備が計画的に進められていますが、全線の開通には多額の予算が必要となります。

このため、熊本県や沿線自治体等とともに、災害に強い道路ネットワークの整備をさらに加速させるため、建設促進地方大会を開催したところであり、中央提言においても、整備に必要な予算の確保などを国へ強く訴えたところです。

今後とも、県議会の皆様をはじめ、関係団体と一体となって、大規模災害時に命の道となる

九州中央自動車道の早期整備に向けて、全力で取り組んでまいります。

○内田理佐議員 次に、災害時に備えた自衛隊の役割と宮崎県との連携強化体制についてです。

東日本大震災では、様々な防災関係機関が応急対応を行う中、特に最前線で捜索・救援活動を担ったのは自衛隊であったと伺っております。災害対応については、自衛隊が重要な役割を果たすことを踏まえれば、宮崎県として、自衛隊との連携体制をより強固なものにする必要があると考えます。

そこで、災害時に備えた自衛隊との連携強化に向けて、どのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害が発生し、道路や水道・電気などの社会インフラが寸断される中、迅速な災害対応を行うためには、自衛隊との連携が大変重要であります。

このため県では、例年秋に実施する総合防災訓練をはじめ、年間を通して、自衛隊等と連携しながら様々な危機事象に対応する訓練を実施しているほか、ヘリ運用調整など各種会議における意見交換や、自衛隊主催行事への参加などを通じて、平時から、顔の見える関係づくりに努めております。

自衛隊にはこれまで、一昨年の延岡での大雨災害や、昨年の宮崎市での林野火災など、災害派遣において大きく貢献していただいております、引き続き、様々な機会を捉えて自衛隊との連携強化を図ってまいります。

○内田理佐議員 次に、大規模災害時の宮崎県の役割についてです。

南海トラフ地震など災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、そのためにも、自衛隊も

含めた関係機関が日頃から連携しておくことが重要であるという認識が、先日の意見交換の中においても示されました。

また、宮崎県は、河野知事が九州地方知事会長を務められており、九州の中でも広域連携の中心的な、いわゆるハブとなる役割を担う可能性が高いと思います。

そこで、九州における大規模災害時に、宮崎県はどのような役割を担うと認識しているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大規模災害が発生したときには、被害の発生した被災県単独での対応が困難になりますことから、九州地方知事会では、九州・山口における災害時応援協定を締結し、広域連携の体制整備を図っております。

南海トラフ地震など、本県に甚大な被害が想定される災害を除き、発災直後には協定に基づいて、会長県であります本県に被災地支援対策本部を設置し、被災県の状況やニーズの把握、先遣隊の派遣や国の現地対策本部等との調整を行うこととなっております。

その後も、災害のフェーズに応じた応援職員の派遣などに迅速かつ広域的に対応することとしており、本県が総合調整の役割を担っているところであります。

今後とも、九州地方知事会長としてリーダーシップを発揮し、九州をはじめとした各県との広域的な連携を深めながら、大規模災害への対応に必要な取組を着実に進めてまいります。

○内田理佐議員 宮崎県が総合調整の役割を担っているということで、大変頼もしく感じました。だからこそ、いざ災害が起きたときに、表現がふさわしくないかもしれませんが、能登の二の舞とならないように、九州中央自動車道の早期整備・完成を、高市総理の言わ

れる強く豊かな日本列島、国交省の方からも、防災・防衛目線で要望していくのは高市政権に刺さるんだというようなお話がありましたが、強く政府に要望していただけるように、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、県指定伝統工芸品の「のぼり猿」についてです。

私は県議になり7年がたちましたが、のぼり猿の質問をずっとしたくて、今がタイミングじゃないかなと思って質問させていただきます。また、北海道出身の青年、澤崎裕太さんの思いも背負い、質問いたします。

この澤崎さんは、偶然訪れた延岡で、のぼり猿の造形美と仕掛けに心を打たれ、そのルーツを求めて日本各地を回り、失われつつある猿のぼり文化の調査を自費で続けてこられました。

その結果、延岡ののぼり猿は、単なる郷土玩具ではなく、江戸初期の俳諧集にも登場するなど、こいのぼり以前の節句文化を象徴する存在であることが明らかになりました。

かつて全国15都県に存在した猿のぼり文化は、現在では14地域で途絶え、生きた伝統として継承されているのが宮崎県延岡市のみです。

そして、のぼり猿は、宮崎県が指定する伝統工芸品でもあり、本県がその価値を公式に認めてきた存在です。昭和には、お年玉記念郵便切手の図案に採用され、改めて全国に知られ、数年前まで宮崎空港にも懸垂幕前に大きなのぼり猿2体が飾られていました。

現在、澤崎さんの企画により、令和10年のさる年に合わせ、東京浅草の老舗人形店において企画展が予定されております。

のぼり猿・猿のぼりは、かつて日本各地で端午の節句に飾られていた、子供の立身出世を願う動く祈りであります。日本の節句文化の原風

景を今に伝える貴重な存在です。

私は昨年、一人で文化庁に行き、のぼり猿の継承について支援を要望してきましたが、これも先ほどと同じように、熱意が必要だというようなお話でした。

そこで、県指定伝統工芸品であるのぼり猿について、令和10年のさる年に向け、県としてどのように情報発信し、PRしていくのか、知事の御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 伝統的工芸品は、地域の自然と暮らしの中で育まれた貴重な財産であります。

県では、その維持・発展を図るため、伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定を行っております。

そのような中で、伝統的工芸品は、需要の低迷や後継者不足など厳しい状況にありますことから、販路拡大や認知度の向上を目的としまして、例えば、県総合博物館や商業施設における展示会の開催、また、物産館KONNEでの常設販売などを行っているところであります。また、県外も含めて多くの来訪者があります知事会議室や副知事会議室でも、交代で伝統工芸品を展示しているところであります。

議員から御紹介のありました、のぼり猿につきましては、県伝統的工芸品として昭和59年3月に指定し、現在、活動中の伝統工芸士は全国で一人であり、継続的に制作・継承されている地域は延岡市のみであることから、大変希少なものと、価値のあるものと考えております。

県としましては、2年後のさる年という好機に向けまして、延岡市などの関係機関と連携しながら、全国ののぼり猿を集めた展示企画や県内外に向けたPR、情報発信を行い、その魅力を広く周知するとともに、地域の宝である伝統

的技法の継承に取り組んでまいります。

○内田理佐議員 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕（拍手） 本日も多くの傍聴をいただき感謝いたします。そして、今日は、傍聴者の中に高校の同級生が来てくれています。彼とは同じクラスで、ばかばかりやっていたんですが、彼は陸上部のキャプテン、私はバレーボール部で、部活だけは一生懸命でした。卒業して社会人になって、彼は2回脳梗塞に倒れました。そして現在、高次脳機能障がいがありながらも懸命に頑張っています。今日は家族会の方も来られています。家族会や同級生のために、今日はしっかり頑張らせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

先般、恒例となっている、児湯郡若手議員の方々と福岡県北九州市へ調査研修に行っていました。今回の研修内容は、北九州市が海外の上下水道事業、いわゆる公共事業を受注している取組や、700本以上の撮影実績があるフィルム・コミッション事業の取組、そして、多様な学びの場を提供するオルタナティブ教育を実践している学校を訪問し、調査を行ってきました。

それではまず、北九州市が取り組む、海外の公共事業を請け負う海外水ビジネス事業について概要を説明します。

北九州市では、国際貢献と職員の人材育成、そして企業の産業振興を目的として、約30年前から、カンボジア、ベトナム、インドネシアなどの国々に対して、上下水道整備の技術協力のため、約300人もの職員を派遣し、同時に7,000人を超える技術研修生を受け入れ、相手国との

信頼関係を構築されています。

そして、発展途上国振興のための政府開発援助、いわゆるODAに参画し、大手建設会社が受注した開発事業の受皿となり、相手国の上下水道事業を、北九州市海外水ビジネス推進協議会に加盟する業者に請け負わせ、「稼げるまち」を実現するとともに産業振興を図り、税収増につなげています。2025年3月時点での海外事業請負実績は109件で、約300億円の受注を達成しています。

特にプノンペンにおいて、ポル・ポト時代からの復興支援として北九州市が参入し、それまで20%台であった水道普及率が、僅か10年で90%台まで上昇し、それまでは時間制限があった給水でしたが、24時間利用可能な設備整備を実現しました。この取組はマスコミでも大きく取り上げられ、2024年には、NHKの「新プロジェクトX」において、カンボジアの首都に安全な水を届けた熱き物語として、「プノンペンの奇跡」と題して紹介されております。

北九州市上下水道局広域・海外事業部担当課長は、このようなグローバルな取組は、今後先細りしていく国内の公共事業依存から脱却し、伸び代が多分にある海外公共事業を受注することで、稼げる産業育成はもちろんのこと、市民が国際貢献をしている北九州市の働きを誇りに思うシビックプライドの醸成に寄与していることを教えてくださいました。

いきなり北九州市のような取組を実践することはハードルが高いとは思われますが、それでは、本県は現在、どのような国際貢献、国際協力、また国際交流に取り組まれているのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）
〔降壇〕

○商工観光労働部長（児玉浩明君）〔登壇〕 お答えします。

県では、みやざきグローバルプランに基づき、様々な国際交流及び国際協力事業に取り組んでおります。

まず、国際交流につきましては、若者の海外への関心を高めるため、国際交流員による学校等での国際理解講座の実施のほか、県立高校生を対象にした台湾などへの留学支援、県民と在住外国人との交流イベント等を行っております。

また、国際協力の面では、ブラジルからの県費留学生や、開発途上国からの海外技術研修員の受入れのほか、国際機関であるJICAと連携した海外協力隊の派遣等にも取り組んでおります。

県としましては、今後とも、これらの取組の充実を図り、なお一層、国際交流等の促進に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 北九州市では、相手国との信頼関係を強固にし、人的・経済的交流、そして、その先に公共事業を受注することも視野に入れた姉妹都市提携を積極的に進めていらっしゃると思います。特に、カンボジアの首都であるプノンペン都やベトナムのハイフォン市との姉妹都市提携は、両国における各都市の上下水道事業に参画する推進力となっています。

そこで、本県も人的・経済的交流促進と国際貢献のため、海外自治体との交流提携を積極的に進めるべきと考えますが、現状、台湾との交流はあるようですけれども、その内容とその後、の展望について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 議員御指摘の海外自治体との交流提携は、相互理解に基

づき、人的・経済的交流を促進する上で重要であると認識しております。

このため、例えば現在、複数の都市と友好交流協定を締結している台湾は、本県と歴史的なつながりも深く、国際交流のパートナーとして大切な地域であり、県では、平成29年に新竹県及び桃園市と、令和6年には台中市と友好交流協定を締結し、学生や訪問団による相互交流等を行っております。

具体的には、毎年、スポーツ少年団との間で野球交流が盛んに行われているほか、県産品のPRや販路拡大に向け、知事によるトップセールスを実施するなど、人的・経済的交流の拡大につながっているところです。

今後とも、市町村や関係団体とも連携しながら、経済分野を含め、様々な分野で海外自治体との相互交流を進めてまいります。

○図師博規議員 台湾との国際交流が盛んであることはよく理解できましたが、次の戦略も着々と練っていただきたいところでございます。

実は、北九州市側から提案がありました。北九州市は、他の自治体と連携して海外進出するブラザー制度を実施しています。一緒に東南アジアのインフラ整備に関わりませんかという提案でした。現に、北九州市海外水ビジネス推進協議会に参画している半数近くは、北九州市以外の事業体です。私は、この提案はとても夢のある内容だなと受け止めました。

そこで、県内の建設関連業者と北九州市からの提案も含め、海外進出に関して情報交換されてみてはと考えますが、これは県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 建設業者は、インフラ整備の担い手や災害時の地域の守り手

として、県民の命と暮らしを守る大変重要な役割を果たしております。

このため県では、建設産業の経営安定や人材の確保・育成等について、関係団体と定期的に意見交換などを行っておりますが、現時点では、海外進出に係る要望や相談、報告は伺っておりません。

また、昨年11月に外国人材確保に関する海外調査を実施し、インドネシアの現地機関と意見交換を行いました。政権交代による公共投資の縮小等により、進出している日本の建設業者に影響が生じていると伺っております。

引き続き、県内建設業者のニーズ把握や関係機関との情報共有に努めてまいります。

○図師博規議員 海外とのやり取りには、必ずカントリーリスクというものがついて回りますが、これは県産品の輸出に関しても同じことです。北九州市は、そのカントリーリスクを見事に回避する、もしくは縮小することによって業績を上げておられます。

知事は、かねてから「稼げるまち」や「稼げる産業育成」ということを掲げておられますが、このような北九州市の取組に関して、何か御見解なり御認識があればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） そのような取組がなされているということを十分把握はしておりますでしたが、一自治体として、また海外の活力を取り込むということで、一つの方法かなと考えております。

北九州市では、ICTの誘致も含めて、人口も伸びているというようなこともありますし、様々な他の自治体の取組を参考にしながら、さらなる本県の産業振興、それから稼ぐ力を高める努力をしてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今の知事の御意見、私も全く同調でございます。

それでは、次の質問に移ります。フィルム・コミッション事業について伺います。

北九州市では、365日24時間にわたる撮影支援や爆破を含む大規模撮影の実現が話題となり、国内はもとより海外の映画やドラマ関係者から注目を集め、多くの有名作品のロケ地となるとともに、作品上映後のロケ地巡り、いわゆる聖地巡礼による観光客増加に成功されています。主な作品として、「海猿」「ALWAYS 三丁目の夕日」「ウルトラマンゼロ」「仮面ライダービルド」「デスノート」「図書館戦争」「相棒―劇場版―」、そしてタイのテレビドラマである「デビル・ラバー」などなどがあります。

また、研修日当日には、港で爆破シーンがあるので視察されますかということでしたが、時間が許してはくれませんでした。

では、本県のフィルム・コミッションの取組内容と実績について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県や市町村、観光関連団体等で構成する宮崎フィルム・コミッションでは、映画やテレビ番組、CMなどのロケに際し、制作者から寄せられるロケ候補地の問合せへの対応や、撮影のアテンド、エキストラの募集など、ロケを円滑に行うための現地支援に取り組んでおります。

平成18年度の設立以来、1,205件のロケに関する問合せ対応を行い、そのうち、482件のロケ撮影が県内で実施されました。

近年では、みやざき大使の高石あかりさん主演の「ベイビーわるきゅーれ ナイスデイズ」や、同じみやざき大使である東村アキコさん原

作の「かくかくしかじか」など、全国で公開された映画のほか、テレビのバラエティー番組などが県内で撮影されております。

○図師博規議員 まだまだ伸び代があると思います。北九州市では、風光明媚な自然環境から市街中心部まで、そして市立図書館や市立美術館、JR小倉駅、門司港、北九州空港、ニッカウキスキー工場、さらには中学校や高校までロケ地として撮影協力されており、同時に1万人を超えるエキストラやボランティア登録があり、道路や施設の使用制限が発生する場合でも、市民の理解と協力を得て、映画の街としての実績を重ねています。

その市民の理解と協力に応え、ヒット作品が制作されることが、北九州市に住んでいることを誇りに思える、いわゆるこれもシビックプライドの醸成につながっているということでありました。

本県も北九州市に勝るとも劣らないロケ地ポテンシャルがあると思いますが、ロケ誘致の今後の展望について、再度、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県が舞台となった映画では、県庁本館やニシタチなどの公共空間や県立高校がロケ地として活用され、住民や在校生がエキストラとして出演するなど、地域と一体となった作品づくりが行われております。

また、都井岬がロケ地となった、アイドルグループ日向坂46の動画公開後には、多くのファンが聖地として都井岬を訪れるなど、新たな旅行者層の誘客にもつながっているところです。

今後とも、宮崎フィルム・コミッションを中心に、地域の理解を得ながらロケの受入れを行うとともに、若い世代を中心に浸透している推

し活の視点も取り入れながら戦略的にロケ誘致に取り組むことで、観光誘客やシビックプライドの醸成につなげてまいります。

○図師博規議員 答弁の中に推し活という言葉も出てくるように、若者の関心事は多岐にわたっております。さらなるロケ地の誘致に期待しております。

それでは、次の質問に移ります。北九州市にある学校法人きのくに子どもの村学園が実践するオルタナティブ教育に関する内容です。

この学校は、元大阪市立大学教授である堀真一郎氏が開校され、現在5つの県に12の小中学校と高等専修学校を運営されています。

実践内容は、国語、算数、理科、社会などの教科指導はなし、宿題もテストもなし、チャイムもなし、先生という肩書もなし、学習計画や行事の立案は、子供と大人の話し合いで決まります。本やドリルの勉強よりも、実際につくったり調べたりする活動が重視され、プロジェクトと呼ばれるテーマごとのクラスに分かれ、どのクラスに入るかは子供が自分で決めることができます。

例えば、木工プロジェクトコースを選んだ場合、学校で使用する本棚や机などを作製したり、屋根の修繕などをしていくのですが、材料の長さや必要な面積、体積を考慮するに当たり、数式を用いることにより算数を学んでいき、のこぎりや金づちを使用する際に技術を習得し、木工品の耐久性や強度を確保するための科学的根拠を自ら調べることにより、子供たちは活動しながら知識と経験を獲得していきます。

きのくに子どもの村学園のように、普通教育や一斉教育にとらわれない多様な学びの場や子供たちの居場所づくりとしてのオルタナティブ

教育、そしてシュタイナー教育を実践する学校が全国的に増えています。

文部科学省も教育機会確保法において、不登校の支援における民間施設としてのフリースクールを明文化し、有用性を認めています。

そこで、教育長にお伺いいたします。オルタナティブ教育のような多様な学びの場の展開が不登校生支援につながっていることに対して、どのような見解、認識をお持ちでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 議員から御紹介のあったきのくに子どもの村学園は、「感情、知性、人間関係のいずれの面でも自由な子どもに育ってほしい」という基本方針の下、子供の自主性を尊重した活動を行っている学校であると承知しているところです。

全国的に多様な学びの場が広がりつつある現状については、これまでの学校にはない新たな学びを求めたり、学校に登校することのできない児童生徒にとって、選択肢の一つと考えております。

なお、県教育委員会では、不登校児童生徒の居場所の一つであるフリースクール等との協議会を設け、児童生徒の支援の在り方などの意見交換を行うなど、連携を図っているところであります。

○図師博規議員 今後ますます多様な学びの場の役割が拡充してくることは明らかであります。

それでは、不登校生支援に関する質問を続けます。先日、不登校生支援の専門職であるスクールソーシャルワーカーの方々と意見交換してまいりました。その中で出された現場の苦悩に関して伺ってまいります。

まず、現在、スクールソーシャルワーカーの勤務時間数は年間800時間です。昨年度より100

時間増えてはいますが、1人のスクールソーシャルワーカーが4校から5校を担当し、学校だけではなく、家庭訪問や関係機関との連携のため移動に時間が割かれ、記録作成も勤務時間内にしなくてはいけないため、生徒や保護者、そして担任教師との面会時間が十分に確保できていない状況が慢性化しているとのことです。

これは以前から申し上げていることですが、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーは、会計年度任用職員扱いではなくて、正職員として雇用すべきなんです。

では、スクールソーシャルワーカーの人員も勤務時間数も足りていない現状をどう改善されていくお考えがあるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを県で20名任用し、県からの補助により、市町村で16名任用しております。

県で任用しているスクールソーシャルワーカーにつきましては、人材の安定的な確保や働きやすさの観点から、会計年度任用職員として、週当たり15.5時間、年間800時間以内で任用しています。

年々、不登校児童生徒数が増加するとともに、児童生徒が抱える課題が複雑化、多様化していることから、スクールソーシャルワーカーへの支援要請も増えております。

引き続き、児童生徒や保護者に必要な支援が行き届くよう、活動実態等を踏まえ、配置人数や勤務時間について検討してまいります。

○図師博規議員 現在スクールソーシャルワーカーは、各教育事務所配属で、そこから各学校に出向き、業務に当たるわけですが、学校には専用の部屋もなければパソコンもなく、共用パ

ソコン内には記録の保存が禁止されており、一々プリントアウトしてファイリングするのですが、そのファイルの保管場所にすら苦慮している学校が複数あるとのこと。このような業務環境は速やかに改善すべきと考えますが、再度教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君） スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問や関係機関からの情報収集など、業務時間の多くを学校外で活動しておりますが、児童生徒、保護者からの相談や活動記録の作成など、学校で行わなければならない業務もあります。

そのため、任用に当たっては、学校で業務を行う専用のスペースや必要な機器等の整備を、県立学校や市町村教育委員会に依頼しているところではあります。

引き続き、働きやすく、教職員等と十分な連携を図ることができる業務環境の整備を進めてまいります。

○図師博規議員 速やかなる対応を期待しております。

次に、スクールカウンセラーの方の時給は4,500円です。スクールソーシャルワーカーの時給は2,000円です。同じ専門職でありながら、この差は何なのでしょう。

さらに、ほかの会計年度任用職員は、最低賃金が上がっていますから、時給が上がっています。ただ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの時給が上がっていないのはなぜでしょうか、教育長。

○教育長（吉村達也君） スクールカウンセラーの時給単価は、病院等に勤務する臨床心理士等の資格を持つ方の単価を参考に設定しており、スクールソーシャルワーカーについては、他県の単価等を参考に設定しているところで

す。

また、スクールソーシャルワーカーは現在、不登校等支援強化事業により配置を行っており、事業開始前の令和5年度の、県と市町村合わせて21名に対し、令和7年度は、同時給単価により、先ほどの答弁のとおり36名に増員しております。

近年、スクールソーシャルワーカーの業務が多様化し、支援要請も増加している中、時給単価が他県と比べても低くなっていることから、今後、人材の安定確保の観点から、処遇の在り方について検討してまいります。

○図師博規議員 スクールソーシャルワーカーの方々も、社会福祉士や精神保健福祉士といった国家資格を持って業務に当たっていらっしゃいますので、速やかなる検討を期待しております。

次に、令和9年度からは、スクールソーシャルワーカーは県採用ではなく、市町村ごとに募集と採用をすることになるようですが、学校数や生徒数に応じての配置基準や、処遇に関して一定ラインを県が示す必要があると私は考えます。何より私が心配するのは、市町村が募集をしても応募がなく、スクールソーシャルワーカーを配置できない自治体や学校が出てくるのではないかとことです。

子供たちの支援に自治体間格差が生じないように県はどう対応していくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県が任用し、各教育事務所に配置しているスクールソーシャルワーカーは、市町村の求めに応じて各学校に派遣しておりますが、複数の市町村を担当しているため、十分な支援を行うことができない場合があります。

このため、今後、教育事務所配置から、各市町村での任用へ変更も検討しており、これにより、きめ細かな支援が可能になると考えております。

なお、市町村間で支援内容に格差が生じないように、財政支援の在り方について検討するとともに、研修会を合同で実施するなど、資質向上に向けた支援も行っていく必要があると考えております。

○図師博規議員 今後ますますスクールソーシャルワーカー、またカウンセラーの方々の役割は増大してまいります。その処遇改善をぜひ急いでいただきたいと思います。

続きまして、一ツ瀬川県民ゴルフ場について伺ってまいります。

現在の管理者が指定管理期間3年を残して撤退することとなり、利用者及びゴルフ場のスタッフに動揺が走っております。

利用者の中には、ゴルフ場存続のために署名活動までされている方がいらっしゃると聞きますが、現状がどうなっているのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 指定管理者からの申出を受けまして、ゴルフ場の従業員に対しましては、今年1月、現在の指定管理者による運営が3月で終了する旨を説明し、2月末には、その後の検討状況等について改めて説明を行ったところであります。

また、利用者に対しましては、3月15日をもって一旦休業するというをゴルフ場内に掲示するとともに、ホームページでも周知を図っているところでありまして、利用者からの電話や対面による問合せ等にも対応しているところであります。引き続き、必要なタイミングで丁寧に対応してまいります。

○図師博規議員 ちなみに、来年度予算に一ツ瀬川県民ゴルフ場に関する維持管理の予算が計上されているようですが、次期管理者が決まるまでの間、県はどのように対応されていく考えがあるのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 次の運営者が見つからなければ、事業の継続は困難な状況であります。こうした状況を地元の新富町に説明したところ、町から運営の申出があり、現在、その可能性について協議・検討しているところであります。

こうした検討に時間がかかって、3月中に今後の対応が決まらず、休業が長期にわたるといふような場合もあります。そうなったとしても施設の維持管理は必要でありますので、来年度当初予算案におきましては、必要な費用を計上しているところであります。

○図師博規議員 速やかに次期管理者が選定されることを切に願っておりますが、現状のゴルフ場では、なかなか引受手を探すのも難しいと思われます。クラブハウスは老朽化が否めず、長期間使用できなくなっている男性用トイレがあるなど、それらを改善する大規模なリフォームは必要ですし、現在、乗用カートなどは指定管理者の所有となっているため、カートなどの管理財産を存続させるなどの条件整備が必然であると考えられます。

今後どのような対応をされて次の指定管理者を探されるおつもりなのか、再度企業局長、お聞かせください。

○企業局長（松浦直康君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場は、平成2年の開業から35年以上が経過し、クラブハウスなどの施設や設備は、御指摘のとおり老朽化しております。

このため、企業局が現状と同じようにゴルフ

場の運営を継続していく場合であっても、施設や設備の修繕は課題であると考えております。こうした点も含め、新富町とは協議してまいります。

○図師博規議員 個人的にですが、私は一人でもあそこのゴルフ場を回ったりして、少しでも利用者が増えればと思う気持ちは強いです。重松議員も強いですが、私もあそこのゴルフ場に対する思いは強くあります。今、ロングホール寄りの2ホールが改修作業される途中で止まっておりますが、あのホールもきれいに整備されて、次の管理者に受け継がれるといいなと思っております。今の言葉は独り言でございます。

次の質問に移らせていただきます。

先日、私が所属しているライオンズクラブで、福岡県に献血活動の研修に行っていました。伊都福岡ライオンズクラブでは、地元高校と連携し、一度に7台の献血車を高校のグラウンドに並べ、1日に800人から1,000人の献血活動を年2回実施されています。私が所属する高鍋舞鶴ライオンズクラブでも、献血車3台を高鍋町中央公民館駐車場に並べ、「町民総ぐるみ献血」と銘打って活動していますが、1日200人の協力を得ることが精いっぱいです。

そこでまず、本県の献血推進計画というものがありませんが、この計画における血液の需要と供給のバランスを含む献血活動の実態について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の献血推進計画における今年度の全血献血の数値目標は、400ミリリットル換算で約2万8,600人ですが、実績は目標の95%となっており、約1,500人分が不足する見込みであります。

不足分は九州内で融通されますが、目標達成に向けた一層の取組が必要と考えており、より

多くの方々が献血に御協力くださるよう、献血バスの企業への積極的な受入れ要請のほか、中高生等の若年層への啓発活動などを推進しております。

今後とも、市町村や県赤十字血液センター等と連携しながら、献血への理解と協力を広げる取組を進めてまいります。

○図師博規議員 献血活動の中核組織は日本赤十字であり、その宮崎県支部長は河野知事であります。そして、副部長は日隈副知事でございます。

現在、本県が供給不足となっている、1,500人分が不足していると言われる血液の状況を踏まえて、どのような取組が必要と考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まずは、ライオンズクラブでの熱心な議員の活動に対し、日本赤十字社の宮崎県支部長として感謝申し上げます。

血液は、発達した先進医療の技術をもっても人工的に作り出すことができない「命の尊い贈物」でありまして、医療現場において欠かすことのできないものであります。献血は、血液を供給するための唯一の手段であります。

一方で、県内の献血者数が減少傾向にあることは、極めて深刻な課題であると認識しております。このため、私自身もこれまで機会を見つけて献血を行い、その大切さをSNS等を通じて広く県民に発信しております。

また、私が支部長を務めております日本赤十字社宮崎県支部では、毎年、献血運動推進県民大会を開催し、県民の意識の高揚を図るとともに、各種イベント会場における献血活動の実施など、普及啓発を推進しております。

今後とも、支部長として、私自ら献血の重要性を広く発信し、県民の皆様の理解と協力が得

られるよう積極的に取り組んでまいります。

○図師博規議員 私も共に活動させていただきます。

若いときの献血体験がその後リピートにつながることは、調査データにも出ており、明らかです。研修に行った福岡の高校では、1日で160人もの高校生が献血協力をしてくれており、学校活動の中に献血の必要性が刷り込まれていました。

私の所属する高鍋舞鶴ライオンズクラブでは、献血活動の際に、ポスターなどの作成を高鍋高校JRC部や書道部に依頼したり、献血広報車に高校生も同乗してもらい、マイクで献血協力をお願いしてもらうなどの連携をしています。その際にライオンズクラブから、一緒にボランティア活動をしてくれたあかしにボランティア証明書を発行しており、これは、就職や進学の際に作成する内申書、調査書に生かしてもらう狙いがあります。

このボランティア証明書は、ライオンズクラブ以外の団体からも発行されているのですが、実際、内申書や調査書にはどのように反映されているのか、これは教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） ボランティア活動は、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会奉仕の精神を養う教育的意義があり、教育課程において、生徒会活動や修学旅行などと同様に、生徒の人間的な成長を促す活動として位置づけられております。

なお、議員御指摘のボランティア実績の反映につきましては、教員が随時、校務支援システムに入力することで、就職や進学の際に提出する調査書のほか、学習活動の記録である指導要録や通知表に確実に反映されるようになってお

ります。

○図師博規議員 献血活動のみならず、高校生のボランティア活動がさらに活発化するための評価につながることを期待しております。

次の質問に参ります。

来年度からの新規事業であります入院者訪問支援員養成事業に関して伺っていきます。

この事業は、精神科病院の入院者に第三者が訪問し支援していくものですが、その内容に入る前に、現在、県内の精神科病院の医療供給体制がどうなっているのか、また、病床利用率及び平均入院期間などについて、近年の状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内には精神科病院が26施設設置されており、国の調査によりますと、本県の令和6年の精神病床数は5,827床で、人口10万人当たりでは564.1床となっており、全国で3番目に多い状況です。

次に、病床利用率は80.8%であります。全国平均とほぼ同様であり、平均在院日数は332.6日で、全国で7番目に長い状況であります。

また、65歳以上の入院者は3,465人で全体の73.8%となっており、そのうち、認知症の方が1,033人で29.8%となっております。

○図師博規議員 それでは、一般病院と精神科病院の大きな違いの一つに、精神科病院に設けられている入院形態があります。

大きく分けて3種類の入院形態があるのですが、1つは、本人の同意に基づいて行われる任意入院、もう1つは、本人ではなく家族の同意で入院する医療保護入院、さらには、自傷他害のおそれがある方が対象となる措置入院の3種類です。

医療保護入院と措置入院は、いわゆる本人の

同意を得ていない強制入院に位置づけられており、人権擁護の観点やその方の尊厳のために、慎重かつ繊細な運用が求められています。

そこで、県内精神科病院における主な入院形態別患者数の推移と他県との比較について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国の調査によりますと、本県の本人同意による任意入院は、平成10年が4,094人で、入院者数全体に占める割合は70.7%、令和6年が3,920人で83.5%となっており、全国の50.4%に比べ高い状況にあります。

次に、家族などの同意による医療保護入院は、平成10年が1,513人で、入院者数全体に占める割合は26.1%、令和6年が752人で16.0%となっており、全国の48.5%に比べ低い状況にあります。

なお、知事が入院を決定する措置入院は、平成10年の31人から、令和6年には14人となっております。

○国師博規議員 任意入院の割合が多くなっておるということは、よいことだと思います。

次に、入院者訪問支援事業は、長期入院による孤立化を防ぐことなどが目的とされていますが、来年度より、この事業に関する入院者訪問支援員の養成が始まります。

この支援員養成事業の内容と、訪問支援により期待できる成果・効果について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国においては、精神科病院入院者の孤立防止や権利擁護を図る必要性が高まったことを背景に、入院者の希望に応じ、支援員が訪問し面会交流を行う入院者訪問支援事業を創設し、県は、支援員の養成や医療機関への派遣調整を行うこととなりま

した。

このため、来年度当初予算案に計上しております入院者訪問支援員養成事業により、入院者本人が本来の力を取り戻すエンパワーメントや、自らの意思や希望を周囲に表明するセルフアドボカシーを後押しする役割を担う支援員を養成するものであります。

また、受講対象者は、精神保健福祉に関する実務経験のある有資格者を基本として、11時間の講義や演習を行い、年間20名の養成を目指しております。

○国師博規議員 入院が長期化することにより、入院者の喜怒哀楽の感情表出が乏しくなり社会的スキルが欠落していく、いわゆるホスピタリズムが問題となっているため、答弁にあったように、入院者本人が本来の力を取り戻すエンパワーメントにつなげることが最も重要です。今後、県が目指す方向性、この事業で目指すものを、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 入院者訪問支援事業については、関係者のさらなる理解促進を図る必要があるなど様々な課題がある中で、実効性のある仕組みづくりを構築する必要があると考えております。

県としましては、まず、本事業の円滑な立ち上げに向け、実施体制の整備や関係機関への制度周知を進めるとともに、訪問支援員養成研修を通じて、支援の核となる人材の確保に取り組んでまいります。

さらには、本県の実情に即した訪問支援の在り方について、医療機関等と検討を行いながら、段階的な事業の充実を図り、入院者の外部とのつながりを確保し、安心して療養できる環境づくりに取り組んでまいります。

○国師博規議員 どこで療養するかが問題で

す。入院がただ継続される、その療養ではなくて、地域で療養できる、地域での受皿の創設も必要だと考えます。

次の質問に参ります。昨年9月の一般質問に引き続き、高次脳機能障がい者支援について伺ってまいります。

いよいよ4月から高次脳機能障害者支援法が施行されることになりました。この支援法第5条には、「県は、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有する」と明文化されています。

そこでまず、昨年9月議会の私の質問に対して、高次脳機能障がい支援連絡会議などを通じて議論を深め、施策展開を目指し、家族会との連携を行うとありましたが、その後どのような議論の深まりや連携があったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、昨年8月に開催した高次脳機能障がい支援連絡会議での議論を踏まえ、専門的な支援人材が不足しているなど、改めて、支援の段階に応じた課題の整理を行いました。

これを基に、会議の構成員である医療、福祉、就労、教育などの関係機関に対してアンケートを行ったところ、原因となる傷病の発症時点における普及啓発や、社会復帰に向けた各分野のさらなる連携強化が必要であるなどの御意見をいただきました。

その内容を踏まえ、課題解決に向けて、現在、関係機関等との個別の意見交換を進めているところであります。

○図師博規議員 連絡会議が開催されたのは昨年の8月、それ以降は開催されておりません。9月以降も家族会の方々との協議が深まったと

いう報告は受けておりません。

次の質問に移ります。

4年前からモデル的に実施されているリハビリとしての通所教室は、生活訓練においてハイレベルな内容で、利用者及び関係者からも評価されていますが、年間10名程度しか参加できず、県下全域への広がりがいまだにありません。せめて各県立病院ごとか各保健所ごとのリハビリ事業の展開が必要なのですが、今後の展望はいかがでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 通所教室につきましては、宮崎大学など関係機関の御協力の下、当事者が自らの障がいについて学び、社会参加に必要な知識や技能を習得するための訓練の場として、令和4年度より運営しておりますが、これまでは宮崎市のみで実施していることから、他の地域への展開が必要と考えております。

このため、今後は、多くの医療機関や事業所等に対し、通所教室を実際に御覧いただくよう働きかけを行い、支援手法やプログラムなどノウハウの共有を図りながら、同様の取組が県内各地に広がるよう取り組んでまいります。

○図師博規議員 モデル事業というのは、1年、せいぜい2年展開して実績が積みれば、それは拡大していく、そのためのモデル事業であります。4年前から規模も内容もほぼ同じでございます。

続きまして、昨年9月の質問で、県は確定診断が可能な医療機関として22施設を公表していますが、高次脳機能障がいの方がその医療機関を受診した際に、診断はおろか門前払いで、他の医療機関を受診するような、たらい回しになっていることを取り上げたところ、県は公表内容を見直すと答弁されましたが、今日の時点

でも見直しは行われていません。なぜでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、高次脳機能障がいのある方に対し、診療や、身体機能、言語の訓練等を行うことができる支援協力医療機関に対して、改めて、昨年10月に、支援体制や取組の現状についてアンケートを実施しました。

現在、回答内容を踏まえ、宮崎大学の医師に同行いただき、令和4年度に実施した調査において、確定診断が可能と回答のあった22医療機関を中心に個別に訪問しながら、支援の強化に向けた今後の課題などについて、意見交換を行っているところであります。

引き続き、当事者への適切な支援につながるよう、見直しに取り組んでまいります。

○図師博規議員 当事者の方々は、家族の方も含めてですが、今も確定診断を受けられる病院がどこなのか、情報を待ちわびていらっしゃいます。

続けます。障がい者が確定診断をもらうということは、自らの障がいを受け入れ、身分証である精神障害者保健福祉手帳を取得し、福祉サービスを受け取るためであったり、障害年金を受給するためなど、生活に直結する重要な手続であります。

では、実際に高次脳機能障がいの診断で手帳の申請がどれほど行われているのか県当局に確認したところ、データを持ち合わせていないということだったので、宮崎市に聞きました。

宮崎市では、令和6年までに66人の方から申請があったと返答いただきました。ただ、宮崎市だけでも約2,600人もの高次脳機能障がいの方がおられると推察されており、このうち66人しか手帳取得に至っていないということは、そ

の割合は僅か2.5%です。

この数字をサンプルに、県内約7,000人いらっしゃる高次脳機能障がいの方々に当てはめてみると、実に97.5%の方々が障害者手帳取得にもたどり着いていないことになります。この状況では、福祉サービスが障がい者の方々に届かないんです。

部長は先ほどの答弁で、医療機関を個別に訪問しているとのことでしたが、現場でどのような意見交換を行っているのか、また、どのような課題があると捉えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 意見交換を実施した医療機関からは、より適切な診察や診断はもとより、スタッフのスキルアップや関係機関との連携強化など、さらなる取組も必要であるとの声が寄せられております。

また、治療に当たっては、リハビリを含めた長期的な対応が求められる中で、息の長い支援のために必要な作業療法士等の専門的なスキルを有する人材に限りがあることや、経営とのバランスなど、様々な課題があると伺っております。

県としましては、引き続き、医療機関等との意見交換を進めながら課題の把握に努め、その解決に向けた取組を進めてまいります。

○図師博規議員 答弁にありました経営とのバランス、これはキーワードだと思います。私も調べてみました。作業療法に対する診療報酬の点数が低過ぎるんです。1回20分の作業療法の点数が僅か100点、こんな点数では病院の経営に寄与できないという判断も分からないではないですが、まだまだその支援策は足りておりません。

続けます。来年度の新規事業「高次脳機能障

がい支援ネットワーク強化事業」というものがありますが、この事業はどのような内容でしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高次脳機能障がい支援ネットワーク強化事業については、支援の一層の充実を図るため、今年4月1日に施行される高次脳機能障害者支援法の内容も踏まえ、来年度当初予算案に計上した事業であります。

事業内容としましては、支援の第一人者による研修や、関係機関との連絡会議の開催、医療機関等からのヒアリング、また、圏域ごとに支援拠点を設置し、ネットワークを形成して、当事者の身近な地域で様々なサービスを提供するといった他県の先進的な取組の調査などを通じ、関係機関と一体となって議論を深めることにより、本県における支援体制強化につなげてまいります。

○図師博規議員 先進地の情報を入れ、関係機関と一体となって前に進む、その答弁を信じます。

昨年9月の質問で、部長は「家族会をはじめとする関係機関との議論を深めながら、当事者の実態に即した支援につながるよう、みやざきモデルとなるような支援センターの在り方について研究を進めていく」と答弁されております。

他県にはない当事者の暮らしに寄り添ったみやざきモデルとは、どのような支援内容なのでしょうか。また、その取組はいつから開始されるのか、そして支援センターはいつ設置されるお考えなのか、再度福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高次脳機能障害者支援法においては、あらゆる段階で切れ目

ない支援が行われることなどが基本理念としてうたわれております。

これを踏まえ、本県における医療、福祉、就労、教育などの関係機関が一層密に連携し、限られた社会資源を最大限に活用しながら、当事者に対し効率的に支援が行き届く、宮崎ならではのネットワークの形成を図ってまいります。

また、同法で設置が促されている高次脳機能障がい支援センターにつきましては、連絡会議等を通じて、相互間の連携を深めることにより、本県に適した在り方を検討することとしております。

県としましては、当事者やその家族が住み慣れた地域で必要な支援を受けられるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

○図師博規議員 国が策定した高次脳機能障害者支援法、この法律ができたのはいいんですが、それに伴う予算措置がないんです。だから、県としてはそれを待ちたいんだとは思いますが、待っていては駄目なんです。以前、県は、精神保健福祉センターを建設する際には県単費でやっています。高次脳機能障がい支援センターも、県単独でもできることはあると思います。前向きな検討をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会

3 月 4 日（水）

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

欠席議員（1名）

32番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、荒神稔議員。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。県政につなぐ、自由民主党、都城市選出の荒神稔です。

気象庁は、近年の記録的な高温を受け、「最高気温が40度以上の日」の名称を新たに決めるため、インターネットでアンケート調査を始めました。また、地球温暖化に伴い、日向灘の海面水温が上昇し、専門家は、さらなる水温上昇により、漁獲量減などが進む可能性を指摘しております。

本県の農政においても、県の主力品種であるヒノヒカリが地球温暖化の影響により不安定化したため、高温条件でも優れる新たな品種として「ひなた舞」を発表し、令和9年度産から本格販売予定と伺っています。

それでは、本題に入ります。

先日の代表質問で河野知事は、「この愛する宮崎をさらによりよく発展させたいという強い思いから、次期知事選に出馬を決断しました」と表明されました。

河野県政も4期16年と長期であるゆえに、是々非々の声が聞こえてきます。ぜひ河野知事には、長期県政だからこそ実現できた取組に加え、県独自のめり張りある取組をちりばめるなど、知事選5期目の出馬へ思いのこもった令和8年度の当初予算について、分かりやすい言葉で、あらゆる場所の県民の皆様に語っていただ

きたいと思いますし、そのことが、河野知事を応援したくなる、期待したくなる県民が増えることにつながるのではないかと考えます。

また、知事選の時期について申しますと、12月、1月のシーズンの選挙は死活問題であると言われる業界もあります。そのような時期に実施される選挙だからこそ、実りある政策論議が行われる選挙であってほしいと強く願っています。

それでは、次世代が希望を持てる宮崎の実現について伺います。

知事は、県政運営に関する所信の中で、来年には、本県人口が100万人を割り込むことが見込まれると述べられています。

100万人を割り込むことを待つのではなく、次世代が希望を持てる宮崎の実現に向けて、「住みたい宮崎」にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、女性管理職登用について伺います。

昨年10月21日、我が自由民主党の高市早苗衆議院議員が第104代内閣総理大臣に指名され、日本の憲政史上初の女性総理大臣が誕生しました。また、衆議院選挙後の2月18日、国会で第105代内閣総理大臣に再指名されたことは、皆様御承知のとおりであります。

先進国29か国の女性の働きやすさでは、上位は北欧諸国であり、日本は2年連続ワースト3であります。このような状況でも、女性管理職の増加、働きやすい環境の整備、労働力不足の解消、男女間の格差是正を国が推進する中で、従業員101名以上の企業に対し、管理職に占める女性比率等の公表を義務づける女性活躍推進法の改正が昨年可決されています。

本県庁の女性管理職の登用割合と、今後の目標計画や取組について、知事に伺います。

壇上の質問は以上として、以後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

まず、次世代が希望を持てる宮崎の実現についてであります。

我が国は、少子高齢化・人口減少をはじめ、国際情勢の緊迫化、気候変動への対応、食料・エネルギー資源の確保など、多岐にわたる社会問題に直面しており、先行きが見えず、不確実性が高まる時代を迎えております。今、各国においては、地域の将来をかけてA Iの社会実装でありますとか教育現場への応用、様々な動きも進められているところであります。

このような中、将来を担う次世代の育成に当たっては、多様な知識や情報を掛け合わせ、新しい答えを導き出す「知」の力を育むとともに、地域に根を張り、未来に夢や希望を持てる環境をつくることが重要になると考えております。

このため、置県150年という県政の次なる大きな節目に向け、子供・若者が集い、学び、楽しめる新たな「知の拠点」づくりに取り組む方針を掲げたところであります。まずは、総合博物館と平和台公園の再整備に向けた調査・検討に着手いたします。

あわせて、国スポ施設等を活用した世界レベルのスポーツ大会や大規模音楽ライブの開催など、子供・若者が宮崎にいながら特別な空間や時間を共有できる機会の創出にも力を入れてまいります。

子供たちは、我々県民のかけがえのない宝であり、未来への希望であります。私は、これらの取組をはじめ、次世代が主役となる施策を着実に進め、宮崎に生まれ育った子供・若者が、

ふるさとで安心して暮らし、学び、働くことができる社会の実現に力を尽くしてまいります。

次に、女性職員の管理職登用についてであります。

県政を推進していく上で、意欲を持って仕事に取り組む女性職員がその能力を最大限発揮し活躍できるよう、女性の登用を積極的に進めることは大変重要であると認識しております。

現段階では、職員の年齢や男女の構成比の関係上、管理職への女性登用を一気に進めることは難しい状況にありますことから、まずは、担当を統括する副主幹以上の女性職員の割合を令和8年度までに20%にするという目標を掲げ、積極的に進めてきております。

今年度、副主幹以上の割合は21.4%であり、また、課長級以上の割合は10年前の6.9%に対して11.2%と、いずれも過去最高となっております。女性職員の登用が着実に進んでいるものと考えております。

今後とも、働きやすい職場づくりをはじめ、様々な研修機会の提供や幅広い分野への配置など、女性職員がその能力を発揮できる取組をより一層推進してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○荒神 稔議員 答弁にあります置県150年の節目での「知の拠点」づくりが、現代社会の若者にとって果たして希望を持てるものになるのか私には分かりませんが、「知の拠点」づくりにとどまらず、若い世代の意見をしっかりと取り入れながら、次世代が希望を持てる宮崎の実現に取り組んでほしいと思います。

また、女性管理職の登用ですが、都城市の現状を紹介しますと、女性管理職の割合が30%を超え、部長級では18名のうち7名が女性職員で、38.9%と県内9市でトップクラスのよう

す。

次に、県営一ヶ岡団地のPFI事業における県内企業の受注機会の確保について伺います。

本県は老朽化が進む県営住宅について、民間の資金やノウハウを取り入れる「民間資金活用による社会資本整備（PFI）」を活用し、再整備に取り組まれています。

PFIについては、以前、坂本議員からも具体的な導入の検討基準等について質問がありました。答弁でも、社会情勢の変化を勘案し、これまで以上に検討の必要性を述べられていましたが、一方で、PFI事業は事業規模も大きく、県内企業の受注が難しくなるのではと心配しております。

そこで、県営一ヶ岡団地のPFI事業における県内企業の受注機会の確保について、県の考えを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、建築を含む公共調達に関して、「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を定め、地産地消を推進しております。

今回の県営一ヶ岡団地再整備事業は、PFI手法による大規模な事業であり、地域経済への影響が大きいため、県内企業の受注機会の確保に配慮する必要があります。

一方で、WTO政府調達協定の対象となっており、公平性の観点から、入札参加者を県内企業に限定するなどの直接的な地域要件の設定ができない状況にあります。

このため、現在、より多くの県内企業が本事業に参画できるよう、入札方式などの検討を行っております。

○荒神 稔議員 それでは次に、県営一ヶ岡団地のPFI事業を含む、県営住宅建て替え工事での県産材利用促進について、県土整備部長に

伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県産材の利用促進は、県内産業の振興や脱炭素社会の実現の観点からも重要な取組であります。

一ヶ岡団地再整備事業は、WTO政府調達協定の対象であるため、資材の産地を特定することはできませんが、事業者に対して、県産材の利用を要請するとともに、建物の木造化や内装木質化について、積極的な提案を求めています。

今後とも、県営住宅の整備等においては、これまでの[※]中層の住宅や集会所の木造化などに加え、中高層の住宅において、鉄筋コンクリート造と木造との複合的な構造を検討するなど、県産材のさらなる利用促進に努めてまいります。

○荒神 稔議員 県営一ヶ岡団地はPFIかつWTO案件ということで、様々な制約があるようですが、地元業者育成や県産材活用の観点からも最大限の工夫をお願いしたいと思います。

次に、本県の県有施設における木材利用の取組について伺います。

先日の代表質問でも、県産材の需要拡大の取組として、木造化の促進や新たな用途製品開発と輸出等の取組について答弁されましたが、県有施設における木材利用の取組を、県産材利用推進委員会会長でもあられる佐藤副知事にお尋ねいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 県では、条例及び基本方針の下、県有施設の木材利用を積極的に推進しております。

最近の事例では、アスリートタウン延岡アリーナやパーソルアクアパーク宮崎において、県産の一般流通材を用いた屋根の木造化や内装木質化に取り組み、木材の心地よさや魅力を発信しております。

※ 174ページに訂正発言あり

また、私が会長を務める県産材利用推進委員会に、今年度から新たに外部有識者委員を加えた木造化検討審査会を設置し、施設整備計画というこれまでより早い段階で木造化の可否を審査するとともに、審査の中間段階で木材利用技術センターによる技術的助言等を行うことにより、可能な限り県有施設の木造化・木質化を実現してまいります。

基本方針では、公共建築物の木造率を令和12年度までに35%とする目標を掲げており、この達成に向け、今後とも関係部局と知恵を出し合いながら、県有施設の木材利用を推進し、建築分野における県産材の需要拡大に積極的に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 木材の需要がないと再生林は進まないことを強く申し述べて、次に、県営住宅について伺います。

人口減少の進む中山間地域では、介護サービス提供には特別地域加算などが設けられておりますが、その一方、需要の低迷で事業者が経営難に陥り、撤退することが懸念されています。

また、高齢化が進むにつれて孤独死・孤立死が増加する中、独居高齢者等の見守りなど、住民と行政との橋渡し役である県内の民生委員・児童委員の担い手不足も深刻で、自治体も人員確保に苦慮しているようです。

山間部に住む高齢者を支えることが困難になりつつある中で、希望者については、比較的市街地にある県営住宅に入居してもらうことで、課題解決の一助になると考えますが、持家がある方は入居できないと聞きます。

そこで、山間部の持家に住む高齢者について、県営住宅の入居要件を緩和することはできないのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅は、

公営住宅法に基づき、住宅困窮者を対象に比較的安価な家賃で提供することを目的としており、「持ち家が著しく老朽化し、かつ、費用不足のため建替えが困難である」場合などの例外を除き、原則として、持家のある方は、「入居要件を満たさない」として運用しております。

このため、山間部の持家に住む高齢者の入居は、現時点では困難な状況にあります。日々の生活や交通の不便さなど、地域の実態を国へ届けるとともに、今後の要件緩和について注視してまいります。

○荒神 稔議員 外国人材の受入れ促進を目的とした県営住宅の入居要件緩和は行っているのですから、生涯日本人として頑張ってきた高齢者の声にも寄り添うべきだと思うところです。

次に、子育て支援対策としての県営住宅の活用について伺います。

日本一挑戦プロジェクトにある、合計特殊出生率、また婚姻数の目標もなかなかですが、県営住宅における子育て世帯の入居支援について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅では、現在、子育て世帯に対して様々な入居支援を行っているところです。

一定の条件を満たす子育て世帯が県営住宅に入居する際に優遇措置を行っているほか、子育て世帯に適した専用の住戸を確保し、優先的に提供する取組を行っております。

さらに、この専用住戸の入居期限を、同居する子供が「15歳に達する年度まで」から「18歳に達する年度まで」に3年間延長するため、条例の改正案を今議会に提案しているほか、入居対象年齢も拡大することとしており、これらは全国的にも先進的な取組となります。

今後とも、県営住宅における子育て世帯の入

居支援に努めてまいります。

また、先ほどの一ヶ岡団地の県産材利用につきまして、誤って中層住宅と申しましたが、正しくは低層住宅です。訂正いたします。

○荒神 稔議員 「15歳に達する年度まで」から「18歳に達する年度まで」に期限が延長された先進的な取組が、どのような効果を生むのか見守りたいと思います。

次に、中山間地域への農業人材の呼び込みについて伺います。

中山間地域では、生産条件が厳しい中で集落機能が低下し、農村の存続は喫緊の課題であります。

他の地域から人を呼び込むためには、県が市町村と一緒に、その地域の農業について効果的なPRを行う必要があると考えます。

中山間地域への農業人材の呼び込みとして、移住に対する県の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 中山間地域の農業・農村を守り、地域を活性化していくためには、地域農業を担う人材を地域外から呼び込むことが重要であります。

このため県では、県内外で移住や就農の相談会等を開催するとともに、当初予算案で計上している新規事業により、移住希望者へ産地の情報を発信し、新たに県内各地での農業体験ツアーを実施するなど、人材の呼び込みを強化します。

また、副業的に農業を行う半農半Xの取組も支援しており、これまで山間地域への移住者に対し、農業用機械などへの補助等を26件実施しました。来年度からは、当初予算案で計上している事業により、対象を山間地域から中山間地域全域に拡充します。

引き続き、中山間地域の農業人材の確保に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 中山間地域の全域に拡充されたことに大いに期待したいと思います。

それでは次に、放置竹林を活用した笹サイレージ推進について伺いいたします。

少子化や高齢化により、畜産農家戸数は減少の傾向にある中、長引く円安は、燃油や飼料など様々な生産資材の価格を高騰させ、畜産農家は飼料価格等の高騰に苦しまれ、厳しい経営状況が続いております。私は、このことにより、畜産農家戸数の減少がさらに加速するのではないかと強く懸念しております。

また、適切な管理が行き届かない農地等のために、放置竹林が繁茂する問題が顕在化しております。

このような中、都城市に本社を置く大和フロンティア株式会社が、画期的な取組を実践されております。同社は、県内の放置竹林から伐採したササや竹を、畜産飼料である笹サイレージとして製品化し、販売されております。この取組は、畜産農家の飼料価格高騰対策に貢献すると同時に、放置竹林の解消にも寄与するものと高く評価しております。

本県が持続可能な畜産業を確立していくためには、このような優れた取組を広く周知し、その普及を促進していくことが不可欠であると考えます。

そこで、笹サイレージに対するこれまでの県の取組と今後の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 笹サイレージにつきましては、平成23年から、畜産試験場や宮崎大学において、家畜飼料としての利用に向けた研究に取り組み、平成28年に製造事業者

より実用化され、販売に至りました。

飼料価格が高騰する中、ササという未利用資源を活用するこの技術は、飼料自給率を向上させ、畜産経営の安定に寄与するものであることから、畜産関係者を対象とした研修会等において、牛に給与した場合の効果を情報提供するなど、周知を図っているところです。

現在、製造事業者では、配合飼料などの他の飼料と組み合わせた新たな商品開発が進められており、県としましても、農業大学校での給与実証を行うなど、引き続き、ササなどの未利用資源の有効活用に努めてまいります。

○荒神 稔議員 ササなどの未利用資源の有効活用にしっかり取り組まれますように要望して、次に、特定外来生物の指定について伺いたします。

先月15日、都城市の南九州大学において、NPO法人都城大淀川サミットが主催する大淀川環境大学が開催され、他の地元県議とともに参加してきました。

都城市内の大淀川水系において国内で初めて確認され、生息域を拡大させている外来肉食魚、コウライオヤニラミの生息調査や駆除活動、さらには、学生が考案したコウライオヤニラミを使ったレシピの紹介など内容も盛りだくさんで、たくさんの質問が出るなど、大変有意義な環境大学でした。

その中で、コウライオヤニラミがこの夏にも特定外来生物に指定される見込みであるとのことで、理事長も大変ありがたいとおっしゃっておりました。これもひとえに、県、市の職員、そして市議会、県議会の意見書の提出、並びに各団体のおかげと語っておられました。

今年度の夏頃にも、輸入や譲渡、飼育が原則禁止となる特定外来生物に指定されることで、

ふるさとの自然環境が破壊されずに守れることを期待しておりますが、コウライオヤニラミが特定外来生物に指定されることで、どのような利点があるのか、環境森林部長にお伺いたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 特定外来生物に指定されると、許可なく飼育することや生きたまま運搬したり野外へ放つこと、輸入や販売することなどが法的に禁止されます。

また、これまでの釣り大会等による駆除活動に加え、国の交付金を活用し、県や市町村、民間団体が行う効果的な駆除が実施できることから、特定外来生物の指定は、さらなる生息域の拡大を抑制し、生態系や水産資源を守るために有効であります。

このため、コウライオヤニラミが指定された際には、県のホームページや講習会等を通じて、法令に基づく禁止事項や罰則規定、さらには、駆除活動への支援事業などを広く普及啓発し、水産部局や関係機関等と連携して、生息域の拡大防止に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 国の交付金を活用できるということで、関係団体等は今以上に駆除活動に熱が入るものと考えます。

次に、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保対策について伺います。

以前も質問いたしましたが、本県における令和6年度の野生鳥獣による被害額は4億円余で、前年度比約2割の増加になっております。

また、昨年4月以降、地元都城市を含め、野生イノシシの豚熱感染が確認されるなど、養豚業界にも深刻な影響が出ています。

一方、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者は、年々高齢化による減少により、捕獲体制の維持が困難な状況であります。

今後、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保について、県はどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 野生鳥獣による農林作物への被害を防止するためには、捕獲を担う狩猟者の確保が大変重要であります。

このため県では、狩猟に関する相談会やハンティング模擬体験などを行うイベントを開催し、県民の狩猟への関心を高めるとともに、新規免許取得希望者を対象とした講習会の開催や免許取得経費の一部助成を行うなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。

加えて、来年度から、将来の農林業を担う農業高校の生徒や林業大学校の研修生を対象とした狩猟体験学習会を開催し、若い世代に向けた狩猟免許取得への働きかけを行うこととしており、これらの取組を狩猟者の確保につなげてまいります。

○荒神 稔議員 高齢化で減少する中、対策には、やはりスピード感を持った取組が必要だと思います。

続いて、ガバメントハンターについてお伺いいたします。

人口減少や狩猟者の高齢化等により、現状を維持していくのも困難な状況を踏まえたと、ただいま答弁があった林業大学校の研修生を対象にした取組は理解できますが、将来の農林業を担うかもしれない農業高校の生徒への体験学習には、即効性の観点から疑問があります。

その一方、全国各地で熊による被害が相次ぐ中、対策の切り札として、狩猟免許を持ち捕獲に携わる公務員、いわゆるガバメントハンターが注目を集めています。ガバメントハンターは、狩猟免許と熟練した実猟経験を持ち、有害

鳥獣の捕獲・駆除を公務として担う自治体や専門人材のことであるようです。

このことについて、国、県と各自治体の連携協議が急がれますが、ガバメントハンターについて県はどのように考えているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 市町村等の依頼を受けて行う有害鳥獣の捕獲活動は、狩猟免許を持つ捕獲班員が担っておりますが、県などから活動経費の助成等の支援はあるものの、ほかに本業を持ちながら活動されている班員の協力に支えられている現状にあります。

このような中、ガバメントハンターの雇用は、行政として、専門性を備え、迅速に対応できる捕獲体制を構築する上で有効である一方で、他県の事例によりますと、雇用の維持や捕獲に関する専門的知識・技術の習得にかかるコストなど、人材の確保・育成に課題があると聞いております。

県としましては、捕獲体制の充実という観点から、今後、他県の先進事例を調査するとともに、市町村や関係団体と議論してまいります。

○荒神 稔議員 農業高校の生徒への体験学習よりも、警察、自衛隊等の退職者との連携が必要不可欠ではないかと思います。人間よりも獣が多い地域では、やはりコストの問題、養豚業にしても今が大事だ、そういう状況を踏まえながら連携していただきたいなと思っております。

次に、「スポーツランドみやざき」について伺います。

今回はとりわけ、プロスポーツキャンプ時の来県者の二次交通体制について伺います。

県は、3つの日本一挑戦プロジェクトの「スポーツ観光」の分野で、2026年度までに年間の

プロスポーツ（野球、サッカー、ラグビー等）のキャンプ数43チーム以上を目標に掲げております。万全を期して、おもてなしの心で温かくお迎えすることができるのか、疑問でもあります。

プロスポーツキャンプ時の二次交通体制について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、「スポーツ環境日本一への挑戦」を掲げ、プロチームのキャンプ数全国1位を目指して取り組んでおり、今年度、新たに千葉ロッテマリーンズの一軍キャンプがスタートするなど、着実な成果につながっております。

今後、キャンプ数の増加を目指していく上で、来県者がキャンプ地に向かうための二次交通対策は、都市部に比べ交通基盤が脆弱な本県では大変重要な課題であり、現在、春季キャンプのシーズン中には、バス事業者による臨時バス運行などの対応を行っているところです。

県としましては、引き続き、チームや地元自治体、交通事業者等と連携を図りながら、キャンプ時の交通手段の状況等の把握にも努め、ファンの皆様の利便性の確保やおもてなしの充実に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 本県の交通体制が脆弱との答弁がありました。私も関連して様々な苦情をお聞きします。本県を訪れた一般観光客、イベント・キャンプ時の運行状況、通常の通勤・通学の利用者の交通体制の確保のためにも、詳細に調査されることを強く要望します。

次に、宿泊施設立地促進等支援事業等について伺います。

今回の当初予算案に計上されている宿泊施設立地促進等支援事業及び高付加価値型宿泊施設誘致調査事業の具体的な取組について、商工観

光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） まず、宿泊施設立地促進等支援事業につきましては、スポーツキャンプなどの誘致を促進するため、関係自治体から強い要望のあった、プロチームの受入れに対応した宿泊施設の充実を図るもので、施設の新設や定員増加のための改修等の取組に対し、市町村が民間事業者に補助する場合に、県から市町村へ補助することとしております。

また、高付加価値型宿泊施設誘致調査事業は、高付加価値旅行者の誘客を強化するため、ラグジュアリーホテルの誘致を目指すもので、まずは、市町村と連携して未利用財産など用地情報を調査し、開発事業者に対するヒアリングを通じて、誘致の実現可能性を把握したいと考えております。

これらの新たな取組により、観光やスポーツがもたらす地域への経済効果の最大化につなげてまいります。

○荒神 稔議員 宿泊施設立地促進等支援事業は、国スポ・障スポの施設完成に伴い、令和10年までに6施設の宿泊施設の立地認定を目標とし、各地域への経済波及効果の最大化を図るものであります。都城北諸圏域をはじめ、各地域における課題の提言を踏まえていただいたものと、ありがたく受け止めているところでございます。

そのことを踏まえて、次に、労働力の確保に向けた県の取組について伺います。

生産年齢人口が減少の一途をたどり、労働力供給が絶対的に不足すると言われていますが、宿泊業をはじめ、多くの業種において人手不足の状況にある中、労働力の確保に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたし

ます。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 労働局によりますと、今年1月の県内の有効求人倍率は1.15倍と、127か月連続で1倍を超えており、人手不足の状況が続いております。

県では、人材確保のため、中学生向けセミナーや、高校3年生向け企業説明会の開催、大学生向けインターンシップ・マッチングサイトの運営などにより、若者の県内就職を促進するほか、UIJターン就職や、女性及びシニアの就業促進に加え、多様な人材が働きやすい職場づくりにも取り組んできたところです。

さらに来年度は、当初予算案で計上しております新規事業により、大学生等が県内企業を取材し、若者の視点で、宮崎で働くことの魅力を発信することとしております。

今後とも、国や関係機関と連携を図りながら、県内企業の人材確保を支援してまいります。

○荒神 稔議員 労働力の確保に向けた県の取組をお伺いしましたが、人手不足はあしたが見えません。このことも緊急な取組が必要と思います。

次に、保育士不足解消の取組について伺います。

このほど会派勉強会において、質の高い保育士確保に懸念があるものの、保育士不足の現状を踏まえ、地域限定保育士制度について意見・要望がありました。また、総務省の発表した住民基本台帳人口移動報告では、若い女性の地方からの流出が目立つとあり、私は、県内で仕事の選択肢を増やす仕掛けと保育環境確保の政策として、地域限定保育士制度の導入が有効であると考えています。

そこで、地域限定保育士制度の導入につい

て、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 地域限定保育士制度は、保育人材確保を目的として創設されたもので、保育士資格を取得するための実技試験を講習に代えることにより、実施都道府県内において保育に従事できるものです。

本制度については、離職防止や処遇改善など保育士確保のための措置を講じてはなお、不足するおそれが特に大きい場合に限り、導入について国の認定を受けることとなります。

県では、今年度から、保育士・保育所支援センターの体制整備・機能強化や、修学資金貸付けの要件緩和等の取組を始めたところであり、今後、まずはこれらの実績を検証した上で、必要に応じて導入の検討を行ってまいります。

○荒神 稔議員 現在の取組実績を検証の上、必要に応じて検討するとの答弁内容でしたが、県外流出防止と迅速な保育士不足解消の2段階で、いろんなスピード感のある取組が必要ではないかということを申し述べて、次に、感染症対策についてお伺いいたします。

昨日もインフルエンザの感染の報告がありましたが、全国的に感染が急増している梅毒も、県内の感染者報告が多いと聞いております。

県内における梅毒の発生状況と予防の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 梅毒患者の報告数は、近年、全国的に高止まりの傾向にあり、本県においても、令和元年以降、急激に増加し、令和5年は過去最多の166件、令和6年は162件となっております。

こうした中、県では、公共施設や商業施設、医療機関、大学等でのポスター掲示やリーフレットの配布、ラジオやSNSでの情報発信な

ど、感染予防に関する啓発活動を推進しますとともに、より多くの方に検査を受けていただけるよう、保健所では毎月、また、医療機関では期間を定め、無料・匿名検査を実施しております。

引き続き、県民の健康を守るため、市町村や医療機関等と緊密に連携し、梅毒の感染予防や感染拡大防止に取り組んでまいります。

○荒神 稔議員 感染防止策として、より多くの検査を必要とするならば、定期健診等の有料健診メニューに追加するなど、検査の機会が増えることが予防対策になるのではないかと提案を申し述べて、次に行きます。

次に、教育費予算の確保について伺います。

少子化が進む中、毎年、小中学校など多くの学校が廃校になり、その旧校舎・体育館を活用する動きが全国的に活発になっているようです。本県においても、そのような動きがあると聞いております。

郷土の歌人、若山牧水の母校である日向市東郷町の坪谷小学校の閉校式典をはじめ、県内各地の閉校式典の記事を目にします。

県内の小学校では、学校数が昭和31年の352校、児童数が昭和34年の19万3,481人をピークに、令和7年度には、122校減の230校、13万8,790人減の5万4,691人です。

中学校では、学校数が昭和38年、39年の179校で、生徒数が昭和37年の10万2,247人をピークに、令和7年度には、48校減の131校、7万2,341人減の2万9,906人となっております。

一方で、教育を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、児童生徒数が減少する中であっても、教育への投資はしっかり確保する必要があります。

教育に関わる予算は、教職員の人件費が多く

を占める中で、人件費以外の政策的な予算財源をどう確保するのかが重要だと私は考えます。

そこで、教育費予算の確保について、どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会の令和8年度一般会計予算額は1,270億円余で、その約8割が教職員等の職員費など義務的経費となっており、教育施策推進のための経費や学校の老朽化対策に係る経費の割合が低くなっております。

このため、一般財源に限りがある中、例えば、帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業や特別支援学校体育館へのエアコン設置など優先度の高い事業等について、国の交付金や有利な起債等の活用により、財源を確保しております。

高校教育改革など山積する課題に的確に対応する事業を今後も展開していくために、事業のスクラップ・アンド・ビルドも徹底し、財源の確保に努めてまいります。

○荒神 稔議員 教育は、社会の一員としての基礎を築き、人間へと育てる営みと言われています。教育施策推進のために、十分な予算確保を要望して、次に、小中学校の道德教育についてお尋ねいたします。

小中高生の自殺者は、統計のある1980年以降で最多となったとあります。本県も高い自殺死亡率であるようですが、24年度の小中学校の児童生徒の不登校も過去最多となったことを県教育委員会が公表されています。

一方、最近の新聞記事に「中高生いじめ動画拡散相次ぐ」とあった中で、「動画をネットで配信して注目を集めることが、子どもにとって大きな目的になっています。誰かを害する行動

だと考えず、自分のやっていることが「いじめ」で悪いことなのだと認識させることが大切で、「何が正しい行動か」を事前に教えるべきだ」とあります。

不審者対応の影響により、地域において挨拶をしない、話しかけても答えないなど、今の子供たちは、人と人とのつながりの中で学ぶ機会が少なくなっていると感じます。

このことから、いじめ・不登校問題の解決には、私の思う「挨拶や当たり前のことを当たり前に行動できる」教えや、学校における豊かな心を育むための道德教育が重要な役割を果たすものと考えます。

そこで、小中学校等における道德教育についてどのように考えているのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（吉村達也君） 人間関係の希薄さが課題となっている今、人と人とのつながりの大切さを子供たちが実感できる道德教育の充実が重要であります。

小中学校では、道德科の授業のほか、児童生徒会活動によるあいさつ運動や、体験学習等による地域の方々との交流を通して、礼儀や相手を思いやる気持ちなどを育てております。

また、地域の活動を通して様々な方々に関わることで、人と人とのつながりを感じ、他者への思いやりや地域に貢献しようとする気持ちが育まれるなど、地域の子供を地域で育てていくことにより、道德性がさらに深まるものと考えております。

今後、学校、家庭、地域全体で子供たちに豊かな心を育む教育を推進してまいります。

○荒神 稔議員 地域と一体で取り組んでいくという答弁でございました。このことが将来の子供たちにとってすばらしい道德教育になるこ

とを期待して、次に移ります。

N I E（教育に新聞を）について伺います。

現在、N I E指定校は、指定期間2年間で7校、N I E独自認定校は、指定期間1年間で2校が指定されています。指定校や認定校、N I E推進協議会委員の学校を中心に頑張ってもらっているのが現状です。

以前の教育長の答弁では、今後、N I Eの実践が、指定校や担当者だけで終わる一過性のもではなく、広く継続して行われるよう取り組むという答弁でございました。

そこで、本県のN I Eの現状と今後の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） N I Eは、社会への興味・関心を高め、言語能力や情報活用能力の向上などの教育的効果が期待されることから、現行の学習指導要領にも新聞の活用が示されており、各学校において実践されております。

また、本県では、新聞の効果的な活用の普及のために、新聞各社や大学等と推進協議会を設置し、先進的な取組を研修会やホームページで広く発信しております。

このような取組を重ねることにより、子供たち一人一人が、国内外の出来事について自分事として捉え議論することや、地域のことを深く考え、地元自治体へ政策提言を行うことなどの学びが広がっております。

今後も、協議会と連携を図り、N I Eの充実に努めてまいります。

○荒神 稔議員 こども家庭庁によると、小中高生のインターネットの平均利用時間は約5時間半で過去最長となり、特に高校生の4割近くが1日7時間以上利用していると報じられています。そのような中、タブレットで新聞の電子版「New Study（みやスタ）」を活用

する動きが県内の学校に広まりつつあるようです。地域や担当職員の偏りに関係なく、ICT活用により、情報を読み解く力、主体的に学ぶ力を身につけることで、表現力、読解力につなげる取組を提案して、次に、県立高校生のアルバイト許可制度について伺います。

高校生が様々な分野で活躍する状況を見聞きするときに、頼もしさと誇りを覚えます。

昨年の自民党会派の南那珂地区の意見交換会の中で、県立高校生のアルバイト許可制度について意見が出ました。

また、会派研修で訪れた離島や小規模自治体でも、高校生がふるさとを誇りに思って、アルバイトを頑張っている姿にも出会いました。

私は、自営業の頃に、20数名の中高生のアルバイト生に頑張ってもらったことを思い出します。その頃のバイト生も、今では経営者から公務員まで様々です。

アルバイトは多くの学びが得られると考えております。県立高校生のアルバイトについては、保護者の判断により認めるべきと考えますが、教育委員会の考えを教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校生のアルバイトにつきましては、生徒及び保護者の連名による申請に基づき、学校長判断で許可しております。

許可に当たり、全日制の高校では、家庭の経済状況に加え、学業成績や生活態度に問題がないこと、夏休み期間等に限ることなどを条件として校則に定めております。

教育委員会としましては、アルバイトにより社会を知ること、人間的な成長も期待できることから、生徒や保護者に寄り添った対応ができるよう、保護者や地域住民等で構成するコ

ミュニティ・スクールの機能等を活用した協議を各学校に依頼しております。

○荒神 稔議員 4月から道路交通法改正となり、16歳以上にも反則金が科せられる青切符制度が施行されます。反則金は、同じ失敗をしないことの戒めだと思います。しかし、金銭の出どころは保護者です。

終わりに、今回退職される県幹部職員の皆様、ありがとうございました。1期生は短い期間でございましたけれども、お礼を申し上げます。

県人口が100万人を割る歴史的な年度を抱えた予算編成ですので、次世代に希望が持てる宮崎県を目指すために、そして、人生のスタートは道德教育からだとは思います。社会生活において、人々が守らなければならない人間社会の決まりを再度研究するときではないかということをお願いして、全ての質問を終わります。

（拍手）

○日高陽一副議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。本日傍聴にお越しいただいた皆さん、それからお越しいただいている皆さん併せまして、日頃からの御支援に感謝を申し上げながら、通告質問に従いまして質問いたします。

今から26年前、当議会におきまして全会一致で決議されました「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する宮崎県宣言」には、次のとおり記されています。

世界の恒久平和は人類共通の願いである。

私たちは、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた最大の責務である。

私たちは、世界最初の核兵器、原子爆弾を被爆した国民である。広島・長崎のあの惨禍を再び繰り返してはならない。核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴え続けていかなければならない。

宮崎県議会は、日本国憲法に掲げられている、恒久平和の崇高な理念に基づき、国是である「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、すべての人間の権利と平等、自由と平和をお互いに創出しあいながら、核兵器がすべての国から一日も早く廃絶されることを願い、ここに「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する宮崎県宣言」を行う。

平成十一年十月五日 宮崎県議会

この宣言が決議された平成11年は、西暦で1999年になります。戦争の世紀と呼ばれた20世紀を総括し、次の世紀にあっても、永久に、戦争の惨禍を繰り返すことなく、全ての人の権利と平等、自由と平和を追い求め続けていくとの県議会先達の崇高な信念が込められているように感じられます。

日本を取り巻く軍事的な国際環境の変化の中にあって、軍備増強か否かという単純な二者択一の問題ではなく、軍備による抑止力と対話による外交、経済安全保障、国際協力など、複数の政策の組合せをどう進化させていくのか、そこを重視して議論すべき問題であると私どもは考えています。

国際秩序が武力によってゆがめられ、力の論理に大きく傾きかけている今の国際情勢にあって、その時流をやむなしと同調して歩むのか、それとも歴史に裏打ちされた進むべき道を賢明に行くのか、そのいずれかは、政治に携わる者にとって、基本的な政治理念が問われる問題で

あります。

この宮崎県議会の平和宣言に対して、当時の松形祐堯知事は、議会質問の答弁におきまして、「核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは全人類共通の願いでありまして、唯一の被爆国である我が国としては、「核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を堅持していくことが大変重要なことであると認識をいたしております。したがいまして、県といったしましては、これまで、この非核三原則の堅持につきまして、全国知事会を通じて国に要望したところでありますが、今後とも引き続き強く要望をしてまいる所存でございます」と述べておられます。

今、改めまして河野知事に、宮崎県宣言に対する御所見をお伺いします。

続けて、県の平和行政の取組について、2点質問いたします。

県が管理していますホームページ「宮崎の戦争記録継承館」は、本県に関係する相当数の戦争の記録資料が精細に整理、体系化され、地方の戦争記録として大変秀逸な内容になっております。

平和教育の教材として積極的に活用すべきと思いますが、ホームページ自体のデザインが古めかしいため、子供や若者向けではなく、せっかくの内容がもったいない状態にありました。

以前からリニューアルを提案してまいりましたが、その後の進捗状況を福祉保健部長に伺います。

県の平和祈念資料展示室は、戦争に関する資料や遺品など約300点が展示され、戦争の記録や記憶を風化させることなく、次世代に継承していくための役割を担っています。

一方で、展示スペースが大変狭く、周辺の道

路事情や収容人数の関係から、来場者の受入れが制限され、また資料の保管スペースも限られているため、御遺族、関係者からの申出のあった新たな遺品・資料の受入れに支障を来す状態で、平和継承、平和学習の拠点施設としての整備が望まれております。

この平和祈念資料展示室につきましては、これまでの議会質問におきましても、知事から、関係者と意見交換を行い、検討を進めていくとの御答弁をいただいておりますが、整備に向けた今後の県の取組を、福祉保健部長に伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

直近の中東情勢を含め、世界では紛争が絶えず、科学者が人類滅亡の危険性について警鐘を鳴らしております世界終末時計も、過去最短となる「残り85秒」を示しております。

我が国は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けて、国際社会をリードしていく責任があります。国において、核兵器の廃絶に向けた現実的かつ実践的な取組がこれまで以上に粘り強く着実に進められることが大切であると考えております。

平成11年に決議されました宣言にありますとおり、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継ぐことは、今を生きる私たちに課せられた極めて重要な責務であります。

私も、生まれ育った広島で過ごした期間よりも、今この宮崎で過ごした期間のほうが長くなっておりますが、やはり核兵器廃絶に関しては格別の思いというものを抱いております。

県民の生命・財産を守る立場にある私としましては、この宣言に込められた思いを胸に、今後とも、戦争や原爆の記憶、被爆者の思いや平和の尊さを次の世代に引き継ぐ取組を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(小牧直裕君)〔登壇〕 答えします。

まず、「宮崎の戦争記録継承館」についてであります。

ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」については、開設から15年以上が経過し、戦後80年を機に、新たに「宮崎の戦争記録オンラインミュージアム」として3月下旬に公開する予定です。

今回のリニューアルにより、ページ全体のデザインを一新し、見やすさや操作性が向上し、スマートフォンでも手軽に利用できるようになります。

また、これまでの掲載情報に加え、現在、小中学校で実施しております語り部講話や朗読劇の紹介動画、子供たちからの感想を掲載するなど、内容の充実を図ることとしております。

今後とも、ホームページを活用して積極的に情報発信してまいります。

次に、平和祈念資料展示室の整備についてであります。

平和祈念資料展示室は、戦後80年が経過し、戦争の記憶の風化が懸念される中において、戦中戦後の貴重な資料を直接御覧いただける施設であり、戦没者御遺族の御労苦と、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝える上で、極めて重要な役割を担っております。

この展示室を今後、より多くの方々が訪れやすい施設として将来にわたり存続させていくため、来年度は、他県施設の調査を行うとともに

に、有識者や関係団体等で構成する検討会を設置することとしております。

検討会においては、幅広い御意見を伺いながら、移設を含めた本県にふさわしい展示室の在り方について、しっかりと方向性を検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 それぞれ御答弁いただきました、ありがとうございました。

最後に伺いました平和祈念資料展示室の整備につきましては、県が進めています教育旅行の誘致という観点から、ぜひ観光の要素も検討の材料に加えていただきたいと思います。

私も県外の主立った平和資料館、戦争記録資料館を幾つか訪ねてまいりましたが、歴史・文化など地域性を反映させたもの、展示の見せ方に凝った工夫がなされたものなど、どちらも訪れる価値のある大変印象に残る施設でありました。そのことも踏まえまして、これで申し上げるのは2度目になりますが、新しい県の平和祈念資料展示室には、県庁5号館の利活用をぜひ検討していただきますよう、改めて提案いたします。

次に、県の南海トラフ対策について、幾つか質問いたします。

先月16日に県の防災会議地震専門部会が開催されていますが、そこでは、南海トラフ巨大地震が発生した際の県の被害想定について更新がなされています。

今回新たに県から示されました被害想定の中で、人的被害の想定ではどのような見直しが行われたのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 今回の想定では、国の算定手法を参考に、本県に最大クラスの被害をもたらす地震や津波が起きた場合の建物被害や人的被害等について、最新のデータ

に基づき見直しを行いました。

このうち人的被害については、避難行動に支援を必要とする方がいることや、避難経路の地形などを新たに考慮し、津波からの避難速度を全体的に前回より遅く設定するなどの見直しを行っております。

一方で、津波避難施設の整備が進んだことや早期避難率の向上等により、津波による死者数は減少しており、全体の想定死者数も前回の約1万5,000人から約1万1,000人へと減少したところです。

○坂本康郎議員 御答弁いただきました人的被害の想定につきましては、私の手元にも16日の資料を頂きました。

これを見ますと、前回、令和元年の調査における県の被害想定に対しまして、建物倒壊による死者数は、建物の耐震化や人口減を算入して、被害想定で前回調査を400人下回る結果が示されています。

さらに、津波による死者数につきましては、御答弁にありましたように、避難行動要支援者を伴う場合など、避難速度が通常より遅くなることを見込んだ、より厳しい条件で見直しが行われていますが、被害想定で前回調査を3,600人下回る結果が示されています。

その要因として、県は、この6年間で津波避難ビルや避難タワーなどの施設が増設されたことに加えて、県民の早期避難率が向上したことを挙げられています。

新しい被害想定の中で示されました早期避難率は、前回の55.5%から、今回、日中で57.8%、夜間で59.3%と、県が掲げる70%の目標にはまだ開きがありますが、それでも被害想定の数値を減らし、被害を限りなくゼロに近づけるための鍵を握っていることが、今回改めて

明らかになりました。

早期避難率を向上させていくために、今後県はどう取り組んでいくのか、危機管理統括監に考えを伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 地震や津波による人的被害をなくすためには、発災後、迅速かつ安全に避難することが不可欠であることから、県民一人一人が災害を自らにも起こり得るものとして捉え、日頃からハザードマップで自宅等の災害リスクや避難経路を確認するなど、避難意識を高め、実際に行動を移すことが大変重要であります。

このため県では、年間を通して広報や防災イベントを実施するとともに、職員や防災士による出前講座や防災教育などを通じて、事前の備えや迅速な避難行動の啓発に取り組んでいるほか、地域の住民も参加した各種訓練を実施するなど、避難意識の醸成に努めております。

今後とも、新たな被害想定を踏まえて策定した減災計画に沿って、関係機関と連携しながら、早期避難率の改善に向けた取組を進めてまいります。

○坂本康郎議員 県は、昨年3月に公表した「令和6年度津波避難等に関する県民意識調査」に基づいて、県民の早期避難率を評価しています。揺れが収まったらすぐに避難することを日頃から意識している県民が増えることは大変重要であります。私は、この早期避難率を実際の避難行動にどう結びつけるかが、今後の一つの課題ではないかと思います。

同じ県民意識調査の中で、一昨年の8月に本県で津波注意報が発表された際の避難行動について調査結果が公表されていますが、「あなたは、令和6年8月8日に日向灘の地震に伴い津波注意報が発表されたとき、どこに避難しまし

たか」との問いに対しまして、「近くの高い場所（8.9%）」「津波避難タワー・津波避難高台（3.5%）」などの回答の一方で、「避難しなかった」と答えた人の割合が74.6%を占めています。

県民の防災意識が向上している反面、それが実際に実行に移されるかどうかは、この結果を見る限り怪しい感じがしています。早期避難率の実効性にまだ課題があると言えます。

次に、防災訓練の在り方について伺います。

地域で行われている防災訓練は、休日の午前中などに実施されることが多く、住民が参加しやすい反面、実際の災害発生時の行動につながりにくいという課題があります。

現実の災害は、深夜の豪雨とか通勤・通学時間帯、家族が離れている時間帯、観光客が多い季節など、地域ごとに全く異なる状況で発生します。しかし、今行われています訓練の実情は、自治会イベント的な要素が強く、こうした生活実態に即した複数のシナリオを想定した訓練が十分に行われていません。

県が新たな被害想定を示した今、住民一人一人が自分の生活パターンで本当に避難できるのかということを検証できる、実効性のある避難行動につなげられるような訓練への転換が必要ではないかと考えます。

市町村や地域において、夜間、豪雨、孤立リスクなど、様々な条件を踏まえた複数シナリオ訓練の導入が必要ではないかと考えますが、県はどのように働きかけていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 地震はいつ、どこで起こってもおかしくないことから、様々な想定で避難訓練を行い、備えておくことが大変重要であります。

このため県では、津波の影響を受ける沿岸部や孤立化の可能性のある山間部など、複数のモデル地区を選定した上で、地域住民と行政に加え、福祉、教育、企業、防災士など多様な主体が参加して、災害時の避難や避難所運営に関する課題を議論し、複数のシナリオも想定して実践的な訓練を実施・検証する防災実践塾に新たに取り組むこととしており、必要な経費を来年度当初予算案に計上しております。

今後とも、関係機関と連携しながら、新たな取組によって得られる成果を、市町村や地域に広く横展開するなど、地域防災力の向上を図ってまいります。

○坂本康郎議員 次に、これまでも度々取り上げていますが、津波警報や注意報が発表された際の車の使用について伺います。

岩手県久慈市では、昨年7月、12月と2度の津波警報発表時に、避難車両による交通渋滞により、浸水想定区域内で車両の列が停止する事案が発生しています。同様に、これまで、全国各地、県内においても、避難のため高台へ向かう車が集中し、渋滞や、一部で車両事故が発生したケースがあります。これらは、徒歩が原則という原則論では避難行動を抑制できず、車による避難が間違いなく発生することを示しています。

県民意識調査でも、一昨年8月の津波注意報発表時に4割の人が「車で避難した」と回答していますが、県は、津波警報や注意報が発表された際に、車を使った避難が発生する可能性をどう考えているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 津波発生時の避難に自動車を利用することは、家屋の倒壊や落下物等により、円滑な避難ができない可能

性が高いことや、渋滞や交通事故のおそれがあることなどから、徒歩避難が原則とされております。

車避難の可能性については、県の津波避難計画策定指針において、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難で、かつ、渋滞発生や徒歩避難の妨げとなるおそれが低い場合等には、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討するよう定めており、限定的に車避難の可能性も考慮しております。

また、近年の地震で車避難による渋滞が発生したことを踏まえ、消防庁は今年1月に改定した指針において、徒歩避難を原則としつつも、やむを得ず自動車避難をせざるを得ない場合に備えた対策を検討するよう、市町村に対して求めたところです。

今後、車避難への対応も含め、確実な避難につなげるための対策について、関係機関と連携しながら研究してまいります。

○坂本康郎議員 車の避難につきましては、県は早くルールを決めて、県民へ周知させることが必要ではないかと、これまでも申し上げてまいりました。同時に、少なくとも浸水想定区域内については、渋滞が起これる箇所を予測し、交通規制など、何らかの措置が取られることが必要だと考えています。

これに対して、渋滞を事前に予測するのは困難だとおっしゃる方もいました。もしそうであれば、AIを使ってでも予測すべきではないかと思えます。津波発生時に県内の公道で何が起きるのか想定し、未然に被害を防ぐでき得る限りの対策を取ることは、県民の命を守るためにやるべき行政の責務です。

1月17日に宮崎市で実施されました大淀川の不発弾の処理作業の際には、避難指示に併せて

交通規制がしかれました。不発弾がまだ爆発もしていないのに、対象の地域内への車両の進入が禁止され、通行止めの措置が取られたのは、作業中に不意に爆発するかもしれないという危険な状況が想定されたからだとは私は理解しています。行政が予測困難と言うようなことを、個々人で適切に判断し、避難行動に移すことはまず不可能です。

繰り返しになりますが、未然に被害を防ぐでき得る限りの対策を取ることは、県民の命を守るための行政の責務だという視点に立って、研究とおっしゃいましたけれども、そういう悠長な対応ではなく、危機管理局が主導して、警察本部、道路管理者である県土整備部の各関係機関で一度、同じテーブルに着いて対策を検討していただくよう求めます。

次に、県が公表した新たな被害想定では、災害関連死が1,700人から3,500人に上る可能性が示されました。これは、避難の遅れや長期避難生活での健康悪化など、発災後の対応次第で大きく変わり得る被害であり、限りなくゼロに近づけるための対策が急がれます。

避難所の環境改善、要配慮者の支援体制の強化、在宅避難の推進、医療・福祉との連携、避難生活の長期化を見据えた物資・人員計画など、平時からの準備が被害を低減させる鍵になります。

災害関連死を減らしていくために、県はどのように対策を進めていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害時には、厳しい環境で長期の避難生活を強いられることで、災害関連死のリスクが高まることから、避難所の環境改善などの対策が重要です。

このため、県ではこれまで、指定避難所となる県有施設において、マンホールトイレやスポットクーラー、エアマット等を整備したほか、新たに断水時でも水を浄化して繰り返し利用が可能な循環型シャワーを導入するため、必要な経費を2月補正予算案に計上しております。

また、市町村が行う避難所等の資機材整備に対する補助や、避難所運営に必要なノウハウを有する民間企業との応援協定の締結などにも取り組んでおります。

引き続き、避難環境の改善など、災害関連死を減らすための対策を進めてまいります。

○坂本康郎議員 災害関連死のリスクは、避難生活の疲労・ストレスや、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病など既存疾患の悪化、避難所の衛生環境の悪化などが主な原因とされ、これらは医師よりも看護師が日常的に担う領域であるため、災害関連死を防ぐ取組におきましては、看護師が重要な役割を担っています。

本県の災害支援ナースの現状とその活動について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 災害支援ナースは、国の養成研修を受講し、都道府県との派遣協定を締結した医療機関等に所属している看護師であり、本県では、現在55機関に216名が所属しております。

具体的な役割、活動内容としましては、各都道府県の派遣調整の下、被災地等に赴き、現地でのニーズに応じ、被災医療機関等での看護業務支援や避難所等における健康管理、感染予防対策などを行うこととなります。

有事の際に迅速に派遣できるよう、災害支援ナースの増加をはじめ、体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 南海トラフ巨大地震の影響を大きく受ける本県におきましては、災害時に即応できる看護人材の育成が、県民の命と健康を守る上で一層重要性を増しています。

看護師に求められる役割は高度化しており、南海トラフをはじめ、激甚化する自然災害への備えが求められる本県の地域特性を踏まえた、大学段階からの体系的な教育、人材の育成が不可欠だと考えますが、県立看護大学におきましては、災害看護教育がどのような体制で実施され、地域との連携や実践的演習など、人材育成にどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県立看護大学では、看護基礎教育の中で、災害時の看護人材の役割を学ぶ災害看護学の講義を行うとともに、助産師及び保健師養成課程においても、災害や感染症発生時などの多様な看護に対応できる質の高い看護職者の養成に努めております。

また、大学が有する研究成果や知識を地域に還元するため、看護職者向けの研修など様々な地域貢献活動を実施しており、その中で、災害時の感染症対策等に係る講座や研修を行っております。

県立看護大学が、災害時の医療体制の充実をはじめ、地域の課題に取り組むことは大変重要と考えておりますので、県としましては、今後とも大学と連携して、災害時にも活躍できる高度な看護人材の育成に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 これは御承知かもしれませんが、令和6年の能登半島地震と豪雨災害で被災した石川県は、県立看護大学へ県が寄附を行い、昨年4月から寄附講座「災害実践看護学講座」を開設し、全国でも先進的に災害に強い看護職の育成に取り組んでいます。

本県におきましても、関係者の皆さんは、石川県と同様の問題意識を持っていられしやいます。県と大学、それに看護協会が連携した、災害看護人材の育成のための新たな仕組みづくりに、県が積極的に関わり、県主導で取り組んではいかがでしょうか。

以上で県の南海トラフ対策についての質問を終わり、次に移ります。

令和6年度に経済産業省が実施しました「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」において、予定価格の作成方法、最低制限価格制度の運用、地域要件の設定、知的財産権への配慮など、これまで国が求めてきた改善が、一部の自治体にしか進んでいないという課題を明らかにしました。

この結果を受けて、昨年6月、国は各都道府県宛てに通知を出し、中小企業の受注機会を確保し、地域産業の持続的な発展につながるよう、印刷物の入札・契約の在り方を改めて見直すよう強く求めています。

そこで、本県における県内企業優先発注の状況につきまして、特に官公需印刷物の入札・契約が適切に行われているのかどうか質問いたします。

まず、直近の県の発注実績におきまして、物品管理調達課で扱う印刷物の発注件数及び発注金額、それぞれの県内企業の受注割合を、会計管理者に伺います。

○会計管理者（平山文春君） 令和6年度に物品管理調達課で取り扱いました印刷物の実績は、発注件数が330件、発注金額が約7,221万円であります。

このうち、県内に本社または本店がある県内企業の受注割合は、発注件数で98.2%、発注金額で94.7%であります。

○坂本康郎議員 官公需印刷物の入札案件におきましては、おおむね県内企業への優先発注が実行されていることが理解できました。

念のために伺いますが、この案件に入らない、各部局から直接発注される業務委託の発注案件におきましても、その内容に印刷物が含まれるケースがあると思いますが、業務委託における県内企業への発注状況を、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 県では、広い意味での地産地消を推進することで、地域経済循環の強化を図り、本県経済の活性化を促進するため、平成25年度に実施方針を策定し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に努めております。

具体的には、公共工事や情報システム、物品調達等の分野において、特殊な工事や仕様など競争性が不足する場合を除き、県内企業に優先的に発注することとしており、この方針を踏まえ、各部局において公共調達に取り組んでおります。

このような中、業務委託における令和6年度の県内発注率は、件数で約8割、金額で約7割となっており、県内企業への優先発注は一定の浸透が図られているものと認識しております。

○坂本康郎議員 次に、知的財産権への配慮について伺います。

印刷物には、文章、写真、デザイン、編集構成など多様な著作物が含まれており、これらの著作権は、原則として制作事業者に帰属することが一般的になっています。

国の通知では、こうした知的財産権に配慮した契約、いわゆるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用が求められております。

具体的に申し上げますと、例えば冊子をP D

F化してウェブ公開する場合や、次の年度に同じデザインで増刷したいなどといった場合、これらは著作権の二次利用に該当し、発注者であっても勝手にデータを使用することはできない決まりになっています。

事業者の皆さんからは、特にこのデータの二次利用に関する取扱いが曖昧ではないかとの御意見を伺っています。

本県における官公需印刷物の知的財産権の取扱いについて、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県が企画提案方式により印刷物の作成・印刷を発注し、契約を締結する際、知的財産権については、現在、契約前から受注者が保有するものを除きまして、業務完了後、県に無償譲渡する取扱いを基本としつつ、個々のケースに応じて、各所属において対応しております。

このような中、先般、発注者に譲渡すべき知的財産権をより明確にし、発注者として不要な知的財産権については、受注者に引き続き帰属させることで二次的活用を促進し、制作に係るインセンティブ向上を図るなど、中小企業等へ配慮するよう、国から地方自治体に対し通知されたところであります。

今後、この通知の趣旨も十分踏まえながら、中小企業の受注機会の確保等を図るための関係部局の取組に資する、知的財産権の契約上の取扱いを検討してまいります。

○坂本康郎議員 次に、新年度当初予算案の中で、県から提案がありました新規事業のうち、ICTを活用した2つの事業に関連して質問いたします。

まず、警察本部が事業提案しています安全安心アプリについて、幾つか質問いたします。

近年、全国的に無差別犯罪の多発や犯罪の凶

暴化が大きく報道され、社会の中で、以前より犯罪に対する不安が高まっているように感じられます。県内でも全国同様に治安の悪化が懸念される中、特に子供や女性が不安を覚えるような事案がどの程度発生しているのか把握することは重要だと考えます。

声かけやつきまといのような日常生活に身近な脅威事犯が県内でどの程度起きているのか、現状を警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 県警におきましては、性犯罪等の犯罪行為に至る前の行為であったとしても、18歳未満の子供や女性を対象とする声かけ、容姿の撮影、凝視、つきまとい等の行為のうち、その前兆と見られるものについて、脅威事犯として各種対策を講じております。

昨年の脅威事犯の件数は232件でありまして、ここ数年は毎年250件程度で推移しており、依然として予断を許さない状況であります。

県警では、こうした行為に関し、防犯メール等での速やかな情報発信や発生状況に応じた分析に基づく警戒、行為者への指導・警告を徹底しているところであります。

○坂本康郎議員 御答弁にありましたように、県内では、声かけ、つきまといなど、子供や女性が不安を覚える脅威事犯が一定数発生しており、県民の安全・安心につながる適切な情報提供が求められていることを理解しました。

これまで県では、防災・防犯情報メールサービスが情報の提供を行っていましたが、今回新たに安全安心アプリを導入する必要性について、警察本部長に伺います。

また、事業の成果指標として、警察本部はアプリのダウンロード数5万件としていますが、

目的である安全・安心な宮崎県を実現することにつながる、例えば犯罪や脅威事犯の抑制などの本質的な効果の検証をどのようにしていくのか、併せて伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県警の新規事業「安全安心アプリ」は、犯罪情報を迅速かつ的確に県民の皆様に届け、地域全体の防犯意識と自主的な防犯活動を高めるために導入するものであります。

従来の防犯メールと比べまして、プッシュ通知や地図機能等を活用することで、発生地域や時間帯を視覚的に分かりやすく伝え、即時性、実効性の向上を図り、被害の未然防止につなげてまいります。

導入効果の評価につきましては、御指摘のとおり、普及状況を示す数値であるダウンロード数を成果指標としておりますが、運用改善を的確に行うため、利用者を対象としたアンケートを実施し、満足度等の指標を数値化して把握することとしております。

このアンケートで利便性や有効性を客観的に検証し、その結果を運用改善に反映してまいります。

○坂本康郎議員 本県の安全安心アプリのような防犯アプリは、既に多くの都道府県警で導入が進んでおり、むしろ導入していない県のほうが少数派になりつつあると承知しています。私も行政のICT活用推進派ですので、防犯DXによる業務の効率化や、地域コミュニティーなど社会環境の変化への対応、情報共有の利便性などから、デジタル技術を活用した防犯システムの導入には必然性があると考えています。

その一方で、このアプリでは、個人の情報、位置情報を取り扱うため、ともすれば、警察が情報を管理するのではないかという疑念が生じ

かねません。そうさせないためには、「警察は位置情報などの個人情報的一切取得しない」ということを運用説明に明確にうたうことが必要です。

全国で既に導入されています各都道府県警のアプリのうち、情報の取扱いについて、説明が曖昧、仕様が不透明、委託先サーバーの扱いが不明、緊急時の扱い方に誤解を招きかねない、将来の仕様変更に触れていないなど、説明が不十分なもののほどアプリの普及率が低い傾向が見受けられます。

県民に誤解を与えないために、アプリの設計上や運用規約上の透明性をどう確保するのか、また、外部委託先のサーバーを情報が通る可能性がある場合についても同様に、サーバー使用の情報の透明性をどう確保するのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 個人情報、位置情報の取扱いも含めまして、アプリの具体的な仕様は、今後詳細を詰めていくこととしておりますが、個人情報保護法を含め法令の規律に服することは当然として、個人情報や位置情報については、アプリの機能実現上、必要不可欠な場合に限り取得や保存を行うこととし、フルネーム等の不要な情報を取得したり、不要になった情報を漫然と蓄積しないように設計する方針であります。

また、これらの取扱いは、利用規約やプライバシーポリシーに具体的に明記し、アプリ内及び県警のホームページで公表し、県民への透明性を確保してまいります。

さらに、委託先における情報の取扱いについても、県警として適切な監督を行い、安全な運用を徹底してまいります。

○坂本康郎議員 ありがとうございます。

次に、農政水産部から提案されています新規事業のデジタル施設園芸に関連して、幾つか質問いたします。

この事業は、ハウス内の環境データや植物の生育データをAIが分析し、それを参考に生産者が適正な栽培を行うことで、キュウリ、ピーマンの生産性を上げ、農業所得1,000万円プレイヤーの創出など、生産者の農業所得を向上させようとするもので、4年間の基本システムの開発と共同実証を経て、これからの3年間で本格的に運用を開始するとしています。

本県農業の持続性、発展性を考える上で、農業生産者が安定した所得を得られるかどうかは大変重要な課題です。所得が十分でなければ、後継者の確保も新規就農者の増加も望めず、地域の農業は縮小せざるを得ません。

現状の農業所得は依然として厳しい水準にあります。多くの農業者が将来展望を描けない状況にあります。こうした所得の実態を正確に把握し、どの程度まで引き上げる必要があるのかを明確にすることが農業政策の出発点であると考えますが、県は現在の農業者の所得水準をどのように把握しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の農業経営体における農業所得につきましては、県が把握している農業所得の集計データによりますと、直近3か年の平均で483万円となっております。

なお、御質問にありました、当初予算案で計上している「みやざきデジタル施設園芸産地拡大事業」の対象品目、キュウリ、ピーマンにつきましては、キュウリの経営体が474万円、ピーマンの経営体が618万円となっております。

○坂本康郎議員 次に、新規事業で掲げています1,000万円プレイヤーの創出について伺います。

県はこの事業において、農業所得1,000万円以上を稼ぐ生産者、1,000万円プレイヤーを今後どのくらいの人数の規模で創出することを目指しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、主要品目のキュウリとピーマンにおいて、ハウス内の温度・日射量等のデータを活用し、最適な生育環境により、収穫量の増大を目指す「施設園芸のデジタル化プロジェクト」に取り組んでおり、経験の浅い生産者でも農業所得を向上できる仕組みづくりを進めております。

農業所得1,000万円プレイヤーの育成については、主にキュウリ、ピーマンを栽培している約1,500の経営体のうち、約18%に当たる280ほどの経営体が既に目標を達成しております。

今後、このプロジェクトの実施により、毎年、全体の1%に当たる15経営体ずつの増加を目標としており、令和10年度までの3年間で45経営体の育成を目指してまいります。

○坂本康郎議員 この新規事業は、キュウリとピーマンの生産者を対象にしています。生産量が大きく、生産者数も多い本県の園芸農業の中心品目でありますので、事業の対象になるのは妥当だと思います。

デジタル技術の活用によって生産性が上がり、生産者の農業所得の向上が実現できるようになると、これから農業を志す人たちにとっても大変希望が持てる明るい材料になりますが、そうすると今度は、キュウリ、ピーマン以外のほかの品目の生産者の所得はどうしていくのか、大変気になるところであります。

本県の施設園芸は多様な農業品目で構成され

ており、県の農業全体の底上げを図るためには、デジタル施設園芸の取組をほかの品目へ展開を考えていく必要があります。

県は、キュウリ、ピーマン以外の作物への展開をどう考えているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） キュウリとピーマンにつきましては、令和4年のプロジェクト前から、ハウス内の温度・日射量等のデータを測定し、農家ごとに技術改善に取り組んできた品目であります。

このため、デジタル技術との親和性が高く、農家個々の技術や経験を見える化、最適化することから、まずは、キュウリ、ピーマンの2品目で、集中的に技術開発を行い、経験の浅い生産者でも所得が確保できるシステムを確立してまいります。

他品目への展開につきましては、環境制御技術が他県や民間企業等で使われているトマトやイチゴを、また、総合農業試験場でこの技術の研究を進めているマンゴーやスイートピーを検討しております。

○坂本康郎議員 次に、デジタル施設園芸における総合農業試験場の役割について伺います。

システムの開発、運用におきまして、県の総合農業試験場はこの事業にどのように関わっていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 今回のシステムは、経験の浅い農家でも収穫量を増加できるよう、ハウス内環境や栽培管理、収穫実績等の関係性を分析した上で、次に行うべき管理作業を提案する機能の実装を目指しております。

この分析に当たっては、単にプロジェクトに参加する農家のデータのみならず、これまで総

合農業試験場が積み上げてきた栽培や収量に関する多くの実験データとその成果をシステムに取り込み、多角的なデータからの分析を目指しております。

また、システムから提案された管理作業が最適かどうか試験場の研究員等が検証し、さらなる精度向上を図っていくなど、県としましては、試験場の成果や技術を最大限発揮させながら、システム開発に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 これが最後の質問になります。

今回、この農政のテーマを質問で取り上げるに当たりまして、地域の生産者の皆さんにもお話を伺いました。

土づくりのやり方、肥料の量とバランス、温度や湿度管理の目安など、5年、10年と試行錯誤を重ねて確立した独自の生産ノウハウを生産者の皆さんは持っていらっしゃる。本県の施設園芸は、先達の生産者の皆さんが、長年の経験の中で培ってきた高度な栽培管理の技術によって支えられてきたと言えます。

しかし、就農者の世代交代が進む中で、こうしたノウハウをどのように次の担い手へ継承していくかという課題も生じていました。

県は、デジタル施設園芸の取組の中で、これまで熟練農家が行ってきた、かん水や温度管理、摘葉・摘果などの判断を、ハウス内の温度・湿度や日射量、CO₂濃度といった環境データと併せて収集し、AI解析を通じて可視化・共有する新たな仕組みづくりを進めていると私は理解しています。こうした取組によって、経験に依存していた判断を新規就農者でも学びやすい形に整理し、営農指導にも活用していくことが期待されます。

県が進める新しい事業において、生産者の栽

培ノウハウは具体的にどのような形で活用されていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 熟練農業者が持つノウハウは、長年、知恵と工夫を結集して築き上げられた技術であり、生産性向上を目指す多くの農業者にとって、極めて貴重な手本であります。

そのため、本プロジェクトでは、スマートフォンを活用し、収量がトップレベルの熟練農業者のハウス環境や収穫実績等のデータを、自分のハウスと比較できる機能の構築を進めております。

また、農業者がデータを適切に読み解き、活用できるよう、県では、JAと連携した地域ごとの勉強会を定期的で開催し、熟練農業者による栽培技術の理論と実践を直接学ぶ機会を設けることとしております。

今後とも、熟練農業者のノウハウを継承し、生産性の一層の向上を目指してまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、本田利弘議員。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎市選出、自民党の本田利弘です。議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして、一般質問を進めてまいります。

本日も、支援者の皆様、インターンの学生の皆さん、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。また、インターネットで御覧いただいている皆様、感謝いたします。

本県の郷土先覚者であり東京慈恵会医科大学の創設、我が国初の看護学校の設立、宮崎神宮の大造営など、医療、教育、社会制度の基盤整備に大きく貢献された高木兼寛公は、「病気を診ずして病人を診よ」と説かれました。

江戸患いとも言われたかっけの原因を細菌と信じて疑わなかった時代にあって、兼寛公は軍人一人一人の生活、食事、症状を丹念に観察し、机上の理論ではなく、現場の実態から真実を導き出しました。

海軍の練習艦「筑波」での実験航海により、栄養改善がかっけを劇的に減少させることを証明し、海軍の兵食改革を成功させたことは、まさに現場視点、政策反映の実践でありました。

県政運営において、県民の生活実感や地域の細やかな課題を政策に反映させ、現場の声を置き去りにすることなく、デジタル化や効率化を進め、制度や数値目標をつくっていく必要があります。兼寛公が批判した研究室の理論だけで判断する姿勢は、現代でいえば、庁舎内の理論だけで県政を動かす姿勢に重なります。県政は、県民一人一人の生活に寄り添い、政策を進める姿勢を貫く必要があります。

宮崎県及び県教育委員会から後援いただき、4月にメディキット県民文化センターで上演される宮崎の偉人顕彰演劇、高木兼寛を描く「須く、一步進む」は、極めて示唆に富む作品であります。

本劇は、困難に向き合いながらも小さな一歩を踏み出す人々の姿を描き、社会が抱える課題と希望を重ね合わせる内容となっています。行

政が見落としがちな声なき声を、文化芸術がすくい上げ、私たちに問いかける力を持っております。まさに高木兼寛公の理念と響き合う、人間中心の視点を提示する作品であります。

県政が県民に寄り添うためには、制度や数字だけではなく、県民の営みや感情、地域の物語に目を向ける姿勢が不可欠です。人を中心に据える行政という視点は、本県の最上位計画である宮崎県総合計画の理念とも密接に関わるものであります。

総合計画では、「安心と希望の未来への展望」を基本理念として掲げ、2040年に実現すべき宮崎の姿を示しています。昨年9月議会において「人口減少社会に適応」という言葉が使われ、来年度予算案は、この考えを反映させた提案が盛り込まれています。「適応」を人口減少を前提に縮小を受け入れる姿勢と受け取られれば、安心も希望も揺らぎかねません。

総合計画において「安心と希望の未来への展望」という基本理念を掲げる中で、今後どのように人口減少社会に適応していくのか、知事の考えを伺います。

令和8年度一般会計予算案では、置県150年を見据えた未来みやざき成長基金として120億円を積み増す提示がされました。

これまで、置県80年を契機に、スポーツランドみやざきの礎をつくるべく総合運動公園の整備が進められ、置県100年を契機に、宮崎文化振興の礎として総合文化公園が整備されました。将来を見据えた着実な取組により、宮崎を支える柱がつけられてきました。置県150年は7年後に迎えるわけですが、先を見据えた準備をしていく意味は大変重要です。

置県150年に向けた思いと今後の進め方について、知事に見解を伺います。

県財政における健全化についてです。

人口減少、高齢化が進む本県において、税収減と社会保障費増は避けられず、今後の財政運営の硬直化が懸念されます。

また、公営企業会計では資金不足は生じていないものの、一般会計からの繰入れに依存する構造が続けば、財政の透明性の持続可能性に影響を及ぼす可能性があります。

そこで、義務的経費や社会保障関連費が増える中、施策の推進と財政の健全性維持をどのように図っていくのか、知事に伺います。

続きまして、首都圏との連携についてであります。

在京宮崎県人会は、今年で120周年という大きな節目を迎えます。また、在京経営者会議においては、若手経営者を中心にしたグローバルコネクション部会が立ち上がり、宮崎への企業誘致や首都圏企業の本社移転を推進するなど、宮崎の次なる10年をつくる支援をしたいとする動きもあります。

創設120周年を迎える在京宮崎県人会をはじめとする本県ゆかりの方々とは今後どのように連携していくのか、東京事務所に赴任され、在京宮崎県人会にも貢献いただいた総合政策部長に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、人口減少社会への適応についてであります。

全国と同様に、本県も人口減少が加速しており、来年には100万人を割り込むことが見込まれる中、現在の人口構造や少子化等の状況を踏まえると、短期間でこの流れを反転させること

は困難な状況だと考えております。

この現実を正面から受け止めた上で、可能な限り人口減少のスピードを緩やかにする努力を重ねつつも、今後は、人口減少社会への適応という考え方の下、この先、人口規模が縮小していく中であっても、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる豊かな社会を構築していくことが、私に課せられた使命と認識しております。

このため、中山間地域における日常サービスの維持や交通・物流の効率化、医療・福祉の事業継続など、持続可能で安全・安心な暮らしづくりに加え、スマート農業の推進や中小企業の生産性向上、産業人材の確保など、高付加価値型の稼ぐ産業づくりを強化してまいります。

現在見直しを進めております総合計画においても、「適応」の視点を盛り込むこととしており、将来像や施策の方向性について、市町村や関係団体はもとより、県民の皆様とも十分に共有しながら、安心と希望あふれる宮崎の実現に向けて、これらの取組を全力で進めてまいります。

次に、置県150年についてであります。

本県人口は、置県150年を迎える2033年には約90万人、その後も長期的に人口減少が進む見通しの中で、次なる県政の大きな節目となるこの150年をどのような姿で迎えるかということが、その先の宮崎の未来を形づくる上で非常に大切になると考えております。

このような認識の下、私は、これまでの県政の歩みや時代の大きな潮流を踏まえながら、国スポ・障スポの先に控える置県150年を見据えた本県の新たな発展の礎として、「知の拠点」づくりに着手する方針を打ち出したところであります。

来年度から、産業界をはじめ、教育、労働、金融、行政などの関係者に加え、若い世代も含めて構成します未来みやざき成長県民会議を設置し、今後のコンセプトや取組の方向性について、官民一体となって議論を行うとともに、ふるさと納税も活用した未来みやざき成長基金により、必要な取組を機動的、継続的に展開いたします。

議員より高木兼寛公の功績について御紹介がありましたが、こうした今日の宮崎の礎を築いた先覚者及び先人たちに思いをはせ、さらには未来を担う子供・若者に思いをはせながら、市町村や関係機関、そして県民の皆様と一緒に、この新たなプロジェクトに取り組んでまいります。

最後に、施策の推進と財政の健全性維持についてであります。

令和8年度当初予算案におきましては、職員の人件費等の義務的経費及び医療や介護等に要する社会保障関係費がいずれも増加しており、大きな財政負担が生じております。

このような中、令和8年度地方財政対策では、人件費について、給与改定の影響分を含め、しっかりと所要額が計上されるとともに、病院事業に係る地方財政措置の拡充などが図られ、本県においても、交付税をはじめとする一般財源が大幅に増額となりました。

この結果、直面する課題への対応や次なる成長に向けた施策を積極的に講じつつも、収支不足の抑制、財政関係2基金の残高確保を達成したところでありまして、これは、本県の知事として、そして全国知事会地方税財政常任委員長としての継続的な要望活動の成果とも考えております。

引き続き、あらゆる立場、機会を生かして地

方の実情を国へ強く訴えるとともに、長期的な見通しを持った的確な財政運営に努めることで、支出の避けられない経費が増える中であっても、必要な施策の推進と財政の健全性の維持を両立してまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（川北正文君）〔登壇〕 お答えします。本県ゆかりの方々との連携についてであります。

人口減少に直面する本県が今後も地域の活力を維持していくためには、自然減対策はもとより、関係人口の創出など、社会減対策の取組強化が不可欠であります。

こうした中、本県と首都圏をつなぐかけ橋として、観光・物産のPRや産業振興等に幅広く御支援をいただいている、今年、創設120周年を迎える在京県人会をはじめ、本県ゆかりの方々の存在は、ますます重要になると考えております。

県としましては、今後、こうした方々との連携による、新東京ビルの機能を活用したイベントの開催や若者向けのプロモーションなど、首都圏から本県への新たな人の流れを生み出す効果的かつ継続的な魅力発信に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○本田利弘議員 ありがとうございます。人口減少が進む中でも、県民の暮らしを守り、未来への成長基盤を築くためには、「適応」を前向きな構造転換と捉え、生活サービスの維持と産業の高付加価値化を一体で進めることが不可欠であるという強い意思を感じました。

置県150年に向けた成長基金の活用を軸に、「知の拠点」づくりと、若者、産業界、自治体が連携する県民総参加型の発展モデルを国内外の宮崎ゆかりの皆様も巻き込み構築し、持続可能な財政運営の下、理念「安心と希望の未来へ

の展望」の実現に向けた施策展開をお願いいたします。

続きまして、宮崎県東京ビルの供用についてであります。

県の首都圏拠点である市ヶ谷宮崎県ビルが再整備され、今年10月に供用が開始されます。

旧県ビルが首都圏における宮崎県人の交流拠点として、政治、経済、文化、スポーツなど多方面で活躍する人材を輩出し、郷土発展に寄与してきた歴史・伝統は、継承すべき財産であります。

再整備される県東京ビルは、首都圏における戦略的拠点として重要な役割を担うわけですが、これを活用して、どのように県は施策推進を図っていくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 県東京ビルは、本年10月の供用開始に向けて再整備を進めております。

新ビルの整備に当たっては、1階に情報発信スペース等を設け、旧ビルが有していた、県内企業の首都圏進出の支援や情報発信などの機能を維持することはもとより、新たに、関係人口創出につながる場の提供や、県産材の心地よさや魅力を伝えるテラスを設置するなど、しっかりと県の施策推進を支えることとしております。

議員御指摘のとおり、県東京ビルは、引き続き首都圏における県の施策推進の重要な戦略拠点としての役割を担いますので、関係部局と一層の連携を図りながら、ビル機能の強化・充実に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。学生寮も募集が始まり、来年4月から運用が始まると聞いております。入寮する将来を担う若者が

宮崎とのつながりを感じられるソフト面の整備も、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、農業政策について伺います。

地域計画における農地集積・集約化の目標と現状についてであります。

令和5年度から施行された改正農業経営基盤強化促進法により、農地の売買は、農業委員会による農地法第3条と、農地中間管理機構を介した売買の2方式に整備され、市町村による売買制度は廃止されました。農地バンクを経由する売買件数が大幅に増加することが見込まれ、事務量の急増に対応するため、農地バンクの売買手数料が改定されたところです。

まず、本県における担い手への農地集積率の現状と今後の目標について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の担い手への農地集積率は、令和6年度が58.6%と年々上昇しており、農地を守るためには、今後も集積率を高める必要があると考えております。

このような中、国は、農業の生産性向上のため、食料・農業・農村基本計画において、令和12年度末の集積率の目標を70%としており、県においても、第八次農業・農村振興長期計画の後期計画において、集積率の目標を70%と掲げたところです。

県としましては、集積率をさらに高め、担い手が規模拡大を実現するためには、分散した農地を近くを集める集約化の取組が重要と考えておりますので、市町村や農地バンク等と連携しながら集約化を進め、生産性の高い農業の実現に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。就農者の高齢化、担い手不足により、加速度的に進む耕作放棄地が見受けられます。集積率を上

げ、集約を進めていくために、農地バンクの円滑化に向けた県の対応について伺います。

現場では、小規模農地の売買に対する手数料負担が重く、農地流動化の停滞を招きかねないと聞いています。制度改正が国主導であるとはいえ、手数料の設定や減免措置、事務体制の強化、周知の在り方など、県として主体的に関与できる余地も少なくはありません。

農地バンクが行う農地売買を円滑に進めるため、手数料の見直しを含め、県としてどのように対応していくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地バンクを通じて行う農地売買は、税制面の優遇措置があるほか、登記に係る事務手続を農地バンクが行うため、本人の手続が不要となるなどのメリットがあり、多くの方に利用していただいております。

一方で農地バンクは、取扱件数の増加に対応した必要な人件費等を賄うため、他県の状況も勘案し、手数料を改定しております。

県としましては、売買が円滑に行われるよう、農業者間の調整に携わる農業委員等に対し、農地バンクを通じた売買のメリット等を丁寧に説明するとともに、ホームページ等で幅広く制度の周知を図りながら、売買の実績や今後の見込量を精査し、農業者負担に配慮した手数料の在り方について、農地バンクとともに検討してまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。農地バンクの手数料改定の一方で、現場では、制度理解の不足や高齢農業者の不安が依然として大きい状況です。県は、業務効率化によるコスト抑制と併せて、地域計画との整合を踏まえた負担軽減策を講じ、農業委員との連携強化によ

り、制度の信頼性向上を図っていただくよう提言いたします。

次に、林業政策についてであります。

国内では、新設住宅着工戸数が減る一方、非住宅分野での木質化・木造化需要が確実に拡大しています。県内でも、集成材、プレカット加工など、高付加価値の加工品を安定供給できる事業者が育ちつつありますが、非住宅向けを含めた国内の需要だけでは十分とは言えず、輸出促進が必要であります。

しかしながら、県産材の取引は依然として丸太依存が強く、付加価値の高い製品の需要を拡大していく必要があります。

そこで、県産材の製品輸出の長期的な目標と達成に向けた取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 新設住宅着工戸数の減少等により、国内での木材需要が低迷する中で、本県木材産業の持続的発展を図るためには、付加価値の高い製品の輸出拡大が重要であります。

このため、今年度改定する森林・林業長期計画では、製品輸出額を令和6年度の約6億円から令和12年度までに10億円に引き上げる目標を掲げたところです。

また、来年度から、台中市等との友好交流協定を踏まえ、木材利用の機運が高まっている台湾でのトップセールスをはじめ、韓国での県産材を使用した木造建築物の現地見学会や、米国、香港等へのトライアル輸出を実施するとともに、輸出に取り組む県内事業者の育成・支援を行うなど、目標達成に向けた取組を加速させてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。宮崎港からの原木輸出も、細島港を追い越しそうな

勢いのようにあります。輸出について、あるべき姿を明確にし、港湾管理者である県土整備部との連携もよろしくお願いいたします。

次に、山のダイゴミプロジェクトについて伺います。

2021年にスタートした、県の人材育成がきっかけとなり始まった山のダイゴミプロジェクトですが、県北の林業や製材業に従事する若手と、株式会社良品計画、株式会社内田洋行の若手社員、武蔵野美術大学の学生などが一緒になり、本県の伐採現場、加工工場の見学ツアーを実施するとともに、デザインの力で県産材の付加価値を高めようと、山の残材や製材加工で出る端材で、小物や玩具、オブジェなどの制作に取り組んだ結果、2024年にウッドデザイン賞優秀賞を受賞するなど、本県林業の未来を照らす新たな取組と聞いています。

宮崎の森林・林業、木材産業のさらなる発展には、柔軟な発想で新たな価値を創造していく人材の育成が必要であると思いますが、これまでの取組と今後の方向性について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、令和3年度から、地域の若手人材と都市部流通大手のデザイナー等の交流を通じた人材育成に取り組んでおります。

この中で、苗木づくりから伐採、加工までの一連の工程を体感しながら意見を交わし、森林や木材、地域の価値を様々な角度から見詰め直すことにより、枝や端材などの未利用材にデザインの力で新たな価値を付加した商品開発や企画展などが始まりました。

今年度は、東京での体験型イベントや香港のデザイナーを招聘したツアーなどにより、木材の作り手と使い手の相互理解を深めたところで

す。

今後とも、これらの取組を通して、森林・木材の魅力、価値観を都市部と共有するとともに、新たな価値を生み出す人材の育成に努めてまいります。

○本田利弘議員 ぜひ、これを一過性で終わらせず、産業全体の変革につなげ、宮崎の林業ブランドの確立の種として、1次産業の活性化に昇華させていただきたいと思います。国内外の宮崎ゆかりの皆さんも巻き込み、林業従事者への価値の転嫁を進めてもらうようお願いいたします。

続きまして、地域交通への対応について伺います。

地域公共交通の維持・再生が喫緊の課題となる中、本県では、バス事業者と連携し、令和7年10月及び12月の水曜日と日曜日にバス無料デーが実施されました。

県の発表によれば、初回10月の2日間だけで延べ7万1,000人が利用し、特に日曜日は通常の2.8倍に達したとのことで、利用促進のきっかけづくりとして一定の成果が見られます。

そこで、バス無料デーの結果を踏まえ、バスの利用促進にどのように取り組むのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） バス無料デーの利用者は、4日間で延べ13万7,000人となり、前年同月の平均と比べ、少ない日で1.5倍、多い日では2.8倍に増加しました。

また、利用者アンケートによると、ふだんはほとんどバスを利用しない方が約3割、「今後の利用頻度が増えると思う」とされた方が約4割に上ったことから、バス利用のきっかけとして、また今後の利用拡大に向けて、一定の効果があつたと認識しております。

今後は、今年度中に詳細な分析結果をまとめるとともに、それを市町村や交通事業者と共有し、効果的な利用促進策の検討に活用する予定であり、引き続き、バスの利用促進に積極的に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。分析結果を効果的な利用促進に結びつけていただけるように、よろしくお願いいたします。

地域公共交通の利用促進について、もう一題伺います。

ふだんはバスをほとんど利用しない層が3割を占めたということから、潜在需要の掘り起こしに大きな可能性が示されたとも言えます。しかし、無料デーの効果を一過性に終わらせず、持続的な利用につなげるためには、利便性向上やダイヤ改善、地域ごとの需要に応じた運行最適化など、構造的な課題への対応が不可欠です。

住民の暮らしを支える地域公共交通の改善に向け、県ではどのように取り組むのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） バスなどの地域公共交通は、住民の日常生活を支える重要な社会基盤ですが、深刻な運転士不足や利用者の減少など、取り巻く環境は厳しさを増しております。

このため県では、市町村をまたぐ地域間幹線バスを中心に、市町村や交通事業者とともに、ルートやダイヤの改善を含めた見直しの議論を進めております。

また、市町村内のコミュニティー交通についても、幹線バス等との乗り継ぎの利便性向上に向けた調整を行っているほか、市町村の担当者を対象とした研修会を開催し、自動運転や公共ライドシェア等の先進事例を紹介するなど、市

町村の取組を後押ししているところです。

県では、今後とも、市町村や関係機関との連携を一層深め、公共交通サービスの維持・充実に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。県が広域交通の設計・調整を主導する体制だけでなく、市町村交通においても、需要分析、運行再編、財源設計、人材・技術支援まで一体で担い、基礎自治体を実装面で支える仕組みも必要ではないかと考えております。

次に、宮崎港について伺います。

宮崎港では原木輸出が急速に伸びており、細島港に迫る勢いようです。こうした急増に対応するため、県は宮崎港東地区において、第13岸壁背後や隣接する新たな置場を整備し、原木を積み出す第12岸壁では、年間11回とされる輸出入船舶の接岸上限を外すための手続が進められ、SOLASに基づく国際基準の保安体制を強化しました。

県として、急増する原木輸出と多様化する貨物需要に対し、宮崎港東地区におけるSOLAS施設の整備効果と今後の貨物増加に向けた対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港東地区では、外国貨物船の利用を拡大するため、昨年9月にSOLAS施設を整備しており、このこともあり、令和7年は原木輸出船の利用回数が32回と大幅に増加し、輸出量も12万2,000トンと前年の約2倍となっております。

さらに、今後、原木に加え、鉄スクラップなどの貨物の増加も見込まれるため、埠頭用地3.4ヘクタールの拡張工事を夏頃の全面供用を目指して進めております。

また、大型化する貨物船にも対応するため、第14岸壁の新規事業化について、今年1月から

国との協議を行っているところです。

今後も、さらなる貨物の増加に向けて、関係団体等と連携を図りながら、宮崎港東地区の機能強化に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。お話にも出ましたが、今後の需要を鑑み、第14岸壁の新規事業化を強力に進めていただきますよう要望いたします。

続きまして、西地区についての整備状況であります。

西地区においても重要な動きがありました。県は、RORO船が4月から新たに定期就航すると発表しました。

宮崎港の定期航路は現在3航路であり、今年に入って2件目の新規航路開設となります。今後、宮崎港の定期航路を安定して維持していくためには、上り荷と下り荷をバランスよく確保していく必要があります。現在不足している下り荷の確保が必要であります。

そこで伺います。県として、宮崎港西地区におけるフェリー、RORO船による輸送の課題と今後の取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） モーダルシフトの進展により、フェリーやRORO船による海上輸送が重要となる中、本県においては、関西・関東方面から宮崎に向けての下り荷の確保が課題となっております。

このため、今年度から新たな取組として、宮崎県ポートセールス協議会において、下り荷を扱う荷主に対し宮崎港利用に関する意向調査を行い、その結果を基に先月開催した荷主と物流事業者とのマッチング会は、新たな商談の機会となった一方で、小口の荷主からは、共同輸送の体制づくりを求める意見をいただいたところ

です。

県としましては、引き続き、関係者と連携して、下り荷の確保に努め、宮崎港の利用拡大に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。トラックドライバー不足が深刻化する中、海上輸送への転換を支える受入れ環境の整備は急務であります。宮崎港の立地は、九州において、外洋に対し大変有利な港として、近隣県からの貨物の取り込みや、陸上交通を含む港湾アクセスの総合改善を一体で進め、成長を取り込む港へ確実に進化させていくべきだと思っております。

続きまして、学校事務職員確保と採用について伺います。

これまでも定例議会で、学校事務職、教育行政職の課題について質問を継続してまいりました。

本県の学校事務は、平成29年度から希望枠による教育行政職員の採用が始まりました。しかし、小中学校事務職員は、令和7年で13名、全体の3%にとどまり、安定した人数確保ができず、制度として十分に機能していません。

令和元年以降、学校事務職の専門性確保について、県教育委員会は、教育委員会採用と知事部局との人事交流で中核人材を確保するとの答弁を繰り返されております。学校現場では、このままでは学校事務の専門性が維持できないと強い危機感を持たれています。これは教育行政の根幹に関わる警鐘です。

県教育委員会は、教育行政職員の採用制度を改める考えはないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 平成29年度に採用を開始した教育行政職員は、現在61名が在職しており、将来、学校事務や教育行政を担う職員の

確保・育成が進んでおります。

採用後、まずは職員としての基礎を身につけてもらうため、組織的な指導が可能な県立学校や教育委員会事務局への配置を優先していることから、市町村立学校への配置は限られており、当面は知事部局からの出向により対応していく必要があります。

公務員志望者が減少する中、今後も必要な人材を確保していくため、教育行政職の魅力を広く発信するとともに、採用制度につきましては、関係部局と連携して、例えば、社会人採用や受験年齢の引上げなど、様々な観点から検討してまいります。

○本田利弘議員 採用制度につきましては、関係部局と連携して検討していただけるということでもあります。教育委員会が主体的な人事ができる制度の検討を、スピードを上げていただくことを要望いたします。

続きまして、学校事務職員の知事部局からの出向について伺います。

本県の小中学校では、学校事務職員の3分の2を知事部局からの出向で支えているのが現状であります。本来、教育行政の専門性を担うべき職が恒常的に出向で埋められているという構造そのものが、県としての人材戦略の欠如を示しているのではないかと伺わざるを得ません。

出向である以上、総務部人事担当部局からの適切なフォロー、ローテーション管理、専門性維持のための研修体系など、責任ある支援が不可欠であります。

知事部局からの出向により学校現場を支える必要がある中、求められる人材の育成をどのように図っているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 学校事務職員には、学校教育に対する理解はもとより、子供た

ちへの愛情や地域との連携など、学校運営への深い関わりが求められるものと考えております。

現在、知事部局からの出向者が約7割を占めておりまして、出向者の担う役割は大変重要であるため、出向に当たっては、事務能力はもちろんのこと、学校を中心としたキャリア形成を希望する職員からの人選に最大限努めております。

また、意欲ある職員については、2回目、3回目の出向も積極的に行っており、現在出向中の職員の約6割が複数回の学校勤務となるなど、深い理解と経験を有する職員の育成も図っております。

今後とも、学校現場を支える人材の育成・確保に向けて、教育委員会と十分連携を図ってまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。学校教育法の改正により、学校事務職員の職務が「事務をつかさどる」と変化しております。学校現場を支える出向の皆さんへの御理解と御配慮、育成に向け、教育委員会と連携していただくことを強く要望いたします。

続きまして、老齢介護についてであります。

本県の介護サービス利用者は、高齢化の進展に伴い、要介護・要支援認定者の増加が見込まれています。

一方、介護を支える施設基盤として、特別養護老人ホームは一定数を維持しているものの、介護老人保健施設や有料老人ホームを含め、地域ごとの偏在や人材不足による受入れ余力の低下が懸念されています。

こうした中、施設整備、人材確保、経営安定化のいずれもが、将来の介護提供体制の持続性を左右する重要な課題です。

そこで、要支援・要介護認定者数の今後の見込みについて、また、特別養護老人ホーム入所待機者や、介護保険施設、有料老人ホームの施設数及び定員の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 要支援・要介護認定者については、高齢者保健福祉計画において、2023年の約5万8,000人が2040年には約7万1,000人に増加すると見込んでおります。

また、特別養護老人ホームの入所待機者数は、令和7年4月1日現在で1,512人であり、この10年で半減しております。

特別養護老人ホームなどの介護保険施設の施設数と定員の状況については、令和8年1月1日現在で171施設、定員数は9,985人であり、おおむね計画どおりに推移しております。

また、有料老人ホームの施設数は487施設、定員数は1万2,993人となっております。

○本田利弘議員 続けて伺います。

有料老人ホームについてであります。宮崎県では、老齢年金に加え、厚生年金等の支給額も全国的に低い水準にあり、高齢者の皆様に限られた所得の中で生活をしていらっしゃると思います。

一方、有料老人ホームは、物価高騰や深刻な人手不足による人件費増に直面し、運営継続が困難な状況が続いています。その結果、利用料の値上げを避けられないと聞いています。

今後、国の制度見直しの内容によっては、さらなる利用料上昇が生じ、高齢者が入居を継続できず、いわゆる介護難民が発生する可能性が高いと危惧しております。

物価高により厳しい経営環境にある有料老人ホームへの県の支援について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 有料老人ホームにつきましては、介護の必要な方も含め、入居者の多様なニーズに応える、高齢者の住まいの受皿としての役割を果たしているものと認識しております。

このため県では、補正予算案で計上しております医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業において、介護サービス事業所に加え、有料老人ホームも対象とし、定員1人当たり1万6,000円の支援金を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることとしております。

県としましては、引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、施策の推進に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。住まいと介護の両面を安定的に確保する中長期の仕組みづくりが不可欠であると思います。県には、施設設備、人材確保、低所得高齢者の住まい支援を一体で進めていただくことを提言いたします。

続きまして、来年本県で開催される国スポ・障スポについて伺います。

過去、昭和54年の本県開催の国体において、県民総参加の体制づくりと競技力向上策を両輪として、天皇杯獲得を果たしました。しかし、昨年の滋賀国スポ、一昨年の佐賀国スポにおいても本県の順位は伸び悩み、競技力の底上げが十分に進んでいるとは言い難い状況であると思います。

残された1年半余りの期間で、競技団体の強化計画、ジュニア育成、指導者配置、企業・学校との連携強化など、1年半後に迫った宮崎国スポ天皇杯獲得に向けた競技力向上に関する進捗状況はどうか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺

います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポでの天皇杯獲得に向け、まず、成年種別の競技力向上につきましては、高い競技力を有する競技力向上推進員やふるさと選手等を令和9年度までに約280名確保する計画としており、令和7年4月時点の112名から、県内企業等とも連携しながら、目標数に向けて、現在、順調に確保を進めている状況です。

少年種別の競技力向上につきましては、宮崎国スポで主力となる現在の高校1年生から中学1年生までのターゲットエイジが、この春からいよいよ各チームの中核となってきた状況で踏まえ、各競技団体と十分に連携しながら、新体制となったチームの強化練習や県外遠征等に鋭意取り組んでおります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

知事は、宮崎国スポ・障スポをスポーツランドみやざきの確立に向けた大きな契機と位置づけて、開催県として天皇杯獲得を明確なゴールと掲げていらっしゃいます。

天皇杯獲得に向けて、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のように、ここ2大会の国スポでは、設定した目標に届かず、厳しい結果でありましたことから、競技団体と緊急会議を開催し、危機感を共有するとともに、強化計画の改善を図っているところであります。

現在、様々な競技団体が、国内でも有数のアドバイザーを招聘し、レベルアップ、強化に取り組んでおり、私自身もその強化の現場を直接訪問し、選手や競技関係者を激励しておりますが、着実に競技力の向上につながるものと期待しておるところであります。

先日行われました国スポ冬季大会におきましては、南国宮崎としては、冬季大会での成績に苦戦しているところではありますが、今回の大会では、平成8年以来、30年ぶりの入賞をし、青森国スポの本大会に向けて、勢いのつくスタートを切ることができたところでもあります。

宮崎国スポにおいて天皇杯を獲得することは、県民の皆様に夢や感動を与え、郷土愛を育むとともに、スポーツランドみやざきのさらなる発展にも大きく貢献する、本県にとって大変意義あるものと考えております。

引き続き、天皇杯獲得という高い目標を掲げ、官民一体となり、競技団体とも連携しながら全力で取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。残された1年半という限られた期間で天皇杯獲得を実現するためには、これまで以上に組織の実効性とトップの思いが結びついた、官民一体となった強力な推進体制が不可欠であります。過去の天皇杯獲得が現在の宮崎のスポーツ基盤を築いたように、今回の大会を未来への投資と位置づけて、組織連携の実効性と強化施策の加速を強く提言いたします。

国スポ・障スポ時の警備計画について伺います。

現在、警備業界の有効求人倍率は全国的に6倍を超え、離職率も20%から30%と高水準で推移しております。

本県では、公共事業の前倒し発注や災害復旧工事が続き、建設現場における交通誘導警備の需要が高止まりしているため、警備員の確保が一層激化していると聞いております。

こうした状況下で、大会期間中に必要な警備人員を確保するためには、早期に警備業界、建設業界、自治体が連携し、需要の平準化や現場

調整を図る体制が不可欠であります。

宮崎国スポ・障スポを円滑に実施するため、県はどのように警備業務に取り組んでいくのか、国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポ・障スポでは、来場者の安全確保や混乱防止を目的とした雑踏警備や交通誘導整理、入場の管理などの警備業務が行われます。

このため県では、警備等に関する専門委員会を設置し、関係者の意見を伺いながら実施計画等を策定するとともに、競技会を実施する市町に向け業務の手引を配布するなど、計画的に取り組んでおります。

また、大会期間中は、警備業務における人員確保に加え、宿泊、輸送への影響が想定されるため、会期中の公共工事の抑制やイベントの自粛などについて、関係機関に依頼しているところです。

今後とも、安全かつ円滑な大会運営に向け、万全な警備体制の構築に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。大会運営に向けて、関係団体、市町村とも連携を強化いただき、準備をお願いいたします。

続きまして、外国人材確保・雇用対策について伺います。

令和9年に、技能実習制度から育成就労制度へ制度変更が進められ、大きな転換点を迎えます。本県は、日本滞在の資格別で、技能実習生の割合が令和6年10月の厚労省の統計で56.6%と、国の平均の倍以上の比率となっています。育成就労制度の変更により、県内産業の人材確保・維持に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

育成就労制度への移行に伴う課題とその対策

について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 育成就労制度では、転籍要件の緩和等により、労働条件のよい都市部への人材流出などが懸念されることから、人材の確保と併せ、定着につなげるための仕組みづくりが大きな課題であります。

このため県では、今年度開所した外国人材受入・定着支援センターにおける、企業側の受入れ体制整備へのアドバイスや、雇用された外国人材のキャリアアップへの助成など、様々な支援を行っているところです。

加えて、受け入れ後のミスマッチの防止を図るため、海外の送り出し機関との連携強化による外国人材の入国前教育の充実や、県内事業者のニーズを踏まえたマッチングを行う事業を当初予算案で計上するなど、安定的かつ効果的な人材の確保及び定着に向け、全力で取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。国内外関係する機関との連携の強化等、既存の海外人材の継続雇用が図れるよう、様々な施策展開を要望いたします。

続きまして、介護人材におけるマッチング支援事業の成果と今後ということでお伺いします。

本県の介護職員は、令和8年度に2,563人、令和22年度には7,771人の不足が見込まれ、深刻な人材確保難が続くとされています。この需給ギャップを踏まえると、外国人介護人材の受入れと定着は、県の介護基盤の維持に不可欠です。特定技能介護人材が、令和5年207人から令和6年427人と倍増してきました。

外国人介護人材マッチング支援事業の成果と外国人介護人材に係る今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本事業では、インドネシアなどで実施した海外PRにおいて、介護事業者が関係者と意見交換し、現地の状況を把握することで、受入れに向けた事業者の積極的な取組が見られるようになり、この2年間で、17事業所、50人のマッチングが成立しております。

また、県内の外国人介護人材数は、令和7年6月で838人と、ここ2年間で倍増しております。

今後は、より積極的な取組が重要となりますので、事業者等が行う海外現地での採用活動等を支援する外国人介護人材獲得強化事業を来年度予算案に計上しております。

県としましては、これまでの取組を継続するとともに、今後の国の動向も踏まえつつ、外国人材の確保・定着の取組を進めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。ここ2年で外国人介護人材数が倍増していると。非常に進歩していると感じております。引き続き、外国人介護人材獲得強化事業もしっかりと対応いただくようお願いいたします。

最後に、移住・UIJターンと就職・転職の取組について伺いたいと思います。

移住・UIJターンでは、暮らしと仕事が、多様な働き方が進む中でも切り離せない状況であります。県の相談窓口の状況は、移住・UIJターンが総合政策部、就職・転職が商工観光労働部で施策の展開が進められております。

まず、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターについてであります。

本県のUIJターンの動向を見ると、国や県の支援はあるものの、市町村の厚い移住補助金制度もあり、近年、世帯数の実績を伸ばしてきました。

しかし、東京ふるさと回帰支援センターの統計で相談件数の実績を見ると、さらに移住世帯数を伸ばせるのではないかと感じます。

県は、東京をはじめ、大阪、福岡、宮崎の4拠点に相談員を配置し、移住相談体制を整備しています。

宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの役割や相談実績について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 東京、大阪、福岡、宮崎の4か所に設置する宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターでは、本県への移住を検討する方に寄り添い、後押しをするため、生活環境や移住支援金をはじめとした支援制度等を案内するとともに、就職に向けた県内企業とのマッチングを行っております。

センターへの令和6年度の相談件数は、前年度比約15%増の2,218件となっており、関心の高まりを感じておりますが、引き続き、窓口をPRするイベントの開催や、接遇等の研修実施による相談員の資質向上にも取り組んでいくこととしております。

今後とも、このような取組を通して窓口の利用者を増やし、さらなる移住促進に努めてまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。

続けて、ふるさと宮崎人材バンクについて伺いたいと思います。

ふるさと宮崎人材バンクは、商工観光労働部が運営し、UIJターン希望者と県内企業をつなぐ求人マッチング機能を担っています。宮崎への移住や転職に関心が高く、宮崎優先の方には大変期待される仕組みであると思います。

UIJターン就職の促進に向けて、ふるさと宮崎人材バンクの機能強化が必要と考えられま

すが、今後の県の取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） ふるさと宮崎人材バンクによる令和6年度の就職決定者数は185名であり、前年度から増加したものの、県総合計画アクションプランの最終目標である令和8年度260人の達成には、なお乖離がある状況です。

このような中、議員御指摘のように、人材バンクにおける相談対応や掲載情報などについて、より一層の充実を図る必要があると考えております。

このため来年度、求職者に対するキャリアコンサルティングや企業に対する個別相談等を実施することで、人材バンクのマッチング機能を強化することとしており、新たに専任のコーディネーターを配置するため、必要な経費を当初予算案に計上しております。

今後とも、積極的に必要な改善を図りながら、U I J ターン就職の促進に取り組んでまいります。

○本田利弘議員 ありがとうございます。今後は、相談窓口の機能を単なる情報提供にとどめず、就業支援、企業マッチング、移住後フォローまで、一体的に強化する必要があるかと思えます。

U I J ターンでは、暮らしと仕事が不可分であるにもかかわらず、相談者のニーズが部局間をまたぎ、支援が分断されるのではないかと懸念されます。

次を要望いたします。移住から就業、定着まで一体的に支える体制を構築していただきたいということ、求職者へ必要で正確な情報を適切な表現でサイト上にしっかり掲載していただきたいということを要望したいと思います。

以上、宮崎県総合計画から農業、林業、教育行政職、港湾行政等について質問いたしました。事業を展開していくに当たり、県民の皆様の声を受け止め、向かう方向としては「安心と希望の宮崎をつくる」であります。根底にある基本理念をよりどころに、目的を明確にして、ぶれない政策を実現していくことが重要であります。この理念実現を目指して、日々取組を続けてまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、今議会をもって退職される同年齢の皆様、長い期間、県政運営に携わっていただきまして本当にありがとうございました。

今後も地域に貢献いただくよう心からお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時58分散会

3月5日（木）

令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（34名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

欠席議員（1名）

32番	濱砂守	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 議案第81号追加上程

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第81号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第81号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案第81号の概要について御説明申し上げます。

当議案は、小学校において発生した職員負傷事故に係る損害賠償請求控訴事件の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決に付するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山 衛議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自由民主党の齊藤了介でござ

います。私は今回、宮崎県の教育と人づくりというテーマで御質問させていただきます。

我々政治家の仕事というのは、国や都道府県、市町村、それぞれの住民の幸せをいかにしてつくっていくのか、幸福な社会をいかにしてつくっていくのかでありまして、総理大臣をトップに、国会議員、都道府県の首長さん、市町村の首長さん、そして我々議会人たちが、どうすれば世の中がよくなっていくのか、毎回私も車を運転中によく考えるんですけども、行き着くところは人づくり、どうすれば宮崎の人たち、子供たちを、将来、宮崎を、そして国を担ってくれる人に育てることができるのか、そういったことを常に考えるものですから、教育、人づくりについて御質問させていただきます。

何が正解か答えのない分野ですので、非常に難しいんですけども、今回、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、そして特別支援学校、学校司書、司書教諭、あらゆる分野の皆様にご直接面会しまして、それぞれの分野における課題だとか、皆さんが何を思っているのか、何を苦しんでいらっしゃるのか、そういったことを聞いてまいりました。

言霊という言葉があります。私も議員として魂を込めて訴えてまいりたいと思いますので、ぜひ御答弁いただく知事、教育長、そして担当部長におかれましても、誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず質問ですけども、本県や我が国をつくっていくのは人であり、人を育てていく教育や人材育成、人づくりこそが、政治が力を注いでいかなければならない最も重要な課題であると考えます。

知事もこの世に生を受けてから、家庭や学

校、職場の中で多くの師や先輩から教えを受け、自らも学び続けられていると思いますが、知事5期目を目指される立場としまして、これから本県に生まれ育っていく子供たちの教育環境をどのように整備していかれるお考えかお伺いいたします。

次に、教育長にお尋ねします。

教育長は、長年、行政職員としてお仕事をされ、今年度より県教育長として本県教育行政のトップに立たれ、県内の先生方と一緒に本県の子供たちが幸せな人生を送るための環境整備に努められています。

私は当初、教師ではない方が教育長をされることが、果たしてよい教育行政につながるのか疑問を持ったのでありますが、吉村教育長のお話ですとか、日隈副知事が教育長時代のことを聞かされた時に、その疑問が間違いであったと反省しております。

知事部局出身者として、吉村教育長の本県教育への思いやミッションをお伺いいたします。

以上を壇上の質問とし、以下は質問者席からさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。教育環境の整備についてであります。

我が国の未来を切り開くのは人であり、とりわけ子供たちは、地域の宝、社会の希望であります。次代を担う子供たちの育成は、知事として取り組むべき使命だと受け止めております。

私の好きな映画に「ブータン 山の教室」というものがあります。都会から僻地の小学校に赴任してきた若い教師と、村人や子供たちとの交流を描く感動作なんですけど、その中で、子供が将来先生になりたいと。なぜかと聞かれたときに、その子供が「先生は未来に触れることができる」と。すごいコメントだなと感心したこ

とがあります。教育の原点は、よき師や友人、地域との出会いを通じて、自らの可能性に気づき、学ぶ喜びを心から感じることでありまして、この生徒のコメントにもそこが表れているものと考えております。

私自身、多くの温かい支えの中で成長してきた経験から、人は豊かな人間関係の中でこそ育まれるものと実感しております。

就任以来、毎年、私自ら学校を訪れて授業を行う「知事の白熱教室」という取組を進めております。週明け9日も高鍋農業高校を訪れまして、畜産科学科で授業をすることとしておりますが、こうして多くの子供たちと交流し、その無限の可能性を肌で感じ、いかなる環境にある子供たちも、ひとしく夢や希望を抱くことができるよう、教育の充実のために様々な取組を行ってまいりました。

引き続き、宮崎の将来を担う子供たちが希望ある未来へ挑戦できるよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（吉村達也君）〔登壇〕 お答えします。本県教育への思いやミッションについてであります。

私は、教育長就任に当たり、教育行政の経験がないことから、組織のマネジメントや課題の解決に向け、まずは学校現場を知るため、全ての県立学校と可能な限り小中学校も訪問し、先生方と意見交換を重ねてまいりました。

そこで感じたのは、先生方の教育への深い情熱や子供たちに対する温かい思いです。一方で、様々なニーズや要求への対応に追われ、先生方が本来担うべき役割を果たすことができないという現状も知ることができました。

このため、先生方が子供たちにしっかり向き合える時間を確保し、先生を志した当時の情熱

を持ち続けられるよう、まずは働き方改革を進める必要があると認識したところです。

その上で、学力向上や不登校支援、高校教育や部活動の改革など、様々な課題に正面から向き合い、教育委員会事務局職員と一丸となってその解決に全力を尽くしていくことで、学校現場をしっかり支えてまいります。以上であります。〔降壇〕

○齊藤了介議員 この世に誕生してから、最初の段階の人にとっての教育というのは幼児教育なんですけれども、幼児教育の課題について幾つか御質問させていただきます。

人間形成の土台は幼児期に形成されます。この時期に家庭でたっぷりと愛情を注いで、しっかりとしつけをしていくことが大事です。しかし、年々家庭の教育力が低下しているように感じられます。

県は平成28年から、宮崎県家庭教育支援条例を制定され、毎年度、議会に対し家庭教育支援の取組実績を報告しているものの、家庭の教育力向上の成果につながっているとは感じられません。

家庭教育支援に関する現状と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、保護者が子供に対し、基本的な生活習慣を身につけさせ、自立心を育み、心身の調和の取れた発達を図る上で大変重要なものです。

このため県では、家庭教育支援条例の基本理念を踏まえ、県の責務として、家庭教育の支援に関する施策を総合的に進めております。

さらに教育委員会では、今年度から支援が十分に行き届いていない方々に対して、地域の支援者や学校、福祉関係者などのチームによるア

ウトリーチ型の支援に取り組んでおります。

今後も、子供たちが地域の宝として、社会全体から愛情を受け、健やかに成長できるよう、家庭教育の支援に努めてまいります。

○齊藤了介議員 今、支援が十分に行き届いていない家庭があるというお話でしたけれども、私もずっとPTA活動等を通じていろんな御家庭を見ていく中で、自ら行政だとか学校側と一緒に行動される御家庭であれば、いろいろと取組が展開されると思うんですが、全くそれをされようとしないう御家庭があるという現実の中で、そこらあたり本当に大変だと思いますけれども、よろしくお伺いいたします。

次に、保育士支援について伺います。

都城市では、保育士サポーター配置事業として、保育所などで清掃業務や行事の準備など、保育士の補助業務を行う保育士サポーターの配置を支援しています。保育士が本来の保育業務に専念できるほか、業務負担の軽減にもなりまして、保育士の職場定着につながることから、私は県内全域で取り組むべきすばらしい事業ではないかと考えます。

子ども・若者プロジェクトで「日本一生み育てやすい県への挑戦」を掲げている宮崎県として、保育士サポーター配置など、保育士の職場定着に向けた県の取組を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 幼児期の子供を支える保育士の職場定着を図ることは、大変重要であると認識しております。

このため県では、宮崎県幼児教育センターに配置した、保育所のマネジメント経験等を有するスーパーバイザーによる施設職員への保育内容や人間関係に係る相談対応のほか、管理職向けの研修を実施しており、参加者等からは、

「実践的な保育技術を学ぶことができた」「今後、職場環境の改善に生かしたい」などの声をいただいております。

このほか、保護者との連絡や子供の登園管理を行うアプリの導入などＩＣＴ化を推進し、保育士の業務負担軽減も図ること等により、職場定着に取り組んでおります。

○齊藤了介議員 一般社団法人宮崎県幼稚園連合会と意見交換をする中で、昨日も荒神議員がこのお話をされていたんですけども、発達障がい等、特別な支援を必要とする園児を受け入れる園に対しまして、職員の人件費等の補助を行う幼稚園特別支援教育経費補助金があるものの、加配を受けるための保護者の同意が得にくいとの話を伺いました。

我が子の障がいを受け入れることに抵抗があり、令和7年9月議会の代表質問でも、日高博之議員がこの件について質問されておりますけれども、部長答弁で「早期支援の必要性に対する保護者の理解促進のため、幼稚園等や市町村との連携を図る」とあったのですが、具体的にどのような取組をされているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 特別な配慮を要する子供に適切な支援を行うためには、保護者に、発達の特性を理解し、受け入れていただくことが大変重要であります。

このため県では、宮崎県幼児教育センターにおいて、保護者に助言等を行うことを目的として、施設職員が発達の特性に係る専門的知識や子供との信頼関係を築くための心理学的技法を学ぶ、ペアレントトレーナー養成講座を実施しております。

また、保護者が身近な地域で相談ができるよう、県内10か所において「そうだんサポートセ

ンター」を設置しているほか、各種講演会等の場においても理解促進を図っております。

○齊藤了介議員 次に、保育士不足のことについてお伺いいたします。

本県の保育所、幼稚園、認定こども園におきまして、保育士及び幼稚園教諭の不足は極めて深刻な状況にあり、新規採用、中途採用ともに著しく困難となっております。求人を長期間継続しても応募がない事例や、複数回募集しても採用に至らない事例が各地域で発生しており、現場は限界に近い状況にあります。

県は、宮崎保育士・保育所支援センターを設置し、保育士確保対策に努めているものの、県内の保育現場ではまだまだ人材不足の解消には至っておらず、別な手だてが必要ではないでしょうか。

平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる地域限定保育士制度が創設されており、認定を受けた地方公共団体において、地域限定保育士試験の実施が可能となっております。

このたび、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県が認定地方公共団体として認められ、今後も各地方公共団体が保育士確保策としてこの制度を活用すると考えられます。

荒神議員もこの件を取り上げていましたが、子ども・若者プロジェクトで「日本一生み育てやすい県への挑戦」を掲げている県として、県内における保育士確保の現状と、昨年10月に一般制度化された地域限定保育士制度を本県でも導入すべきと考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 様々な産業分野で人材確保が喫緊の課題となっておりますが、その中

でも、子供の健やかな育ちを支える保育士を確保し、保育環境を充実させていくことは、大変重要な課題であると認識しております。

御質問の地域限定保育士制度については、都道府県が保育士確保のための措置を講じてもお、不足するおそれが特に大きいと国が認めた場合に限り、試験を独自に実施できると、そういう制度であります。

県内における保育士確保の現状につきましては、国の配置基準はおおむね満たしているものの、保育施設等や関係団体からは、休暇取得やきめ細やかな保育をしていくという観点からは必ずしも十分ではないと、そういう現場の声も伺っております。

県では、就職あっせんを行う保育士・保育所支援センターの体制整備や機能強化、修学資金貸付の要件緩和を今年度から実施しているところでありまして、まずはこれらにしっかりと取り組むこととしております。

御指摘の制度導入については、現時点では予定しておりませんが、今後、これらの県の取組実績を検証した上で、適切に判断してまいります。

引き続き、保育人材の確保を進めることにより、日本一生み育てやすい県を実現してまいります。

○齊藤了介議員 今、知事のほうから現状に対する御認識の答弁がありましたけれども、本当にそのとおりだと思います。

県の保育士・保育所支援センターを訪問しまして、センター長であるとか職員の方に今のマッチングの状況なんかを聞きますと、成果は出ているということでした。

しかし、それ以上に慢性的な保育士不足が続いておりまして、求人のホームページを見せて

もらったんですけれども、それはそれは物すごい数の保育士に対する求人募集の掲載がずらっと出てきて、それが成果に至っていないということなんです。

ですから私は、マッチングも大事なんですけれども、そもそも論で保育士の絶対数を増やしていくのが必要じゃないかと思っていまして、だからこそ、ぜひ地域限定保育士制度を、他県では先ほど紹介した県が取り組むということで、宮崎県も後を追いかけてやっていただきたいと思います。部長、ぜひ職員を先ほどの府や県に派遣していただいて、しっかり検証してください。お願いいたします。

前回の議会の中で、ある保育園が卒園式で、「あたりまえ」の詩を子供たちに暗唱させて発表させているという話をしたんですけれども、今回、私は、ある幼稚園を訪問しまして、それはそれは本当に見事な、理想的な教育をされているところでした。

幼稚園なんですけど、小学校の学習を既に始めていて、数に対する概念を園児に理解させるために、いろんな道具を使って数字というものを理解させたり、びっくりしたのが、昭和の時代によく同級生とかも通っていたそろばん、園の中にそろばんの教室があって、商業高校を退職された先生をお招きして、そろばんの授業をやったりしていました。

それから、後ほど読書教育の話もするんですけれども、その園には、「こどもドラッカーのことば」「こども孫子の兵法」「小学生のための論語（朋あり、遠方より来る、また楽しからずや）」といった本とか、あと廊下には英語の絵本が置いてあって、子供たちが本当に日常の園の生活の中で本になれ親しんでいました。

あと食育に関しても、給食室の前に給食のメ

ニューが貼り出されていて、園長先生が教えてくれたんですけども、魚のマヨネーズ焼きだけでは子供たちは何の魚か分からないと。だから、きちっと横にサケとか、白身魚のフライオーロラソースの横にはホキとか、魚のゴマ焼きにはサゴシとか書く、そういった教育をされていました。

園の中だけじゃなくて、外遊びにもすごく力を入れていらっしゃるということで、私は昭和の時代に生まれ育った人間として、外で走り回って、友達と時には取っ組み合いのけんかをしたり、集団の中で子供たちがいかに上手に他者と共存しながら生きていくかを学ばせていなくちゃいけないんだなというのを園のほうで教えていただきました。

その園の廊下に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」と貼ってあって、1つ目が健康な心と体、2つ目が自立心、3つ目が協同性、4つ目が道徳性・規範意識の芽生え、昨日も荒神議員、先日も野崎議員が道徳の話をしていました。5つ目が社会生活との関わり、6つ目が思考力の芽生え、7つ目が自然との関わり・生命尊重、8つ目が数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、9つ目が言葉による伝え合い、10番目が豊かな感性と表現ということでした。

こういったよい取組をされている園も、ぜひ現場を見ていただいて、いろいろヒントがあると思いますので、それが県全域に広がって、県内の子供たちが本当にいい成長をしてくれることを望んでおりますし、知事、教育長、そして福祉保健部長には、再度、人づくりの原点となる幼児期教育の重要性を認識していただいて、本県に生まれ育っていく大切な子供たちを、家庭や現場の先生たちと一緒に育てていっ

てほしいということを願って、次の質問に移ります。

次に、小中学校の課題としまして、通信機器、SNSの危険性についてお話しします。

国が行いました、小中学校、高等学校における不登校の状況について調査した資料を見ますと、生活リズムの不調に関する相談、学校生活に対してやる気が出ない等の相談がほかに比べて高い数でありましたが、私はスマートフォンがかなり影響しているのではないかと感じています。

現場の先生からも、昼夜逆転している児童生徒が一部見受けられると耳にしたんですが、動画ですとかSNS、ゲーム等にはまってしまう、生活のリズムが壊れている児童生徒がいるようです。

県の教育委員会が調査しました、令和7年度児童生徒の携帯電話・スマホ等の使用状況に関する調査結果概要を見ますと、自分用の携帯電話・スマホの所持状況は、持っていると答えた小学生が50.1%、中学生が86.6%、高校生が99.2%でした。

オーストラリアが16歳未満のSNS禁止法を施行したのをきっかけに、フランスやスペインでも法律をつくる動きがあるようです。

日本でも、愛知県豊明市が小中学生のスマホ使用時間を1日2時間以内とする条例を制定したり、東京都新宿区や三重県尾鷲市がノーメディアデーの取組をしているようですが、県内ではどのような取組があるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） スマートフォンの過度な利用による学力低下や健康への影響、また、情報モラルの欠如によるネット上でのトラブルが社会問題となっております。

このため県教育委員会では、スマートフォンやネットの適切な取扱いをまとめた、小学生向けと中高生向けの「GIGAワークブックみやぎ」を作成しており、各学校では、この教材や外部講師等も活用しながら、SNSの危険性や長時間使用による健康への影響等について具体的な指導を行っております。

また、県PTA連合会では、スマホの電源は夜9時になったら切ることなど、「子どもを守るネットモラル5か条」を整理し、家庭への啓発を行っております。

引き続き、学校や家庭と連携して、スマートフォン等の適切な利用を促してまいります。

○齊藤了介議員 東京出張の際に電車に乗りますと、ほとんどの乗客の方がスマホを触っている光景を目にいたします。宮崎でも、スマホを見ながら歩いている人、レストランに入ってもカップルや家族が会話もせずに、それぞれがスマホをいじっている光景を見るたびに異様に感じるのは私だけでしょうか。

私たちが子供の頃には存在しなかったスマホのような機器が、生まれながらにそばにある今の子供たちにとって、使い方を誤ると子供の健全な成長に影響を与えるという重大な問題を含んでいるのではないかと日々感じております。

大人がやっているから子供がまねするのも仕方ないと諦めそうになりますが、県の青少年育成県民会議においても「大人が変われば子どもも変わる県民運動」などに取り組まれており、子供たちを守っていかなければならない大人の一人としては、県民総ぐるみで通信機器やSNSの正しい使い方を実践することが、青少年の健全な育成を図る上で大切だと思いますが、知事はどのようにお考えになられているかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） スマートフォンは、私たちの生活に定着し、非常に便利な機器、そして非常に有用なコミュニケーションツールではありますが、使い方次第では様々なリスク、人と人とのつながりを希薄化させる、そういったものと認識しております。

私も実家に帰りましたときに、おいつ子たちがずっとうちの中でゲームをやっている。外へ出て体を動かせと度々思うんですけども、どちらかというところでは煙たがられているところではありますが、目への影響、様々な影響を心配しております。そこに最近、私の2歳半の孫にはスマホを使わせない、孫がいるところではおいつ子たちはゲームができないというルールを導入したので、また不満がたまっている。その孫のスマホ利用の制限もいつまでもつだらうかと思うぐらい、やはり子守に重宝する。そういう面で若い御両親がスマホを使う。そのようなところもリスクがあるものと考えております。

長時間使用による健康面への影響や、犯罪につながる有害情報などの問題も指摘されているところでありまして、子供たちに適切な利用を促す上で、まずは大人自身が適切に利用することが、子供の模範となるべき立場にある者の責務であると考えております。

県ではこれまで、学校や保護者会等にメディア安全指導員を派遣し、スマートフォンの安全かつ適切な利用について啓発するとともに、青少年非行防止県民総ぐるみ運動等を通じて、機運の醸成を図っております。

県としましては、次代を担う青少年がデジタルツールを適切に活用し、変化の早い情報社会にあっても、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

○齊藤了介議員 知事も同世代ですので、話を

聞いて、そのとおりと本当に言いたいんです。

我々世代がやかましくやっていきましょう。

次に、タブレット授業の問題点について御質問します。

先日の野崎議員の質問でもありましたタブレットを使った授業ではありますが、話にもありましたように、積極的に教育のデジタル化を推進してきたスウェーデンは、タブレットの長時間利用による健康や発達への悪影響や学力低下を理由に、情報端末を使う機会は残しながらも、手で書く時間を大幅に増やす方向に転換しております。アメリカでも半数の州が同じように方針転換し、手書きの授業を復活させ、子供たちには鉛筆やペンで紙に書かせる授業に戻しています。このことで国語の学力は大幅に向上したようです。

野崎議員の質問に対し教育長は、「デジタルと紙のそれぞれのよさを生かした学びを適切に併用していくことが重要」と御答弁されておりましたが、タブレットと紙のそれぞれのよさを生かした学びを実践するために、具体的に県内各学校の先生に対して、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 紙やノートに書くこととICTの活用を目的に応じて組み合わせることで、思考の深まりや学びが広がり、さらなる学力向上が図られるものと考えております。

本県では、予測困難な時代の中で求められる確かな学力を児童生徒に身につけさせるため、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を推進しており、各学校では、子供たちが基礎的な知識を身につけるため、教科書を読んで分かったことや気づいたことをノートに鉛筆で書いたり、タブレットを使って友達と意見を共有し、考えを深めたりする学習を、それぞれ繰り返し

返しながら行っております。

教育委員会では、このような学びがさらに広がるよう、教員に対し、その指導効果や指導の在り方について学ぶ研修等を行っており、今後も、学力向上につながる実践を現場の先生方と共に進めてまいります。

○齊藤了介議員 2020年の世界的ベストセラーになりましたアンデシュ・ハンセンさんが書かれた「スマホ脳」、以前私も読んで、もう一回ちょっと読み返したんですけども、ここにも書かれていました。スマホみたいなデジタル機器が脳に与える影響について、スティーブ・ジョブズとかビル・ゲイツとか、こういったものを作っているIT企業のトップの方たちが、我が子にはある一定の年齢になるまで触らせていないということで、その危険性を物語っていると思いますし、ぜひ教育長の御答弁にありました、特に低学年におかれましては、読み・書き・計算の反復練習を徹底していただいて、考える力の土台をつくっていただきたいと思います。

次に、読書教育について御質問します。

人が学ぶ上で大事なツールの一つが本です。私自身も子供の頃には本を読んできたほうではないんですけども、大人になって本から学ぶことの大切さや楽しさが分かり、本を好きになりました。自分の部屋にも、もちろんトイレとか寝床にも本が結構置いてありまして、親になってからは、我が子だけではなく、多くの子供たちに本の喜びを伝えたい思いで、小学校でも読み聞かせサークルに入り、お母さんたちと一緒に長年読み聞かせを行ってきました。

本県が宮崎県生涯読書活動推進計画を策定され、「日本一の読書県」を目指すことを打ち上げたことは素晴らしい取組であると評価します

が、令和2年度からは「読書県みやざき」に変更したことは残念に思っています。

永山議員も御質問されておりましたが、読書活動を推進していく上で重要となるのが、司書の存在です。司書は、図書館法に基づく国家資格であり、図書の選定、購入や整理、分類、貸出しや調べもののサポートといった、私たち県民の読書活動をサポートしてくれる専門職であるのですが、残念ながら司書に対する評価が低過ぎると感じています。

令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査結果の中の都道府県・指定都市別の学校司書の配置状況を見ますと、九州の中で本県だけが平均以下となっており、まずは学校司書の配置について全国平均に持っていくべきと考えます。

また、学校司書の待遇を見ますと、多くがパート勤務や会計年度任用職員であることから、子供たちの学力向上に寄与する学校司書の待遇面を向上させていくことや、ほかの仕事との兼任ではなく、学校図書業務に専任させることも必要と考えますが、「読書県みやざき」の推進に向けての一步進んだ取組や考えはないのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 読書は、心に安らぎをもたらし、好奇心をかき立て、人生を豊かにすることから、県民が生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやざき」の推進に取り組んでおります。

これまで、子供に読書習慣を育む読み聞かせボランティアの育成や、学校司書の配置を含む学校図書館の充実、いつでも、どこでも読書ができる「ひなた電子図書館」の導入などを行っております。今後はさらに、地域ぐるみで読書推進を図るため、図書館職員や学校司書、書店

員等が連携したモデル的取組の構築も検討してまいります。

変化が激しく、様々な情報があふれ、慌ただしい生活になりがちな時代だからこそ、一人でも多くの県民の方々へ、本を手にとることによって心が落ち着き、ページをめくるごとに新たな知識や知らない世界に触れることができる読書の魅力をしっかり伝えてまいります。

○齊藤了介議員 以前もこの議場で御紹介したんですけれども、県議会の図書室には司書の方がいらっしゃるって、毎月、私たちに写真入りで紙とメールで新書の紹介してくださったり、その本の内容について簡単にコメントを書いてくださっているんで、興味がある分野の本の情報がすぐに分かるようになっています。

我々の政策力向上に非常に役に立っておりますして、その経験をしている者からも、ぜひ学校司書をはじめとした司書の方々が、安定した雇用の中で、司書の仕事に誇りを持って仕事ができる環境を整備していただきたいと思います。

以前、二見議員か福田議員が御紹介された「致知」という本があるんですけれども、ここに読書立国についての記述がありまして、戦国の英傑、信長、秀吉、家康の中で、庶民に教育を施したのは家康だけだと。イギリスのブレア元首相が「7歳の児童たちの読書量が将来の世界における英国の位置そのものである」ということをおっしゃっているそうです。

江戸末期の識字率は9割を超え、世界で群を抜いていたそうです。数学者の藤原正彦氏の書かれた「国家と教養」の中で、このように言われています。江戸末期に江戸に来たイギリス人たちは、普通の庶民が本を立ち読みしている姿を見て、この国は植民地にできないと諦めたそうです。自国を統治できない無能な民のため

に我々が代わって統治してあげるとというのが植民地主義の論理で、庶民が立ち読みする光景が英国にはないものだったそうです。

「読書は国防となるのです」、本を読まない国民が増え、次々と書店がなくなることには警鐘を鳴らす言葉だと思います。本県が読書立県を目指すことにつながっていただきたいと思います。次、次の質問に移ります。

次は、食育についてお尋ねします。

子供たちは、家庭や学校、保育園等で食べる日々の食事から栄養やエネルギーを摂取し、成長しているのですから、食育といった食に関する学びは、とても重要であると考えます。

以前の一般質問で、味覚の授業について質問しましたが、県内の小学生たちに食の大切さを伝える、すばらしい取組であると改めて評価します。

また、子供は外で自然に触れ合いながら遊ぶことも大事な活動の一つです。本県には、身近に山や川、海といったすばらしい自然があり、農地もたくさんあります。子供たちに農業体験を数多くさせてあげることが、自分たちがふだん食べている食について考えるよいきっかけにもなり、土いじりをする事で心の安らぎも感じられるのではないのでしょうか。

食育について、県教育委員会ではどのように推進していくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 食育は、子供たちが生涯にわたって健全な心身を養うための基礎となるものであります。

各学校では、給食で使用する地域食材の学習や、食に関する正しい知識の習得に加え、農業体験として、作物を栽培することにより、食への感謝の気持ちを醸成するなど、教育活動全体を通じた取組を行っております。

また、教育委員会では、栄養教諭の配置や食育推進校の指定のほか、「弁当の日」の取組を推進しており、子供たちは、栄養バランスや彩りを考え、オリジナルの弁当を作ることにより、毎日の食事の大切さに気づき、家族への感謝の気持ちが育まれております。

今後も、子供たちに望ましい食習慣が身につくよう、学校と家庭、地域が連携した取組を推進してまいります。

○齊藤了介議員 次に、県立高等学校の課題についてお伺いします。

2026年度の県立高校一般入試の志願倍率が0.68倍と、2000年度以降で最低となりました。私立高校授業料の無償化等の影響と考えられますが、私立高校との競争がさらに激化していくことが予想される中で、教育委員会ですとか県立高校の先生方には、これまで以上の責任が課せられていくと思います。

地域を守っていくためにも、県立高校をなくしてはならないと考えますが、令和8年度入学者選抜の志願状況を受けて、今後どのようにして県立高校を維持していけるのか、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 県立高校は、地域コミュニティの核として、地域の将来を担う人材の育成を担っておりますが、令和8年度の志願状況を見ると、中山間地域の学校は特に厳しい状況にあります。

このため、地域ごとに少子化の進行状況や今回の志願状況を詳細に分析した上で、将来にわたり持続可能な学校として存続するために、新たな学科創設等による魅力化、遠隔授業の活用による多様な学びや少人数ならではの学びの提供、学科再編等による規模の適正化などについて、早急に検討していく必要があります。

なお、検討に当たっては、今年度導入したコミュニティ・スクールを活用して地域や保護者の意見を十分に踏まえるとともに、今般、国より示された高校改革促進事業等を活用し、先駆的な事業の構築も図っていくこととしております。

○齊藤了介議員 教育長、この高校教育の中で、あと2問通告しておりますけれども、ちょっと時間の関係で2つを飛ばして、特別支援学校のほうに移らせていただきます。

文部科学省が公表しています、平成25年から令和5年までの10年間の特別支援学校等の児童生徒の増加の状況を見ますと、10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少しているにもかかわらず、特別支援教育を受ける児童生徒は倍増しています。特に、特別支援学級の在籍者数は2.1倍、通級による指導の利用者数は2.3倍に増加しているようです。

本県の特別支援学校及び小中学校の特別支援学級における在籍者数と、小中学校の通級による指導を受けている児童生徒数の推移を、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） まず、特別支援学校の在籍者数につきましては、令和7年度は1,387名で、10年前の平成27年度と比べると、22名増加しております。

次に、小中学校の特別支援学級の在籍者数は、令和7年度は3,978名で、10年前と比べ2,134名増加し、約2.2倍となっております。

次に、小中学校の通級による指導、具体的には、通常の学級に在籍し、障がいに応じた特別な指導を個別に受けている児童生徒数は、令和7年度は2,756名で、10年前と比べ1,877名増加し、約3.1倍となっております。

○齊藤了介議員 今の最後の通級のところは、

国よりも大幅に増えているということでした。

本県は、令和8年度に3校、令和9年度に1校と、高等特別支援学校の開校を控えております。今後、特別支援教育を充実させていく上で、特別支援学校教諭等の確保は重要な課題であると考えますが、全体的に教員不足の中、特別支援学校の教諭等の確保について問題がないか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 特別支援学校の教諭の採用につきましては、退職者数や在籍児童生徒数を勘案し採用数を決めており、直近5年間の志願倍率は3倍程度で、必要な教員数を確保できております。

なお、令和8年度及び9年度に開校する高等特別支援学校への教員の配置については、開設を見越して採用を行ってきておりますので、問題はございません。

○齊藤了介議員 次に、路線バスについてお尋ねします。

県が2024年2月に策定した宮崎県地域公共交通計画によりますと、世帯当たりの乗用車保有台数は、全国がほぼ横ばいであるのに対して、本県では増加傾向にあり、令和2年度は1世帯当たり1.45台となっております。

運転免許保有者における65歳以上の保有率は、本県は65%と、全国の35%に比べ大幅に高くなっています。

65歳以上の免許保有者1万人当たりの運転免許返納者数は全国に比べて低く、令和4年度の運転免許返納者の年代を見ますと、全国は70～74歳（27.1%）が最も多いのに対して、宮崎県では、80～84歳（26.6%）、さらに85歳以上（28.5%）が多くなっていました。

本県は、都会のように私鉄とか地下鉄、九州の他県で見られるような路面電車といった公共

交通機関が少ないことから、このような数字になっていると考えられます。

本計画の中で、目指す姿としては、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を掲げ、基本方針として、誰もが利用しやすい環境の整備や魅力発信などによる需要の掘り起こし、関係者間の連携・共創や路線の見直しなどによる運行の最適化・効率化、路線維持のための支援や運転士確保の推進などによる運行基盤の整備・充実がうたわれていました。

その取組の一つとして、令和7年3月1日から月見ヶ丘・源藤地区において、オンデマンドバス「宮交のるーと」が運行されています。

「宮交のるーと」とは、従来の路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で、アプリや電話、LINEで予約をしますと、乗客定員9人のAIを活用した小型バスが予約に応じた効率的なルートを選択し、路線バスのバス停よりも多く設置されているミーティングポイントで乗り降りできる新たなサービスです。

そこでお尋ねします。私が住む月見ヶ丘地区では、昨年10月から朝夕の通勤時間帯以外の昼間のバスが全て減便となり、代わりに「宮交のるーと」が導入され、運行を行っていますが、月見ヶ丘・源藤地区における「宮交のるーと」の利用状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 宮崎市の月見ヶ丘・源藤地区における「宮交のるーと」は、昨年3月に実証運行を開始し、今年1月までの利用者数は延べ約6,400人となっております。

なお、議員御指摘のとおり、昨年10月には、同地区において、「宮交のるーと」の運行時間帯である午前9時台から午後4時台までの路線バスが減便されており、10月以降の「のるー

と」を含めた同地区全体のバスの利用者数は、「のるーと」導入前であった前年のおおむね8割程度で推移していると伺っております。

○齊藤了介議員 「宮交のるーと」は、主に自家用車を持たない高齢者の方が利用されているようですが、まだ知らない方も多いのではないのでしょうか。需要の掘り起こしに向けて、引き続き周知が必要と考えます。

高齢化社会において、高齢者が行きたい場所に移動する手段を確保していくことは重要であると考えますが、県では「宮交のるーと」の効果についてどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 「宮交のるーと」は、利用者が希望する時刻に乗車できるほか、乗降場所がきめ細かく設定されており、自宅近くで乗り降りできるなど、利用者によっては利便性向上につながっている面もあると考えております。

また、「のるーと」は、大型二種免許が不要な小型車両を使用するため、運転士不足対策にもつながるなど、事業者側の利点もあり、地域交通を維持する上でも一つの方策であると認識しております。

一方で、利用にはネットや電話での予約が必要のため、特に高齢者の中には、利用を敬遠する方もおられると伺っております。

運行事業者においては、予約方法の説明会や試乗会、無料乗車キャンペーンなどを行っていますが、定着に向けては、地域住民に寄り添った対応を継続していくことが重要であるため、県においても利用促進につながるよう、事業者の取組を後押ししてまいります。

○齊藤了介議員 先ほど部長の御答弁がありました、車両の小型化によって、例のバスの運転

士が不足している問題の解決にもつながっているということですので、今回、希望ヶ丘、国富ヶ丘地区も追加されて、3月から実証実験も始まっているということですので、ぜひ高齢者の健康増進にもつながるため利用促進をお願いいたします。

次に、宮崎県の教育、人づくりについて、最後の質問となりますが、教育・子育て予算について触れさせていただきます。

本県は昭和の新婚旅行ブーム以降、現在は、スポーツや食、神話といった資源を生かした観光産業や、全国上位にあります農林水産業、そして今は、半導体産業に力を注ぎながら経済を動かしています。

経済を発展させるのは人であり、他県に負けない産業をつくっていくためにも、また、子供や孫たちが明るい未来をつくっていくためにも、これからは人づくりに重点を置いた教育立県としての予算を増やしていくべきと考えますが、5期目を目指される知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎で生まれた子供たちが、地域の一員として郷土への誇りや愛着を持ち、宮崎の未来を切り開く力として成長していくこと、そしてそれをしっかりと支えることは、極めて重要な課題だと考えております。

議員から御指摘のありました明治維新、その原動力となった教育の重要性、また戦後のキャッチアップ、それを果たした力というもの、教育の重要性を改めて感じておるところでありますし、今世界では、それぞれの国の将来をかけて、AIも活用できるような人材養成というものを国家戦略として進められている。こういった取組に乗り遅れることがあってはならない。そういうことも国全体の課題として感じ

るところであります。

本県においては、自ら学ぶ力の育成やグローバル教育の推進、誰一人取り残さない教育環境づくりなどを通して、一人一人の生きる力を育成する取組を展開しているところであります。

具体的には、学びに向かう力を育むAI教材の活用や、最先端の科学を学ぶ機会を通じた次世代人材育成、高校生の海外留学支援、高等特別支援学校の開設、教育支援センター「コネクト」の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの大幅増員など、子供たちが多様な個性や能力を発揮できる教育環境の整備に取り組んでおります。

一連の御質問がございましたが、今後も学校現場や保護者等の御意見に耳を傾け、教育立県と言われるにふさわしい教育環境となるよう、引き続き予算の確保に努め、必要な事業を展開してまいります。

○齊藤了介議員 先日この議場で、知事が5期目への表明をなされました。私もずっと知事の話をお伺いしまして、ふだんそんなに見ることがない気迫といいますか、相当思いのこもったお話をされておりましたので、ぜひその思いを、当然今の社会を形成している大人たちの様々な産業にも注いでほしいですし、それを次の時代を担ってくれる子供たちに向けていただきたいと思っております。

今回の質問に当たり、ある先生がいろんな話をしてくれたんですけども、「学校が行かなければならない場から、行きたくなければ行かなくてもよい場に変わってきている」という言葉ですとか、保護者がPTA活動から遠ざかってきて、保護者の中には、消費者意識、保護者ではなくて自分たちは消費者なんだという意識の人も出てきていると。

学校現場にかかわらず、現代社会はあれもこれもと余計な仕事を増やしていく傾向にあります。限られた日々の時間の中で、教師も目の前の子供たちとの時間を増やすことが大事で、私は原点に回帰すべきだと思っています。そのためにも、学校現場、それから教育委員会、行政と、トップに立たれる人たちの決断が必要だと思っています。

大人に余裕がない、大人たちの心に余裕がないことが、子供たちに悪影響を与えます。私たち自らが心に余裕を持つことも大事だと思います。ぜひそのためにも、県庁の職員が職員同士で、そして我々議員とも笑顔で挨拶を交わすような、そういう宮崎県庁をつくっていただきたいと思っています。

お隣の鹿児島県が京セラの稲盛和夫氏を、大分県がキヤノンの御手洗富士夫氏を輩出されたように、本県が人材輩出県となることを願って全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛議長 次は、渡辺正剛議員。

○渡辺正剛議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自由民主党東諸県郡選出の渡辺正剛でございます。今回が3回目の質問となります。本日も議場に多数傍聴においでいただき、また、日本各地、海外からもインターネットライブ配信を御覧いただいております、誠にありがとうございます。

さて、前回の一般質問は昨年9月でした。それから半年近くが過ぎたわけですが、この間、我が国の政治史上においては、極めて大きな出来事がありました。それは、我が国初の女性総理である高市早苗総理大臣の誕生です。加えて、総理大臣就任後、初めての冒頭国会での衆議院解散と、そのあまりにも強

烈な結果は、皆様もよく御存じのとおりです。

これは国政の話になりますので、あまり深入りはいたしませんけれども、高市内閣が政党支持率の倍の内閣支持率を得ている理由は、何といたしても、大臣就任以降、これまで懸案とされてきたガソリン減税や年収の壁などの政策課題を驚くべき速さで実現したスピード感や、経済安全保障、防衛、技術開発、さらには外交政策の基軸となる国家観、それに加えて、「働いて」を5回も繰り返す仕事への姿勢、すなわち国家国民に対し身を粉にして責任を果たしていくという彼女の姿勢に対し、多くの国民が共感を覚え、そして強い賛意を示しているということに尽きると思います。

私も地方政治に関わる一員として、県政の発展に対し責任感を持って臨み、微力ではございますが、働いて、働いて、働いて、働いてまいりたいと存じます。

さて、今回の質問でも、前回同様、まず先週の代表質問の際に続投への強い意思表示をされました河野知事に県政マネジメントに関する質問をさせていただき、続いて、各部局へ質問させていただきます。

初めに、知事の県政マネジメントについてですが、これまでの一般質問では、過去10年間の本県総生産や1人当たり県民所得の伸び、部局長の人事異動サイクルの短さ等について質問させていただきました。

知事は、言うまでもなく本県の行政組織の長、会社でいえば社長の立場でいらっしゃいます。大きな会社であれば組織や人材もしっかりしており、社長は、各部門から上がってくる様々な報告や提案に対し、適宜判断や指示を行うことが一般的だと思います。

一方、近年は、社長自らが率先して会社の経

営課題を明らかにし、将来に向けた展望や戦略を描いた上で、新たな事業を企画、立案、実行していく例が見受けられます。U S スチールを買収した日本製鉄や未来の実証都市を建設しているトヨタなどがまさにそのような例であり、業界の高い評価を受けています。

さて、本県のマネジメントについてですが、会社に例えると、宮崎県は極めて大きな経営組織であります。職員数1万7,000人、一般会計の予算額は約7,000億という相当大的な規模の組織でございます。

会社の生産性を測る指標は、売上高経常利益率をはじめいろいろとございますが、行政組織の生産性を評価する指標としましては、総務省が毎年発表している地方公共団体定員管理調査結果があります。

そこで本県の指標を確認してみると、一般行政職員1人当たりの予算執行額では、他県に比べおおむね遜色ない数字となっておりますが、人口10万人当たりの職員数では、明らかに後れを取っております。

人口が減少していく一方で、少子高齢化や都市部への人口集中、労働力不足を補うための外国人材の活用等、行政が対応していくべき社会課題は以前より格段に増えており、県庁における一般行政職員の負荷は高まるばかりです。

このような環境の下、業務の効率化、すなわち職員の生産性を高めていくことは、優先度の高い経営課題だと考えますが、知事のお考えを伺います。

また、このような業務改革を進めていくためには、各部門の責任者、すなわち部局長自らが様々なルーチン業務の見直しや合理化について判断していく必要があると思いますが、知事は自らそのような意図を持って部局長への指示を

行われていらっしゃるのでしょうか。

高市内閣では、閣僚全員に総理自ら指示書を出されて業務の指針が示されております。知事として、直接の部下である部局長に対し、どのように合理化や効率化に関する指示を出されていらっしゃるのか伺います。

次に、近年のA I に代表されるデジタルツールの急激な機能向上により、将来的には県庁内の業務も相当合理化が進むと考えられます。県が設定した成果指標では、今後3年間で職員30人分の年間就業時間に相当する時間が合理化可能であるとされております。

県庁におけるA I を含むI T ツールの活用により業務の効率化を図り、その効果を今後どのように定員管理に反映させていくのかを、総務部長に伺います。

さて、いよいよ国スポ・障スポが来年に迫ってまいりました。国スポ・障スポは、50年に1度というビッグイベントです。多くの方が本県を訪れるわけですから、この機会だけでなく、2度、3度とこの宮崎を訪れたくなる鮮烈な印象を持ってもらえるチャンスとして捉え、本県の魅力を最大限アピールできるような企画を打っていくべきと考えますが、機運醸成に向けた取組を宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

次に、日本一挑戦プロジェクトの中の子ども・若者プロジェクトについてであります。

これまで、合計特殊出生率1.8台を目指すとして様々な施策が講じられてきましたが、残念ながら、この目標達成は難しいと思います。来年度からは、少子化・人口減少に対応して、「適応」という言葉の下での施策が打ち出されています。日本一という言葉掲げておきながら、目標の達成が困難であるという理由ですぐに旗を下ろし、現状に甘んじた政策を打ち出す

のは、いささか変わり身が早過ぎるのではないのでしょうか。

岡山県奈義町では、2019年に合計特殊出生率が何と2.95まで回復し、その後も2.0を超える高い率を維持し続けています。

この町の子育て支援策は、主なものだけでも9つを数え、中でも特筆すべきは、若者の医療費負担がゼロという点と、子供の誕生の際のお祝い金について、以前は第2子以降増額する制度を設けていたという点であります。現在は一律同額になっているようですが、制度開始時点では相当なインパクトがあったことは容易に想像できます。

もちろん財政的な面で他部門の予算が相対的に低くなり、行政サービスにある程度影響が生じた可能性は否定できませんが、政策としての効果や自治体としてのアピール度については特筆すべき内容だと思います。国内の多くの自治体が奈義町を訪れて調査研究しているゆえんもよく分かります。

本県においても、日本一生み育てやすい県として挑戦すると公言したのですから、まずは奈義町同様の施策を実行し、その成果を確認していく姿勢が求められるのではないのでしょうか。

その財源を捻出するために、ほかの分野にある程度我慢してもらう局面が生じるかもしれませんが、その判断や意思決定は知事にしかできません。まさにトップの決断として、少子化にあらがう姿勢を示す覚悟が必要だと思います。今後このプロジェクトをさらに強化する考えについて、知事に伺います。

以上を壇上よりの質問とし、後の質問は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、組織の生産性についてであります。

多様化・複雑化する行政ニーズに迅速かつ的確に応えながら、本県の強みを生かした施策を積極的に推進するためには、安定した行政基盤の構築が必要であります。

このうち職員数につきましては、対応すべき課題等に応じて都道府県ごとにそれぞれ異なるものでありますが、本県は多くの中山間地域を抱えており、地理的な条件や人口分布の状況等を踏まえたものとなっております。

一方で、効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、行政事務の在り方など不断の見直しを行いながら、組織としての生産性を高めていくことが大変重要であると認識しております。

そのため、職員一人一人が真に必要な業務に注力できるよう、共通業務の統合や、必要性が低下した事務の廃止などに取り組んでいるところであります。

次に、業務効率化の進め方についてであります。

人口減少が加速する社会において、県民の期待に応える県政を展開していくためには、県庁業務の在り方についても、抜本的な見直しや改善を推進していく必要があると考えております。

そのため、業務の見直しに当たりましては、庁内に設置する行財政改革推進本部で情報共有や取組の検討を行い、審議会等において広く有識者などの御意見を伺った上で、必要に応じて私自身も判断し、具体的に指示を行いながら、施策の選択と集中を図るなど、全庁的な行政改革に取り組んでおります。

また、事業のアウトソーシングやデジタル技術を活用した業務効率化について、主要施策の

一つとして位置づけ、必要な予算を計上するなど、各部における個別事業の見直しや改善も進めておりまして、今後さらにこうした取組を加速させてまいります。

最後に、子ども・若者プロジェクトについてであります。

このプロジェクトは、できる限り早期に少子化に歯止めをかけるための集中的な取組でありまして、若い年代での結婚が多く、第2子以降の出生割合が高いなど、本県の強みや特徴をさらに伸ばす施策を実施してきております。

このため、県ではこれまで、出会い・子育ての機運醸成や環境整備を進めるとともに、今年度からは、他県の事例も踏まえて、第2子保育料の補助や放課後児童の居場所づくりなど、子育ての負担軽減につながる取組のほか、マッチングアプリ利用料の補助など、本県独自の踏み込んだ施策にも取り組んでおります。

また、本プロジェクトの最終年度となる令和8年度は、地域で独身者同士の御縁を結ぶ方々に対する支援をはじめ、県内全域への可動式の個室授乳スペースの整備など、出会い・子育て支援の基盤を強化する事業を当初予算案に計上し、さらなる充実を図ることとしております。

少子化対策は、短期間で終わる一過性のものではなく、中長期的な県政の最重要課題でありますので、引き続き、日本一生み育てやすい県を必ず実現するという揺るぎない覚悟の下、全力を尽くしてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長（田中克尚君）〔登壇〕 お答えします。定員管理についてであります。

生産年齢人口の減少に伴い、公務を担う職員についても、将来的な人員の減少は避けられないものと考えております。そのため、限られた

職員数でも県民生活の向上に資する行政運営を行うことができるよう、行政手続のデジタル化や生成A Iの活用をはじめ、共通事務の一元化などの業務効率化に取り組んでいるところであります。

デジタル化や自動化により、無駄のない人員体制とすることはもちろん、業務効率化により創出した人的資源を有効に活用し、将来にわたり、新たな行政需要を含めて必要な行政サービスを継続して提供できるよう、引き続き効率的な定員管理を行ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君）〔登壇〕

お答えします。宮崎国スポ・障スポの準備状況についてであります。

県では機運醸成のため、広報誌やテレビ番組「100万人のひなたのチカラ」の制作等様々な取組を行っており、中でも公募により制作したイメージソングは、カラオケの提供や音楽に合わせたダンスのPRキャラバンでの披露に加え、プロモーションビデオを先月公開するなど、広く普及を図っております。

今年度からは、ダンス出前授業を85回実施し、その中で、小中学生が地元開催の競技を題材に振り付けを創作するなど、競技の観戦意欲を高める取組も進めております。

来年度は、県内3か所でのイベント開催に加え、各地域で国スポ・障スポ応援団の結成を促し、県民主体の活動を支援するための経費を当初予算に計上しており、これらの取組により、県内全域での機運醸成を図ります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺正剛議員 それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

部局の生産性につきましては、知事が言われ

たとおり、確かに地理的な条件や人口分布といった面を考慮する必要はあると思いますが、総務部長にお答えいただいたITツールの活用により、それらの多くは将来的には解決しているものだと思います。時代の流れに遅れることなく、効率的な行政組織を目指していただきたいと思います。

小中学校の体育の授業で、「ひなたのチカラ」のダンスを地元開催競技に合わせて創作する試みは、子供たちの記憶にも残る大変すばらしいものだと思います。願わくば大人の記憶にも残るような、例えば、レベル4無人運転バスによる、宮崎地区からひなた総合運動公園までの運行といった先端技術実証イベントなども企画していただきたいのですが、いかがでしょうか。まだ1年以上時間がありますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、少子化への対応ですが、本県独自の施策を行ってきているということは理解いたします。しかし、残念ながら結果が出ていないわけですから、実績に対し真摯に評価を行い、質問でも触れさせていただいた高い出生率を達成している自治体の施策との比較分析を行った上で、今後の施策の見直しや追加を行っていくことをお願いしておきたいと思います。

先ほど、AIの利用による30人規模の職員合理化の可能性を挙げましたが、実現できれば、おおむね年間数億円の経費が削減可能となるわけです。例えば、この削減された経費を財源として、少子化対策に特化した施策を打てれば、大きな効果を期待できるのではないのでしょうか。ぜひ知事案件としての立案を期待させていただきます。

次に、農政部門に伺います。

まず、昨年制定された食料システム法につい

てであります。

本年4月より運用が開始される適正な価格形成の推進につきましては、次の4点が実施されることになっています。1、価格交渉の努力義務化、2、価格交渉様式の提示、3、価格転嫁支援、4、一方的な代金決定の禁止、これらにつきましては、適正な価格形成に関する協議会において、その運用方針等が議論されてきております。

今後この法律が機能していくためには、適正な価格設定に対する消費者の理解や、生産価格に加わって最終の販売価格となる流通分野の改革が必要となると考えますが、県として、どのような対応、サポートを行っていくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 食料の持続的な供給を図るためには、農産物の生産・流通コストを踏まえた合理的な価格に対する消費者の理解醸成や、物流改革など産地のコスト削減の取組を一体的に行うことが重要と考えております。

このため、当初予算案に計上している事業により、県内大学生が農業を体験することで、生産者の苦労や生産コストを学び、その内容を消費者等が参加するシンポジウムで発信するなど、価格が形成される仕組みについて、広く消費者等への理解醸成を図ることとしております。

また、物流拠点となる野菜集出荷場の集約や、複数の産地が連携した共同輸送の拡大など、物流改革の取組を進めてまいります。

今後とも、食料の持続的な供給に向け、取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。先週行われた食料システム法に関する地方説明会

の資料には、生産物のコスト指標について、サプライチェーンの各段階における企業の利潤に加えて、農業経営者の報酬も加味することが明示されています。

農業従事者が減少の一途をたどっている中で、農業の経営者がしかるべき利益を確保できなければ事業の継続は困難となり、ひいては我が国の食料安全保障も担保されない時代となってしまうと見えています。農業大国フランスも、20年という歳月をかけてこの法律をつくり上げてきています。ぜひ本県としても万全のサポートをお願いいたします。

次に、高市内閣の公約でもあった食料品の消費税減税についてです。

給付つき税額控除と併せて検討する国民会議が先週の26日に始まりました。この影響については、今後の会議の進展を待たないと詳細は分かりませんが、特に農業従事者にとっては大きな影響が生じるおそれも指摘されています。農業従事者への影響と県による対応について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 消費税減税に伴う農業者への影響については、一部報道によると、例えば、農産物を販売した際に受け取る消費税がなくなる一方、仕入れに係る消費税が還付されない場合には、農業所得の減少や資金繰りの悪化等が生じるとされております。

県では、農業者への金融支援として、融資額が約100億円で全国トップの農業近代化資金をはじめ、様々な制度資金を運用しており、経営環境の急激な変化により農業経営への影響が想定される際には、本県独自の経済変動に関する資金を発動し、支援を行っているところです。

今後、消費税減税に関する国の動向を注視しつつ、農業者への影響を分析した上で、所得の

減少などが懸念される場合には、資金発動を含め、対応を検討してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。農業経営をされている方にとって、消費税は、資機材等の購入と商品の販売時期に時間差があることから、資金面でも大きな影響があり、今回の検討結果いかんでは十分な対策が必要となります。県としても制度の内容を適宜精査し、必要となる対策の検討をお願いしておきます。

次に、以前の人・農地プラン、現在の地域計画について伺います。

担い手不足による農業就労人口の減少は、食料安全保障の観点からも、極めて重要な課題と言えます。本県でも各自治体ごとに地域計画の策定が進み、農地の集約と、担い手となる経営者や法人による将来計画が明らかになってきていると思いますが、地域計画の策定状況と見直しに向けた県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 地域計画については、昨年3月までに県内全域791地区で策定されましたが、今後も継続的に話し合いを行い、さらに実効性のあるものとして見直していくことが重要であります。

このため、西臼杵支庁、農林振興局が中心となり、市町村や農業委員会等が参画する支援チームを設置し、地域の話し合いを促しながら、より地域の実情を反映した計画の見直しを支援しております。

また、昨年12月には、市町村や農業委員会等の関係者向けに地域計画ブラッシュアップ研修会を開催し、計画の見直しに役立つ農地集約化の手法や事例等を紹介したところです。

今後とも、地域計画について、継続的な検証と必要な見直しを後押しし、実効性の確保に努

めてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。地域計画の進展は、地域における今後の農業の趨勢に直結する重要な問題です。

地域計画の策定は、自治体や地元の農業団体、農業法人等が協力し、策定されるわけですが、近年、民間会社の社員等が経営ノウハウなどを地域社会に伝える、総務省が主管する地域活性化起業人制度の利用が大幅に進んできております。九州各県でも様々な活動実績が増えており、本県における地域計画の策定においても、農業経営という観点から、この制度により派遣される人材の活躍の場があると思われまますので、ぜひ今後、検討いただきたいと思います。

この地域計画の策定は、各自治体が主体的に行うべきものでありますが、地域計画を実現する上で重要となる農地の集約化に向けた県の取組と活用できる制度について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 担い手が減少する中、農地を有効活用し、持続的な地域農業を実現するため、農地の集約化が重要であります。

このため県では、令和8年度から県内各地に集約化重点支援地区を設定し、市町村や関係機関と連携して、集約のための話合いの場を設けるなど、農地交換の提案や、合意形成に向けた助言などの取組を強化してまいります。

また、当初予算案に計上している事業により、農地バンクを通じて農地の集約化に取り組む地域に対し、10アール当たり最大5万円が交付される国の農地集約化促進事業の活用も進めてまいります。

県としましては、これらの取組を通じ、集約

化の成功事例を創出しながら、将来にわたって地域農業が維持されるよう支援してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。農業の担い手不足の現状を考えると、さらなる集約化のために、様々な知恵を絞る必要があると思います。私の若い知り合いは、実家が農家なのですが、友人たちと起業し、ニラの集荷・販売会社を立ち上げ、耕作面積を毎年増やしています。このような実例を県としても積極的にPRし、集約された農地を利用する側の立場となる人たちが興味関心を持つ施策の検討をお願いしておきたいと思います。

次に、観光分野に関する質問をいたします。

本県への観光客数は、他県に比べコロナ後の回復が鈍いと言われております。令和7年のデータでは、本県の延べ宿泊者数は、九州の中で残念ながら佐賀県に次いで下から2番目という状況に甘んじています。

本県の延べ宿泊者数について、他県と比較しコロナ禍前から回復が遅れていますが、現状と課題について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の令和7年の延べ宿泊者数は、国の宿泊旅行統計調査の速報値によりますと約387万人泊で、前年比の約107%と着実に回復しておりますが、コロナ禍前の令和元年比では約90%となっております。

大都市圏を中心に多くの都道府県でコロナ禍前の水準を上回っている中、本県は回復が遅れている状況にあります。

また、本県の日帰り客も含めた令和6年の観光入り込み客数は、令和元年比で約96%まで回復しており、それと比較しましても、延べ宿泊者数の回復は厳しい状況にあります。

このため、本県においては、魅力ある旅行商品や二次交通などの充実を図り、宿泊を伴う周遊・滞在型観光を回復させることが課題であります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。本県への観光者数、宿泊者数の回復がなかなか厳しい現状であるということは、執行部とも共有できていると思います。

答弁の中で部長が言われた二次交通の充実、周遊観光という言葉、私もこれまで再三使わせてもらっておりますけれども、まさに今後の本県観光を活性化させる重要なポイントだと思います。

そこで、次の質問です。

現在の公共交通機関では、県内の観光ポイントを周遊するにはタイムパフォーマンスがよいとは言えず、県が昨年新たに企画したデジタルチケットも、この点では改善の余地があると思います。インバウンド観光客にとっては、いくらチケットがあっても、ローカルの交通機関を使いこなして効率的な観光を行うことは、大変ハードルが高いと思います。

そこで、県が各自治体の観光協会や交通機関各社とともにモデルとなる周遊プランを作成し、海外を含めたプロモーションを行うことは、かなり効果的ではないかと考えます。

バスの場合、各観光地を直接結ぶ周遊ルートであればマンパワーもコストも抑えることが可能となり、加えて、県内客の利用も十分期待できます。かつて、夏の間だけ宮崎市内と青島を直接結ぶ納涼バスが大人気でしたが、今から言えば、コスパ、タイパがよかったのがその理由だったような気がいたします。

J R九州が運行している海幸山幸も人気ですが、沿線の観光地を巡るカスタマイズされた企

画であり、コスパ、タイパともに満足度が高いがゆえの人気だと思います。

バイパスや高速道路が整備され、納涼バスの時代からすると圧倒的に移動時間が短縮されている現代だからこそ、改めて効率的・効果的な観光メニューの立案が求められていると考えます。

そこで、周遊観光の取組を進める上で県の主体的な役割を期待しますが、今後どのように取り組んでいくのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、国内外からの旅行者の周遊を促進するため、行政やJ R等の交通事業者、観光協会などで構成される九州M a a S協議会等と連携し、アプリを活用した公共交通の予約・決済機能の整備や、周遊デジタルチケットの造成・販売に取り組んでおります。

また、近年、多様な国・地域からの旅行者が増加している状況を踏まえ、令和8年度当初予算案におきまして、本県を訪れる外国人観光客の人流等の調査・分析や、県内周遊型のバスツアー商品の造成、さらには、宮崎駅と高千穂などの主要観光地を結ぶバスの実証運行等、周遊観光促進に必要な経費を計上しております。

今後とも、これらの取組を県で主体的に進めながら、二次交通の利便性向上と広域周遊を促進してまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。インバウンド向けの県内周遊型バスツアーや宮崎駅と観光地を結ぶバスの実証などが開始されるというのは、大変大きな前進だと思います。結果がどうなるか今後が非常に楽しみです。ぜひどんどん拡大していただきたいと思います。

次に、我が国のインバウンド数は増加の一途

をたどっており、本県でも、今後の観光行政を考える際には、効果的なプロモーション体制を考える必要があります。

外国人観光客の誘致について、香港事務所など海外拠点における取組状況と、タイなど東アジア以外の地域に対する今後の取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、東アジアをインバウンドの重点地域と位置づけ、香港事務所や、韓国、台湾及び中国に配置した専門人材の活用により、現地での旅行博への出展や、旅行会社へのセールスに取り組んでまいりました。

また、タイをはじめとするASEAN地域については、タイ語での県公式SNSやインフルエンサーを活用した情報発信を行うとともに、九州観光機構と連携し、福岡に就航する定期便を生かしながら旅行会社の招請等を行っております。

ASEAN地域からの宿泊者数は近年増加しており、経済成長等に伴い、高付加価値市場としての規模拡大も見込まれますので、今後は、デジタルプロモーションや高付加価値コンテンツの販売強化に取り組み、さらなる誘客につなげてまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。東南アジアの人たちにとって、かつて日本への旅行はとても高くつくものでした。私も15年ほど前、タイにいましたが、その頃、タイ人にとって日本に行くことは、本当にハードルが高いものでした。今では、各国の経済成長に伴い、また円安効果もあり、多くの観光客が来日しております。インドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマーといった国の人たちには、これまで外国人材として働くために来県しても

らってきました。

県は、これまで働く場所としての宮崎のプロモーションを実施してきておりますが、今後は、仕事先に加えて観光先としての宮崎について、現地の言葉での説明や本県までのアクセス状況といった、きめ細かなプロモーションを進めていただくようお願いいたします。

次に、産業廃棄物に関する許認可について伺います。

現在、本県の産業廃棄物処理業は、主に農業分野や土木建築分野で発生した廃棄物の処理が行われており、それぞれ申請から許可に至るまでの許認可業務が行われております。

過去の事例では、設備の更新や修繕に際しての申請から許可に至るまでの時間が長過ぎて、非効率であるという声も聞きますが、設備更新に際しての審査手続の緩和について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 産業廃棄物の処理施設は、地域の経済活動を支える基盤である一方で、騒音や振動などが一定の基準以内でなければ、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このため、法令に定める規模や処理能力等有する施設の設置には、知事の許可が必要とされており、審査手続に相応の期間を要しております。

一方、過去に許可を受けた施設の更新につきましては、令和3年4月の環境省通知に基づき、位置を変えずに同一施設を設置するなど、一定の要件を満たす場合には、改めての設置許可は不要といった手続の簡略化を行っております。

これまでに3件がこの適用を受け、事業者の負担軽減が図られているところです。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。事業者にとって設備の更新は、事業の継続に必要な不可欠であり、それに関わる申請から審査、許可にかかる時間の長短は、経営に大きな影響を与える要因であります。令和3年の緩和措置により、恩恵を受けた事例が複数あるようですが、引き続き、事業者からの要望を随時ヒアリングいただき、本省への要望につなげていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、病院局に伺います。

本県の病院事業は厳しい経営環境が続いており、昨年度、病院事業会計へ50億円の緊急貸付が行われたことは記憶に新しいところです。

県立宮崎病院の再整備も完了し、今後は3病院とも構造的に収益確保が可能となる事業計画を立案する必要があると思います。特に日南病院については、近隣の公立病院がそろって厳しい経営状況となっており、地域全体としての医療体制を検討するべきと考えます。

県でも地域医療構想調整会議において検討が開始されたところであり、その中で病院局と日南市が個別に協定を締結し、今後の地域医療について検討を行うことになったのは、県南地域の将来的な医療体制を考えたときに、実に有意義なことだと考えます。その概要について、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君） この基本協定は、人口減少等による医療需要の変化や、南海トラフ巨大地震等の災害に対応することを通じて、将来にわたり地域住民に高度で良質な医療を提供することを目的としています。

その内容は、海岸に隣接し、津波災害への備えが喫緊の課題となっている日南市立中部病院の移転を含めた公立病院の在り方等を検討する委員会の設置や、公立病院間の役割分担と連携

強化、医療機械の共同利用など医療資源の効率的な活用であります。

人口減少・高齢化が急速に進み、民間医療資源も減少している日南串間医療圏において、今後は、串間市及び串間市民病院とも連携等の協議・検討を進め、持続可能な地域医療体制の確立を図ってまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。病院は地域住民の生命を守るとりであり、その機能を維持することは最優先で考えるべきことであります。一方で、地域の医療構造として収益面で赤字が継続し続けることは、財政面での住民の負担を考えると改善しなければなりません。南海トラフという半ば差し迫った危機への対応も急がれますので、スピード感を持って対応いただくことをお願いしておきます。

県南地区の医療体制ですが、各地域の公立病院が収益的に事業を継続できなければ自治体の負担が続いてしまうことになり、結果的に地域住民が不利益を被ることになってしまいます。

将来的に各病院がどの程度の受入れ能力を持ち、どの程度の外来及び入院患者を受け入れれば経営的に安定するのかという事業構造を検討しておくことは極めて重要だと考えますが、県としてどのように取り組んでいくのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県南地域においては、公立病院が救急医療など重要な役割を担っており、その機能を維持するための経営の安定化が重要であると認識しております。

このため、県ではこれまで、経営改善に向けたコンサルティング経費の補助のほか、地域医療構想調整会議において、公立病院間の機能分化・連携の議論を進めてまいりました。

今後は、新たな地域医療構想の策定に向け、

将来の患者数や必要病床数など、収支改善の検討に必要なデータの推計を行うこととしており、これらのデータや、病院局と日南市との協定に基づく議論を踏まえながら、公立病院の安定的な経営を確保することにより、地域医療体制の維持・確保に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。県南地区の公立病院が合同で地域の医療構想を検討する上では、人口減少や医師不足といった要因に加え、高速道路の延伸による救急搬送時間の短縮といった医療環境の変化も生じています。病院局と日南市との協議結果も併せて、今後の県南地区地域医療体制についての検討を引き続きよろしくお願いいたします。

次に、県内及び本庄川水系のダムについて伺います。

昨年から今年にかけて、特に西日本は少雨傾向が顕著であり、取水制限が実施されている自治体も見受けられます。

本県もここ数日まとまった雨が降りましたが、例年に比べてかなり少雨状態が続いており、大淀川もところどころに砂州が現れるくらい珍しい光景が見られることもございました。

ダムは、洪水対策としての治水と、かんがいや発電向けの利水という重要な2つの機能を有しています。特に本庄川水系のダムは、宮崎市、西都市の2市、綾町、国富町の2町合わせて2,000ヘクタールという広大な農地へのかんがい用水として大変重要な役割を有しています。

そこで、県内及び本庄川水系のダムの貯水状況と、本庄川水系のダムにおける貯水容量を確保する取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内では少雨

傾向が続いており、県が管理する多目的ダムや治水ダムを合わせた13ダムの貯水率は、2月末時点で約4割であり、本庄川水系にある綾南、綾北、田代八重の3つのダムでは、約6割となっております。

このうち田代八重ダムにおいては、治水機能に影響を及ぼす土砂の堆積が確認されているため、令和2年度から緊急浚渫推進事業を活用し、これまでに1万2,000立方メートルの土砂の除去を行ってきました。

さらに、課題であった土捨て場が確保できたことから、現在、約12万立方メートルの除去を進めているところです。

堆積土砂の除去による貯水容量の確保は、渇水対策としても有効でありますことから、引き続き計画的に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。本庄川水系のダムの中で、治水機能に影響を及ぼす可能性のあった田代八重ダムについて、土砂捨て場が確保され、しゅんせつが進んでいることは安心材料です。田代八重ダムについては、濁水の原因究明の一環としてモニタリングも行われていると思います。併せて引き続きよろしくお願いいたします。

また、これらのダムは建設後数十年を経過しており、建設時と比べて貯水容量にも変化が生じていると思いますが、現在の状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 本庄川水系の各ダムでは、貯水できる容量の経年変化を把握するため、建設以降、毎年、堆積土砂の測量をそれぞれ実施しております。

その結果、建設当時と昨年度末を比較すると、堆積土砂の影響により、貯水できる容量は、綾北ダムと田代八重ダムで約10%、綾南ダ

ムでは3%程度減少しております。

なお、近年の状況を見ますと、田代八重ダムでは土砂の堆積が増加傾向にありますが、他の2ダムは大きな変化は見られない状況にあります。

ダムは、治水のみならず、水利用の面においても重要な役割を担っていることから、今後とも適切な維持管理に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。ダム容量について、治水や利水に影響を与えるほどの変化が起きていないということで安心いたしました。土砂の堆積状況は毎年調査されているとのことですが、近年は記録的な豪雨も頻発しますので、引き続きの調査をよろしく願いしておきます。

最後に、私の地元であります国富スマートインターチェンジ周辺地域の開発についてであります。

これは、本日の宮日新聞にも載っております。宮崎県の地形を皆さんに思い起こしていただきたいのですが、日向灘に沿って南北に長い本県のちょうど中央付近に位置するところが国富町になります。

地形的な中心点は、国富町に隣接する上三財という場所ですが、そこに近い国富スマートインターは供用開始後7年を迎えており、現在、国富町が周辺地域の開発を検討しております。

このインターチェンジ周辺は、いわゆる農業振興地域として開発に様々な制限が課されており、これまでなかなか開発が進んでこなかった一因にもなっております。

今回新たに開発の検討が開始されておりますが、国富スマートインターチェンジ周辺を開発する上で、農地関連の必要な手続について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 国富スマートインターチェンジ周辺の農地は、農振法や農地法により、農業以外の用途での利用が制限されております。

このため、この区域で開発を行う場合は、農用地区域からの除外、いわゆる農振除外と、農地転用の許可が必要であります。これらの手続は、それぞれの法令で定める要件を全て満たす場合に限られており、厳格な取扱いとなっております。

一方で、農村地域へ他産業を導入することを目的とした農村産業法等に基づき、市町村が将来にわたって守るべき農地を調整し、必要な計画を作成した場合には、農振除外や農地転用が可能となる場合があります。

県といたしましては、開発に当たり、国富町に対し適切な助言を行ってまいります。

○渡辺正剛議員 ありがとうございます。農振除外については、私の1回目の一般質問でも伺いましたが、利用計画が明らかで代替地等についての対応ができているなど、必要な要件を満たしていれば開発が可能であるということが確認できました。

そこで、次に、利用計画に関する質問です。

高速道路のインターチェンジ周辺には、いわゆる道の駅が多く立地していて、本県にも20近い道の駅が存在します。

一方、近年では、災害発生時の拠点としての役割を持つ防災道の駅も登場しており、本県でも現在、延岡と都城の2か所が認定されております。

今回の開発に際しては、道の駅も候補の一つになり得ますが、防災拠点という観点からは、県の中央部に位置し、宮崎市にも近いこのインターチェンジは、十分防災道の駅としての機能

を果たすことが可能であると思います。

また、県内の東九州自動車道のパーキングエリアは、川南パーキングエリアと宮崎パーキングエリアの間が離れており、高速道路利用者にとっても利用価値が高い施設となります。

防災道の駅の選定要件や整備に係る支援制度について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 大規模災害の発生時に、広域的な復旧・復興の活動拠点となる防災道の駅は、全国で79駅、県内では、都城市と延岡市で2駅が整備されております。

防災道の駅は、県の地域防災計画等に位置づけがあること、災害時に電源、通信、水の継続的な確保ができること、2,500平方メートル以上の駐車場を備えていることなどの要件を満たした上で、国により選定されます。

整備に当たっては、休憩施設やトイレの耐震化、無停電化などの防災機能について、国からの交付金で重点的な支援を受けることができます。

県としましては、実施主体となる市町村から設置に関する相談があった場合には、計画策定の協力や国との調整を行うこととしております。

○渡辺正剛議員 ありがとうございました。地域の発展や活性化といった面で、道の駅は大きな可能性を秘めている一方で、多くの自治体が経営面で苦勞しているという実態があり、今後、国富町による検討に際しても、この問題を解決できるような新機軸が見いだせないと、積極的に計画を進めるのは難しいと思われます。

ただ、これまでに行われた地域住民との検討会の場でも、防災機能を持たせた道の駅の検討希望が出されており、私も検討会議の委員として参加した先月19日の報告会では、同じく検討

委員会のメンバーである宮崎大学の根岸地域資源創成学部長からも、従来の道の駅の機能に加え、子育てや地域観光にも役立つコミュニティとしての機能、国富町のシンボルとして、地元住民のみならず、観光客にとっても親しみやすい施設としての検討が提案されたところです。

本件はあくまで国富町が主体となって検討されるわけですが、農地の転用をはじめ、様々な面で県との関わり合いも出てきますので、県としても、この施設の利用価値について理解を深めていただくことをお願いしておきます。

今回は19の質問をさせていただきました。各部局の皆様には、短い時間の中、拙い質問にもかかわらず、丁寧に対応していただきました。心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。（拍手）

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） 2月議会一般質問の最後となりました。自由民主党会派の山下博三です。通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、令和8年度当初予算案に掲げた重点施策についてお伺いいたします。

来年度予算は、河野知事にとって4期目の最後の年間予算となります。今議会に提出されま

した当初予算案を見ると、「再生から挑戦、そして次なる成長へ」と銘打ち、日本一挑戦プロジェクトの総仕上げをはじめとする3つの重点施策を中心に、特殊要因のあった平成27年度を除き、過去最大総額6,900億円が計上されております。

4期目のこれまでの取組を踏まえた集大成の予算であり、宮崎の未来をつくっていくという知事自身の強い思いの下、県内の様々な声を踏まえながら、職員と一丸となって作り上げられたものと思います。

そこで、まずは、この当初予算案に掲げた重点施策について、どのように構築されたのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後の質問は質問者席より行ってまいります。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 答えします。

当初予算案の編成に当たりましては、これまで積み上げてきた取組や成果を次なる成長へとつなげるため、現場主義の徹底、対話と協働という基本姿勢の下、3つの重点施策を推進する事業を積極的に構築いたしました。

私は、人口減少をはじめ、県政が直面する様々な課題に対し、現場の声を聞くことなくして解決はないと常々考えておりまして、医療・福祉や移住促進に加え、産業DXや人材確保、農林水産業・中小企業支援、県土強靱化など、様々な分野において、私自身が日頃から県内各地に足を運び、市町村長や関係団体、また県民の皆様から伺った御意見を反映しております。

また、今年度は、政策立案に向けて、部局横断的に庁内のまさに英知を結集するため、担当職員と膝詰めで議論を重ねてまいりました。職

員の発想やアイデアを引き出しつつ、私の意見も直接ぶつけながら、スマート農業やスポーツの成長産業化、置県150年に向けた「知の拠点づくり」など、本県の未来を切り開く新たな事業も盛り込んだところであります。

来年度は、コロナ禍からの再生という私の強い思いを込めた総合計画アクションプランが最終年度を迎えます。県民の皆様が確かな前進を実感できる1年とすべく、2月補正予算案に計上した物価高対策も含め、各政策の推進に全力で取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○山下博三議員 御答弁ありがとうございます。

次に、4期目の4年間の実績評価についてお伺いいたします。

先月27日の坂口議員の代表質問において、知事はこれまでの15年間の県政運営を総括されました。私が今日ここでお聞きしたいのは、知事がこの現任期の始まりに際して抱かれた並々ならぬ決意が、いかに成果へと結びついたかということであります。

今から約3年前、激戦となった知事選、僅かな票差での当選の報に、知事は我々の前で、「これからは、公務員の河野俊嗣から、政治家、河野俊嗣として生まれ変わる」と涙を浮かべて語られました。

あのときの知事の言葉には、これまでの域を超え、一人の政治家として、県民の暮らしの現実に関わり添い、共に歩いていくという強い意思が込められたものと感じております。

それから今日までの間、知事はどのように県民の暮らしに向き合ってこられたのか。知事が政治家としての覚悟を胸に刻み、臨んでこられた4期目の県政運営について、その実績を知事

自らどのように評価されているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は前回の選挙において、県民の皆様から再び負託をいただいた際、一人の政治家として、この愛する宮崎に身をささげる決意をまた新たにし、現任期におきましては、コロナ禍からの宮崎再生を最大のテーマと掲げまして、心血を注いで邁進してまいりました。

コロナ禍により落ち込んだ県民生活や県内経済を何としても復興させたい、そういう思いで、公私を問わず、これまで以上に県内各地に足を運び、より深く県民の皆様の一暮らしの中に飛び込んでいくことを自らに課してまいりました。

農作業の手を休めて、また子牛の競り市の現場で語ってくださる方々の言葉、あるいは地域の行事や会合の中で直接耳にした将来への不安や日々の暮らしへの切実な悩み、現場で膝を突き合わせる中で得られたこうした生の声に触れるたびに、政治家としての責任の重さを改めて深くかみしめてきたところであります。この切実な願いを何としても希望に変えなければならない、そういう使命感が復興へと、また、宮崎再生へと突き進む私の大きな原動力となつてまいりました。

こうした対話を施策と結びつけてきた結果、4期目の重点施策であります3つの日本一挑戦プロジェクトでは、グリーン成長プロジェクトにおいて、全国初の再造林推進条例制定など再造林を推進する宮崎モデルの基盤が整い、大きく物事が動いてきている、そう実感しております。

また、スポーツ観光プロジェクトにおきましても、今回の侍ジャパンも大きな成果につな

がったものと考えておりますし、男子の国際テニス大会をはじめとする新たなキャンプ、大会等の誘致が次々と進むなど、着実に成果を上げてきております。

一方で、人口減少対策の根幹であります子ども・若者プロジェクトにつきましては、全国的にも少子化になかなか歯止めがかからない中、合計特殊出生率の反転には至っておらず、いまだ道半ばにあると受け止めております。

来年度は本プロジェクトの最終年度総仕上げの年となります。日本一という高い目標を達成することは容易ではありませんが、強い使命感を持って、果敢にその目標達成に向けて取り組んでまいります。

また、コロナ禍で停止しておりました国際定期便の再開・増便をはじめ、東九州自動車道の延伸や都城志布志道路の全線開通、宮崎カーフェリーの経営安定、大型スポーツ施設の整備充実など、県民の生活を守り、本県の成長を支える基盤づくりも力強く前進していると考えております。

さらに、先人から脈々と受け継がれてきた本県の宝である神楽が、ユネスコ無形文化遺産への提案決定という形で世界へと大きく踏み出す段階に至っております。これも記紀編さん1300年記念事業から至る長年の取組が実を結ぼうとしているわけでありまして、将来の発展に向けた種というものが、今、目に見える形でこうして育ち、花開こうとしております。

私としましては、これまでの取組により、本県の成長と安心を支える様々な成果が現れてきており、県政が揺るぎない足取りで一步一步しっかり前に進んでいるという確かな手応えを感じております。

○山下博三議員 ただいま知事から、現任期の

県政運営の実績と評価について改めてお伺いさせていただきます。

このような中、知事は5期目の出馬を表明されました。この難局を乗り越え、次世代に希望のある宮崎をつないでいくためには、これまでに以上に力強い歩みが不可欠であります。本県の将来を預かるリーダーには、不退転の覚悟を持って、この宮崎を導いていくことが求められております。

また、自主財源が40%程度しかない本県としては、国との連携をさらに深めていかなければなりません。知事は、全国知事会の税財政常任委員長として責任を全うされる中、誰より宮崎の置かれている立場を十分理解されているものと思っております。

私は、任期を重ねることが駄目だとは思いません。過去、松形知事も6期務められており、それは、実績と県民の信頼があり、政治の安定があったからだと思います。政治の安定とは、国、県、各市町村、経済界、そして何より県民の信頼と連携、これなくして宮崎の発展はありません。

そこで、知事は5期目に向けて、どのような覚悟で県政運営に臨まれるのか、知事の思いを改めてお伺いさせていただきます。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のとおり、安定的な県政運営を進める上では、県民や議会、市町村、国や各県との信頼関係が不可欠であり、本県が発展していくための根幹であると認識しております。特に現在、国際情勢は風雲急を告げ、極めて危うい状況にある中で、ますます信頼関係、力を合わせることで、連携、その重要性を認識しております。

私は知事就任から15年余り、現場の声を何より大切にし、真摯に県政運営に邁進してまいり

ました。その中で蓄えてまいりました経験と実績、県民の皆様や国、関係団体との間で築いてきた強固な信頼関係、そして政策を形にする力、これらは任期を重ねる中で得た私自身の確かな強みでありまして、同時に今の難局を乗り越えるための原動力であると確信しております。

5期目を担わせていただくことができますれば、これらの強みの全てを注ぎ込み、宮崎の安心と希望ある未来を切り開くため、新たに3つの挑戦に取り組んでまいっている覚悟であります。

まず、何よりも優先して取り組むべきは、県民所得を力強く引き上げる、もっと稼ぐ宮崎の実現であります。デジタル化や温暖化といった避けて通れない変化を本県産業が飛躍するための好機と捉え、あらゆる分野で稼ぐ力を創出することで、県内経済の着実な底上げを図ってまいります。

2つ目は、安心と希望が持てる暮らしの実現であります。例えば、人口減少が進行する中山間地域においては、市町村と連携して新規就農等への支援を強化し、移住・交流を力強く加速させるなど、誰もがこの地に誇りを持って住み続けられる、輝きに満ちたふるさと宮崎を築き上げてまいります。

3つ目は、これらの成長と安心を支える社会基盤のレベルアップの実現であります。産業、物流に不可欠な交通インフラの整備を計画的に進めるとともに、待ったなしの課題である県土強靱化を加速させてまいります。

現在、社会情勢が不透明さを増し、難しい局面を迎える中、本県においても困難な課題が山積しております。しかし、私はいかなる苦難が待ち受けていようとも、決して逃げることなく正面から立ち向かい、この宮崎の未来を、県民

の皆様の命と暮らしを断固として守り抜く覚悟であります。

県民の皆様の不安を安心へと、確かな希望へと変えるために、これまで培った知見、政治家としての情熱、そしてその全てを宮崎の未来にささげ、突き進んでまいる覚悟であります。

○山下博三議員 ありがとうございます。先ほど渡辺議員の祝詞にもありましたけれども、今回の衆議院選挙、高市政権が圧倒的な勝利を収めました。それは、キャッチフレーズが「強く豊かな日本をつくる」という誰にでも分かりやすい言葉であったこと、また、物価高に苦しむ国民に対して消費税減税や、緊張の高まる日本周辺国に対して毅然とした強いメッセージを発したことなどではないかと思います。

知事は総務部長時代からすると、宮崎に住み始めて間もなく21年を迎える立派な宮崎県人であると思っております。誰よりも本県の抱える課題と県民の気持ちを理解しておられると思います。

次期知事選が、もし前回と同じ構図になれば、パフォーマンスではなく、真正面から県の抱える課題に向き合い、また県民に寄り添いながら、県が進むべき未来像を分かりやすく、力強いメッセージで県民に伝えていくべきだと思います。よろしくお願いいたします。

次に、豚やイノシシの家畜伝染病と狩猟行政についてお伺いしてまいります。

現在、インバウンドの高まりにより、宮崎空港では、韓国からの定期便が毎日就航しております。その韓国において、1月末に家畜伝染病の口蹄疫の発生、さらに、県内の野生イノシシで流行している豚熱よりも恐ろしいアフリカ豚熱が流行しており、このウイルスが本県や鹿児島県に侵入してしまうと、養豚業に大きな影響

を及ぼすことになります。

そこで、韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況と県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 韓国では、令和元年からこれまで、76の養豚農場でアフリカ豚熱が発生しております。また、野生イノシシでは4,300頭を超える感染が確認されており、非常に強い危機感を抱いております。

このため、韓国での発生に合わせ、防災メールなどにより、生産者等へ迅速な注意喚起と消毒等の徹底を指導しております。

また、水際防疫として、空港、ホテル、ゴルフ場などでの靴底消毒の徹底に加え、肉製品を通じてウイルスが持ち込まれないよう、宮崎空港の国際利用客に対し、国や養豚生産者団体と連携した啓発キャンペーンを定期的を実施しています。

引き続き、生産者や関係団体等と連携し、発生防止対策を徹底してまいります。

○山下博三議員 過去、本県は30万頭を殺処分した悲しい出来事があります。防疫体制、さらに気を引き締めて頑張ってください。

次に、有害鳥獣捕獲におけるライフル銃の使用についてお伺いいたします。

豚熱やアフリカ豚熱に対しては、野生イノシシの捕獲対策が極めて重要で、さらなる捕獲強化を図る必要があります。

そのためには、県内各地で有害鳥獣捕獲班として活動している猟友会が大きな役割を担っており、先月13日には、みやざき養豚生産者協会からも、野生イノシシの捕獲など防疫に貢献している猟友会に対して、捕獲頭数を増やしてほしいとの思いから、活動支援金200万円が贈呈されたところであります。

先日、私は猟友会の皆さんと意見交換を行ったところ、数年前から有害捕獲でライフル銃の使用許可が出ているものの、市町村から使用区域が制限されており、その制限を解除してほしいとの意見がありました。

そこで、有害鳥獣捕獲において、ライフル銃の使用区域制限の解除はできないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 本県では、有害鳥獣捕獲で銃器を使用する場合、原則として散弾銃と定めており、射程距離が長く、威力も高いライフル銃を使用する場合は、捕獲許可の権限を持つ市町村長が、県の基準に基づき、使用できる区域を制限しております。

しかしながら、野生イノシシの豚熱感染拡大や農林作物への被害が深刻化する中で、ライフル銃による捕獲は、警戒心が強いイノシシなどを遠距離から高い精度で狙えることから、捕獲強化を進める上で有効な方法であります。

このため、安全面に十分配慮した上で、より効果的な捕獲ができるよう、ライフル銃の使用区域制限について市町村等と協議を行い、見直しに向けた検討を進めてまいります。

○山下博三議員 ライフル銃は散弾銃に比べて、射程距離200メートルから300メートルでは命中率が格段に上がるということでもありますので、早期の解除をお願いしておきたいと思います。

次に、野生イノシシの捕獲対策についてお尋ねいたします。

本県の令和6年度の農作物の鳥獣被害額は3億3,000万円余で、前年度の1.2倍に増加しており、イノシシや鹿を集落や農地周辺で見かけることが増えたとの話を聞きます。

また、県内では、野生イノシシでの豚熱感染

が確認された地域が拡大しており、養豚農家は、農場で豚熱を発生させないよう防疫対策を徹底し、危機感を高めております。

さらに猟友会は、養豚農家を守るために、通常より多くのわなを仕掛けるよう推進するなど、野生イノシシの捕獲強化に努めておりますが、狩猟者の高齢化に伴い、捕獲作業やわなの設置経費が負担になっていると聞いております。

野生イノシシの捕獲頭数を増やすためには、狩猟者の捕獲意欲の向上や捕獲の効率化が必要と考えますが、県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農作物等に被害を及ぼす野生イノシシの捕獲を強化するためには、高騰する捕獲経費への補助や捕獲作業の負担軽減など、狩猟者への支援の充実が重要であります。

このため、例えばイノシシの成獣では、7,000円の国の交付金に加え、補正予算案に計上の事業により、県独自に1頭当たり1,000円の上乗せ補助を行い、野生イノシシなどの有害獣の積極的な捕獲を促します。

また、有害獣の探索ができるサーモカメラつきドローンや、わなの捕獲通知システムの導入など、市町村等が行うICTを活用した効率的な捕獲に向けた取組への支援を進めます。

引き続き、市町村等と連携し、野生イノシシの捕獲強化に取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、高校無償化による教育環境の改善について、2問、教育長にお伺いしてまいります。

高校無償化に伴い、私立高校への志願者が増加する一方、県立高校の志願者減少が深刻な懸念となっています。今こそ、県立高校の存在意

義と今後の在り方について、抜本的に見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

普通科系高校においては、従来の進学校という枠組みを超えた、新たな特色や魅力づくりが急務であると思っております。

また、少子高齢化による労働力不足に直面する中で、地域産業を支える人材育成の重要性が高まっており、県立の産業系専門高校においては、支援拡充を図っていく必要性を感じております。

先般、文部科学省により創設されました高等学校教育改革促進事業を最大限に活用すべきであると思います。この事業を追い風とし、産業系専門高校が地域から選ばれる魅力的な学びへと進化することを強く期待しております。

そこで、地域産業を支える人材育成を担っている産業教育の充実について、今後どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 地域産業の担い手不足が深刻な状況にある中、産業系学科の志願者の減少は、地域経済の衰退に直結する問題であり、早急な検討が必要であります。

現在、各学校では、地域が求める実践的な人材の育成を図るため、学校での学びと企業での高度な実習を組み合わせたデュアル教育等を行っておりますが、今回の志願状況等も踏まえ、各学校において、授業の改善や学科再編等も検討する必要があると考えております。

さらに、産業界や大学及び関係部局で構成する県立高等学校等教育改革推進会議を設置し、国の事業等を活用して、先駆的な学びを提供する取組を構築することで、産業系高校のより一層の魅力づくりを進めてまいります。

○山下博三議員 続いて、農業教育についてお伺いいたします。

本県は農業を基幹産業としていることから、中でも、次代の農業や農業に関連する産業を支え、発展させる人材を育成することが急務であると考え、本県農業系高校8校がある地域出身の県議の了解をいただき、昨年12月に本県農業系高校を応援する会を発足させることができました。

基幹的農業従事者は、今後20年間でおよそ4分の1まで減少すると言われており、本県が我が国有数の食料供給基地であることを踏まえると、このことは、我が国の食料安全保障を確保する上で、非常に大きな課題であります。

こうした背景から農水省は、農業者の減少下でも生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するために、スマート農業技術の活用の促進と、スマート農業技術に適した生産方式への転換を図ることが必要であるとして、令和6年10月にスマート農業技術活用促進法を施行しております。

本県は、全国の中でも、農業を学ぶ生徒の割合や、卒業後、農林業に就職する生徒の割合が大きいと聞いております。高校における農業教育の基盤が整っている本県だからこそ、全国モデルとなるようなスマート農業を取り入れた農業教育を展開する必要があると考えます。

そこで、農業系高校のスマート農業化に向け、全国に発信できる先進事例を創出すべきと考えますが、今後の取組についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 生産性の向上が期待されるスマート農業の技術を将来の担い手となる高校生が学ぶことは、本県の農業振興を図る上で、現場のニーズに応えるものだと考えております。

各学校に順次スマート農業に必要な機器類を

導入しておりますが、圃場が小規模であることや農業施設の老朽化等から、効果的に活用できていないという課題があります。

このため、国の事業も活用し、圃場の大区画化や施設改修などスマート農業を実践するための基盤整備や、農機具メーカーや農政水産部等との連携による指導体制の充実などを総合的に実施する、先駆的な取組を検討してまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。時を同じくして、全国農林水産高校、農業系高校を応援する全国議連が立ち上がっております。40年から50年経過している古い施設を、A I、I C T、ドローン、ロボットを駆使する学びやに整備するためには、莫大な予算を必要とします。全国の応援する議連において、我々も国へ要望してまいります。農業人材確保のためには、農業高校の役割を期待いたしております。

次に、農業政策について、知事にお伺いいたします。

本県は、昭和35年に策定しました防災営農計画に基づき、施設園芸や畜産などを振興したこと等により、当時、271億円、全国30位であった農業産出額は、令和3年には3,478億円、全国順位は過去最高の4位となりました。

一方で、我々が直視しなければならない現実もございます。本県の基幹産業である農業について、産出額は着実に伸びてはいるものの、隣県である鹿児島県との差は、以前にも増して拡大している状況にあります。10年前の平成27年は鹿児島県との差は1,000億円でしたが、令和6年は約2,000億円まで差が開いてきました。

そこで、本県と鹿児島県の農業産出額の差が拡大した要因をどのように分析し、受け止めておられるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 鹿児島県は全国第2位の農業産出額であり、本県と同じく、畜産及び野菜を主要品目としておりますが、平成27年と令和6年の産出額を比較しますと、本県の増加額は、畜産が250億円、耕種が41億円であるのに対し、鹿児島県では、畜産が785億円、耕種が481億円の増と、その伸びは本県を上回り、産出額の差は拡大しております。

その要因として、例えば畜産では、鹿児島県で、大手食肉企業等による食肉及び食鳥の処理・加工場などの整備が進められたこと等により、ブロイラー等で規模拡大が図られたことが主要因と分析しております。

また、耕種では、鹿児島県は、本県の約1.8倍の耕地面積を有し、広大な農地を利用したキャベツやバレイショ等の露地野菜で、法人による契約栽培が普及してきたことが一因と分析しております。

議員御指摘のように、本県も、農業産出額、さらには輸出額など順調な伸びを示しておりますが、産品等で類似する鹿児島との比較、例えば全国和牛能力共進会などでは、農業関係者の努力により、本県もしっかりとした成績を残すことができっておりますが、今回の分析によると、もっともっと努力し改善すべき部分が多々あるのではないかと、そのように認識しております。

令和8年度スタートの農業長期計画に基づき、新たな食鳥処理場の整備支援や法人における契約栽培の推進、さらには、農地の区画拡大やスマート農業の普及等を進め、産出額を伸ばすとともに、稼げる農業の実現を目指してまいります。

○山下博三議員 これより農林水産部長に6問伺ってまいります。

まず、農地の基盤整備についてお伺いいたします。

国の調査では、本県の水田整備率は**43.8%**、全国**37**位と低迷しており、鹿児島県との約**20**ポイントの差が、スマート農業の導入や作業効率、ひいては産出額の差に直結しているのではないかと考えております。

基盤整備の遅れは、労働負担を増大させ、担い手の離農を加速させるとともに、将来的な荒廃農地の発生を招く懸念があります。実際、都城市では、令和6年度時点で**762**ヘクタールもの荒廃地が発生しており、平たんな好条件農地でも荒廃農地が増えてまいりました。

また、農地を次世代へつなぐには、地域計画に位置づけられた法人等に将来の姿を描き、法人等が使い勝手のよい農地へ再編することが、離農の食い止めや荒廃地の抑制につながるはずです。

そこで、県は、農業法人等が求める区画拡大やスマート農業に対応した基盤整備をどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地の受皿となる農業法人等が効率的に営農を行うには、区画拡大などの基盤整備を進めることが重要であります。

このため、従来の圃場整備に加え、来年度からは、国の新事業を活用し、法人などが自ら行う畦畔除去等に対し、県や市町村等で今年度中に設立する協議会を通じて、国が直接補助する迅速な区画拡大を後押しします。

この協議会の設立を契機に、農林振興局や市町村等の営農、農地、基盤整備担当が一体となった推進チームの体制を強化し、地域計画に位置づけられた法人等への集積・集約化を図りながら、着実な基盤整備を進めてまいります。

今後も、現場のニーズを幅広く聞き取りながら、基盤整備を推進してまいります。

○山下博三議員 続きまして、畜産振興策についてお伺いします。

1次産業の中でも本県の基幹産業である肉用牛については、長引く子牛価格の低迷や生産コストの高止まり等により、生産基盤の縮小が大変危惧されております。

特に本県は、全国に誇る素牛の供給基地であり、本県のブランド品目である宮崎牛をはじめ、松阪牛や近江牛等の肥育素牛として、全国各地の購買者から選ばれる産地として大きな責任を負っております。

このため、厳しい経営環境の中においても、将来にわたって肉用牛の根幹となる繁殖雌牛頭数を確実に維持していくことが本県の大きな使命と考えております。

そこで、本県と同じく子牛生産の主要産地である鹿児島県や北海道の繁殖雌牛頭数が現在どのような状況にあるのか、本県と全国の主要産地における繁殖雌牛頭数の現状についてお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 令和7年における本県の繁殖雌牛頭数は、国の畜産統計によりますと、全国2位の**8万900**頭であり、前年に比べ約**4%**減少しております。

また、肉用子牛の主要産地のうち、全国1位の鹿児島県は**12万800**頭であり、前年に比べ約**2%**の減少、全国3位の北海道は**6万8,800**頭であり、前年に比べ約**7%**減少しております。

○山下博三議員 先ほど答弁がありましたとおり、鹿児島県では、本県よりも飼養頭数は約**1.5**倍であり、減少率も低い結果となっております。また、北海道では、繁殖雌牛頭数は減少傾向にあるものの、ホルスタイン種を借り腹に

した和牛受精卵の活用が盛んであり、今後、和牛の産地としても発展していくものと考えております。

先日、令和7年の全国95の黒毛和牛市場の取引頭数の実績が出ておりました。令和6年対比で5.6%減の34万3,020頭の出荷頭数であります。鹿児島県、宮崎県、北海道の主要産地が49.4%の16万9,430頭で、約半分を占めております。

一方、本県では、今後、高齢農家の離農が本格化することから、繁殖雌牛頭数はさらに減少することが予測されており、それにより、子牛の出荷頭数の減少、ひいては宮崎牛ブランドの衰退につながってしまいます。

宮崎牛ブランドの維持や関連産業の持続的な発展の観点からも、生産基盤の縮小を何としても食い止めるべきであり、これまでの取組に加え、さらに踏み込んだ対策が必要と考えますが、本県肉用牛の生産基盤維持のため、県として今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県の肉用牛は、地域経済を支える基幹産業であることから、県では、国の事業も活用し、規模拡大や分業体制の構築等、生産基盤の維持に向けた取組を支援しています。

来年度は、生産性の向上に向け、当初及び補正予算案に計上の事業により、農家ニーズの高い畜舎の補改修等を支援するとともに、分娩間隔の短縮などを図るため、NOSA IやJA等と連携した新たな指導体制づくりにも取り組めます。

さらには、経営資源の円滑な承継を図るため、畜舎等の評価システムの構築や、承継コーディネーターによる伴走支援など、畜産部門で

は全国初となる取組を進めます。

これらの取組により、生産基盤の維持・強化に取り組んでまいります。

○山下博三議員 都城市では、都城志布志道路が全線開通したことにより、食品加工や物流等の産業集積が進み、県内の食料品・飲料等出荷額の約40%を占めております。今後の地域発展に大いに期待をいたしておるところであります。

一方で、地域計画の策定により、将来の担い手不在農地が明らかとなり、今後、人口減少が加速する中、このままでは基幹産業である1次産業が衰退し、ひいては2次産業、3次産業を含めた地域経済全体の衰退を招きかねない心配しております。

本県農業を守るためには、農地の集約・区画拡大とスマート農業の普及を一体的に推進すべきであり、離農が進む中で、その受皿として期待されるのが農業法人であります。

しかし、現在、長引く資材価格の高騰が農業法人の経営を直撃しております。そのような法人に対して、県が細やかな相談に乗り、それぞれのニーズに応じた支援策を講じる必要があると思います。

そこで、本県地域経済の核となる農業の維持に向け、県は農業法人支援にどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農業は、生産のみならず、加工、流通、販売など幅広い分野に波及しており、地域経済や雇用を支える核となる産業であることから、農業者が減少する中にあっても、生産力を維持・強化することが県勢発展につながると考えております。

このため県では、個人農家が営農を続けられるよう支援することと併せ、守るべき農地の受

皿となる農業法人への経営支援の強化に取り組めます。

具体的には、法人からの経営相談に対応できる普及指導員の育成や、農業に精通した中小企業診断士等の派遣、関係団体と連携した法人支援体制の構築などに係る事業を、当初予算案に計上しております。

引き続き、本県農業の維持・発展に努めてまいります。

○山下博三議員 次に、米政策について伺いたします。

人口減少に伴う需要低下で主食用米の作付面積が減少する中、本県では水田を有効活用するため、加工用米や飼料用米等を計画的に推進してきました。

しかしながら、ここ2年、米の需給バランスが崩れたことから、昨年の作付面積は、主食用米が増え、加工用米等は減少しております。

国の需給見通しによれば、昨年、全国的に作付面積が増加したことや天候に恵まれたことにより、生産量が多かったことから、本年6月末の民間在庫量は、215万トンから229万トンに達すると見込まれております。

仮に最大の229万トンとなれば、過去10年で最も在庫水準が高かった平成27年に匹敵することとなり、関係者の間では、今後の米価下落に対する懸念が強まっております。実際、私の地域の生産者からも、価格の低下を不安視する声が多数寄せられておるところであります。

食料安全保障の観点から、主食用米の安定生産と供給は不可欠であります。生産者が安心して営農を継続するためには、本県がこれまで推進してきた、主食用米と焼酎製造業を支える加工用米等の両立が改めて重要であります。県には、今年の実産方針を生産者へ積極的に周知

してもらいたいと思います。

そこで、本県における今年の実産の生産振興方針と生産者への周知について伺いたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 米の価格や在庫の状況など、米をめぐる情勢が大きく変化している中、県では、需要に応じたバランスのよい安定した米づくりに向け、生産者の作付判断の参考となるよう、国が示す需給状況を踏まえた当年産の作付の目安を提示しております。

具体的には、主食用米で、前年の作付実績より約5%減の1万2,900ヘクタール、加工用米では、約39%増の2,162ヘクタールを目安としております。

また、昨年減少した加工用米の増産意欲を高めるための産地交付金単価の拡充や、主食用米の在庫状況などの情報を、市町村等を通じ、きめ細かに周知しております。

引き続き、需要に応じた生産を推進してまいります。

○山下博三議員 次に、試験場の技術開発について伺いたします。

2月19日付の日本農業新聞に、三重大学の立花教授が「日本は世界一異常気象が発生する国になり、地球温暖化の影響で日本の季節は四季から二季に変わり始めている」と指摘されている記事がありました。

本県でも、5月には気温が30度Cを超え、10月頃まで真夏の暑さが長期化している一方、冬は気温の乱高下で極端に寒い日が以前と比べて増えており、新聞記事のとおり、春と秋の季節を感じない二季化が進んでいるように思います。

そのような中、1月の環境農林水産常任委員会において報告のありましたとおり、試験場再

編の話がある中で、二季化等の新たな課題に対して、総合農業試験場と畜産試験場ではどのような技術開発を進めていかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 議員御指摘のとおり、農家の方々から「春と秋が極端に短く、暑さが長引く」との声を伺っており、農作物の生育の変化や家畜の繁殖性の低下など、生産への影響が見られております。

例えばマンゴーでは、秋の高温により開花時期が遅れ、収穫時期に影響が見られることから、ハウス内の冷房や肥料の量など、開花時期を調整する技術の検討を進めております。

また、畜産では、畜産環境や家畜の状態をリアルタイムで把握し、暑さのストレスを改善することで生産性を向上させる技術の検討を進めております。

県としましては、二季化がさらに進んだ場合の影響など、新たな課題に対応できるよう、試験場の技術開発力を強化してまいります。

○山下博三議員 続きまして、イスラム圏への牛肉の輸出についてであります。

先ほど肉用牛の生産基盤の維持について質問しましたが、肉用牛の担い手が将来に希望を持って営農を継続していくには、国内外で安定的に牛肉が消費、販売されることが大変重要と思っております。

このような中、新規市場であるイスラム圏へ県産牛肉を輸出するため、2年前に本県初のハラール対応の食肉処理施設である株式会社S E ミート宮崎が整備されました。

整備当初は、輸出先国の施設認定が、ハードルの高さから、なかなか思うようにいきませんでした。昨年、輸出が開始されたカタールに続き、クウェート、そして先般、U A Eとイン

ドネシア向けに輸出が解禁されたことは、大きな前進であると考えております。

さらに、1月に開催されましたU A Eにおける宮崎牛レセプションにおいて、日隈副知事も出席されるなど、今後の輸出拡大に大きな期待を寄せているところであります。

そこで、イスラム圏への牛肉輸出の手応えと今後の意気込みについて、日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 我が国の人口減少等により、牛肉の国内需要の減少が予想される中、和牛の認知度が高まってきておりますイスラム圏は、世界人口の約4分の1を占めており、本県肉用牛の生産額を向上させていく上で、大変重要な輸出先であると考えております。

現在、イラン紛争で緊張が高まる中東情勢ではありますが、私は1月下旬、U A Eのドバイで開催しましたレセプションに参加いたしまして、現地のバイヤーや飲食店関係者等に対し宮崎牛のP R、また、意見交換等を行ってまいりました。その中で、肉質について高い評価をいただいたほか、現地で普及していない部位のカット方法や調理の仕方などに高い関心が示される実態を目の当たりにし、宮崎牛の質の高さについて詳細に理解し、そして正しく評価してくれるマーケットとして、大きな手応えを感じたところであります。

また、お話にありましたとおり、先月、東南アジアで最大の経済規模を誇りますインドネシアへの輸出も可能となりましたので、来年度は、事業者等と連携したプロモーションを実施するなど、取組を加速化してまいります。

このように、宮崎牛の海外展開は、以前は夢あるいは挑戦と語る域でございましたが、それ

を超え、まさに本格化の時代を迎えたものと考えております。

今後とも、海外市場における宮崎牛の評価をさらに高め、本県肉用牛の持続的な発展につながるよう、国や関係団体と連携しまして、販売ルートの構築や輸出先の多角化等、本格的な輸出拡大に向けた支援にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。現在、中東情勢は将来が見通せない状況になってまいりました。注視していきたいとは思いますが、イスラム圏へ県産牛肉を安定的に輸出していけるよう、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、和牛甲子園の取組について、教育長にお伺いいたします。

高校の畜産分野では、和牛を学ぶ全国の高校生が、日頃の飼育の取組を発表し、その成果としての肉質を競い合う和牛甲子園が毎年開催されております。

第9回全国和牛甲子園大会が今年の1月15日から16日の2日間、東京で開催され、全国から65校が参加し、毎年盛大に開催されております。和牛飼育の盛んな北海道3校、岩手県3校、栃木県5校、岐阜県3校、隣の鹿児島県6校、ほかにも2校出場されている県が、福島県、神奈川県、広島県であります。

しかしながら、和牛甲子園への本県高校の参加は、高鍋農業高校1校のみであります。宮崎牛は、全国和牛能力共進会において4大会連続内閣総理大臣賞を受賞する、名実ともに日本を代表するブランドであります。宮崎牛は、アメリカやアジア諸国に加え、近年ではEU、さらにはイスラム圏への輸出も始まり、世界での評価の高まりに伴って輸出量は増加してござい

ます。

こうした本県畜産業の強みは、今後のさらなる畜産業の継続的な発展のために、畜産教育の現場に感動とときめきを与える機会として十分に生かされるべきだと思います。

そこで、今後、和牛甲子園に参加する高校を増やしていくべきと考えますが、お考えをお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 和牛甲子園は、和牛の肥育を行う高校が、毎年、東京食肉市場に集い、日頃の取組の発表や、実際に競りを通して飼育した牛の肉質を競う大会で、本県では、高鍋農業高校が3年連続で優良賞を受賞しております。この大会への参加により、生徒の学習意欲が高まるとともに、高度な専門性が身につけられることから、大会参加までの過程も含め、その教育的効果は非常に高いと考えております。

また、本県は和牛の一大産地であり、将来の宮崎牛の担い手育成にもつながることから、教育委員会としましては、大会参加に伴う教育的効果の周知や、和牛飼育を行う4校間でのノウハウや成果の共有、関係団体による専門的な肥育指導などの調整を行い、各高校の参加に向け、積極的に取り組んでまいります。

○山下博三議員 ぜひスピード感を持って取り組んでいただけるとありがたいと思っています。過去の大会の結果を見ますと、圧倒的に鹿児島県の農業高校が最優秀校に選ばれております。教育委員会と知事部局との連携の下、早急に取り組んでいただくよう、よろしくお願いしておきます。

これまでの質問の中で、農政関係では、イスラム圏への牛肉輸出に向けた日隈副知事の熱い思いを伺いました。

また、農業教育関係では、農業系高校におけるスマート農業教育の充実や、和牛甲子園へ参加する高校の拡大を目指すなど、教育長から前向きな答弁をいただき、本県農業の明るい未来が見えた気がいたします。

私は、日頃から教育委員会と農政水産部がしっかりと連携し、農業人材教育を充実させることが本県農業の維持・発展につながると提案しており、取組が着実に進んできていると評価をいたしております。

私は、本取組を今後より一層強力に進めるのは、河野知事の役割だと思います。本県農業のさらなる発展に向け、志が高く、意欲のある若い人材を確保するため、農業が他産業に比べて魅力的で、夢や希望の持てる産業であると示す必要があります。

そこで、本県農業の展望と知事の意気込みについて伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、議員からも御指摘がありましたが、昭和35年の防災営農計画に基づき、畜産や施設園芸の振興等を進め、昭和37年に本県独自の青年農業者の学修組織SAPを発足させ、青年農業者の経営発展につなげ、現在の本県農業の礎を築いてまいりました。

私は、本県経済の基盤である農業を次のステージへと飛躍させる上で、次代を担う若い力こそが変革の原動力と考え、高校生や大学生が農家になりたいと思えるよう、農業長期計画において、スマート技術等の導入により収量向上や省力化を図り、所得1,000万円以上を目指す稼げる農業のモデルを示し、目標として掲げたところでもあります。

その実現に向けては、試験場を、本県農業の技術を結集した技術開発拠点として再編し、A

Iやロボットなどの最先端技術とこれまで培ってきた熟練の技を融合させたスマート技術の開発を強化するとともに、守るべき農地の受皿となる農業法人の経営力をさらに強化するなど、本県の基幹産業である農業の成長産業化に邁進してまいります。

私は、週明け、高鍋農業高校に参りまして、「知事の白熱教室」と称し、畜産科学科の生徒と実習をし、また、意見交換を行う予定にしております。県外出身者も何人か含まれていることでもありますので、その意見交換も楽しみにしておりますし、先日は、県政のPR動画の収録のために農業大学校を訪問して、これもやはり県外出身者も含めて、意欲を持って、目を輝かせて農業を語る若者の姿に、大変心強い思いがしたところであります。

私は、先人たちが築き、守ってきた農業をさらに発展させ、次代を担う若者に継承できるよう取り組むことが、今を生きる我々の責務であると考えております。農業県宮崎の知事として、国や市町村、関係団体等と力を合わせて、これからも全力で取り組んでまいります。

○山下博三議員 力強いお言葉ありがとうございます。

次に、物流問題について、2問、総合政策部長にお伺いしてまいります。

宮崎カーフェリーは、新船2隻体制になってはや3年が経過しました。当時、フェリーの老朽化などが懸念されており、本県経済の持続的な発展を支えるため、2隻の新船建造に踏み切ったものの、180億円にも及ぶ資金調達に大変苦心した中でのスタートでありました。

特に、新船建造資金としての県当局による40億円の無利子貸付けに関して、県議会では、会社経営安定化に向けて金融団の貸付利子の低

減、貸付金の確実な償還が行われるよう、県が会社に対し徹底した経営指導を行うことなどを記した、極めて厳しい附帯決議を付して議決したところであり、宮崎カーフェリーの経営状況に注視する必要があります。

新船建造に際しては、トラックドライバー不足や長時間労働の是正によるモーダルシフト等を背景とした海上輸送力の強化の必要性などから、大型化を図ったいきさつがあります。

2隻の就航から3年がたちますが、新船が導入された効果をどのように分析しておられるのかお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 議員御指摘のとおり、宮崎カーフェリーでは、新船の大型化でトラック積載台数が130台から163台となるなど、貨物輸送力が大幅に強化されております。

このため、令和6年度の神戸行き上り便の約6割で、旧船の積載台数130台を超えるトラックを輸送できており、令和6年度のトラック輸送量は、前年度比8%増の7万4,504台と新会社として過去最高になるなど、本県の農畜産物等の安定的な輸送に大きく寄与していると考えております。

また、個室を増やしたことなどで旅客の増加にもつながっており、宮崎カーフェリー株式会社では、令和4年度以降、3年連続で黒字を確保するなど、新船の導入は同社の経営にも大きな効果があったものと考えております。

○山下博三議員 宮崎港には、今年2月4日から、株式会社商船三井さんふらわあの東京航路のRORO船が週2便、4月からは、鹿児島荷役海陸運輸株式会社及び南日本汽船株式会社の大阪航路のRORO船が週1便就航するとの報道がありました。

これは物流業界のトラック運転手不足なども

背景にあるとは思いますが、少々不安になったのが、宮崎カーフェリーとの競合が始まるのではないかと、船賃のダンピングが始まるのではないかとということであります。

RORO船の就航が宮崎カーフェリーに与える影響について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 2月に就航した東京航路のRORO船は、既存の福岡県苅田から東京への航路の途中に、宮崎港に週2回寄港するものであり、また、4月に就航予定の大阪航路のRORO船は、現在、運航している沖縄から大阪への航路の途中、宮崎港に週1回寄港するものであります。

いずれも船会社からは、現在、県外の港から輸送されている貨物を宮崎港で積載するものと伺っており、現時点では宮崎カーフェリーで運んでいる貨物とは競合しないものと考えておりますが、長距離フェリー航路は、物流・人流の両面で本県経済を支える重要な航路でありますので、カーフェリーへの影響については、引き続き状況を注視してまいります。

○山下博三議員 これより、福祉行政について、福祉保健部長に2問お伺いしてまいります。

まずは、電話リレーサービスについてお尋ねします。

電話リレーサービスとは、正確に聞き取ることや話すことが困難な方が、通訳オペレーターを介して、手話や文字により電話で会話することができるもので、法律に基づき、令和3年7月1日よりサービスの提供が開始されました。これに加えて、昨年1月23日より、利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことができる、文字表示電話サービス「ヨメ

テル」が開始されました。

先月、私は、これらのサービスを提供しております東京の一般財団法人日本財団電話リレーサービスに出向き、意見交換をさせていただきました。これらのサービスが、県内約5,000人の聴覚障がいの方々などにとって、住み慣れた地域で安全・安心な生活を送るために大変重要なものであると改めて認識し、より多くの方に利用していただくため、普及促進にしっかりと取り組むべきと感じたところであります。

県として、電話リレーサービスやヨメテルの普及促進にどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 電話リレーサービスやヨメテルは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づき、国の指定を受けた日本財団電話リレーサービスが提供するサービスであり、地方公共団体は、聴覚障がい者等の円滑な電話利用のため、必要な措置を講ずることが求められております。

県では現在、ホームページを通じた情報発信や、セミナー等におけるチラシの配布、市町村を通じた広報などに取り組んでおります。

今後とも、聴覚障がいのある方や、言葉を発することが困難な方などが、電話で円滑な意思疎通を行えるよう、電話リレーサービスやヨメテルの普及促進に取り組んでまいります。

○山下博三議員 来年には、日本のひなた宮崎国スポ・障スポが開催されます。全国各地の障がい者アスリートなど、多くの関係者からの注目が集まりますことから、本県としては、そのような方々が、障がいの種別にかかわらず、お気軽に問合せなどをいただけるよう、体制を整えておくことが大変重要であります。

その具体的取組の一つとして、手話リンクと

いうサービスがあります。これは、自治体等のホームページにバナー画像を設け、そこをクリックすることで、聴覚障がいの方などが手話等によるお問合せができるようになるサービスであります。昨年4月から始まっているものであります。

このサービスが、全国障害者スポーツ大会が令和6年度に開催された佐賀県や今年度開催された滋賀県などにおきましても既に導入されておりますが、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに向けて、本県においても手話リンクを導入してはどうかと考えますが、県の考えをお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 宮崎国スポ・障スポに向けて、障がいのある方が、その特性に応じた意思疎通を支援するサービスを利用できる環境を整備することは大変重要であります。

議員御指摘の手話リンクにつきましては、電話リレーサービスの仕組みを活用して、通訳オペレーターを介し、行政機関等に問合せを行うことが可能となるものであり、聴覚障がい者等の意思疎通を支援する手段として有効であると考えております。

このため、県では現在、サービスの提供機関である日本財団電話リレーサービスと協議しながら、庁内関係課と手話リンクの導入に向けた検討を進めているところであります。

○山下博三議員 最後の問いになりますが、先日、日本財団にお伺いした折、手話通訳には手話通訳士と手話通訳者の2つの資格があることを伺いました。

その中で手話通訳士は、裁判等での通訳を担当される非常に高いレベルを必要とし、現在、県内には32名しかおられません。また、手話通

訳者も県内には120名程度しかおられず、さらには資格保有者の高齢化も進んでいるそうです。共生社会の実現に向け、通訳士を確保する上でも、若い方に手話について興味・関心を持っていただくべく、きっかけづくりが大変重要だと感じたところであります。

県立高校には、地域を支える福祉の担い手を育成している福祉科が4校にあります。先日の一般入試の出願状況では、福祉科は、他の職業系高校と比べても非常に厳しい志願状況であります。私は、これからの本県の福祉人材の確保については、外国人人材を受け入れながら、専門性の高い日本人が支援していく必要があると考えており、その教育を行っている福祉科の存在は非常に重要であります。

そこで、県立高校の福祉科において、手話に関する学びを取り入れることが重要だと思いますが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 福祉科では、福祉人材が不足する中、現場のニーズに応えられるよう、介護福祉や障がい福祉など、幅広い分野の学びを提供しております。

その中で、手話は聴覚障がい者とのコミュニケーションツールの一つであり、生徒は基礎的な知識として指文字を学習しております。また、より知識を深めるために、社会福祉協議会が主催する手話講習会等に、講師の補佐役としても参加しております。

手話通訳士等の社会的ニーズが高まる中、実践的なスキルを身につけることにより、職業選択の幅が広がることから、今後、外部の専門家等も活用し、福祉科における手話の授業の充実に取り組んでまいります。

○山下博三議員 御答弁ありがとうございます。

以上で終わります。（拍手）

○外山 衛議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○外山 衛議長 次に、今回提案されました議案第1号から第81号まで、報告第1号及び第2号の各号議案を一括議題といたします。

質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、今議会に提出されました議案について、通告の下に質疑を行います。

まず、議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」について伺います。

まず、土木費169億9,600万円余、教育費48億7,100万円余の減額補正について、それぞれ主な内容とその理由についてお聞かせください。県土整備部長、教育長、お願いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 土木費の減額補正の主な内訳としましては、道路橋梁費が75億9,400万円余、河川海岸費が50億6,300万円余であり、いずれも国庫補助事業費の決定等によるものであります。

○教育長（吉村達也君） 教育費の減額補正の主な内訳は、学校職員の給料や手当などの支給見込みが当初の想定を下回ったことによる職員費27億1,200万円余の減や、高等特別支援学校整備に係る工事の入札残などによる工事請負費等2億1,600万円余の減となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。
では次に、各種施策について伺います。

一つに、宮崎県バスネットワーク最適化支援事業の2億3,000万円余の減額について、事業内容と減額の主な理由についてお聞かせください。総合政策部長。

○総合政策部長（川北正文君） 本事業は、利用者の減少等で維持が困難となっている広域的なバス路線について、新たな運行形態への転換などにより、持続可能なネットワークの構築に取り組むものであり、2億3,000万円余の減額補正としておりますが、これは、市町村やバス事業者と運行の最適化に向けた協議を進めたところ、ルートやダイヤの変更など、予算を要しない見直しが多かったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、わくわくひなた暮らし実現応援事業の1億6,100万円余の減額について、その事業内容と減額の主な理由をお聞かせください。総合政策部長。

○総合政策部長（川北正文君） わくわくひなた暮らし実現応援事業は、県内企業への就職など一定の要件を満たす移住者に対して、市町村を通じて各種の支援金を支給するものであり、1億6,100万円余の減額補正としておりますが、これは、市町村の支給見込額が減額になったことに伴うものであります。

○前屋敷恵美議員 続いて、災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業の2億4,500万円余の増額補正ですが、その事業内容、そして周知の徹底などをお聞かせください。危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 当事業は、南海トラフ地震を見据え、災害発生時に自分の命を守る自助の備えに必要な物資の購入費用の一部を支援するものであります。

具体的には、感震ブレーカー、非常用電源、家具・家電転倒防止器具等を対象とし、これらを1万円を超えて購入した際に、定額1万円の支援金をマイナポイントで支給する予定としております。

周知については、テレビCMやSNSなど、様々な広報媒体を活用することとしております。

○前屋敷恵美議員 次に、生活扶助費に要する経費の減額3億6,100万円余について、その理由と、昨年度の対象世帯数との比較も伺いたいと思います。

また、生活保護費追加支給事業2億1,800万円余については、国の生活保護基準の大幅引下げを違法とした、さきの最高裁判決に基づくものというふうに思いますが、その事業の概要と対象世帯数、周知の方法などについて伺います。福祉保健部長、よろしくお願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 生活保護扶助費の減額補正は、当初の見込みを下回ることによるものであります。対象世帯数は、昨年度とほぼ同等の月平均約1,400世帯になるものと見込んでおります。

また、生活保護費追加支給事業については、生活保護扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ、当時の改定により減額となった対象者に対し追加支給を行うものであり、その対象世帯数は約2,800世帯と見込んでおります。

周知方法については、現在、国において、ホームページやチラシ等の準備が進められております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ迅速な支給をお願いしたいと思います。

次に、放課後児童クラブ事業の1億5,300万円余の減額についての主な理由をお聞かせくだ

さい。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 放課後児童クラブ事業の減額補正は、今年度予定していた放課後児童クラブの新設や改修12件が、資材価格の高騰や用地の確保ができなかったことなどにより、当初計画の見直しが必要となったものがあります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、今、待機児童も多いとのことですから、迅速な設置をお願いしたいと思います。

続いて、高等学校就学支援事業の1億9,000万円余の減額について、その主な理由をお聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 高等学校就学支援事業費の補正額のうち、1億9,031万円余は、生活保護世帯及び非課税世帯の教育費の負担軽減を図るために支給される「奨学のための給付金」の減額であります。

これは、令和7年度に国が予定していた支給対象の拡充が令和8年度からの実施となったことや、申請者数が見込みを下回ったことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では続いて、議案第80号「工事請負契約の変更について」、その工事名と変更の内容について伺いたいと思います。宮崎国スポ・障スポ局長、お願いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 議案第80号は、延岡市で進めております新宮崎県体育館建設主体工事について、契約金額の変更を行うものです。

変更の内容につきましては、契約金額について、74億3,826万8,418円から90億7,319万4,104円へと、16億3,492万5,686円増額するものです。

変更の理由としましては、資材価格の高騰や

賃金の上昇等に伴うインフレスライドに対応するための増額であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

続いて、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、その概要と理由を伺います。警察本部長、お願いします。

○警察本部長（高井良浩君） 平成31年1月、日向警察署に勤務する職員が自殺したことに関し、職員の御両親が県に対する損害賠償を求めた国家賠償請求事件について、本年1月30日、裁判所から県に対する賠償金の支払いを命じる判決がありました。

県警において判決内容を精査した結果、裁判所の判決を重く受け止め、判決を受け入れることとし、速やかに原告への賠償金の支払いを行うため、議会閉会中の2月2日に、地方自治法の規定に基づき、知事において必要な予算を専決処分したものであります。

○前屋敷恵美議員 分かりました。

では続いて、議案第1号「令和8年度宮崎県一般会計予算」について伺います。

まず、歳入について、県税収入の総額、また、個人県民税、法人県民税、法人事業税及び地方消費税清算金について、令和8年度当初予算額、そして前年度との比較についてもお聞かせください。総務部長、お願いします。

○総務部長（田中克尚君） 令和8年度当初予算における県税収入総額は1,116億1,000万円で、前年度と比べ0.6%の減であります。

このうち、個人県民税は354億1,778万円余で5.5%の増、法人県民税は23億6,224万円余で0.2%の増、法人事業税は233億8,778万円余で5.2%の減であります。

また、地方消費税清算金の予算額は623億2,413万円余で、前年度と比べ12.8%の増であ

ります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

では続いて、当初予算の県債発行額とそのうち臨時財政対策債の発行額及びそれぞれの前年度からの増減額、また、令和8年度末の県債残高についてお聞かせください。総務部長、お願いします。

○総務部長（田中克尚君） 県債発行額は563億4,190万円で、前年度と比べ57億430万円の減、臨時財政対策債は2年連続で新規の発行はございません。

また、令和8年度末の県債残高の見込みは8,575億7,378万4,000円であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

では次に、歳出における各種施策について伺います。

一つに、新規事業の中山間地域くらしサポートネットワーク構築事業1億200万円余における、日常生活サービス維持確保支援事業の概要について伺います。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（川北正文君） 人口減少が深刻化する中山間地域において、買物や金融サービスなど日常生活に必要なサービスを確保するため、県、市町村、民間事業者等による協議会を設立し、生活インフラ機能の確保に向けた議論を行うほか、コンビニや郵便局など既存のサービス事業者と連携し、持続可能な仕組みづくりに向けた具体的な実証に取り組むものであります。

○前屋敷恵美議員 続いて、宮崎県東京ビル再整備事業の28億5,000万円余について、事業の概要、その仕組みと今後の見通しについて伺います。総務部長、お願いします。

○総務部長（田中克尚君） 県東京ビルは、県

の所有地に定期借地権を設定し、民間事業者により有償で貸し付け、事業者がビルを建設した後に、県が施設の一部を買い取る仕組みで再整備をすることとしております。

新ビルは、学生寮や職員宿舎、情報発信スペースなどの機能を有し、本年10月から供用を開始する予定であります。

このうち学生寮は、指定管理者が実施する入寮者募集を経て、来年4月から本格的に運営を開始する見通しとなっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

では次に、議案第25号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」について、その改正内容について伺います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 後期高齢者医療財政安定化基金につきましては、国、県、広域連合が3分の1ずつを拠出して設置しており、今回、国において標準拠出率が「10万分の38」と定められたことに伴い、本県基金拠出率を「10万分の41」から「10万分の38」に改正するものであります。

○前屋敷恵美議員 もっとそこを深くお聞きしたいところですが、今回はここにとどめておきたいと思います。

次に、議案第30号「宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、子ども・子育て支援納付金に関わる内容のようですが、条例改正の理由とその内容についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正により、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度

から、国民健康保険をはじめ、医療保険者は支援金を拠出することとなったため、子ども・子育て支援納付金の算定方法について、新たに定めるものであります。

○前屋敷恵美議員 質疑は以上です。それぞれ御答弁ありがとうございました。

あとは、委員会、その他で深めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○外山 衛議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議案第1号から第81号まで、報告第1号及び第2号並びに請願委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第81号まで、報告第1号及び第2号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日6日から9日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、令和7年度補正予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時19分散会

3 月 10 日（火）

令和 8 年 3 月 10 日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理局次長	坂下利雄
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
公安委員長	松山昭
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号）

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和7年度補正予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は、国の令和7年度補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額全体としては、一般会計で15億6,600万円余の減額、特別会計で45億500万円余の増額となっておりますが、国の補正予算に伴う経費として289億3,600万円余が増額計上されております。

歳入の主なものとしては、地方交付税が124億5,400万円余、県税が34億7,000万円の増額となる一方で、繰入金が157億4,100万円余、県債

が85億8,500万円余の減額となっております。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,289億3,800万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で15億5,800万円余の減額、特別会計で1,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は163億2,100万円余となります。

次に、総務部の補正予算は、一般会計で212億5,200万円余の増額、特別会計で8億6,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,668億4,600万円余となります。

また、宮崎国スポ・障スポ局の補正予算は、一般会計で5億5,100万円余の減額であり、補正後の予算額は115億5,500万円余となります。

このうち、総合政策部の「わくわくひなた暮らし実現応援事業」についてであります。

この事業は、本県への移住促進並びに地域の担い手確保のため、一定の要件を満たす県外からの移住者に対して、市町村を通じて支援金を支給するものであります。

このことについて委員より、「現状を踏まえると、この事業の成果指標である移住支援金支給件数、3年間累計で1,464件という目標達成は厳しいと感じる。目標達成に向け、今後どのような対策を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「移住を検討している方に対して、しっかりと制度についての周知を行うとともに、移住相談窓口においても個々の状況に応じた支援制度の活用について、丁寧なサポートを行ってまいりたい。また、AIなどのデジタルの力も活用し、広く相談に応じることのできる体制をつくっていくことで、移住者の増加につなげたい」との答弁がありました。

最後に、総務部の「県立病院事業点検プロジェクトチーム報告」についてであります。

このことについて委員より、「収支計画によると、令和12年度に黒字に転じることになっているが、実現は可能なのか」との質疑があり、当局より、「診療報酬の大幅な改定に伴い、赤字を圧縮できる兆しが見え始めたところである。また、不採算医療として一般会計が負うべきところを的確に把握し、支援するとともに、病院局がさらなる抜本的対策を行うことで、令和12年度に黒字となる見通しを立てている」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で32億6,200万円余の増額、特別会計で53億2,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,531億4,200万円余となります。

このうち、物価高騰対策に係る支援事業についてであります。

今回の補正では、光熱費や食材料費の高騰の

影響を受ける医療機関や社会福祉施設等に支援金を給付する「医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業」をはじめ、物価高騰対策に係る複数の事業が計上されております。

このことについて委員より、「昨今の物価高騰の中、厳しい状況が続いているため、迅速な支援が図られるよう、しっかりとした事業の進行管理を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、保育人材の確保についてであります。

このことについて当局より、「潜在保育士に係る実態把握調査の結果、約4割が就業に意欲を持っており、給与や就業時間の改善、職場環境の整備等の条件次第で現場復帰の可能性があることが明確となった。勤務条件や職場環境の改善を後押しするなど、保育人材の確保に努めたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「潜在保育士が職場復帰する際に、なかなか正規職員になれないという事例があると思う。非正規職員から正規職員への転換を希望される方への対応についても、しっかりと注視していただきたい」との意見がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、給与改定や物価高騰の影響による経営環境の悪化等に対応するため、緊急対策として、一般会計繰入金で12億4,700万円余増額するものであります。この結果、補正後の病院事業収益は464億6,800万円余となります。

最後に、「県立病院事業点検プロジェクトチーム報告」についてであります。

このことに関連して委員より、「県立病院のみならず、県内市町村立病院も含め、公立病院の経営は極めて厳しい状況にあるが、個々の対

応には限界があり、県全体の医療提供体制の在り方について、根本的な議論を行う必要があるのではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、急激な人口減少社会の中、政策医療や不採算医療を担う公立病院としての機能や役割を堅持することはもとより、長期的な視点に立ち、限られた地域医療資源の合理的な配置や集約化を含めた抜本的な対策を講じることにより、持続可能な医療提供体制の構築が図られるよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外15件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億3,400万円余の増額、特別会計で6,500万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は522億700万円余となります。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で197億5,200万円余の減額、特別会計で1億7,800万円余の減額であります。この結果、一般会計と特別会計を合

わせた補正後の予算額は1,008億6,800万円余となります。

このうち、商工観光労働部の改善事業「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」についてであります。

これは、物価高騰などで厳しい経営環境に置かれている県内中小企業・小規模事業者に対し、生産性向上などのための投資や経営力強化を支援することにより、人口減少下においても地域経済の維持・発展を支えることのできる「稼ぐ力」を備えた事業者の増加を促進するものであります。

このことについて委員より、具体的な支援内容について質疑があり、当局より、「作業の効率化が見込まれる器具の導入など、生産性向上に資する設備投資に対する補助に加え、経営力強化に向けた経営者の意識醸成などを目的としたセミナーも実施してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「単なる資金援助にとどまらず、成功事例をフィードバックするなど、従業員の資質向上まで踏み込んだ支援を積極的に行っていただきたい」との要望がありました。

最後に、商工観光労働部の新規事業「みやぎ宿泊旅行需要喚起事業」についてであります。

これは、物価高騰により経営面で影響を受けている県内の観光関連事業者を支援するため、宿泊割引や観光施設等で利用可能なデジタルクーポンの付与などを通じて、滞在型観光を促進し、地域観光産業の活性化を図るものであります。

このことについて委員より、「県内宿泊割引及びクーポン付与等の支援に係る事業費16億

4,400万円余のうち、事務費が2億5,900万円余との説明であったが、事務費としては高額に感じる。その内訳はどのようなになっているのか」との質疑があり、当局より、「事務費の主な内訳としては、クーポンシステムの構築費やクーポンの発行手数料などであり、過去の同様のキャンペーンを参考に積算を行っている。また、事業の規模感や複数事業者間での調整の必要性などを考慮し、受託者の決定は、プロポーザル方式を採用して実施したいと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県が直接実施することが望ましい業務については、ノウハウを蓄積し活用できる体制を構築することで、今後、同様の施策を展開するに当たっては、コストが削減できるよう検討いただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第45号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で14億6,700万円余の減額、特別会計で30万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた

補正後の予算額は257億4,200万円余となります。

このうち、電力自家消費サポート事業についてであります。

これは、エネルギー価格高騰の影響を受けている個人や事業者を対象に、蓄電池やLED照明の導入を支援することで、電力購入量の削減や、温室効果ガス排出量の削減を図るものであります。

このことについて委員より、「LED照明の導入経費における補助について、個人は対象とならないのか。また、事業の周知については、どのように図られているのか」との質疑があり、当局より、「個人のLED照明の付け替えは、比較的少額なコストに対する支援であることから、各市町村で対応していただくようお願いしている。また、事業の周知については、新聞、ラジオでの広告やSNSを組み合わせで情報を発信している」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億8,300万円余の増額、特別会計で4,000万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は505億300万円余となります。

このうち、新規事業「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」についてであります。

これは、物価高騰の中、中山間地域の農業者等に対して、生産活動の継続につながる機械等の導入や修繕費用を支援し、生産意欲の向上や、多面的機能の維持及び発揮を図るものであります。

このことについて委員より、「宮崎県内の中山間地域は広大であり、地域農業を守っていく

上で、当該事業は重要であると捉えているが、どのようなニーズ調査をして事業を構築したのか」との質疑があり、当局より、「ニーズの定量的な把握までは至っていないが、中山間地域の農業者から伺った意見を踏まえて事業を構築している。当該事業では、中山間地域等直接支払制度の協定活動に参加する者を対象としているが、これまでの類似事業とは異なり、年齢及び農地の規模拡大の要件は設けないことで考えている」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「現場は高齢化が進み、待ったなしの状況にあり、一度地域が衰退すると再び活力を取り戻すことは難しい。担い手の確保や営農を続けることができるよう、現場の思いにしっかり応えていただきたい」との意見がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案等は、議案第45号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

まず、電気事業会計についてであります。綾第二発電所大規模改良事業の継続費で11億9,300万円余の増額を行うものであります。

この結果、電気事業会計の補正後の同事業に

おける継続費の総額は179億2,800万円余となります。

また、地域振興事業会計については、事業収益で1,000万円余の減額を行うものであります。

この結果、地域振興事業会計の補正後の事業収益から事業費を引いた収支残はマイナス900万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で40億5,400万円余の減額、特別会計で1億200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,238億3,800万円余となります。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9億400万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は298億9,700万円余となります。

このうち、企業局の地域振興事業会計についてであります。

このことについて委員より、「ゴルフ場利用者数が目標を下回る想定のため、指定管理者から納付される施設利用料を減額するとの説明であったが、指定管理者との間で経営リスクに対して、どのような取決めがあったのか」との質疑があり、当局より、「指定管理者募集時に応募がないおそれがあったため、経営リスクを軽減する条件を設定し、募集を行った。そのため、利用者数が想定を下回った場合は、指定管理者から納付される施設利用料を減額するという条件で契約を結んでいる」との答弁がありました。

最後に、教育委員会の新規事業「みやざきの

図書館連携協働モデル事業」についてであります。

これは、県内の図書館と地域の関係機関との連携協働により、読書環境の整備改善に向けたモデルを構築し、県民が読書に親しむ環境を整備するものであります。

このことについて委員より、「設置予定の協議会については、関係機関との連携をどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「全県的に読書に親しむ環境を整備するため、協議会には、市町村立図書館や各学校図書館の代表者、また図書館が関係する書店の方などに委員として参加していただくことで協力体制を構築することとしている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「協議会での議論においては、実際の現場が分かっている司書の方の意見を積極的に取り入れるなど、実効性のある取組にしていきたい」との意見がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

議案第45号から第81号まで、報告第1号及び第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のと

おり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日11日から18日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、19日午前10時から、令和8年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会

3 月 19 日（木）

令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（35名）

2番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4番	工藤隆久	（同）
5番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山口俊樹	（同）
7番	下沖篤史	（同）
8番	齊藤了介	（同）
9番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	野崎幸士	（宮崎県議会自由民主党）
19番	佐藤雅洋	（同）
20番	内田理佐	（同）
21番	川添博	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	日高博之	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濱砂守	（同）
33番	安田厚生	（同）
34番	坂口博美	（同）
35番	山下寿	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	日高陽一	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
公安委員長	松山昭
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	坂元修一
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第44号まで及び請願）

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、令和8年度当初予算関係議案等について、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第44号までの各号議案及び請願第19号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、請願第19号については賛成少数により、議案についてはいずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和8年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました令和8年度一般会計の予算規模は6,899億5,000万円で、前年度と比較して、219億9,000万円余、3.3%の増となっております。また、特別会計については3.9%の減、公営企業会計については3.5%の増となっております。

歳入では、まず自主財源については、地方消費税清算金の増などにより1.6%の増となって

おり、また、依存財源については、地方交付税の増などにより4.6%の増となっております。

一方、歳出では、義務的経費は、人件費の増などにより3.3%の増、投資的経費は、県有スポーツ施設整備費の減などにより4.2%の減、その他一般行政経費は、未来みやざき成長基金積立金の増などにより7.2%の増となっております。

このことに関連して委員より、「非常に厳しい財政運営が求められる中で、今後の財政健全化を含めた中長期的な見通しについて、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「今回の予算は過去最大規模となりつつも、財政健全性も確保できたと考えている。今後も、財政健全化に関する指標を注視しつつ、財源確保について国にしっかりと働きかけを行うなど、財政の健全性確保に努めながら、置県150年を見据えた夢のある投資にも取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後も本県の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと見込まれるが、本県の経済発展のために、めり張りのある財政運営を行っていただくよう要望します。

次に、総合政策部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて230億7,700万円余で、前年度と比較して32.1%の増となっております。

次に、総務部の予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,376億2,800万円余で、前年度と比較して0.7%の増となっております。

次に、宮崎国スポ・障スポ局の予算について

であります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計で65億3,900万円余で、前年度と比較して43.7%の減となっております。

このうち、総合政策部の新規事業「みやぎきスポーツメディカルサポート体制構築事業」についてであります。

これは、国スポ・障スポの開催を見据え、県内の医療団体、競技団体をつなぐ「みやぎきスポーツメディカルコンソーシアム」を形成するとともに、コーディネーターを配置し、県内キャンプ等を行うチームやスポーツ大会等に対するサポート体制を構築するものであります。

このことについて委員より、「スポーツメディカルコンソーシアムは、様々なスポーツに対応できるのか」との質疑があり、当局より、「現在も、ラグビー日本代表やなでしこジャパンへの帯同経験を持ち、様々なスポーツに対応することができる優秀なスポーツドクターが中心となり、支援を行っている。この事業により、しっかりとコンソーシアムを形成することで、様々なスポーツの場面で、これまで以上にメディカル面での支援を組織的・機動的に行うことができる体制をつくっていききたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「コンソーシアムでは、より幅広い支援を行うため、アンチドーピング等に関する知識を持つ薬剤師であるスポーツファーマシストとも積極的に連携していただきたい」との要望がありました。

次に、総合政策部の「宮崎県消費者基本計画の素案について」であります。

これは、高齢化の進行や成年年齢の引下げ、デジタル化の進展など、消費者を取り巻く環境の変化や、新たな課題等に対応した消費者施策

を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの消費者教育推進計画を継承・包含した「宮崎県消費者基本計画」を新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「消費者トラブルから身を守るためには、日頃から、住んでいる地域の活動を通じて情報共有を行うなど、地域とのつながりが重要だと考えるが、計画にどのように反映されるのか」との質疑があり、当局より、「消費者トラブルについては、未然防止に力を入れる必要があることから、現在も、出前講座などを活用し、自治会単位の啓発や情報提供等の呼びかけも行っている。また、今回の計画では、市町村と連携しながら、小さな単位での啓発活動や地域における見守り活動の推進についても取り組んでいくこととしている」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,425億2,300万円余で、前年度と比較して0.1%の増となっております。

次に、病院局の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算のうち、収益的収支については、病院事業収益が469億7,900万円余、病院事業費用が503億1,800万円余であり、収益から費用を差し引いた収支残はマイナス33億3,900万円余となっております。

このうち、福祉保健部の「民生委員担い手確保対策事業」についてであります。

このことに関連して委員より、「民生委員の担い手不足が深刻な問題となっている。民生委員への活動費の支給について、都道府県が独自に上乗せを行っている事例はあるのか」との質疑があり、当局より、「財政基盤の強い自治体では独自の対応が見られ、九州管内では福岡県のみが上乗せ支給を行っている。本県としても、九州各県と連携し、活動費の目安となる普通交付税の算定単価の引上げを国へ要望した結果、本年2月には、現行の年額6万200円から3,800円の引上げがあったところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「民生委員は地域と深く関わる重要な役割を担っていることから、様々な地域課題の解決のためにも、県独自の取組も含め、今後の民生委員の確保の在り方や支援策について検討していただきたい」との要望がありました。

次に、福祉保健部の新規事業「外国人介護人

材獲得強化事業」についてであります。

これは、海外現地での情報収集や求人活動、広報活動など、人材確保に資する取組を行う介護福祉士養成施設や介護事業者に対して支援を行うことで、介護福祉士養成施設の留学生確保と外国人介護人材の受入れ促進を図るものであります。

このことについて委員より、「令和9年末までに外国人介護人材数を2,000人とする目標を達成するためには、言語や手続の面で受入れのハードルが高い小規模事業者への支援を強化すべきではないか」との意見があり、当局より、「海外へのPR事業に加え、求人票の作成方法や雇用契約の締結方法など、小規模事業者に対する伴走型支援を介護分野独自で実施している。また、宮崎県外国人材受入・定着支援センターにおいて、採用から定着までの一貫した相談体制を整えているが、引き続き、他部局とも連携しながら、一人でも多くの外国人材の確保に努めたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「県内には、独自のノウハウや海外とのつながりを持ち、外国人材の受入れに成功している事業所もある。そういった先進事例もしっかりと調査していただきたい」との要望がありました。

次に、福祉保健部の改善事業「旧優生保護法に基づく補償金等支給円滑化事業」についてであります。

これは、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し、補償金等制度の周知や支給に係る事務を迅速かつ適切に行うことにより、当事者に寄り添った円滑な補償金等の支給を図るものであります。

このことについて委員より、「補償金の支給は迅速に行うべきであるが、支給までに時間を

要するのはなぜか」との質疑があり、当局より、「戸籍の調査や本人の存否確認に加え、対象者への案内には、個々の事情に十分配慮した極めて慎重な対応が求められることから、支給までに時間を要すると考えている。調査を迅速に行いつつ丁寧に進めていきたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて474億7,400万円余で、前年度と比較して2.7%の減となっております。

次に、県土整備部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて915億5,300万円余で、前年度と比較して3.5%の増となっております。

このうち、商工観光労働部の改善事業「半導体関連企業誘致強化促進事業」についてであります。

これは、本県への半導体関連企業の誘致を強化するため、産業用地の確保と誘致活動のさらなる充実を図るものであります。

このことについて委員より、「内陸部の工業団地に対する問合せが多いことから、企業誘致は道路整備と一体化した戦略が必要不可欠である。県土整備部と密に連携し、戦略を持って立地促進に取り組むべきではないか」との意見があり、当局より、「県内産業の振興を図るに当たり、工業団地の不足は克服すべき重要な課題となっている。県土整備部など関係部局との連携をさらに強化し、国の新たな制度も活用しながら、市町村が行う事業への支援や立地促進に向けた取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「部局間での強固な連携の下、商工観光労働部がリーダーシップを発揮して戦略を立て、半導体産業の立地促進に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、商工観光労働部の新規事業「高付加価値型宿泊施設誘致調査事業」についてであります。

これは、消費額が大きい旅行者の誘客や滞在型観光を強化するため、市町村と連携し、公有地などの土地情報等を収集するとともに、開発事業者等へのヒアリングを行い、高付加価値型宿泊施設誘致の実現性をはかるものであります。

このことについて委員より、「ラグジュアリークラスのホテル誘致に向けた調査を3年間で実施するとしているが、他県ではスピード感

を持った誘致競争が展開されており、有望な事業者が他県に流れてしまう懸念がある。より短期間での実施はできないのか」との質疑があり、当局より、「1年目は基礎調査に基づき作成した資料により開発事業者等へのヒアリングを行い、2年目は関心の高い事業者の絞り込みや意見交換等を行うことを想定している。ラグジュアリークラスのホテル誘致はハードルが高いことから、慎重かつ着実に進めたいと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内のどのエリアにどのグレードの宿泊施設がどの程度必要なのかといった戦略的な全体計画の下、宿泊施設の誘致を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部の新規事業「土木の設計図書等検索システム構築事業」についてであります。

これは、新たな公共工事を発注する際に参考とする設計図書や関係通知文などを検索・管理するシステムを構築することにより、職員の業務時間の削減や負担軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「公共工事の設計に関する悩みは、市町村においても同様であると考えられるが、今後、市町村への展開や連携について検討する余地はあるのか」との質疑があり、当局より、「現時点では具体的な検討は行っていないが、技術的な面などの課題をクリアできれば、市町村が活用することも可能になるのではないかと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「優れたシステムを構築するのであれば、庁内だけではなく、全県下で効果的に活用できるよう、市町村との連

携、共同利用に向けて検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外14件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて223億8,500万円余で、前年度と比較して0.5%の減となっております。

次に、農政水産部の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて426億9,500万円余で、前年度と比較して1.8%の減となっております。

このうち、環境森林部の新規事業「硫黄山水川白濁対策支援事業」についてであります。

これは、令和8年4月1日から硫黄山水質改善施設の管理者となるえびの市に対して、施設

の管理・運用に係る経費の補助及び技術支援を行うことにより、施設の効果的運用による河川下流側の安定的な水質の確保を図るものであります。

このことについて委員より、「当該施設については、本来、国が整備、維持管理すべきと考えるが、なぜ県が施設整備をしたのか」との質疑があり、当局より、「硫黄山が噴火した後、国へ粘り強く施設の整備を要望してきたが、国での整備は難しいとの回答であった。一方で、農業関係者への影響を考慮し、早急に対応する必要があったことから、令和3年2月に開催された、国、県、えびの市等の関係機関で構成される硫黄山・河川白濁対策協議会において、県が施設整備を行い、えびの市が将来的に維持管理を行うことが確認された」との答弁がありました。

これに対して同じ委員より、「今後とも、えびの市としっかりと連携しながら、現状を把握し、必要に応じて国への要望を行っていただきたい」との意見がありました。

また、ほかの委員より、「えびの市への経費の補助及び技術支援はどのようになるのか」との質疑があり、当局より、「当該支援事業は、農政水産部で取り組んでいる代替水源の整備完了が見込まれる令和11年度までとしている。技術支援については、令和12年度以降もえびの市からの相談に応じて協力していきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の新規事業「農業外国人材「育成就労制度」体制構築事業」についてであります。

これは、令和9年度に始まる育成就労制度に対応した受入れ体制を構築し、農業分野における外国人材の安定的な確保・育成を図るもので

あります。

このことについて委員より、「外国人材確保・雇用対策特別委員会においてインドネシアを現地調査した際、日本で研修を受けた若者が現地で起業し成功しているのを目の当たりにした。単なる労働力確保という観点だけでなく、本県での研修により夢をかなえることができるといった視点を持つことで、相手国との信頼関係を構築していただきたい」との意見がありました。

次に、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

このことに関連して委員より、「水産物加工指導センターの利用実績は減少傾向との説明だったが、例えば、宮崎県内の調理科の高校生等が活用した事例はないのか」との質疑があり、当局より、「現状では、水産加工業者を中心に利用している状況であり、高校生が利用している事例はないが、宮崎県水産業・漁村振興長期計画においても、水産加工業について、今後、注力して取り組むことを掲げている。このため、教育委員会と連携することで、新しい取組ができるよう検討してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関連議案等は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和8年度予算についてであります。

まず、電気事業会計予算については、収益的収支における事業収益は69億9,700万円余、事業費は57億600万円余であり、事業収益から事業費を差し引いた収支残は12億9,100万円余となっております。

工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益は3億6,800万円余、事業費は4億8,300万円余で、収支残はマイナス1億1,500万円余となっております。

地域振興事業会計予算については、同じく事業収益は100万円余、事業費は2,500万円余で、収支残はマイナス2,400万円余となっております。

次に、教育委員会の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,334億4,100万円余であり、前年度と比較して7%の増となっております。

次に、公安委員会の令和8年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は322億6,000万円余であり、前年度と比較して7.1%の増となっております。

このうち、企業局の工業用水道事業会計予算についてであります。

このことについて委員より、薬品費が前年度に比べ約37%増加している理由について質疑があり、当局より、「濁水処理をするため、高速凝集沈殿池で使用する薬品単価が上がったことによるものである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「従来の薬品に固執することなく、コストと安全性の両面から、最新の知見を基に代替品を探すことも必要ではないか」との意見がありました。

次に、教育委員会の新規事業「教員の意識と授業が変わる「ひなたの学び」学力アップ事業」についてであります。

このことについて当局より、「これまでの取組に加え、さらなる授業改善を図り、その成果を全県下に展開することで、本県の児童生徒一人一人に問題意識を持たせ、仲間と話し合いながら深く考える力を身につけさせたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「児童生徒が自ら学ぶ姿勢を持つことは、学力が向上するだけでなく、不登校対策にもつながると考える。この取組をしっかりと進めていただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会の「職員のメンタルヘルスケア支援事業」についてであります。

このことについて委員より、警察官に対するメンタルヘルスケアの取組について質疑があり、当局より、「全職員を対象にストレスチェックを行い、メンタルヘルス不調の兆しがある職員については、専門機関等で相談ができる体制を整えている。また、ストレスチェックを受けた時期には問題がなかった職員が後に休職となるケースもあるため、職員が自ら相談する体制や、同僚や職員の家族が職員の異変に気づいた際、本人のケアにつなげる体制も整えて

いる」との答弁がありました。

警察の使命である県民の安全・安心な暮らしを守るためには、その任に当たる警察官が心身ともに健やかな状態で職務に当たることが不可欠であります。

当委員会といたしましては、警察官一人一人が職務に専念できる職場づくりに取り組むとともに、より積極的に警察官のメンタルヘルス対策に取り組んでいただきますよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例会に提案されました各号議案のうち、議案第1号、第4号、第20号及び第30号について、反対の立場から、請願第19号については、採択を求めて討論を行います。

まず、議案第1号「令和8年度宮崎県一般会計予算」についてです。

国内外ともに激動の情勢の中、明白な国連憲章・国際法違反である米国とイスラエルによるイラン攻撃は、子供を含む多数の民間人を犠牲にし、ホルムズ海峡の実質的な封鎖による原油入手の困難性は、エネルギー市場の混乱を招き、日本国民、県民の暮らしにも影響をもたらし始めています。

また、高市新政権の下での経済政策は、「責任ある積極財政」の名の下に赤字国債を大量発行して、大軍拡や大企業優遇の放漫財政の推進が長期金利の上昇や異常円安を加速させ、長期に及ぶ物価高騰はますます深刻さを増し、こうした中に県民の暮らしは置かれています。異常な物価高騰の中で、賃金も年金も上がらず、県内の基地強化、戦争準備は進められ、県民は危険と表裏一体の生活を余儀なくされています。

こうした県民の苦難を解決し、安心して暮らすための福祉の増進に努める地方自治体の責務を全うする県政が求められています。

県の新年度当初予算は、一般会計で6,899億5,000万円と、予算規模は過去最大です。一方、県債発行額は563億円余、県債残高は8,575億円余と、依然として多額に及んでいます。この過去最大規模の予算を県民の安心できる暮らしにどう生かすかです。

予算における施策においては、福祉や医療、教育、文化、農業、インフラの整備、地場産業の振興など、当然必要な予算も組まれています。が、県民の期待に応えるには不十分さや問題点を残しています。

今求められているのは、医療や福祉、社会保障について、地域医療を守る観点から、医療機関やケア労働者を支える手だてが必要です。特に、介護事業所を支えることは、事業所にとっても、利用する高齢者にとっても急務です。

また、日本一生み育てやすい県を目指すのであれば、子育て世帯が切望する小中学校給食の無償化、子供医療費の助成の拡充、中でも、ひとり親家庭の医療費助成を現物給付方式にすることなどが必要です。国の施策や予算を求めることは当然ですが、県独自でも増えた財源等を充てて県民の暮らしを支えることが重要です。

農業分野では、気候変動の中で食糧危機に対応するためにも、輸入に頼らない農業の確立、価格保障、所得補償で小規模な家族農業も支える手だてを取ることです。

教育においては、いじめや不登校問題の解決のためにも、何より子供たちと直接関わる教職員を増やすことです。少人数学級を実現すること、これは教員の働き方改革にも道を開くものです。

こうした点を踏まえた、県民の期待に応えられる行財政運営を求めるものです。

次に、議案第4号「令和8年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」については、議案第30号と関連しますので、併せて討論いたします。

まず、国保会計についてです。

国保の都道府県化の下、昨年度、県内では9つの自治体が国保税の引上げを行っています。その中で、全国で6番目に国保税が高い自治体もあります。標準保険料率や保険者努力支援制度による自治体独自の公費繰入れをやりやすくする仕組みがつくられ、国保税の引上げにつながっています。新年度の保険者努力支援交付金は、さらに前年度より1億円余も減額され、物価高騰が続く中で、医療費のコストも上がり、それが国保税に跳ね返ってくることにもなります。

また、議案第30号の県条例改定で見られるように、国の子ども・子育て支援法の改定によ

り、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から、国民健康保険をはじめ、医療保険者に支援金を拠出することが義務づけられ、子ども・子育て支援金が医療保険料に上積みして徴収されることになり、この新設された子ども・子育て支援納付金は14億2,800万円余の支出となっています。これは当然、国保税引上げにつながるが見込まれます。

子育て支援は必要かつ重要です。しかし、その財源を医療保険料などに上乗せして徴収するような方策は問題です。国保加入者の大半は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者、年金生活者です。高い国保税は、長引く物価高騰の中で滞納者を増やし、安心して医療を受けることを困難にしています。

削減してきた国庫負担金を元に戻し増やすこと、また、1兆円規模の公費投入を行い、国保税の抜本的な引下げ、窓口負担減免制度の生活困窮者への対象拡大などを国に求めて、県民の命と健康が守れる国保にすることを強く求めるものです。

次に、議案第20号「令和8年度宮崎県立病院事業会計予算」についてです。

県内の医療を取り巻く状況は、物価の高騰や消費税の負担、医師や看護師不足、さらに診療報酬問題などによる経営の厳しさは深刻で、県内のクリニックの閉鎖や、一定規模の開業医などに倒産の危機事例が聞かれるように、地域医療全体に深刻な影を落としています。県立病院の事業運営においても、経営の厳しさは免れない状況だと思います。

新年度の予算規模は585億8,800万円余、収支改善策も示され、新規事業も組み込んだ増収計画、病院事業債の活用検討などが挙げられています。もちろん一般会計からの繰入れもあり、

公的病院の役割を担うためには、その増額も必要と思います。

問題とするのは、収支改善策の一つに病床削減を示していることです。コロナから解放されてきたとはいえ、感染症対策の徹底をおろそかにすることはできませんし、一旦削減したら、容易に増やすことは困難になるのではないのでしょうか。

現在、2040年に向けて、病院機能を明確にする新たな地域医療構想計画が取り組まれているようですが、公的病院の果たす役割がどうなるのか、現在でも、県民の命と健康を守る地域医療の中軸、要として、県民はもとより医療機関からも、しっかり救急患者を受け入れてほしい、最後のとりでになってほしいという要望や期待は大きくあります。

まさに、県立病院が目指す公的病院としての役割を果たすべく、救急医療や高度・急性期医療など、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するためにも、病床削減については慎重に考慮することを求めたいと思います。

続いて、請願について述べます。

委員長報告で不採択とされました新規請願第19号「「消費税の引き下げ」を求める意見書を国に提出することを求める請願書」について、採択を求めるものです。

長引く物価高騰の下で、さきの参議院選挙でも衆議院選挙でも、国民の消費税減税を求める声は圧倒的でした。その国民の声に押されて、高市首相も「消費税減税は悲願」と述べられました。

現在、国会で審議が行われている消費税減税策です。地方の場から県民の切実な声を届ける役割を県議会が担うことは重要です。県民の暮らしを守り、地域経済を立て直すためにも、有

効かつ必要な消費税減税です。不採択と切り捨てず、請願者の意思を重く受け止めて、採択を求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

〔中野一則議員退席・退場〕

○外山 衛議長 本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

〔中野一則議員入場・着席〕

◎ 議案第33号採決

○外山 衛議長 次に、議案第33号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第4号、第20号及び第30号採決

○外山 衛議長 次に、議案第4号、第20号及び第30号の各号議案について、一括お諮りいた

します。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第19号まで、第21号から第29号まで、第31号、第32号及び第34号から第44号まで採決

○外山 衛議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第19号まで、第21号から第29号まで、第31号、第32号及び第34号から第44号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第19号採決

○外山 衛議長 次に、請願第19号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○外山 衛議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、南海トラフ対策特別委員会、福田新一委員長。

○福田新一議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、南海トラフ地震に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきまして、お手元に配付しております報告書のとおりであります。ここでは、県への提言を中心に、その概要を御報告申し上げます。

本県においては、今後、高い確率で発生が予測される南海トラフ地震への対策が県政の最重要課題であります。

令和5年度及び6年度には、防災減災・県土強靱化対策特別委員会を設置し、南海トラフ地震対策を含む様々な防災・減災対策の取組について調査が進められてきました。

本県では、令和6年8月の日向灘沖を震源とする地震において、全国で初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されましたが、県内では、これに伴う避難行動等による交通渋滞の発生が見

られたほか、沿岸10市町での調査において、住民の約75%が避難しなかったことが判明するなど、新たな課題が浮き彫りとなりました。

また、国による被害想定の見直し結果が公表されたことから、本県を取り巻く災害リスクを正しく理解し、より実効性のある対策が必要であるという認識に至りました。

当委員会では、このような認識の下、南海トラフ対策に特化し、「被害想定に関すること」「地震対策に関すること」「津波対策に関すること」「避難に関すること」の4項目について調査いたしました。

調査は、甚大な被害が想定される沿岸地域を中心とする県内外での現地調査に加え、参考人として、宮崎公立大学の山下裕亮准教授、県立延岡病院の金丸勝弘医師、陸上自衛隊都城駐屯地の矢羽田峰志連隊長をお招きし、専門的な見地からの意見聴取を行ったところであります。

調査では、特に、南海トラフ地震において、最大34.4メートルと全国で最も高い津波が想定されている高知県黒潮町において、町長の強いリーダーシップの下、行政と住民が一体となった強固な防災体制が築かれており、本県における対策を検討する上で大変参考となる事例でありました。

それでは、主な提言として、ここでは8つの項目について申し上げます。

まず、「地震・津波に関する正しい知識の啓発強化」についてであります。

臨時情報により交通渋滞が発生したことは、県民の避難行動についての理解不足を示唆するものと言えます。

このため、県民が地震や津波に関する正しい知識を習得し、特に、津波警報が発表された場合は「直ちに避難」「原則徒歩避難」という基

本行動が確実に実践できるよう、情報提供や呼びかけを徹底することを要望いたします。

次に、「自主防災組織・地域コミュニティの活性化と連携強化」についてであります。

大規模災害においては、隣近所による助け合いが命を救う鍵となるものの、県内調査では、地域により自治会加入率などに差が見られ、少子高齢化や加入率の低下による共助の機能低下が懸念されます。住民が防災を自分事として捉え、地域で支え合う体制を築くためには、行政による支援が不可欠と言えます。

このため、自治会への加入促進や、防災士等の専門人材の活用を図る支援策を検討するとともに、行政と住民が一体となった地域防災体制を構築できるよう、市町村の地域防災計画の策定等を積極的に支援することを要望いたします。

次に、「重要インフラの耐災害性強化」についてであります。

発災直後の救急・救命活動及び緊急物資輸送を支える道路や、沿岸部に住む人々の命を守る津波避難タワーは、地域によって対策に差が生じないように整備を推進すべきであります。

このため、東九州自動車道や国道220号などの重要道路に加え、迂回路となる県道など、災害時でも機能する強靱な道路ネットワークを確立することを要望いたします。

また、津波避難タワーの整備に当たっては、高齢者の避難速度を考慮した県下統一の算出方法に見直すとともに、スムーズに避難できるよう、スロープ設置など多様な整備手法を検討することを要望いたします。

次に、「災害時医療・福祉提供体制の強化」についてであります。

津波浸水などが想定される南海トラフ地震で

は、広域かつ長時間の停電や通信インフラの寸断により、医療機関などが機能不全に陥ることが懸念されます。

このため、地域災害拠点病院において、医療用設備の高所移設等の現状把握や、自家発電機への切替え訓練等の実施を進めるとともに、マイナ保険証を活用した災害時の医療情報提供体制を構築することを要望いたします。

次に、「避難所の安全確保と環境整備」についてであります。

死者の約67%が災害関連死であった能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所となる学校の体育館への冷暖房設置やプライバシーの確保等のほか、女性の意見を十分に取り入れた避難所の環境整備を進めることを要望いたします。

次に、「事前復興計画の策定」についてであります。

災害後の迅速な復興だけでなく、事前防災にも寄与するとの認識の下、高知県の取組などの先行事例を踏まえ、復興方針・体制・手順を具体化した事前復興計画を市町村と連携・議論し、策定に向けた支援を検討することを要望いたします。

次に、「災害廃棄物処理体制の強化」についてであります。

南海トラフ巨大地震では、約1,170万トンもの災害廃棄物が発生すると想定され、市町村単独での処理が困難になることが予想されます。

このため、市町村や民間事業者と十分連携し、具体的な処理手順や仮置場の確保などを計画に明示するとともに、県内処理施設の充実や県内外の広域的な連携強化を図り、災害廃棄物処理体制を構築することを要望いたします。

最後に、「他県との広域連携の推進」についてであります。

大規模災害発生時には、本県単独での応急対応には限界があります。

このため、本県及び大分県に対する応援拠点で、国のプッシュ型支援の分散備蓄拠点である熊本県との平時からの顔の見える関係を一層強化し、大規模災害時に円滑な支援が受けられるよう、道路啓開や代替ルート確保等のための実効性のある計画を策定することを要望いたします。

以上が当委員会の調査結果の概要であります。

県当局におかれましては、国の新たな被害想定や防災体制の動向を注視しつつ、知事の強いリーダーシップの下、市町村や関係機関と緊密に連携し、県民一人一人が主体的に行動できるよう、総合的かつ持続的な防災対策を力強く推進されることを期待申し上げ、当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、外国人材確保・雇用対策特別委員会、本田利弘委員長。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、外国人材確保・雇用に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。ここでは、県への提言を中心に、その概要を御報告申し上げます。

本県においては、人口減少に伴う深刻な人手不足により、地域経済の維持に向けた労働力の確保が喫緊の課題となっており、産業を支える人材として外国人材への期待が一層高まっております。

このような中、国内外で人材獲得競争が激化していることから、さらなる外国人材の確保に向けた対応が求められております。

一方で、在留外国人の増加により、地域社会

におけるトラブルを懸念する声もあることから、安心できる社会環境を維持することで、地域住民との共生を両立させることが重要であります。

また、国において、外国人材の確保・育成に向け、技能実習制度から育成就労制度への移行が進められるほか、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、共生社会の実現に向けた具体的な指針が打ち出されており、こうした国の政策に沿った対応も必要となつてまいります。

当委員会では、このような認識の下、「国の在留資格と特定技能制度等に関すること」「外国人材の受入れ・活用・支援に係る現状と課題に関すること」「送り出し機関・受入れ機関・外国人材雇用事業者に関すること」「外国人材に選ばれる宮崎づくりの施策の在り方に関すること」の4項目について調査いたしました。

調査は、県や国をはじめ、県内外の外国人材雇用事業者や登録支援機関などから取組を聴取するとともに、現地の送り出し機関や教育機関等の実情を把握するため、インドネシアに赴いたところであります。

その結果、本県の温かな県民性や温暖な気候と豊かな自然といった特徴を生かした、外国人材に選ばれる宮崎づくりを戦略的に推進することの重要性が明らかとなりました。

それでは、主な提言について、ここでは6つの項目を申し上げます。

まず、「海外関係機関とのネットワーク構築」についてであります。

外国人材の確保に当たっては、就労ニーズの多様化への的確な対応や、不当な仲介費等を回避する透明性の高い受入れ体制を築くことが重要となります。

このため、各国の経済状況や国内情勢の変化に即した戦略的なアプローチを展開することにより、現地の行政機関や送り出し機関等との強固な信頼関係を構築し、ネットワークを形成することを要望いたします。

次に、「外国人材施策の推進体制の強化」についてであります。

外国人材の確保や定着、共生に係る施策をより効果的に展開するためには、多岐にわたる取組を一体的に実施する体制や、市町村と連携した地域課題等への対応が必要になります。

このため、県において司令塔の役割を担う組織の拡充・強化や専門人材の活用などによる施策を強力に推進する体制に加え、地域の実情に応じた支援を行うための広域的な協力体制を構築することを要望いたします。

あわせて、県の施策の評価に当たっては、事業者における外国人材の確保や定着状況などの成果を重視した効果検証を行っていただきたいと思います。

次に、「海外へのPRと情報発信の強化」についてであります。

外国人材が就労先の情報を収集する際は、主にSNSなどが活用されており、本県を就労先として選択した外国人材からは、宮崎の温暖な気候や温かな県民性に魅力を感じているとの声も聞かれました。

このため、現地の政府機関や送り出し機関、人材の中核となる若年労働者などの本県への認知度が向上するよう、プロモーション動画やSNSなどを効果的に活用し、本県で働くことの魅力をPRすることを要望いたします。

次に、「県内事業者に対する人材定着への支援」についてであります。

育成就労制度の開始に伴う転籍要件の緩和に

より、外国人材が条件のよい都市部に流出することが懸念されるため、県内事業者への定着支援を強化する必要があります。

このため、県内事業者に対して就労環境の整備に向けた支援を行うとともに、定着促進に向けたセミナーの開催などにより、外国人材が県内で働き続けることが魅力的な選択肢となるよう、取組を進めることを要望いたします。

次に、「居住環境の整備支援」についてであります。

県内事業者からは、外国人材の住まいの確保に苦慮しているとの声が聞かれ、受入れを推進する上で、生活の基盤となる住居の確保が大きな問題となっています。

このため、既存の公営住宅の空き住戸を活用できるよう、目的外使用の実証的取組で得られた成果や課題を関係部局で共有するとともに、市町村に対しても公営住宅の有効活用を働きかけながら施策を展開することを要望いたします。

最後に、「外国人と地域住民との相互理解の促進」についてであります。

外国人材が地域社会の一員として根づいていくためには、孤立を防ぎ、周囲との良好な関係を築いていくことが重要であります。

このため、みやざき外国人サポートセンター等の取組を充実させ、生活や就労の各段階に応じた伴走支援を展開するとともに、市町村等と連携し、外国人材本人だけでなく地域住民も相談しやすい体制を整備するなど、地域全体で支え合う仕組みを構築することを要望いたします。

以上が当委員会の調査結果の概要であります。

県当局におかれましては、知事の強いリー

ダーシップの下、外国人材から選ばれる宮崎の実現に向け、今回の提言を的確かつ迅速に施策へ反映させるとともに、国や市町村、関係団体等と連携した取組をより一層推進されることを期待申し上げ、当委員会の報告といたします。

(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和8年3月19日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 日高 博之
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第2号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

議員発議案第3号

非核三原則の堅持を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで

追加上程、採決

○外山 衛議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日

程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○外山 衛議長 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年2月定例会を閉会いたします。

午前11時18分閉会

資

料

令和8年2月定例会日程

28日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
2. 20	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
21	土	休 会	(閉 庁 日)	
22	日			
23	月		(閉 庁 日) 天皇誕生日	
24	火			
25	水		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
26	木			一般質問通告締切 12:00
27	金	本会議	代 表 質 問	
28	土	休 会	(閉 庁 日)	
3. 1	日			
2	月	本会議	代 表 質 問	
3	火		一 般 質 問	請願締切 16:00
4	水			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
5	木		一 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 議 案 ・ 請 願 委 員 会 付 託	議会運営委員会 9:30
6	金	休 会	常 任 委 員 会 (補 正)	
7	土		(閉 庁 日)	
8	日			
9	月		常 任 委 員 会 (補 正)	
10	火	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
11	水	休 会	常 任 委 員 会 (当 初)	
12	木			
13	金			
14	土		(閉 庁 日)	
15	日			
16	月		常 任 委 員 会 (当 初)	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
17	火		特 別 委 員 会	議会運営委員会 13:30
18	水		(議 事 整 理)	
19	木	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和8年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和8年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和8年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和8年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 令和8年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 令和8年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第6号 令和8年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和8年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和8年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第12号 令和8年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 令和8年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和8年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 令和8年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 令和8年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 令和8年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 令和8年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 未来みやざき成長基金条例
- 議案第25号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 議案第26号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
議案第27号 宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
議案第28号 公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例
議案第29号 宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
議案第30号 宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例
議案第31号 宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
議案第32号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第33号 財産の無償譲渡について
議案第34号 包括外部監査契約の締結について
議案第35号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第36号 国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第37号 国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第38号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第39号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
議案第40号 宮崎県地域福祉支援計画の変更について
議案第41号 宮崎県環境基本計画の変更について
議案第42号 宮崎県森林・林業長期計画の変更について
議案第43号 宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について
議案第44号 宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について
議案第45号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）
議案第46号 令和7年度宮崎県開発事業特別会計補正予算（第1号）
議案第47号 令和7年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
議案第48号 令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第49号 令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
議案第50号 令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
議案第51号 令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
議案第52号 令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
議案第57号 令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）
議案第58号 令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
議案第59号 令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第2号）
議案第61号 令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）
議案第62号 令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）
議案第63号 令和7年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第64号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
議案第65号 宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例

議案第66号 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第68号 宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第69号 宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例
議案第70号 都市計画法施行条例の一部を改正する条例
議案第71号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第72号 工事請負契約の締結について
議案第73号 工事請負契約の締結について
議案第74号 工事請負契約の締結について
議案第75号 工事請負契約の締結について
議案第76号 工事請負契約の変更について
議案第77号 工事請負契約の変更について
議案第78号 工事請負契約の変更について
議案第79号 工事請負契約の変更について
議案第80号 工事請負契約の変更について
報告第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
報告第2号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

（文書取扱 財政課）

21500-1424
令和8年3月5日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和8年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第81号 訴えの提起について

(文書取扱 財政課)

令和8年2月定例会

代 表 質 問 時 間 割

2月27日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自 由 民 主 党	坂口 博美	10:00～12:00	休憩
2	自 由 民 主 党	安田 厚生	13:00～15:00	

3月2日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	公 明 党	工藤 隆久	10:00～11:20	休憩
4	県民連合立憲	松本 哲也	13:00～14:10	

一般質問時間割

3月3日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	野崎 幸士	10:00～11:00	
2	県民連合立憲	永山 敏郎	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	内田 理佐	13:00～14:00	
4	無所属の会チームひむか	図師 博規	14:00～15:00	

3月4日（水）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	荒神 稔	10:00～11:00	
6	公 明 党	坂本 康郎	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	本田 利弘	13:00～14:00	

3月5日（木）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
8	自由民主党	齊藤 了介	10:00～11:00	
9	自由民主党	渡辺 正剛	11:00～12:00	休憩
10	自由民主党	山下 博三	13:00～14:00	

議案 委員会審査結果表

〔議 案〕（令和7年度補正予算関係等）

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第45号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	可決	可決	可決	可決	可決
第46号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	可決				
第47号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	可決				
第48号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		可決			
第49号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）		可決			
第50号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）				可決	
第51号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）				可決	
第52号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）				可決	
第53号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）			可決		
第54号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）			可決		
第55号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）			可決		
第56号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）				可決	
第57号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）			可決		
第58号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）			可決		
第59号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）					可決
第60号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第2号）					可決
第61号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）					可決
第62号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）					可決
第63号	令和7年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）		可決			
第64号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	可決				
第65号	宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例					可決
第66号	宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 6 7 号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第 6 8 号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第 6 9 号	宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例			可決		
第 7 0 号	都市計画法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第 7 1 号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第 7 2 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 7 3 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 7 4 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 7 5 号	工事請負契約の締結について			可決		
第 7 6 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 7 7 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 7 8 号	工事請負契約の変更について			可決		
第 7 9 号	工事請負契約の変更について	可決				
第 8 0 号	工事請負契約の変更について	可決				
第 8 1 号	訴えの提起について					可決
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて ※ 令和 7 年度宮崎県一般会計補正予算（第 6 号）	承認				
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて ※ 令和 7 年度宮崎県一般会計補正予算（第 7 号）					承認

令和8年2月定例会

議案・請願 委員会審査結果表

〔議 案〕（令和8年度当初予算関係等）

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和8年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和8年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和8年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和8年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和8年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和8年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和8年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和8年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和8年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計 予算			可決		
第10号	令和8年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション 施設特別会計予算			可決		
第11号	令和8年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和8年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和8年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和8年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和8年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和8年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和8年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和8年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和8年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例	可決				
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第23号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第24号	未来みやざき成長基金条例	可決				
第25号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正 する条例		可決			

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第27号	宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第28号	公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例	可決		可決		
第29号	宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第33号	財産の無償譲渡について				可決	
第34号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第35号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第36号	国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第37号	国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第38号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第39号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について		可決			
第41号	宮崎県環境基本計画の変更について				可決	
第42号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について				可決	
第43号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について				可決	
第44号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について				可決	

〔請 願〕

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第19号	「消費税率の引き下げ」を求める意見書を国に提出することを求める請願書	不採択				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和８年２月定例会

委 員 会 名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議 案 議 決 件 名 一 覽 表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和8年度宮崎県一般会計予算	3月19日・可 決
〃 第2号	令和8年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和8年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和8年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和8年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和8年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和8年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和8年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和8年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和8年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和8年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和8年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和8年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和8年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和8年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和8年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和8年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和8年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和8年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和8年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	未来みやざき成長基金条例	〃
〃 第25号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	3月19日・可 決
〃 第28号	公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例	〃
〃 第29号	宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	財産の無償譲渡について	〃
〃 第34号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第35号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第36号	国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第37号	国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第38号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第39号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について	〃
〃 第41号	宮崎県環境基本計画の変更について	〃
〃 第42号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について	〃
〃 第43号	宮崎県農業・農村振興長期計画の変更について	〃
〃 第44号	宮崎県水産業・漁村振興長期計画の変更について	〃
〃 第45号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	3月10日・可 決
〃 第46号	令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第47号	令和7年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第48号	令和7年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第49号	令和7年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	3月10日・可 決
〃 第50号	令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第51号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第52号	令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第53号	令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第54号	令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第55号	令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第56号	令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第57号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第58号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	〃
〃 第59号	令和7年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第60号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第61号	令和7年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)	〃
〃 第62号	令和7年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第2号)	〃
〃 第63号	令和7年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第64号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第65号	宮崎県高等学校等教育改革促進基金条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第66号	宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	3月10日・可 決
〃 第67号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第68号	宮崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第69号	宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例	〃
〃 第70号	都市計画法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第71号	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第72号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第73号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第74号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第75号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第76号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第77号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第78号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第79号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第80号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第81号	訴えの提起について	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	3月10日・承 認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第1号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	3月19日・可 決
〃 第2号	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書	〃
〃 第3号	非核三原則の堅持を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第 1 号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（出席又は欠席の届出） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6 週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、<u>14 週間</u>）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	（出席又は欠席の届出） 第 2 条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8 週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、<u>14 週間</u>）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後 8 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいる。

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）では障害等級12級の認定が多く行われているが、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

また、自賠責保険では、後遺障害の等級を審査した際の資料も非開示であり、審査過程が不透明であることに加え、高次脳機能障害の等級審査とは異なり、専門医等による審査の仕組みが整備されていない。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、国においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
総 務 大 臣	林 芳 正 殿
厚生 労 働 大 臣	上 野 賢 一 郎 殿
国 土 交 通 大 臣	金 子 恭 之 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

議員発議案第3号

非核三原則の堅持を求める意見書

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器の惨禍を二度と繰り返さないとの決意のもと、平和国家としての歩みを進めてきた。

我が国は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年に国会決議として確認された「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として堅持してきた。この原則は、我が国の安全保障政策の根幹であると同時に、国際社会に対する平和国家日本の信頼の礎である。

よって、国におかれては、核兵器のない世界の実現に向けた外交努力を一層強化するとともに、我が国の国是である非核三原則を将来にわたり堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 殿
防 衛 大 臣	小 泉 進 次 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	0	1	

新 規 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第 1 9 号	受理年月日	令和 8 年 3 月 3 日
請願の件名	「消費税率の引き下げ」を求める意見書を国に提出することを求める請願書 (請願趣旨) 国民は長引く物価高に苦しみ続けています。日銀「生活意識アンケート」(2025 年 6 月)では生活に「ゆとりがない」と感じる人が 60%超にのぼりました。帝国データバンク「倒産集計 2025 年上半期」によれば、12 年ぶりに 5000 件を超えた倒産企業の大半が中小企業です。 2025 年 7 月の参院選では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となりました。選挙の結果、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が大きく躍進しました。 世界では、110 の国・地域で付加価値税(消費税)の減税が実施され、ベトナムは 10%から 8%への減税を 2026 年末まで延長しました。マレーシアは 2018 年の選挙結果を受け消費税を廃止しています。中国は昨年末に輸出に伴う大企業への付加価値税還付金を削減・廃止しました。税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算しています。以上の趣旨から請願します。		
紹介議員	岩切 達哉 前屋敷恵美		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2 月 20 日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（中野一則議員、坂本康郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第 1 号～第80号、報告第 1 号、第 2 号上程 知事提案理由説明
2 月 21 日	土	休 会	(閉庁日)
2 月 22 日	日		
2 月 23 日	月		(閉庁日) 天皇誕生日
2 月 24 日	火		(議案調査)
2 月 25 日	水		
2 月 26 日	木		
2 月 27 日	金	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・坂口博美議員、 宮崎県議会自由民主党・安田厚生議員）
2 月 28 日	土	休 会	(閉庁日)
3 月 1 日	日		
3 月 2 日	月	本 会 議	代表質問（公明党宮崎県議団・工藤隆久議員、 県民連合立憲・松本哲也議員）
3 月 3 日	火	本 会 議	一般質問（野崎幸士議員、永山敏郎議員、内田理佐議員、 図師博規議員）
3 月 4 日	水		一般質問（荒神 稔議員、坂本康郎議員、本田利弘議員）
3 月 5 日	木		議案第81号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（齊藤了介議員、渡辺正剛議員、山下博三議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議案・請願委員会付託
3 月 6 日	金		常任委員会（補正）
3 月 7 日	土	休 会	(閉庁日)
3 月 8 日	日		
3 月 9 日	月		常任委員会（補正）
3 月 10 日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告（補正） 採決（議案第45号～第81号、報告第 1 号、第 2 号）（可決または承認）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3 月11日	水	休 会	常任委員会（当初）
3 月12日	木		
3 月13日	金		
3 月14日	土		（閉庁日）
3 月15日	日		
3 月16日	月		常任委員会（当初）
3 月17日	火		特別委員会
3 月18日	水		（議事整理）
3 月19日	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告（当初） 討論（議案第 1 号、第 4 号、第20号、第30号に反対、請願第19号不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第 1 号）（可決） 採決（議案第33号）（可決） 採決（議案第 4 号、第20号、第30号）（可決） 採決（議案第 2 号、第 3 号、第 5 号～第19号、第21号～第29号、第31号、第32号、第34号～第44号）（可決） 採決（請願第19号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第 1 号～第 3 号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 副 議 長 日 高 陽 一

宮 崎 県 議 会 議 員 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員 坂 本 康 郎

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員